

全国照会結果(全体版)

標準仕様書（案）について（市区町村）

- 1:意見を反映
2:修正して反映
3:反映しない
4:「理由」において説明

章	項目番号	項目名	行番号	修正の種類 (追加・削除・その他)	修正前	修正後	修正の理由	意見発出者	区分	対応方針	理由
1	2	(1) 目指す姿	468	その他	申請書等が統一的に実施可能となり	実装してもしなくてもよい	住民票のみ統一となると戸籍関連や印鑑証明発行を同じ申請書で対応している市町村の申請書はどうなるのかと疑義が生じるため	住基担当課	中核市等		本仕様書では、システムの機能要件等の標準化を図ることとし、まずはシステムの機能として出力する帳票について規定することとした。なお、一般論として、申請書が統一されると複数の自治体で同じ申請をする場合は住民や企業等のサービス利用者の利便性が向上することと考えられることから、原案を維持する。
1	2	各主体にとってのシステム標準化のメリット	473～476	その他	本来情報担当職員が行うべき	本来自治体職員が行うべき	記載された業務を行うのは必ずしも情報担当職員が行うものではないため。	住基担当課	中核市等		1 御意見のとおり修正する。
1	2	各主体にとってのシステム標準化のメリット	474～475	削除	システムの共同化による割り勘効果	共同利用可能なシステムサービスの利用による割り勘効果	限定された団体でシステムを共同化した場合、そのグループから抜けると他団体のコスト負担が増大するため、抜けることができなくなり、結果的にベンダロックインが発生することがある。原文では、このことの見誤りにつながる可能性が懸念されるため。	住基担当課	中核市等		3 標準化の取組は、広域クラウドを目指しているが、自治体クラウドの取組も引き続き推進することとしている。これらはいずれも共同化の取組であり、割勘効果が見込まれると考えている。
1	2	(2) 本仕様書の目的	496～500	その他	「人口規模が大きな団体でも、標準パッケージであればカスタマイズなしで支障なく作業が行える」	「人口規模に係わらず、機能ごとに必要不要をパラメータなどで選択できる」	ワンパッケージで自治体規模を問わずクラウド利用する場合、「大規模自治体でのみ必要な機能」「小・中規模でのみ必要な機能」などがすべて盛り込まれる形になり使いづらいシステムにならないか懸念している。	事業者	一般市等		3 機能によっては、一般市区町村は実装してもしなくても良い、としており、自治体の規模にも留意したものであるとしている。
1	2	(2) 本仕様書の目的	498	削除	そうでないものは実装しない機能とする	0	仮に「そうでないもの」が実装してほしいという少数意見が出たとしてもその少数派の意見を採用しないという風に捉えた。「実装しない」のではなく「選択できる」など融通の利くようにしてほしいため。	住基担当課	一般市等		3 標準化の目的は、市町村独自のカスタマイズをなくし、人的・財政的な負担の軽減を図ることであり、選択できる機能はなるべく少なくする必要がある。
1	3	(2) 対象分野	550～551	追加	地域情報プラットフォーム標準仕様における住民基本台帳ユニットとする。	地域情報プラットフォーム標準仕様における住民基本台帳ユニットおよびその連携ユニットとする。	本仕様書の目的に、カスタマイズを原則不要とすることがあるが、住民基本台帳ユニットのみ標準化を行った場合、それをきっかけとして他ユニット側のカスタマイズが必要となる可能性が想定され、総合的にシステムにかかる自治体側の負担が増加するため。	情報政策担当課	一般市等		3 他のシステム間のデータ連携については、APPLICと連携して、地域情報プラットフォーム標準仕様の改定を予定している。
1	3	デジタル社会を見据えた対応	614	追加	—	届出書を住記システム上でデータ管理できるような機能が必要	電子化・ペーパーレス化が進む中、届出書は紙保管と法令上なっているが、今後の展望も踏まえデータ管理できるような機能は必要である。	住基担当課	指定都市		3 制度自体の見直しには一定の時間を要し、標準化の実現がさらに先に伸びることになることから、可能な機能からスタートすることとした。
1	3	デジタル社会を見据えた対応	614	追加	—	【実装してもしなくても良い機能】 照会検索後、該当の異動履歴において異動届出書のスキャンデータを見ることができ機能を追加。	保管年限の中で異動届出書は膨大な量となっており、届出書の内容等を見返す際にスキャンデータを参照することで、紙媒体から検索するより効率的であるため。	住基担当課	中核市等		3 制度自体の見直しには一定の時間を要し、標準化の実現がさらに先に伸びることになることから、可能な機能からスタートすることとした。
1	3	(3) 対象項目	607～608	その他	住民記録システムから出力するとは限らない様式・帳票 (例：住民異動届等の届出書、申請書)については規定しないこととした。	住民記録システムから出力するとは限らない様式・帳票 (例：住民異動届等の届出書、申請書)についても規定する。	異動届はシステム入力時の参考資料となるからシステム（入力方法）が変わるのであれば、統一を図るべきだと思うため。	事業者	一般市等		3 本仕様書では、システムの機能要件等の標準化を図ることとし、まずはシステムの機能として出力する帳票を中心に標準化を図ることとした。
1	4	本仕様書の内容	657～671	追加	記述なし	【実装してもしなくても良い機能】に分類された機能（一般市区町村においては、実装してもしなくても良い機能を含む）を提供するベンダにロックインされる懸念を否定する説明を追加していただきたい。	【実装してもしなくても良い機能】に分類された機能（一般市区町村においては、実装してもしなくても良い機能を含む）をより多く提供するベンダにロックインされる懸念が想定されるため。	事業者	一般市等		3 実装してもしなくても良い機能を一部の機能に限定し、現状よりは、同じ機能を有するシステムは多くなると見込まれ、その中で競争環境が生まれることが想定される。また、標準仕様書により機能要件等が公開されることも踏まえると、ベンダロックインは抑制されると考えている。
1	4	(2) 標準準拠の基準	664～665	その他	【実装しない機能】及び分類されていない機能	【実装しない機能】	かつて支援措置の機能が社会情勢の変化を踏まえ、自治体の自発的な要請によりトライ&エラーを繰り返しながら強化されていったことを踏まえると、定義すべき機能の範囲内で分類されていない機能を全て【実装しない機能】と見なすことは住民記録システムの自主的な発展・工夫が行えなくなることにつながるものと危惧しております。 最終的には標準仕様に収められることを前提に、一定期間は分類されていない機能を許容する仕組みが必要だと考えます。	事業者	指定都市		2 標準化の目的はカスタマイズの抑制であり、ベンダロックインの防止である。このことを前提とし、ご意見を踏まえ、分類されていない機能のうち、自治体やベンダの創意工夫により新たな機能をシステムに試行的に実装させて機能改善の提案を行う場合は、当該試行について予め公表し、当該試行を本仕様書に盛り込む提案となることを条件にして実装することを可能とする。この旨、本仕様書に明記する。
1	4	(2) 標準準拠の基準	664～665	その他	【実装しない機能】及び分類されていない機能	【実装しない機能】	かつて支援措置の機能が社会情勢の変化を踏まえ、自治体の自発的な要請によりトライ&エラーを繰り返しながら強化されていったことを踏まえると、定義すべき機能の範囲内で分類されていない機能を全て【実装しない機能】と見なすことは住民記録システムの自主的な発展・工夫が行えなくなることにつながるものと危惧する。 最終的には標準仕様に収められることを前提に、一定期間は分類されていない機能を許容する仕組みが必要だと考える。	事業者	中核市等		2 標準化の目的はカスタマイズの抑制であり、ベンダロックインの防止である。このことを前提とし、ご意見を踏まえ、分類されていない機能のうち、自治体やベンダの創意工夫により新たな機能をシステムに試行的に実装させて機能改善の提案を行う場合は、当該試行について予め公表し、当該試行を本仕様書に盛り込む提案となることを条件にして実装することを可能とする。この旨、本仕様書に明記する。
1	4	(3) 想定する利用方法	677～678	その他	全国的なサービスとして LGWAN 等のクラウド上でパッケージシステムの提供サービスを実施し、	全国的なサービスとして LGWAN 上等でのパッケージ化されたクラウドサービスを提供し、	原文ではIaaSの利用を想定しているとも読み取れる。パッケージソフトによる標準化はH12年頃から行われているが、各団体が個別にパッケージを導入した場合、カスタマイズの抑制が現状以上には進まないことが懸念され、また本来的にSaaSの利用が推進されるべきと考えるため。 ※「パッケージシステム」については以降の記述も同様な修正が望ましいと考える。	住基担当課	中核市等		2 御意見の趣旨を踏まえ、「各ベンダが、LGWAN等のクラウド上の全国的なサービスとして、本仕様書に準拠しているシステムを提供し、」と修文する。
1	1.4	(4) 本仕様書の改定	705	追加	想定してる。	想定している。とりわけ、制度改正時には、関係省庁に対し迅速な情報提供を求め、早急に本仕様書の改定を行う。	制度改正時において、関係省庁に対し仕様に関する迅速な情報提供を求めため	住基担当課	中核市等		2 御意見の趣旨を踏まえ、「とりわけ、制度改正により本仕様書を改定する必要がある場合は、制度の施行時期を勘案して改定する。」と加筆する。
2	1	業務フロー	746～859の中	その他	窓口とバックヤードシーケンスフローが主に受理→入力照合	入力照合は窓口側	I T化のイメージとして受付することと同時に入力もできるようなシステムを想定のため	住基担当課	一般市等		3 本仕様書案の業務フローは、本仕様書案における機能要件に対応したモデル的な業務フローを示したものであり、実際の各自治体における業務フローを拘束するものではない。

章	項目番号	項目名	行番号	修正の種類 (追加・削除・ その他)	修正前	修正後	修正の理由	意見発出者	区分	対応方針	理由
2	2	DMM (Diamond Mandala Matrix)	860～891	削除	DMMの記載	すべて削除	DMMによって住民記録システムに必要な機能の洗い出しが十分になされていないため	住基担当課	中核市等	2	第1章の4「本仕様書の内容」の「(1)本仕様書の構成」におけるDMD及びDFDの記載について、以下のとおり修正する。 DMM(diamond mandala matrix)及びDFD(data flow diagram)についても併せて示している。 DMMについては、第3章で規定する機能要件の構成が、必要な機能を網羅しているかを俯瞰的に把握するために示している。機能要件の1節を1枚のDMMで記載することで視認性を向上させるとともに、APPLICの業務アプリケーションユニット仕様などの、他の仕様との比較も容易となる。 DFDについては、第3章で規定する機能要件がどのようなデータを入力するか、どういった外部組織及びシステムと関連を有するかを視覚的に把握するために示している。このため、DFDに記載する範囲は機能要件の構成と一致させ、機能要件の1節を1枚のDFDで記載しており、業務上では一つの事務手続きの中で連続して実行される機能でも、DFD上では分離されている場合がある。ただし、住基ネットCSへの自動送信の機能については関連性が高いため、該当するDFDの全てに記載している。
2	3.4	抑止設定	753	その他	他都市への通知の後、支援措置決定通知書の発行	他都市への電話連絡後に支援措置決定通知書発行	本人への決定通知を手渡すまでに時間がかかる。郵送料が余計にかかる。現在は窓口で手渡ししている。	住基担当課	中核市等	3	本仕様書案の業務フローは、本仕様書案における機能要件に対応したモデル的な業務フローを示したものであり、実際の各自治体における業務フローを拘束するものではない。窓口で手渡しとすることも差支えない。
2	1.3.4	支援措置・申出	754	追加	0	(庁内他部署の教育委員会や選挙管理委員会等への通知フローを追記する。)	庁内他部署へ支援措置の通知を要するため追記すべきではないか。	住基担当課	中核市等	1	御意見を踏まえ修正する。
2	4.1.1 4.1.2 4.2.1 4.2.3 4.3 4.5	転入 転居 職権記載 職権修正 住民票コードの異動 外国人住民のみに関係する異動	760	追加	(記載なし)	(カード管理システムへの送付先情報連携の業務フローを追記する。)	住民票の異動処理に伴い、カード管理システムへの送付先情報連携の処理が発生するため明記すべきではないか。なお、「4.4個人番号の異動」には明記されている。	住基担当課	中核市等	3	他システムとの連携については、住民基本台帳ネットワークシステムへの連携のみ業務フローとして示すこととしたもの。
2	4.1.1 4.1.2【再掲】 4.2.1 4.2.3 4.3 4.5 4.6	転入 転居 職権記載 職権修正 住民票コードの異動 外国人住民のみに関係する異動 異動の取消し	765	追加	(記載なし)	(カード管理システムへの送付先情報連携の業務フローを追記する。)	住民票の異動処理に伴い、カード管理システムへの送付先情報連携の処理が発生するため明記すべきではないか。なお、「4.4個人番号の異動」には明記されている。	住基担当課	中核市等	3	他システムとの連携については、住民基本台帳ネットワークシステムへの連携のみ業務フローとして示すこととしたもの。
2	4.1.3.0.4	フロー図「特例転入を利用した転出」	776	削除	—	19条1項通知を削除	転出時点では通知せず、転入処理時に通知する。	住基担当課	指定都市	1	御意見を踏まえ修正する。
2	4.1.1 4.1.2 4.2.1【再掲】 4.2.3 4.3 4.5 4.6	転入 転居 職権記載 職権修正 住民票コードの異動 外国人住民のみに関係する異動 異動の取消し	785	追加	(記載なし)	(カード管理システムへの送付先情報連携の業務フローを追記する。)	住民票の異動処理に伴い、カード管理システムへの送付先情報連携の処理が発生するため明記すべきではないか。なお、「4.4個人番号の異動」には明記されている。	住基担当課	中核市等	3	他システムとの連携については、住民基本台帳ネットワークシステムへの連携のみ業務フローとして示すこととしたもの。
2	4.1.1 4.1.2 4.2.1 4.2.3【再掲】 4.3 4.5 4.6	転入 転居 職権記載 職権修正 住民票コードの異動 外国人住民のみに関係する異動 異動の取消し	809	追加	(記載なし)	(カード管理システムへの送付先情報連携の業務フローを追記する。)	住民票の異動処理に伴い、カード管理システムへの送付先情報連携の処理が発生するため明記すべきではないか。なお、「4.4個人番号の異動」には明記されている。	住基担当課	中核市等	3	他システムとの連携については、住民基本台帳ネットワークシステムへの連携のみ業務フローとして示すこととしたもの。
2	4.2.3	職権修正	811	追加	(記載なし)	(出入国在留管理庁への市町村通知の業務フローを追記する。)	住民票の異動処理に伴い、出入国在留管理庁への市町村通知の処理が発生するため明記すべきではないか。	住基担当課	中核市等	1	御意見を踏まえ修正する。
2	4.2.4	転入通知	820	追加	(記載なし)	(転入通知の業務フローを追記する)	転入通知の処理により、住基ネットを通じて住基法施行令第13条第3項の通知を送信する必要があり、成年被後見人の情報を転出先区市町村へ通知する業務等が存在するため、転入通知の業務フローを明記すべきではないか。	住基担当課	中核市等	3	転入通知の処理については、転入等のフローに既に含めている。

章	項目番号	項目名	行番号	修正の種類 (追加・削除・ その他)	修正前	修正後	修正の理由	意見発出者	区分	対応方針	理由
2	4.1.1 4.1.2 4.2.1 4.2.3 4.3【再掲】 4.5 4.6	転入 転居 職権記載 職権修正 住民票コードの異動 外国人住民のみに関係する異動 異動の取消し	821	追加	(記載なし)	(カード管理システムへの送付先情報連携の業務フローを追記する。)	住民票の異動処理に伴い、カード管理システムへの送付先情報連携の処理が発生するため明記すべきではないか。 なお、「4.4個人番号の異動」には明記されている。	住基担当課	中核市等		3 他システムとの連携については、住民基本台帳ネットワークシステムへの連携のみ業務フローとして示すこととしたもの。
2	4.1.1 4.1.2 4.2.1 4.2.3 4.3 4.5【再掲】 4.6	転入 転居 職権記載 職権修正 住民票コードの異動 外国人住民のみに関係する異動 異動の取消し	839	追加	(記載なし)	(カード管理システムへの送付先情報連携の業務フローを追記する。)	住民票の異動処理に伴い、カード管理システムへの送付先情報連携の処理が発生するため明記すべきではないか。 なお、「4.4個人番号の異動」には明記されている。	住基担当課	中核市等		3 他システムとの連携については、住民基本台帳ネットワークシステムへの連携のみ業務フローとして示すこととしたもの。
2	4.1.1 4.1.2 4.2.1 4.2.3 4.3 4.5 4.6【再掲】	転入 転居 職権記載 職権修正 住民票コードの異動 外国人住民のみに関係する異動 異動の取消し	848	追加	(記載なし)	(カード管理システムへの送付先情報連携の業務フローを追記する。)	住民票の異動処理に伴い、カード管理システムへの送付先情報連携の処理が発生するため明記すべきではないか。 なお、「4.4個人番号の異動」には明記されている。	住基担当課	中核市等		3 他システムとの連携については、住民基本台帳ネットワークシステムへの連携のみ業務フローとして示すこととしたもの。
2	4.4	個人番号の異動	874	追加	4.4 個人番号の異動（真ん中以外記載なし）	4.4.1 個人番号の付番号 4.4.2 個人番号の変更・修正	4.3 住民票コードの異動に合わせてほうが良いため	住基担当課	一般市等		1 御意見を踏まえ修正する。
2	7	連携	878	追加	(記載なし)	(出入国在留管理庁との連携を追記する。)	住民票の異動処理に伴い、出入国在留管理庁への市町村通知の処理が発生するため明記すべきではないか。	住基担当課	中核市等		3 仕様書案の7の「連携」は、CS連携等を指しており、出入国在留管理庁への市町村通知は含まれていない。
3	1.1.2	日本人住民データの管理	978	追加	・性別	・性別（男、女、その他）	性別不詳の日本人の登録（出生等）をする際に、「その他」の区分が必要。または、性別欄を空欄で入力を進めることができればよい。	住基担当課	一般市等		3 「1.1.6 空欄」において、性別は空欄が許容されている。
3	1.1.1	日本人住民データの管理	983	その他	住所	住所の丁目について、全国統一で算用数字に統一して欲しい	転入通知の突合業務が減るため	住基担当課	中核市等		3 住所辞書を特定しないこととしていることを踏まえ、数字についても統一しない。
3	1.1.1	日本人住民データの管理	984	追加	届出日 あるいは 住民届出年月日及び住定届出年月日	住民届出年月日 あるいは 住民届出年月日及び住定届出年月日	「届出日」とは住基法第七条第八号に記載のある届出日のことと推察する。 住基法第七条第八号の「新たに市町村の区域内に住所を定めた者」の解釈が市区町村やベンダーによって分かれており、そのため「届出日」の解釈も分かれていくと考える。 具体的には転入や出生等の届出日のみ記載するのか、転居や申出による職権修正の届出日も記載するのかというところである。 「届出日」ではそのどちらを指すの不明瞭である。表現を修正し、「住民届出年月日」あるいは「住民届出年月日及び住定届出年月日」とすることで住基法第七条第八号の解釈を明らかにする必要があると考える。 なお、「新訂 住民基本台帳法逐条解説」によると、住基法第七条第八号にある「新たに市町村の区域内に住所を定めた者」とは「転入及び出生をした者のことをいう」とされている。 (自治省行政局振興課、「新訂 住民基本台帳法逐条解説」,日本加除出版社,1987,p.62-63)	住基担当課	中核市等		2 974行目の【住民票記載事項に当たる項目】を【住民票記載事項に当たる項目（法第7条各号関係）】に修正する。
3	1.1.1	日本人住民データの管理	989-996	追加	0	改製年月日	事務処理要領の6 除票簿-(1) 除票簿の保存（法第15条の2）によると「ウ 改製前の住民票に記載する事項」-「改製前の住民票には、改製した旨及びその年月日を記入する。」 改製年月日については、「事由の生じた年月日」に含まれていると考えてよいか。	事業者	指定都市		4 含まれている。
3	1.1.1	日本人住民データの管理	989-996	追加	0	改製年月日	事務処理要領の6 除票簿-(1) 除票簿の保存（法第15条の2）によると「ウ 改製前の住民票に記載する事項」-「改製前の住民票には、改製した旨及びその年月日を記入する。」 改製年月日については、「事由の生じた年月日」に含まれていると考えてよいか。	0	指定都市		4 含まれている。
3	1.1.1	日本人住民データの管理	998-1022	追加	-	学年（小2や中3など）	小学校、中学校の学年を表示させることで住民へのワンストップサービスの案内し忘れを防ぐことができる。	住基担当課	中核市等		3 対象外の機能
3	1.1.1	日本人住民データの管理	1003	追加	・住民状態（住民・転出・死亡・消除等）	・住民状態（住民・転出予定・転出・死亡・消除等）	転出届後、転出が確定するまでは転出予定者として区分したほうが分かりやすいため	住基担当課	一般市等		3 地域情報プラットフォーム標準仕様、中間標準レイアウト仕様と同じ整理のため対応しない
3	1.1.1	日本人住民データの管理	1006	その他	抑止フラグ ・発行禁止フラグ	・抑止フラグ ・発行禁止フラグ	修正前は、抑止フラグに抑止理由（支援措置、成年後見人等）をつけて抑止理由で発行抑止・禁止の管理を行う意図と思われるが、フラグそのものを抑止と発行禁止に分けた方がよい。連携においてもフラグの状態が連携するのが望ましい。特に、支援措置対象者は発行禁止フラグが標準状態であることが望ましい。	住基担当課	中核市等		2 考え方・理由に、抑止フラグはエラー（処理不可）、アラート（処理可）をはじめ複数に分けて管理することができる旨追記。
3	1.1.1	日本人住民データの管理	1013~1014	追加	・住所コード ・住所の郵便番号	・住所コード ・通称町（自治区）コード ・住所の郵便番号	庁内他業務連携において、校区区や選挙投票所等で通称町（自治区）コードで分類しているため、通称町（自治区）コードが必要。	住基担当課	一般市等		2 住所に対しては、行政区、自治会、町内会等任意の区域の設定ができること、を突装してもしなくても良い機能として追加（1.3.5として）
3	1.1.1	日本人住民データの管理	1013	追加	-	住所の地番（親番、枝番）	住所コードについては、市内住所コードと想定しますが、関連業務においても、選挙入場券などの市民への郵送物について、住所順に配列するケースが多く、また校区区や選挙区等を判定する際に町・字コードと地番で判断としているケースが多いため、「住所の地番（親番、枝番）」を追加しました。	事業者	一般市等		4 1.3.2に、住所を番地・枝番・部屋番号等に分けてコード管理することについて追記

章	項目番号	項目名	行番号	修正の種類 (追加・削除・ その他)	修正前	修正後	修正の理由	意見発出者	区分	対応方針	理由
3	1.1.1	日本人住民データの管理	1013	追加	—	部屋番号	「住所コード」については市内住所コードと想定しますが、郵送物を住所順に配列する場合、マンション等の集合住宅では、部屋番号の順番に並んでいないと正しく配達されないケースがあるため、「部屋番号」を追加しました。	事業者	一般市等	4	1.3.2に、住所を番地・枝番・部屋番号等に分けてコード管理することについて追記
3	1.1.1	日本人住民データの管理	1013	追加	—	部屋番号	「住所コード」については市内住所コードと想定しますが、郵送物を住所順に配列する場合、マンション等の集合住宅では、部屋番号の順番に並んでいないと正しく配達されないケースがあるため、「部屋番号」を追加しました。	事業者	中核市等	4	1.3.2に、住所を番地・枝番・部屋番号等に分けてコード管理することについて追記
3	1.1.1	日本人住民データの管理	1013	追加	—	住所の地番（親番、枝番）	住所コードについては、市内住所コードと想定しますが、関連業務においても、選挙入場券などの市民への郵送物について、住所順に配列するケースが多く、また学区や選挙区等を判定する際に町・字コードと地番で判断としているケースが多いため、「住所の地番（親番、枝番）」を追加しました。	事業者	中核市等	4	1.3.2に、住所を番地・枝番・部屋番号等に分けてコード管理することについて追記
3	1.1.1	日本人住民データの管理	1013	追加	—	部屋番号	「住所コード」については市内住所コードと想定しますが、郵送物を住所順に配列する場合、マンション等の集合住宅では、部屋番号の順番に並んでいないと正しく配達されないケースがあるため、「部屋番号」を追加しました。	事業者	中核市等	4	1.3.2に、住所を番地・枝番・部屋番号等に分けてコード管理することについて追記
3	1.1.1	日本人住民データの管理	1013	追加	—	住所の地番（親番、枝番）	住所コードについては、市内住所コードと想定しますが、関連業務においても、選挙入場券などの市民への郵送物について、住所順に配列するケースが多く、また学区や選挙区等を判定する際に町・字コードと地番で判断としているケースが多いため、「住所の地番（親番、枝番）」を追加しました。	事業者	中核市等	4	1.3.2に、住所を番地・枝番・部屋番号等に分けてコード管理することについて追記
3	1.1.1	日本人住民データの管理	1013	追加	—	部屋番号	「住所コード」については市内住所コードと想定しますが、郵送物を住所順に配列する場合、マンション等の集合住宅では、部屋番号の順番に並んでいないと正しく配達されないケースがあるため、「部屋番号」を追加しました。	事業者	中核市等	4	1.3.2に、住所を番地・枝番・部屋番号等に分けてコード管理することについて追記
3	1.1.1	日本人住民データの管理	1014～1015	追加	0	住所をキーとするソートをする際に参照する番地、枝番、小枝番が格納される項目を追加する。	他システムにおいて、レコードを住所順にすることも多いが、テキストを使用してソートすると、ソート後の並び順が「1番地」→「101番地」→「11番地」→「2番地」となってしまうことから、番地等を数字で構成する項目が必要。また、住民記録システムに入力をする立場では、入力されたデータの利用について意識が薄くなるので、あらかじめ標準仕様書に明記いただきたい。	住基担当課	中核市等	4	1.3.2に、住所を番地・枝番・部屋番号等に分けてコード管理することについて追記
3	1.1.1	日本人住民データの管理	1023～1027	追加	「住所を定めた年月日」は転入時には入力する必要はないため、入力項目には含まず、また、住民票の写し等の証明書上にも表示しない。	指定都市においては、「住民となった年月日」は市の住民となった日を入力するため、区間異動時には「住民となった年月日」を引き継ぐ必要があり、住民票の写し等の証明書上にも表示する。	指定都市では「住民となった年月日」として、市の住民となった年月日を入力するため。	住基担当課	指定都市	1	御意見のとおり指定都市の取扱いについて追記する。
3	1.1.1	日本人住民データの管理	1030-1032	追加	住民記録システムにおいても和暦で管理することとする。	住民記録システムにおいても和暦で管理することとする。ただし、データベースに保持する形式として西暦も許容するが、入出力において和暦に変換する機能を有すること。	他業務含め、日本人・外国人問わず生年月日で処理、並び順の設定、を行うにあたりデータベースの格納形式は統一した方がよい。仮にデータベースも和暦となるのであれば、行番号2077-2080の例も修正する必要がある。	0	指定都市	1	データベースの考え方について追記 2077～2080の例を修正
3	1.1.1	日本人住民データの管理	1031-1032	追加	住民記録システムにおいても和暦で管理することとする。	住民記録システムにおいても和暦で管理することとする。ただし、データベースに保持する形式として西暦も許容するが、入出力において和暦に変換する機能を有すること。	他業務含め、日本人・外国人問わず生年月日で処理、並び順の設定、を行うにあたりデータベースの格納形式は統一した方がよい。仮にデータベースも和暦となるのであれば、行番号2077-2080の例も修正する必要がある。	事業者	指定都市	1	データベースの考え方について追記 2077～2080の例を修正
3	1.1.2	外国人住民データの管理	1038	追加	0	氏名のカタカナ表記	標準仕様書上は、備考としての表記として管理項目としないという考え方であるが。印鑑登録登録の事務に影響が発生する。（印鑑は標準仕様書の対象外ではあるが、多くのベンダーが項目として管理しているのではないかと）	事業者	指定都市	2	備考の記載事項である「氏名のカタカナ表記」について他システムと連携可能としておく
3	1.1.2	外国人住民データの管理	1038	その他	—	・抑止フラグ ・発行禁止フラグ	外国人住民も日本人住民と同様のフラグ管理が必要なため。	住基担当課	中核市等	2	考え方・理由に、抑止フラグはエラー（処理不可）、アラート（処理可）をはじめ複数に分けて管理することができる旨追記。
3	1.1.2	外国人住民データの管理	1045	追加	【住民票記載事項に当たる項目】 ・氏名（漢字・アルファベットを含む。） ・氏名（漢字・アルファベットを含む。）	【住民票記載事項に当たる項目】 ・氏名（漢字・アルファベットを含む。） ※漢字氏名とアルファベット氏名の項目を別にすることも可とする。	漢字氏名と英字氏名については、区市町村が行う各種業務の中で使い分けを行っている業務が存在し、現状においても当該項目を別々に管理している住基パッケージシステムが多々存在することも承知している。また、出入国在留管理庁通知の電文レイアウトにおいても、別々の項目として定義されている。このため、全国一律に同一項目とするのではなく、住民票のデータベースとして漢字氏名と英字氏名を別々に管理することも選択可能とすべきではないかと。なお、別々に管理したとしても、双方の項目を編集することにより、統一項目とした場合と同じ効果が得られるのではないかと。	住基担当課	中核市等	1	漢字氏名項目を別項目として追加
3	1.1.2	外国人住民データの管理	1045	追加	氏名（漢字・アルファベットを含む。）	漢字氏名項目を別項目として追加	漢字氏名は氏名として住民票に記載するため、「併記名については管理すべきこととしない。」とあるが、次の理由によりローマ字氏名とは別に管理されたい。 ・法務省通知のデータにはアルファベット氏名と漢字氏名と分かれている。 ・郵送物や他システムの宛名として使用する場合、通称名>漢字氏名（併記名）>ローマ字氏名の順に優先して使用し、ローマ字氏名と漢字氏名の両方を宛名として使用してはならないため。	情報政策担当課	一般市等	1	漢字氏名項目を別項目として追加
3	1.1.2	外国人住民データの管理	1045～1046 1126～1129	その他	併記名について管理すべきこととしない。	ローマ字氏名（パスポート氏名）と漢字併記名は別項目として管理したい。	入管システム連携ファイル上、別項目となっているため、併記名を別項目として管理する必要があります。	事業者	一般市等	1	漢字氏名項目を別項目として追加
3	1.1.2	外国人住民データの管理	1045～1046 1126～1129	その他	併記名について管理すべきこととしない。	ローマ字氏名（パスポート氏名）と漢字併記名は別項目として管理したい。	入管システム連携ファイル上、別項目となっているため、併記名を別項目として管理する必要があります。	事業者	中核市等	1	漢字氏名項目を別項目として追加
3	1.1.2	外国人住民データの管理	1045～1046 1126～1129	その他	併記名について管理すべきこととしない。	ローマ字氏名（パスポート氏名）と漢字併記名は別項目として管理したい。	入管システム連携ファイル上、別項目となっているため、併記名を別項目として管理する必要があります。	事業者	中核市等	1	漢字氏名項目を別項目として追加
3	1.1.2	外国人住民データの管理	1046	追加	—	通称履歴	転出証明書に外国人住民の通称の記載及び削除に関する事項を添付するため、記載年月日、記載市町村名、削除年月日、削除市町村名、通称なども併せて管理する必要があるため。	事業者	一般市等	1	通称履歴を追加
3	1.1.2	外国人住民データの管理	1046	追加	—	通称履歴	転出証明書に外国人住民の通称の記載及び削除に関する事項を添付するため、記載年月日、記載市町村名、削除年月日、削除市町村名、通称なども併せて管理する必要があるため。	事業者	中核市等	1	通称履歴を追加
3	1.1.2	外国人住民データの管理	1046	追加	—	通称履歴	転出証明書に外国人住民の通称の記載及び削除に関する事項を添付するため、記載年月日、記載市町村名、削除年月日、削除市町村名、通称なども併せて管理する必要があるため。	事業者	中核市等	1	通称履歴を追加
3	1.1.2	外国人住民データの管理	1046～1047	追加	0	通称記載・削除の履歴	住民基本台帳法第7条第14号、令第30条の15第1号に規定されているため。	住基担当課	一般市等	1	通称履歴を追加
3	1.1.2	外国人住民データの管理	1048	追加	・性別	・性別（男、女、その他）	性別不詳の外国人の登録（出生等）をする際に、「その他」の区分が必要。または、性別欄を空欄で入力を進めることができればよい。	住基担当課	一般市等	3	「1.1.6 空欄」において、性別は空欄が許容されている。
3	1.1.2	外国人住民データの管理	1053～1054	その他	・転入前住所（国外を含む。） ・個人番号 ・住民票コード	・転入前住所（国外を含む。） ・個人番号 ・住民票コード	「個人番号」は1つの項目であるため、改行して表示する必要があるため	住基担当課	一般市等	1	御意見のとおり修正する。

章	項目番号	項目名	行番号	修正の種類 (追加・削除・ その他)	修正前	修正後	修正の理由	意見発出者	区分	対応方針	理由
3	1.1.2	外国人住民データの管理	1056	削除	旧外登法による登録年月日	0	法令上不要とされている	住基担当課	中核市等	3	第3回検討会に当たり、APPLIC TFの意見を検討の結果反映したものであり、議論済み。
3	1.1.2	外国人住民データの管理	1056	削除	旧外登法による登録年月日を管理する	—	現行システムでこの項目データを保有していないため	住基担当課	中核市等	3	第3回検討会に当たり、APPLIC TFの意見を検討の結果反映したものであり、議論済み。
3	1.1.2	外国人住民データの管理	1056	削除	旧外登法による登録年月日	なし	法定記載項目ではないため	住基担当課	中核市等	3	第3回検討会に当たり、APPLIC TFの意見を検討の結果反映したものであり、議論済み。
3	1.1.2	外国人住民データの管理	1094-1121	追加	-	学年（小2や中3など）	小学校、中学校の学年を表示させることで住民へのワンストップサービスの案内し忘れを防ぐことができる。	住基担当課	中核市等	3	対象外の機能
3	1.1.2	外国人住民データの管理	1099	追加	・住民状態（住民・転出・死亡・消除等）	・住民状態（住民・転出予定・転出・死亡・消除等）	転出届出後、転出が確定するまでは転出予定者として区分したほうが分かりやすいため	住基担当課	一般市等	3	地域情報プラットフォーム標準仕様、中間標準レイアウト仕様と同じ整理のため対応しない
3	1.1.2	外国人住民データの管理	1109	追加	—	住所の地番（親番、枝番）	住所コードについては、市内住所コードと想定しますが、関連業務においても、選挙入場券などの市民への郵送物について、住所順に配列するケースが多く、また学区や選挙区等を判定する際に町・字コードと地番で判断としているケースが多いため、「住所の地番（親番、枝番）」を追加しました。	事業者	一般市等	4	1.3.2に、住所を番地・枝番・部屋番号等に分けてコード管理することについて追記
3	1.1.2	外国人住民データの管理	1109	追加	—	部屋番号	「住所コード」については市内住所コードと想定しますが、郵送物を住所順に配列する場合、マンション等の集合住宅では、部屋番号の順番に並んでいないと正しく配達されないケースがあるため、「部屋番号」を追加しました。	事業者	一般市等	4	1.3.2に、住所を番地・枝番・部屋番号等に分けてコード管理することについて追記
3	1.1.2	外国人住民データの管理	1109	追加	—	住所の地番（親番、枝番）	住所コードについては、市内住所コードと想定しますが、関連業務においても、選挙入場券などの市民への郵送物について、住所順に配列するケースが多く、また学区や選挙区等を判定する際に町・字コードと地番で判断としているケースが多いため、「住所の地番（親番、枝番）」を追加しました。	事業者	中核市等	4	1.3.2に、住所を番地・枝番・部屋番号等に分けてコード管理することについて追記
3	1.1.2	外国人住民データの管理	1109	追加	—	部屋番号	「住所コード」については市内住所コードと想定しますが、郵送物を住所順に配列する場合、マンション等の集合住宅では、部屋番号の順番に並んでいないと正しく配達されないケースがあるため、「部屋番号」を追加しました。	事業者	中核市等	4	1.3.2に、住所を番地・枝番・部屋番号等に分けてコード管理することについて追記
3	1.1.2	外国人住民データの管理	1109	追加	—	住所の地番（親番、枝番）	住所コードについては、市内住所コードと想定しますが、関連業務においても、選挙入場券などの市民への郵送物について、住所順に配列するケースが多く、また学区や選挙区等を判定する際に町・字コードと地番で判断としているケースが多いため、「住所の地番（親番、枝番）」を追加しました。	事業者	中核市等	4	1.3.2に、住所を番地・枝番・部屋番号等に分けてコード管理することについて追記
3	1.1.2	外国人住民データの管理	1109	追加	(記載なし)	「氏名のカタカナ表記」	「氏名のカタカナ表記」は住民票の記載事項ではなく、備考欄に記載すべき事項とされているが、印鑑登録証明書に必ず印字しなければならない項目であるため、備考欄とは別に独立した項目として管理する必要がある。 ※印鑑登録は標準仕様書の対象外ではあるが、「氏名のカタカナ表記」は全ての区市町村の印鑑登録証明書において印字すべき項目とされており、多くの区市町村が項目として管理していると思われる、当該項目が措置されないと印鑑登録事務に重大な支障をきたす。	住基担当課	中核市等	2	備考の記載事項である「氏名のカタカナ表記」について他システムと連携可能としておく
3	1.1.2	外国人住民データの管理	1109	追加	—	部屋番号	「住所コード」については市内住所コードと想定しますが、郵送物を住所順に配列する場合、マンション等の集合住宅では、部屋番号の順番に並んでいないと正しく配達されないケースがあるため、「部屋番号」を追加しました。	事業者	中核市等	4	1.3.2に、住所を番地・枝番・部屋番号等に分けてコード管理することについて追記
3	1.1.2	外国人住民データの管理	1109~1110	追加	・住所コード ・住所の郵便番号	・住所コード ・通称町（自治区）コード ・住所の郵便番号	市内他業務連携において、学区区等で通称町（自治区）コードで分類しているため、通称町（自治区）コードが必要。	住基担当課	一般市等	2	住所に対しては、行政区、自治会、町内会等任意の区域の設定ができること、を実装してもしなくても良い機能として追加（1.3.5として）
3	1.1.2	外国人住民データの管理	1110~1111	追加	0	住所をキーとするソートをする際に参照する番地、枝番、小枝番が格納される項目を追加する。	他システムにおいて、レコードを住所順にすることも多いが、テキストを使用してソートすると、ソート後の並び順が「1番地」→「101番地」→「11番地」→「2番地」となってしまうことから、番地等を数字で構成する項目が必要。また、住民記録システムの入力をする立場では、入力されたデータの利用について意識が薄くなるので、あらかじめ標準仕様書に明記いただきたい。	住基担当課	中核市等	4	1.3.2に、住所を番地・枝番・部屋番号等に分けてコード管理することについて追記
3	1.1.2	外国人住民データの管理	1126-1129	その他	併記名については管理すべきこととしない	併記名の登録を希望する	印鑑登録時にカタカナ併記名の印鑑での登録を希望する住民があり、これまで併記名を住基登録したうえで印鑑登録している。カタカナ併記名は通称名とも異なり、通称名の登録だけでは印鑑登録事務に支障をきたす可能性がある。	住基担当課	一般市等	2	備考の記載事項である「氏名のカタカナ表記」について他システムと連携可能としておく
3	1.1.2	外国人住民データの管理	1126	その他	通称名／併記名の区分は旧外登法時代の名残であり、現行法ではない。在留カード等にローマ字氏名と漢字氏名が併記されている場合であれば、いずれも氏名として住民票の氏名欄に記載するものである。しかし、出入国在留管理庁通知において漢字氏名と英字氏名を別々の項目としており、他の関連業務において使い分けを行っている業務が存在することに鑑み、漢字氏名とローマ字氏名を別々に管理することも可とする。	漢字氏名と英字氏名については、区市町村が行う各種業務の中で使い分けを行っている業務が存在し、現状においても当該項目を別々に管理している住基パッケージシステムが多々存在することも承知している。また、出入国在留管理庁通知の電文レイアウトにおいても、別々の項目として定義されている。このため、全国一律に同一項目とするのではなく、住民票のデータベースとして漢字氏名と英字氏名を別々に管理することも選択可能とすべきではないか。なお、別々に管理したとしても、双方の項目を編集することにより、統一項目とした場合と同じ効果が得られるのではないかと。	住基担当課	中核市等	1	英字と漢字は別管理とする。	
3	1.1.2	外国人住民データの管理	1130	追加	(記載なし)	「氏名のカタカナ表記」は住民票の備考欄に記載すべき項目であるが、印鑑登録証明書に表記する必要があるため、備考欄とは別に独立した項目として管理することも可とする。	「氏名のカタカナ表記」は住民票の記載事項ではなく、備考欄に記載すべき事項とされているが、印鑑登録証明書に必ず印字しなければならない項目であるため、備考欄とは別に独立した項目として管理する必要がある。 ※印鑑登録は標準仕様書の対象外ではあるが、「氏名のカタカナ表記」は全ての区市町村の印鑑登録証明書において印字すべき項目とされており、多くの区市町村が項目として管理していると思われる、当該項目が措置されないと印鑑登録事務に重大な支障をきたす。	住基担当課	中核市等	2	備考の記載事項である「氏名のカタカナ表記」について他システムと連携可能としておく
3	1.1.4	改製	1154	その他	0	0	改製の必要性について問う。レアケースであるが、過去の離婚履歴を住民票上に印字したくない理由で履歴を一部隠すため、強制改製を依頼する住民の方もいる。改製がなくなった場合、そういった方に対する救済措置がなくなるのではないかと懸念している。	事業者	一般市等	3	任意改正ができる旨は記載済み。
3	1.1.5	除票	1299	その他	0	0	誤記があることが判明した場合、留意事項に誤記である旨を入力できること、とあり修正機能については想定されていないように見受けられるが、入力先を誤った場合（転入通知等）等、対応についてはどのように想定されているか。	0	指定都市	4	原則として除票の記載事項は修正すべきではなく、万が一、誤記が判明した場合は、除票の記載事項を直接修正せず、除票の留意事項（B類型）に誤記である旨記載しておくこととなる（1539～1542行目参照）。
3	1.1.5	除票	1305～1306	追加	除票用データベースに移行された後は、消除後150年を経過するまで、除票用データベースにおいて管理すること。	除票の写しの請求があった場合に除票用データベースを検索して発行できること。	除票用データベースの機能仕様を明確にしておかないとカスタマイズの原因となるため。	情報政策担当課	指定都市	1	御意見のとおり修正する。
3	1.1.5	除票	1307～1308	追加	1年に1回、自治体ごとに繁忙期を避けて	1年に1回以上、自治体ごとに繁忙期を避けて	1年に1回限りとしませんが、自治体にとっては処理しやすいのではないかと。	住基担当課	一般市等	1	御意見のとおり修正する。

章	項目番号	項目名	行番号	修正の種類 (追加・削除・その他)	修正前	修正後	修正の理由	意見発出者	区分	対応方針	理由
3	1.1.5	除票	1307-1308	その他	5年を経過した除票について、バッチ処理により、除票用データベースへの移行作業を行うこと。	0	5年経過まで処理をしない理由を説明してください。	住基担当課	一般市等		3 記載済み
3	1.1.5	除票	1322	追加	—	除票データベースの除票を修正できること	5年経過後に除票を修正する可能性があり、修正できない場合、都度、確認が必要となるケースが考えられるため。	住基担当課	指定都市		3 原則として除票の記載事項は修正すべきではなく、万が一、誤記が判明した場合は、除票の記載事項を直接修正せず、除票の留意事項（B類型）に誤記である旨記載しておくことになる（1539～1542行目参照）。
3	1.1.5	除票	1490～1491	削除	再転入者として同一の宛名番号を振るメリットは削除後5年程度であり、	0	再転入者として同一の宛名番号を振るメリットが削除後5年程度である根拠が不明。	住基担当課	一般市等		3 検討会での結論であるため
3	1.1.5	除票	1500-1501	その他	また、そもそも住民基本台帳事務において除票を検索する頻度は高くないこと	懸案事項	住民票の交付事務、特に郵送請求に対応する場合は、除票を検索する頻度は非常に高いうえ、該当なしの場合はその旨を回答する必要がある。 今後2系統の検索が必要になるとすると、該当なしの旨を回答するために、事務量が2倍になる。 1496-1500行に記載があるように、UIを工夫して利用者の手間をかけないようするのは、標準仕様にしたほうが良いと思われる。	住基担当課	中核市等		2 ユーザインタフェースの工夫（例：1つの除票検索ボタンを押せば、まず住民記録システムデータベースにある除票を検索し、該当者がなければ除票用データベースにある除票を検索する）により、簡易な操作で住民記録システムデータベースと除票用データベースの2つのデータベースを検索できること、と修正。
3	1.1.5	除票	1523	追加	転出予定年月日で削除されるまでは住民であるため、転出予定年月日の前日まで除票ではなく通常の住民票として扱う必要があり、住民票の写し証明書等の証明書を出力する際も、現存者として残存世帯員とともに出力できる仕組み又は操作手段を有する	0	具体例の記載をお願いしたい。 世帯員A 世帯主 世帯員B 妻 世帯員C 父 ↓ 世帯員A 世帯主（転出予定） 世帯員B 子の妻 世帯員C 世帯主 予定中に世帯員Aを含む世帯の住民票はどうか。 世帯員A 世帯主（転出予定） 世帯員B 世帯主 世帯員C 世帯主（転出予定） この場合の世帯員Aを含む世帯の住民票はどのようになるのか。 転出予定世帯の異動や世帯主変更、さらに転出予定世帯員がいる間にさらに異動届出があった場合など。	事業者	指定都市		3 本文の記載より明らかであると考えられるため、原案を維持する。
3	1.1.5	除票	1523	追加	転出予定年月日で削除されるまでは住民であるため、転出予定年月日の前日まで除票ではなく通常の住民票として扱う必要があり、住民票の写し証明書等の証明書を出力する際も、現存者として残存世帯員とともに出力できる仕組み又は操作手段を有する	0	具体例の記載をお願いしたい。 世帯員A 世帯主 世帯員B 妻 世帯員C 父 ↓ 世帯員A 世帯主（転出予定） 世帯員B 子の妻 世帯員C 世帯主 予定中に世帯員Aを含む世帯の住民票はどうか。 世帯員A 世帯主（転出予定） 世帯員B 世帯主 世帯員C 世帯主（転出予定） この場合の世帯員Aを含む世帯の住民票はどのようになるのか。 転出予定世帯の異動や世帯主変更、さらに転出予定世帯員がいる間にさらに異動届出があった場合など。	0	指定都市		3 本文の記載より明らかであると考えられるため、原案を維持する。
3	1.1.5	除票	1524	追加	転出予定年月日で削除されるまでは住民であるため、転出予定年月日の前日まで除票ではなく通常の住民票として扱う必要があり、住民票の写し等の証明書を出力する際も、現存者として残存世帯員とともに出力できる仕組み又は操作手段を有する必要がある。	0	世帯主を含む世帯員一部の予定転出の届出があった場合は、届出があった日をもって世帯主の変更を行っている。このため、転出届出日から転出予定日までの間は住民票上、世帯主が2名存在することとなり、転出予定者と残存する現存世帯員と一緒に出力することはできないのと考えているかがか。 これらの取扱いを明確にする必要があると考えるため、具体的な住民票の編集パターン等を明記していただきたい。	住基担当課	中核市等		3 「4.1.3.0.1 届出日以降の異動」の「実装してもしなくてもよい機能」において、届出日以降の世帯主又は統柄の管理を可能としている。
3	1.1.5	除票	0	その他	0	0	除票用データベースに移行された後の除票の抑止設定・抑止管理を可能にする必要がある。	住基担当課	一般市等		3 3.1に総括的に記載している
3	1.1.6	空欄	1554～1606	その他	特別永住者証明書の番号	在留カード等番号	特別永住者証明書、在留カードのどちらも交付後に住基に入力を行うため	住基担当課	中核市等		2 中長期在留者であれば在留カードの番号がない者はいないため、「在留カードの番号」を空欄を許容しない項目に追加する（在留カードが後日交付される者は在留カードが交付されていなくても転入届は可能）
3	1.1.6	空欄	1566	削除	住民票コード	なし	住民票コード付番前の除票データには住民票コードがないデータも存在するため、空欄もしくはゼロをセットします。	事業者	一般市等		2 除票になった時点で制度上存在しなかった記載項目も空欄となり得るため、そのような記載項目について、各項目の末尾に「（除票の場合を除く。）」と記載する。
3	1.1.6	空欄	1566	削除	住民票コード	なし	住民票コード付番前の除票データには住民票コードがないデータも存在するため、空欄もしくはゼロをセットします。	事業者	中核市等		2 除票になった時点で制度上存在しなかった記載項目も空欄となり得るため、そのような記載項目について、各項目の末尾に「（除票の場合を除く。）」と記載する。
3	1.1.6	空欄	1566	削除	住民票コード	なし	住民票コード付番前の除票データには住民票コードがないデータも存在するため、空欄もしくはゼロをセットします。	事業者	中核市等		2 除票になった時点で制度上存在しなかった記載項目も空欄となり得るため、そのような記載項目について、各項目の末尾に「（除票の場合を除く。）」と記載する。
3	1.1.6	空欄	1582-1583	追加	氏名については、出生届において氏名が未定であり、空欄である場合があることから、異動事由が出生の場合に限り空欄が許容される。	0	この場合にCSに連携しないように制御するのか。氏名空欄は住民票の発行は可能か、可能である場合どのように住民票に表記するのか、など追記いただきたい。	事業者	指定都市		3 前段については、出生届において氏名が未定の場合もCSとの連携を行うこととなり、氏名を空欄扱いとする場合は、ドットの外字を入力して連携することとなる。 後段については、法上、住民票の写しの交付請求において、請求対象者の氏名を明らかにすることとされており、氏名が空欄の住民票の写しを交付することはできない。

章	項目番号	項目名	行番号	修正の種類 (追加・削除・ その他)	修正前	修正後	修正の理由	意見発出者	区分	対応方針	理由
3	1.1.6	空欄	1582-1583	その他			氏名の空欄は「異動事由が出生に限り許容」とされているが、「11.1 エラー・アラート項目」には氏名空欄の際の項目は見つけられなかった。 現場運用により対応することを想定していると推察するが、通常時の記載遺漏を防止するためにアラート項目を追加していただきたい。 また、名未確定の状態で転居・転出や世帯変更等の異動事由が発生した場合は、その届出は受け付けられないという事務取扱でよろしいか。そうでないのであれば、「異動事由が出生に限り許容」という文言は削除すべきではないか。	住基担当課	一般市等	2	アラートについては追加 1583行目の「異動事由が出生の場合に限り」を削除する。
3	1.1.6	空欄	1582-1583	追加	氏名については、出生届において氏名が未定であり、空欄である場合があることから、異動事由が出生の場合に限り空欄が許容される。	0	この場合にCSに連携しないように制御するのか。氏名空欄は住民票の発行は可能か、可能である場合どのように住民票に表記するのか、など追記いただきたい。	0	指定都市	3	前段については、出生届において氏名が未定の場合もCSとの連携を行うこととなり、氏名を空欄扱いとする場合は、ドットの外字を入力して連携することとなる。 後段については、法上、住民票の写しの交付請求において、請求対象者の氏名を明らかにすることとされており、氏名が空欄の住民票の写しを交付することはできない。
3	1.1.7	旧氏・通称	1613	その他	【実装すべき機能】 国外へ転出した者が、その後最初の国外からの転入時に、転出時と同一の市区町村へ転入する場合、国外への転出時に記載していた旧氏又は通称を引き継ぐことができること。 【考え方・理由】 旧氏を併記したまま国外へ転出し、その後最初の国外からの転入時に、転出時と同一の市区町村へ転入する場合、当該旧氏を引き継ぐことができるため、窓口でその旨住民に確認し、改めて請求手続を行う必要はない。	【実装すべき機能】 国外へ転出した者が、その後最初の国外からの転入時に、転出時と同一の市区町村へ転入する場合、国外への転出時に記載していた旧氏又は通称を引き継ぐことができることとされている。しかし、通称又は旧氏記載の申し出は、国外転入の手続きとは別に取り扱うため、国外転入の入力処理時においては、通称又は旧氏を入力できないことに留意する。 【考え方・理由】 通称又は旧氏を併記したまま国外へ転出し、その後最初の国外からの転入時に、転出時と同一の市区町村へ転入する場合、当該通称又は旧氏を引き継ぐことができるが、国外転入の届出とは別に申出を受ける必要があるため、改めて手続を行う。	既存住基システム改造仕様書（本編）【暫定版2】第7.02版 P2-61「表 2-17 旧氏の記載、変更および削除に関する注意事項(2/2)」「その他」参照	住基担当課	中核市等	3	国外転入の処理と併せて行うことも可能である。修正の理由で引用されている既存住基システム改造仕様書（本編）においても、表2-24の※1で「上記の例では、「国外転入等」後に、異動事由「職権修正等」にて旧氏を記載しているが、「国外転入等」と同時に旧氏の記載も可能である。」としている。
3	1.1.8	年月日の管理	1628～1638	その他	不詳日を許容すること。	異動日を〇年〇月〇日で入力するのではなく、不詳日として入力するのか？		住基担当課	一般市等	3	不詳日一覧に基づき記載されたい
3	1.1.8	年月日の管理	1628～1657	追加	【実装すべき機能】 … 【不詳日入力一覧】 … ・「令和〇〇年〇月 日不詳」 … 【不詳日入力一覧】 … ・「令和〇〇年〇月 日不詳」	… 【不詳日入力一覧】 … ・「令和〇〇年〇月 日不詳」 … ・「令和〇〇年〇月 日から 〇〇月 日頃までの間」 … ・「令和〇〇年〇月 日から 日頃までの間」 … ・「令和〇〇年〇月 推定 日から 日までの間」 … ・「令和〇〇年〇月 日頃 から 日頃までの間」	死亡日不詳の記載については、サービス関係に影響する可能性があるため、戸籍に基づき記載している。	住基担当課	一般市等	2	御意見を踏まえて修正する。併せて住基ネット送信に必要な変換を行う旨についても追記。
3	1.1.8	年月日の管理	1636～1638	追加	0	年月日の不詳日については各業務システムで統一の仕様とし、連携先システムにおいても同一日付で管理されること。	0	情報政策担当課	一般市等	3	他システムそれぞれの考え方によるため対応しない
3	1.1.8	年月日の管理	1636～1652	その他	0	0	当市では不詳日の入力には戸籍の記載に合わせている為、住基ネットへ送付するコード定義以外の入力が必要と考えられるが、定義されている入力以外には出来ないという認識でよいか。	住基担当課	指定都市	2	御意見を踏まえて修正する。併せて住基ネット送信に必要な変換を行う旨についても追記。
3	1.1.8	年月日の管理	1640～1652	その他	—	—	不詳日の入力について、不詳日入力一覧にある表記しか使用できないという趣旨の記載か、一例としての記載かご教示いただきたい。死亡日の記載で「中旬頃」等使用する場合があるが、文言は任意で設定可能という認識でよいか。	住基担当課	中核市等	1	中旬を追加
3	1.1.8	年月日の管理	1640-1652	その他	・「令和〇〇年頃」 ・「令和〇〇年〇月頃」 ・「令和〇〇年〇月〇日頃」 ・「推定令和〇〇年〇月〇日」 ・「推定令和〇〇年〇月」 ・「令和〇〇年春」 ・「令和〇〇年〇月上旬」 ・「令和〇〇年〇月上旬頃」 ・「令和〇〇年〇月下旬頃」 ・「年月日不詳」 ・「令和〇〇年 月日不詳」 ・「令和〇〇年〇月 日不詳」	懸案事項	・「令和〇〇年春」という入力をする事は無いのではないかと。例え死亡届にそのように書かれても、戸籍の記載としては「推定 令和〇〇年〇〇月」と補正するように通達が出ている。 ・「上旬」「下旬」に加えて「中旬」も必要ではないか。	住基担当課	中核市等	2	御意見を踏まえて修正する。併せて住基ネット送信に必要な変換を行う旨についても追記。 中旬を追加。
3	1.1.8	年月日の管理	1640-1652	追加	0	死亡診断書に書かれた日付を入力できるようにする。	死亡は、戸籍からの通知事項であり、職権において、正確に記載されなければならないため	0	一般市等	2	御意見を踏まえて修正する。併せて住基ネット送信に必要な変換を行う旨についても追記。

章	項目番号	項目名	行番号	修正の種類 (追加・削除・ その他)	修正前	修正後	修正の理由	意見発出者	区分	対応方針	理由
3	1.1.8	転入者情報入力	1641~1652	その他			死亡日時の記載について、【不詳日入力一覧】以外にも、戸籍の記載に合わせた入力を要する場合がある（例えば、令和〇年〇月〇日から〇日までの間、等）ため、不詳日入力一覧の内容では不十分と考える。他自治体からの住基法9条2項通知に基づき記載することもあるため、不詳日入力一覧以外の記載方法が可能として頂きたい。	住基担当課	一般市等		2 御意見を踏まえて修正する。併せて住基ネット送信に必要な変換を行う旨についても追記。
3	1.1.10	世帯主	1716~1719	その他	世帯主未設定を許容すること。	世帯主が死亡した場合等、未設定で登録ということか？ 仮に未設定で登録した場合、他の世帯員の続柄はどう判断するのか。（世帯員の続柄は世帯主からも見えるものであるため、世帯員も続柄は未設定となるのか）		住基担当課	一般市等		3 【考え方・理由】を参照 また続柄については空欄が許容されている。（1.1.6空欄の考え方・理由についても参照）
3	1.1.11	続柄	1727-1728	追加	—	世帯主未設定の場合に限り、続柄未設定を許容すること。	1.1.10 世帯主の「世帯主未設定を許容する」のであれば、併せて続柄未設定も許容する必要があると考えるため。	住基担当課	指定都市		3 【考え方・理由】を参照 また続柄については空欄が許容されている。（1.1.6空欄の考え方・理由についても参照）
3	1.1.11	続柄	1728~1738	追加	0	続柄管理に未設定もしくは空欄条件を追加する	項目番号1.1.10において未設定を許容するとあるが管理する続柄に未設定もしくは空欄という条件がないため。	住基担当課	指定都市		3 【考え方・理由】を参照 また続柄については空欄が許容されている。（1.1.6空欄の考え方・理由についても参照）
3	1.1.11	続柄	1731~1732	追加	② 夫、妻、夫（未届）、妻（未届）、子、子（子の夫）、子（子の妻）、父、母、兄、姉、弟及び妹 ⑥ 使用人	② 夫、妻、夫（未届）、妻（未届）、子、子（子の夫）、子（子の妻）、父、母、兄、姉、弟及び妹 ⑥ 使用人	当区では本人の意向により「子（子の子）」「使用人」の続柄記載を認めた事例がある。（R02.06.23現在、各1名） これを他の続柄に改めなければならないこととなるとトラブルの原因となるため、引き続き使用できること（又は既存システムからのセットアップ時には移行可）としていただきたい。	住基担当課	中核市等		3 続柄を「子（子の子）」と記載するケースが想定されない。例えば、特別養子縁組の場合であっても、「（子の子）」のような部分については伏せることとなり、単に「子」とのみ記載する。また、「使用人」は「同居人」と記載することとなる。
3	1.1.11	続柄	1731~1732	追加	【実装すべき機能】 ② 夫、妻、夫（未届）、妻（未届）、子、子（子の夫）、子（子の妻）、父、母、兄、姉、弟及び妹	【実装すべき機能】 ② 夫、妻、夫（未届）、妻（未届）、子、子（子の夫）、子（子の妻）、父、母、兄、姉、妹及び子（子の子）	例えば、祖父（世帯主）と同一世帯の孫が養子縁組により、子の関係であり、孫の両親も同一世帯にいる場合に続柄として「子（子の子）」を選択肢に追加していただきたい	住基担当課	中核市等		3 続柄を「子（子の子）」と記載するケースが想定されない。例えば、特別養子縁組の場合であっても、「（子の子）」のような部分については伏せることとなり、単に「子」とのみ記載する。また、「使用人」は「同居人」と記載することとなる。
3	1.1.14	統合記載欄	1852	その他	【実装しない機能】 異動事由ごとに、あらかじめ登録した留意事項が自動入力されること。	【実装してもしなくても良い機能】 異動事由ごとに、あらかじめ登録した留意事項が自動入力されること。	異動事由ごとの留意事項をあらかじめ定型で登録する事により、安定した事務運用を行う事ができるため。（定型文選択後、追記・修正を可とする）	住基担当課	指定都市		1 一般市区町村については実装してもしなくても良い機能に変更
3	1.1.14	統合記載欄	1867	削除	B類型として記載する留意事項の例 パスポート（NO、○）などの確認した資料名	B類型として記載する留意事項の例	日本人が国外から転入した場合の確認資料の記載は届出書への記入で足り、統合記載欄への記載まで必要ではないから。	住基担当課	一般市等		1 御意見のとおり修正する。
3	1.1.14	統合記載欄	1867	その他	B類型として記載する留意事項の例 転居届と同日に婚姻届があった旨 ・婚姻前の氏 ・旧戸籍の表示	B類型として記載する留意事項の例 転居届と同日に婚姻届があった旨	住所異動届と届出書の入力を1回の入力で行う時の仕様であるが、伊万里市では、住所異動届、届出書の入力とそれぞれ行っている。 標準仕様になった場合入力の仕方は今後統一されるのか。それとも例として示されているだけなのかお尋ねしたい。	住基担当課	一般市等		2 転居と婚姻の処理を別に行うこととする。20.0.3（異動履歴の記載）参照
3	1.1.14	統合記載欄	1881	その他	非表示とする。。	非表示とする。	句点が連続している	住基担当課	指定都市		1 御意見のとおり修正する。
3	1.1.14	統合記載欄	1885	その他	できることとした。。	できることとした。	句点が連続している	住基担当課	指定都市		1 御意見のとおり修正する。
3	1.1.15	メモ	1900~	追加	-	メモを入力した者のユーザー名が記録されること。	メモを入力内容の意図を、入力者に確認しなければならない場合があるため。	情報政策担当課	中核市等		1 御意見のとおり修正する。
3	1.1.15	メモ	1900~	追加	-	メモを入力した日時が記録されること。	メモを入力内容の意図を、入力者に確認しなければならない場合があるため。	情報政策担当課	中核市等		1 御意見のとおり修正する。
3	1.1.15	メモ	1900~	追加	-	メモの修正・削除について、履歴管理されること。	メモの誤修正等による、業務の混乱を避けるため。	情報政策担当課	中核市等		1 御意見のとおり修正する。
3	1.1.15	メモ	1900~	追加	-	メモを分類・区分することができること。分類・区別にメモを入力できること。	メモフィールドが単一の場合、単一のフィールドに、異なる内容のメモを記載すると分かりにくい。メモに種類を持たせて、種類別にメモ入力できるようにする。	情報政策担当課	中核市等		3 画面、見やすさに関する機能のため規定しない。
3	1.1.15	メモ	1900~	追加	-	メモの文字数として、100文字は登録できること。	システムベンダーは非実用的な機能でも「機能有り」として主張してくる傾向にあるので、文字数の最低長は指定する必要があると考える。	情報政策担当課	中核市等		3 粒度の観点から文字数についてまでは規定しない
3	1.1.16	支援措置対象者管理	1908	その他	2つ前の住所地に現住所が記載されることはないため	疑義あり	なかにはA市→B市→A市→C市→A市と異動する人もいるため、2つ前に現住所がのることもありうる。 また、市内間転居をした場合、現在の市に住んでいること自体知られたくない時は前住所地である2つ前の除票を抑止する必要もある。	住基担当課	中核市等		1 前々住所地の抑止についても追記
3	1.1.16	支援対象者管理	1908~2003	その他	0	0	申出者と併せて支援を求める者について、申出者とは抑止対象の範囲が異なる場合があるが個別に管理できるという認識でよいか。そうであれば、行6836にて「3 支援措置の範囲」は不要もしくは個別表示が適当と考えられる。	住基担当課	指定都市		2 様式その他の欄を追加し、前々本籍等における支援措置についても自由記載できることとする。
3	1.1.16	支援対象者管理	1911-1913	追加	支援対象者の住民票（原票）に	支援対象者の住民票（原票および除票）に	除票扱いとなっても、支援管理が必要である	住基担当課	一般市等		1 御意見のとおり修正する。
3	1.1.16	支援対象者管理	1916	追加	データベース上の項目	・備考、メモ項目	同住所別世帯の併せて支援を求める者等の有無等、自由記載が可能なメモ機能を要望する。	住基担当課	中核市等		3 メモ機能は一般機能として記載済み
3	1.1.16	支援対象者管理	1918~1923	追加	0	・前住所	現住所地でも「前住所」の情報は必要	住基担当課	中核市等		1 前住所を追加
3	1.1.16	支援対象者管理	1919	追加	0	・カナ氏名 ・通称氏名 ・通称カナ氏名	通称名も必要であると考え。 外字等の漢字の不一致時にカナでの確認が有効である。	住基担当課	中核市等		2 通称、ふりがなについても管理することとする（1.1.2の管理項目との整合）
3	1.1.16	支援対象者管理	1922	追加	住所	住所、前住所（転入前住所）	1981-1983の考え方・理由があるが、実態において、併せて支援を求める者（子・児童虐待）が申出者（母・DV）の住所から転出した場合、母の住所に繋がらないように2つ前の住所等も支援措置が必要となっている場合があるため	住基担当課	中核市等		1 御意見のとおり修正する。

章	項目番号	項目名	行番号	修正の種類 (追加・削除・ その他)	修正前	修正後	修正の理由	意見発出者	区分	対応方針	理由
3	1.1.16	支援対象者管理	1923 1933	削除	連絡先（電話番号、携帯電話番号、メールアドレス等）	-	抑止対象者の連絡先を実装すべき項目として入れてあるが、住民記録システムで保管するということは、抑止担当以外で住民記録システムを利用する職員が閲覧できる可能性があるのではないか。証明書交付のため、一時的に抑止を解除した時など、タイミングが合ってしまえば担当以外でも確認できるようであれば、実装すべきではない項目と考えられます。	住基担当課	中核市等		3 連絡手段として必要なため。
3	1.1.16	支援対象者管理	1926	追加	0	・カナ氏名 ・通称氏名 ・通称カナ氏名	通称名も必要。 外字等の漢字の不一致時にカナでの確認が有効である。	住基担当課	中核市等		2 通称、ふりがなについても管理することとする（1.1.2の管理項目との整合）
3	1.1.16	支援対象者管理	1929	追加	前住所	前住所、前々住所（転入前住所）	0	住基担当課	中核市等		1 御意見のとおり修正する。
3	1.1.16	支援対象者管理	1930	追加	0	住所、前住所（転入前住所）	0	住基担当課	中核市等		1 御意見のとおり修正する。
3	1.1.16	支援対象者管理	1934	追加	0	③過去住所地市区町村の場合 ・氏名 ・カナ氏名 ・通称氏名 ・通称カナ氏名 ・宛名番号 ・生年月日 ・市区町村最終住所 ・統合記載欄に記載された転出先住所 ・転出届に基づいて記載した転出先住所（予定） ・転入通知に基づいて記載した転出先の住所 ・連絡先（電話番号、携帯電話番号、メールアドレス等）	通称名も必要。 外字等の漢字の不一致時にカナでの確認が有効である。 過去住所地市区町村(前住所以前)の場合、住民記録業務としては支援対象者として管理する必要はないが、税務事務など市区町村の支援対象者を一元管理するという観点で考えると、過去住所地市区町村についても考慮する必要があると考える。	住基担当課	中核市等		3 他業務システムにおいて必要な措置と考えるため規定しない。
3	1.1.16	支援対象者管理	1935～1939	追加	0	前住所	併せて支援措置を求める者の前住所が申出者と同じとは限らないため	住基担当課	一般市等		1 前住所を追加
3	1.1.16	支援対象者管理	1941～1946	削除	○加害者に関する項目 ・氏名 ・宛名番号 ・生年月日 ・住所 ・その他	0	表示の抑止が可能とあるが、加害者の情報をシステム上入力し、管理しておくことが必要と感じられないため。	住基担当課	中核市等		3 加害者からの閲覧の申出や交付の請求等への対応に必要。
3	1.1.16	支援対象者管理	1942	追加	氏名	支援対象者との関係	加害者・加害者に加担する者の氏名等が不明確であっても拒否対象者が分かりやすい。	住基担当課	中核市等		3 任意の文言で対応可能
3	1.1.16	支援対象者管理	1946	追加	・その他（任意の文言を最大100文字まで登録できること。）	・その他（任意の文言を最大500文字まで登録できること。）	内容によっては、100文字でおさまらないため（支援対象者の支援継続情報や、支援情報の詳細な入力と考えられる）。	住基担当課	中核市等		1 文字数の上限を削除
3	1.1.16	支援対象者管理	1951	追加	(現住所及び前住所)	(現住所及び抑止対象の全ての住所)	①転居先住所が前住所に近い場合（例：同じマンションの別部屋に転居等）前々（々）住所から複数住所の抑止が必要。 ②支援申出者の住所から異動した者が本来支援すべき者の支援を担保するために申出した場合、本来支援すべき者と同様に遡って抑止しなければならない。	住基担当課	中核市等		1 (現住所及び前住所、前々住所等)と修正
3	1.1.16	支援対象者管理	1951	追加	・住民票の写し等の交付（現住所及び前住所）	・住民票の写し等の交付（現住所及び前住所、前々住所等）	0	住基担当課	中核市等		1 御意見のとおり修正する。
3	1.1.16	支援対象者管理	1964	追加	0	実装すべき機能に支援措置の履歴を追加	支援措置の履歴を持つことで、何度目の延長かシステム的に管理できることが必要と考えられる。	住基担当課	指定都市		3 メモ機能に、何度目の支援措置の延長か、を記載することで対応可能と考える。
3	1.1.16	支援対象者管理	1968	その他	0	0	仮支援措置「有」と設定した場合、通常の支援措置と同様のアラート表示がされるという認識でよいか。	住基担当課	指定都市		4 お見込みのとおり。
3	1.1.16	支援対象者管理	1975	追加	0	本人への決定通知書出力	本人への決定通知書を作成する必要があるため	住基担当課	一般市等		2 支援措置期間開始のお知らせは、通知のほか電話による対応など様々であることから、様式・帳票の【実装してもしなくても良い機能】に追加する。
3	1.1.16	支援対象者管理	1983～1986	追加	仮支援措置の有無についてもデータベース上確認できる必要がある。 仮支援措置の有無についてもデータベース上確認できる必要がある。 仮支援措置の有無についてもデータベース上確認できる必要がある。 仮支援措置の有無についてもデータベース上確認できる必要がある。 仮支援措置の有無についてもデータベース上確認できる必要がある。	仮支援措置の有無についてもデータベース上確認できる必要がある。 仮支援措置の期間は概ね1か月程度とし、他の市区町村から依頼を受けて仮支援措置を行う場合は、データベース上での市町村からの依頼によるものか分かること。 なお、仮支援措置が終了しても、自動終了とならないこと。	市区町村によって仮支援措置の運用ルールが異なるため、運用ルールを統一（期間、連絡手段）することが必要と考える。 仮支援措置の期間を設けた場合、仮支援措置期間が終了しても抑止入力自動終了とならないことが必要と考える。	住基担当課	中核市等		1 3.4の実装すべき機能に反映
3	1.1.16	支援対象者管理	1983 ～ 1986	追加	支援措置においては、申出がなされてから、支援措置の必要性を確認し、実際に支援措置を開始するまでの間も、被害者保護のために、仮支援措置が必要となる場合があり得、仮支援措置の有無についてもデータベース上確認できる必要がある。また、仮支援措置から一定期間（区市町村が指定する期間）経過したのについて、該当者を抽出して仮支援措置を受け付けた区市町村に確認するための機能が必要である。	支援措置においては、申出がなされてから、支援措置の必要性を確認し、実際に支援措置を開始するまでの間も、被害者保護のために、仮支援措置が必要となる場合があり得、仮支援措置の有無についてもデータベース上確認できる必要がある。また、仮支援措置から一定期間（区市町村が指定する期間）経過したのについて、該当者を抽出して仮支援措置を受け付けた区市町村に確認するための機能が必要である。	仮支援措置のまま支援措置実施の通知が未着のものについて、申出地の市区町村への確認が必要であるため、対象者を抽出する機能が必要である。	住基担当課	中核市等		2 EUC機能により対応できるよう、仮支援措置の開始年月日を追記。
3	1.1.16	支援対象者管理	1983～1986	追加	支援措置においては、申出がなされてから、支援措置の必要性を確認し、実際に支援措置を開始するまでの間も、被害者保護のために、仮支援措置が必要となる場合があり得、仮支援措置の有無についてもデータベース上確認できる必要がある。この場合の期間は1か月を目安とし、必要に応じて前住所、本籍地へ電話連絡する。	支援措置においては、申出がなされてから、支援措置の必要性を確認し、実際に支援措置を開始するまでの間も、被害者保護のために、仮支援措置が必要となる場合があり得、仮支援措置の有無についてもデータベース上確認できる必要がある。この場合の期間は1か月を目安とし、必要に応じて前住所、本籍地へ電話連絡する。	仮支援措置の有無だけではあまり意味がありません。現行運用での問題は仮支援の運用ルールが各市区町村ごとに異なるという点にあります。 ・仮支援の標準的な期間 ・仮支援時の連絡手段 を定めて頂きたい記載しました。	事業者	一般市等		1 3.4の実装すべき機能に反映
3	1.1.16	支援対象者管理	1983～1986	追加	支援措置においては、申出がなされてから、支援措置の必要性を確認し、実際に支援措置を開始するまでの間も、被害者保護のために、仮支援措置が必要となる場合があり得、仮支援措置の有無についてもデータベース上確認できる必要がある。この場合の期間は1か月を目安とし、必要に応じて前住所、本籍地へ電話連絡する。	支援措置においては、申出がなされてから、支援措置の必要性を確認し、実際に支援措置を開始するまでの間も、被害者保護のために、仮支援措置が必要となる場合があり得、仮支援措置の有無についてもデータベース上確認できる必要がある。この場合の期間は1か月を目安とし、必要に応じて前住所、本籍地へ電話連絡する。	仮支援措置の有無だけではあまり意味がありません。現行運用での問題は仮支援の運用ルールが各市区町村ごとに異なるという点にあります。 ・仮支援の標準的な期間 ・仮支援時の連絡手段 を定めて頂きたい記載しました。	事業者	指定都市		1 3.4の実装すべき機能に反映

章	項目番号	項目名	行番号	修正の種類 (追加・削除・ その他)	修正前	修正後	修正の理由	意見発出者	区分	対応方針	理由
3	1.1.16	支援対象者管理	1983～1986	追加	支援措置においては、申出がなされてから、支援措置の必要性を確認し、実際に支援措置を開始するまでの間も、被害者保護のために、仮支援措置が必要となる場合があり得、仮支援措置の有無についてもデータベース上確認できる必要がある。	支援措置においては、申出がなされてから、支援措置の必要性を確認し、実際に支援措置を開始するまでの間も、被害者保護のために、仮支援措置が必要となる場合があり得、仮支援措置の有無についてもデータベース上確認できる必要がある。この場合の期間は1か月を目安とし、必要に応じて前住所地、本籍地へ電話連絡する。	仮支援措置の有無だけではあまり意味をなさないが、現行運用での問題は、仮支援の運用ルールが各市区町村ごとに異なるという点である。 そのため、以下の点を定めていただきたい。 ・仮支援の標準的な期間 ・仮支援時の連絡手段	事業者	中核市等		1.3.4の実装すべき機能に反映
3	1.1.16	支援対象者管理	1983～1986	追加	支援措置においては、申出がなされてから、支援措置の必要性を確認し、実際に支援措置を開始するまでの間も、被害者保護のために、仮支援措置が必要となる場合があり得、仮支援措置の有無についてもデータベース上確認できる必要がある。	支援措置においては、申出がなされてから、支援措置の必要性を確認し、実際に支援措置を開始するまでの間も、被害者保護のために、仮支援措置が必要となる場合があり得、仮支援措置の有無についてもデータベース上確認できる必要がある。できるだけ早く前住所地、本籍地へ電話連絡する。	仮支援措置の有無だけではあまり意味がありません。現行運用での問題は仮支援の運用ルールが各市区町村ごとに異なるという点にあります。 ・仮支援の標準的な期間 ・仮支援時の連絡手段 を定めて頂きたいと記載しました。	事業者	中核市等		1.3.4の実装すべき機能に反映
3	1.1.16	支援対象者管理	1983～1986	追加	支援措置においては、申出がなされてから、支援措置の必要性を確認し、実際に支援措置を開始するまでの間も、被害者保護のために、仮支援措置が必要となる場合があり得、仮支援措置の有無についてもデータベース上確認できる必要がある。	支援措置においては、申出がなされてから、支援措置の必要性を確認し、実際に支援措置を開始するまでの間も、被害者保護のために、仮支援措置が必要となる場合があり得、仮支援措置の有無についてもデータベース上確認できる必要がある。この場合の期間は1か月を目安とし、必要に応じて前住所地、本籍地へ電話連絡する。	仮支援措置の有無だけではあまり意味がありません。現行運用での問題は仮支援の運用ルールが各市区町村ごとに異なるという点にあります。 ・仮支援の標準的な期間 ・仮支援時の連絡手段 を定めて頂きたいと記載しました。	事業者	中核市等		1.3.4の実装すべき機能に反映
3	1.1.16	支援対象者管理	1991	その他	【考え方・理由】 … 現住所については、2つ前の住所地市区町村の住民票の写し等に被害者の現住所が記載されていることはないため、支援措置制度としては、1つ前の住所地市区町村まで支援措置を講ずれば足りることとなる。	【考え方・理由】 … 現住所については、2つ前の住所地市区町村の住民票の写し等に被害者の現住所が記載されていることはないが、その住所に関係者が居住している等、その住所から支援措置対象者の住所が漏洩する可能性があるため、2つ以前の住所地市区町村についても支援措置を講ずる場合がある。	支援措置の現場では、2つ以上前の住所地市区町村の住所においても支援を講じているケースが多々あり、他市区町村からの通知等においても同様に2つ以上前の住所地市区町村の住所において支援を講じるケースが散見される。 これは、2つ以上前の住所に関係者が居住しており、そこから情報が漏洩する可能性がある場合や、その2つ以上前の住所が現在の居住地と近隣である場合等に、その住所から加害者に避難先地域を推測される可能性がある場合等に措置を行うものである。 支援措置は人命を守るために実施するものであるため、確実に守ることができるよう標準仕様書に含めるべきではないか。	住基担当課	中核市等		1 御意見を踏まえ修正する。
3	1.1.16	支援対象者管理	1991	削除	現住所については、2つ前の住所地市区町村の住民票の写し等に被害者の現住所が記載されていることはないため、支援措置制度としては、1つ前の住所地市区町村まで支援措置を講ずれば足りることとなる。	—	2つ前の住所地市区町村の同一住所へ再転入している場合もあるため。 また、同一市区町村内で転居をした場合、従前の住所地市区町村から居住している市区町村へ転入したことが載ってしまうため配慮が必要な場合があります。	住基担当課	中核市等		1 御意見を踏まえ修正する。
3	1.1.16	支援対象者管理	1991～1993	その他			記載内容にあるが、実際に抑止制御される範囲として、個人画面上全てが設定されるのか。記載内容のとおり、1つ前までの住所しか抑止制御されないのか確認したい。	住基担当課	中核市等		1 抑止については処理ごとに設定可能。後段については他市町村意見を踏まえ修正。
3	1.1.16	支援対象者管理	1991～1993	追加	現住所については、2つ前の住所地市区町村の住民票の写し等に被害者の現住所が記載されていることはないため、支援措置制度としては、原則1つ前の住所地市区町村まで支援措置を講ずれば足りることとなるが、住所異動の状況により複数の市区町村の支援措置が必要になることも考慮する必要がある。	現住所については、2つ前の住所地市区町村の住民票の写し等に被害者の現住所が記載されていることはないため、支援措置制度としては、原則1つ前の住所地市区町村まで支援措置を講ずれば足りることとなる。	転入、転出を繰り返す中で、以前の支援対象と同じ住所で支援が必要となった場合は、以前の転入前市区町村と今回の転入前住所双方に支援措置の転送が必要になる。 また、前住所地において支援措置対象の世帯の一部世帯員が転入してきた場合は、前住所地のさらに前の住所の支援措置が必要になるばあがあります。 まれなケースとは言え、システムで入力ができるようにすることで、転送先を意識できることもあるので、対応を検討いただきたい。	住基担当課	中核市等		1 御意見を踏まえ修正する。
3	1.1.16	支援対象者管理	1991～1993	その他	2つ前の住所は対象外	2つ前の住所も対象とできる	現住所と1つ前の住所が近いと2つ前の住所から支援措置を希望される場合がある	住基担当課	一般市等		1 御意見を踏まえ修正する。
3	1.1.16	支援対象者管理	1991～1993	その他	1つ前の住所地市区町村まで支援措置を講ずれば足りることとなる。	支援措置を講ずる範囲はあらかじめ標準化しないこと。異動履歴に限らず、個人を単位として制限をかけられること。	支援措置の制度上、現住所を秘匿とするものであることから理屈は正しいと考えるが、前住所地と現住所が近距離であること等、被害者感情を考えると難しい問題と考える。	住基担当課	中核市等		1 御意見を踏まえ修正する。
3	1.1.16	支援対象者管理	1991-1993	その他	現住所については、2つ前の住所地市区町村の住民票の写し等に被害者の現住所が記載されていることはないため、支援措置制度としては、1つ前の住所地市区町村まで支援措置を講ずれば足りることとなる。	現住所については、住民記録業務で2つ前の住所地市区町村の住民票の写し等に被害者の現住所が記載されていることはないが、税務事務等では常に最新住所を把握するため、過去住所地市区町村全てで支援措置を講ずる必要がある。	現住所については、住民記録業務において、2つ前の住所地市区町村の住民票の写し等に被害者の現住所が記載されていることはない。しかし、税務事務等転出者の最新住所を管理する事務においては、保存年限まで常に最新住所を保持することになる。 保存年限は連携先業務により異なり、統一した基準は困難であると考えられる。そのため、2つ以上前の住所地市区町村での支援措置を削除データを含め管理する必要がある。	住基担当課	中核市等		1 御意見を踏まえ修正する。
3	1.1.16	支援対象者管理	1991～1993	その他	現住所については、2つ前の住所地市区町村の住民票の写し等に被害者の現住所が記載されていることはないため、支援措置制度としては、1つ前の住所地市区町村まで支援措置を講ずれば足りることとなる。	現住所については、2つ前の住所地市区町村の住民票の写し等に被害者の現住所が記載されていることはないため、支援措置制度としては、1つ前の住所地市区町村まで支援措置を講ずれば足りることとなる。複数前の住所地に通知している団体が多いと考えられるが、今後は除票の保管期間が150年となり、複数前の住所地に支援措置を講ずると際限なく通知先が増加し、事務量も増加してしまうため、1つ前の住所地に限定するものである。	理屈は正しいと考えますが、被害者感情を考えると難しい問題です。単純に制度的に問題ない、というだけでなく、潜在する問題として除票150年の法律に合わせてルールを明確化する方が、受け入れられやすいと考えます。	事業者	一般市等		1 御意見を踏まえ修正する。
3	1.1.16	支援対象者管理	1991～1993	その他	現住所については、2つ前の住所地市区町村の住民票の写し等に被害者の現住所が記載されていることはないため、支援措置制度としては、1つ前の住所地市区町村まで支援措置を講ずれば足りることとなる。	現住所については、2つ前の住所地市区町村の住民票の写し等に被害者の現住所が記載されていることはないため、支援措置制度としては、1つ前の住所地市区町村まで支援措置を講ずれば足りることとなる。複数前の住所地に通知している団体が多いと考えられるが、今後は除票の保管期間が150年となり、複数前の住所地に支援措置を講ずると際限なく通知先が増加し、事務量も増加してしまうため、1つ前の住所地に限定するものである。	理屈は正しいと考えますが、被害者感情を考えると難しい問題です。単純に制度的に問題ない、というだけでなく、潜在する問題として除票150年の法律に合わせてルールを明確化する方が、受け入れられやすいと考えます。	事業者	指定都市		1 御意見を踏まえ修正する。
3	1.1.16	支援対象者管理	1991～1993	その他	現住所については、2つ前の住所地市区町村の住民票の写し等に被害者の現住所が記載されていることはないため、支援措置制度としては、1つ前の住所地市区町村まで支援措置を講ずれば足りることとなる。	現住所については、2つ前の住所地市区町村の住民票の写し等に被害者の現住所が記載されていることはないため、支援措置制度としては、1つ前の住所地市区町村まで支援措置を講ずれば足りることとなる。複数前の住所地に通知している団体が多いと考えられるが、今後は除票の保管期間が150年となり、複数前の住所地に支援措置を講ずると際限なく通知先が増加し、事務量も増加してしまうため、1つ前の住所地に限定するものである。	理屈は正しいと考えるが、被害者感情を考えると難しい問題である。単純に制度的に問題ない、というだけでなく、潜在する問題として除票150年の法律に合わせてルールを明確化する方が、受け入れられやすいと考える。	事業者	中核市等		1 御意見を踏まえ修正する。

章	項目番号	項目名	行番号	修正の種類 (追加・削除・ その他)	修正前	修正後	修正の理由	意見発出者	区分	対応方針	理由
3	1.1.16	支援対象者管理	1991~1993	その他	現住所については、2つ前の住所地市区町村の住民票の写し等に被害者の現住所が記載されていることはないため、支援措置制度としては、1つ前の住所地市区町村まで支援措置を講ずれば足りることとなる。複数前の住所地に通知している団体が多いと考えられるが、今後は除票の保管期間が150年となり、複数前の住所地に支援措置を講ずると際限なく通知先が増加し、事務量も増加してしまうため、一つ前の住所地に限定するものである。	現住所については、2つ前の住所地市区町村の住民票の写し等に被害者の現住所が記載されていることはないため、支援措置制度としては、1つ前の住所地市区町村まで支援措置を講ずれば足りることとなる。複数前の住所地に通知している団体が多いと考えられるが、今後は除票の保管期間が150年となり、複数前の住所地に支援措置を講ずると際限なく通知先が増加し、事務量も増加してしまうため、一つ前の住所地に限定するものである。	理屈は正しいと考えますが、被害者感情を考えると難しい問題です。単純に制度的に問題ない、というだけではなく、潜在する問題として除票150年の法律に合わせてルールを明確化する方が、受け入れられやすいと考えます。	事業者	中核市等		1 御意見を踏まえ修正する。
3	1.1.16	支援対象者管理	1991~1993	その他	現住所については、2つ前の住所地市区町村の住民票の写し等に被害者の現住所が記載されていることはないため、支援措置制度としては、1つ前の住所地市区町村まで支援措置を講ずれば足りることとなる。複数前の住所地に通知している団体が多いと考えられるが、今後は除票の保管期間が150年となり、複数前の住所地に支援措置を講ずると際限なく通知先が増加し、事務量も増加してしまうため、一つ前の住所地に限定するものである。	現住所については、2つ前の住所地市区町村の住民票の写し等に被害者の現住所が記載されていることはないため、支援措置制度としては、1つ前の住所地市区町村まで支援措置を講ずれば足りることとなる。複数前の住所地に通知している団体が多いと考えられるが、今後は除票の保管期間が150年となり、複数前の住所地に支援措置を講ずると際限なく通知先が増加し、事務量も増加してしまうため、一つ前の住所地に限定するものである。	理屈は正しいと考えますが、被害者感情を考えると難しい問題です。単純に制度的に問題ない、というだけではなく、潜在する問題として除票150年の法律に合わせてルールを明確化する方が、受け入れられやすいと考えます。	事業者	中核市等		1 御意見を踏まえ修正する。
3	1.1.16	支援対象者管理	1992~1993	その他	支援措置制度としては、1つ前の住所地市区町村まで支援を講ずれば足りることとなる。	0	制度上は仕様書に記載のとおりであり、事業者の上記意見と同意見であるが、実務上は前々住所まで支援対象としたいという申し出を少なからず受ける。その場合はどのように対応すべきか。 【前々住所までを支援対象としたい例】 ・A市→B市→C市と異動したが、B市（前住所）とC市（現住所）が近接している。その場合に前々住所（A市）に交付制限をかけないと、加害者に前住所を知られ、申出者が加害者と遭遇する恐れがある。 ・申出者と併せて支援措置を求める者が同一市帯でA市→B市へ転出後、申出者のみB市からC市に転出した。その場合に申出者の前々住所（A市）に交付制限をかけないと、加害者に、併せて支援措置を求める者の現住所を特定される恐れがある。	住基担当課	中核市等		1 御意見を踏まえ修正する。
3	1.1.17	郵便番号	2006~2007	その他	住所、転入前住所、転出先住所（予定）及び転出先住所（確定）の郵便番号を管理すること。	（日本郵便から提供される「郵便番号データ」と逐次、突合させて最新の郵便番号を取り込めるような仕組みが標準化できれば、大幅な業務の改善が見込まれる。）	郵便番号の変更があった場合に保有している郵便番号が陳腐化する恐れがあるため。	情報政策担当課	指定都市		3 住所辞書管理の更新にて対応する
3	1.1	住民データ	966	追加	0	転出者および市区町村内に住民票を置いたことがないが、固定資産を有する者等について税務事務等が必要となる宛名管理に関しては住民記録システム内で別途管理とすること。 管理項目は、1.1.1 日本人住民データの管理および1.1.2 外国人住民データの管理に準じたものとする。	住民登録外管理を住民記録システムと別管理すると、市区町村内各業務で二重管理となり、非効率である。標準仕様書の適用と同時に一元管理に移行することで、事務効率化の向上が図られると考える。	住基担当課	中核市等		3 別ユニットとして整理する
3	1.2.2	異動事由	2181~2182	その他	前提として、標準案において異動事由"コード"というデータベースの物理的な異動事由コードのラインナップは定義されていない。	（コード体系を標準仕様として定義する必要がある。）	住民記録システムのベンダーを変更する際に、新しいベンダーのコード体系にあわせるよう連携している他システムの改修が発生するため。	情報政策担当課	指定都市		3 粒度の観点からコード体系までは定義しない。
3	1.3	その他の管理項目	2204	追加	-	管理項目に、選挙区、学校区、自治会を追加	当市では選挙区、学校区、自治会コードを住基システムに管理している。 当該項目が削除されると、選挙関係システムや就学関係システムを新たに導入しなければならない。	情報政策担当課	一般市等		住所に対しては、行政区、自治会、町内会等任意の区域の設定ができること、を実装してもしなくても良い機能として追加（1.3.5として）
3	1.3	その他の管理項目	2204~2358	追加	0	標準仕様書上の住民データ管理項目の外、自治体の裁量で必要なデータ項目を設けることができる。	現行、当市では行政運営上の便益のために区内を28の地区に区分し地区別の異動件数等を統計化することにより、地域行政の推進に活用しており、こうした集計作業を行うために各住民データにその住所地が所属する地区の名称を記録している。	住基担当課	中核市等		住所に対しては、行政区、自治会、町内会等任意の区域の設定ができること、を実装してもしなくても良い機能として追加（1.3.5として）
3	1.3.2	住居表示・地番管理	2228	その他	住居表示においては最大番地、	住居表示においては、現存する住居番号、	住居表示は町名+街区符号+住居番号からなり地番は含まれない。また、最大住居番号以下の番号であっても、現存しない住居番号が存在し、それを住所として登録することはできないため。	住基担当課	中核市等		1 御意見のとおり修正する。
3	1.3.3	住所辞書管理	2237~2255	追加		住所を入力した際対応する学区も自動入力されるようにする マツ	住所異動の受付窓口では、住所異動に伴う学区の変更についても相談等を受けるため。	住基担当課	指定都市		3 対象外業務として整理
3	1.3.4	方書管理	2271	その他	【実装すべき機能】 方書（アパートやマンション、寮等）を登録管理できること。 また、住所に応じた方書が紐付けられていること。 なお、これらのマスタ情報は職員管理を前提としており、容易にできること。 さらに、住民登録できない方書が管理でき、住民登録できない住所への転入等があった際はアラートを出せること。	【実装すべき機能】 方書（アパートやマンション、寮等）を登録管理できること。 また、住所に応じた方書が紐付けられていること。 なお、これらのマスタ情報は職員管理を前提としており、容易にできること。 さらに、住民登録できない方書が管理でき、住民登録できない住所への転入等があった際はアラートを出せること。	ホテル、まんが喫茶、シェアハウス等の、住民登録ができない、または住民登録をする際に確認行為等が必要な施設等を管理し、誤った転入届を受領することのないよう適切に対処する必要がある。 また、ホテル、まんが喫茶、シェアハウス等の施設は市区町村の規模を問わず存在するため、標準仕様に加えるべきではないか。	住基担当課	中核市等		指摘の点について住所は居住実態に応じて判断されるべきものであり、また方書管理については分科会においても議論済みであることから原案のままとする。
3	1.3.4	方書管理	2275~	追加	-	方書文字数として、50文字は登録できること。	システムベンダーは非実用的な機能でも「機能有り」として主張してくる傾向にあるので、文字数の最低長は指定する必要があると考える。	情報政策担当課	中核市等		3 粒度の観点から文字数までは規定しない
3	1.3.3	住所辞書管理	2241	追加	住所辞書については全国的に提供されるものを使用し、	住所辞書については、このうち市外（管外）のものについては全国的に提供されるものを使用し、	本市では「市内住所辞書」と「市外住所辞書」を別管理しています。これにより、 ①市内の外字を含む町字名の管理 ②区画整理対象地区居住者の住所情報一括変更処理が可能になっていると考えます。 特に、②の区画整理対応については、「9.7住所一括変更」にも一括処理機能を備えることがシステム要件として示されています。これは、変更日時点で振替先の新住所コードが必要となりますが、全国的に提供される住所辞書では振替先の新住所コードはまだ存在しないものと思われます。 また、本市のケースにおいては ③庁内の他システムにおいても既に市内住所辞書のコードで運用されている ④市民アンケートなど、市内住所の範囲を対象として柔軟に処理する業務があることも大きな影響があるものと考えます。	情報政策担当課	中核市等		3 住所情報については職員でも修正できることとしているため対応しない
3	1.3.7	交付履歴の管理	2309-2324	追加	0	端末名、ユーザーID、ユーザー名	発行場所・発行者の特定のため。	住基担当課	中核市等		2 アクセスログとの整合からユーザー名は管理しない。（端末名、操作者IDを追記）

章	項目番号	項目名	行番号	修正の種類 (追加・削除・ その他)	修正前	修正後	修正の理由	意見発出者	区分	対応方針	理由
3	1.3.7	交付履歴の管理	2317-2323	追加	なし	発行番号	履歴データと証明書に印字する発行番号の紐づけができるようにするため、証明書に出力している発行番号も、交付履歴として管理する必要があります。	事業者	一般市等		1 発行番号を追加
3	1.3.7	交付履歴の管理	2317-2323	追加	なし	発行番号	履歴データと証明書に印字する発行番号の紐づけができるようにするため、証明書に出力している発行番号も、交付履歴として管理する必要があります。	事業者	中核市等		1 発行番号を追加
3	1.3.7	交付履歴の管理	2317-2323	追加	なし	発行番号	履歴データと証明書に印字する発行番号の紐づけができるようにするため、証明書に出力している発行番号も、交付履歴として管理する必要があります。	事業者	中核市等		1 発行番号を追加
3	2.1.2	検索文字入力	2400	追加	—	検索可能な最低文字数について規定する必要。	実務で検索する場合、一文字で検索することはなく、またそれは誤検索と考えられ、さらに対象件数が多い場合は、レスポンスに影響することが想定されるため。	事業者	中核市等		3 粒度の観点から文字数までは規定しない
3	2.1.2	検索文字入力	2400	追加	—	検索可能な最低文字数について規定する必要。	実務で検索する場合、一文字で検索することはなく、またそれは誤検索と考えられ、さらに対象件数が多い場合は、レスポンスに影響することが想定されるため。	事業者	中核市等		3 粒度の観点から文字数までは規定しない
3	2.1.2	検索文字入力	2400	追加	—	検索可能な最低文字数について規定する必要。	実務で検索する場合、一文字で検索することはなく、またそれは誤検索と考えられ、さらに対象件数が多い場合は、レスポンスに影響することが想定されるため。	事業者	一般市等		3 粒度の観点から文字数までは規定しない
3	2.1.2	検索文字入力	2404-2492	追加	0	①ワラ△⇒ハラ△ ②カプシキ、ユウゲン、ガイシャ、カイシャ、KK、YK、K.K、Y.K、LTD、(カプ)、(ユウ)を削除する。 ※△はスペース	重複者から漏れるため	情報政策担当課	一般市等		3 ①については規定済み ②については実装しない機能として整理済み
3	2.1.2	検索文字入力	2423	その他	異体字や正字も包括した検索ができること。	—	文字の紐付のセットアップはどのようになりますか。正字-異体字の例が一部示されていますが、これは自治体が個別に調べてセットアップすることになりますか。それとも情報が展開されるのでしょうか。	事業者	一般市等		4 標準仕様書では文字情報基盤を活用することとしおり、文字の紐づけのセットアップ時はMJ縮退マップ及び文字一覧表の検索システムを活用いただきたい。また、その作業主体になるかということも規定しておらず、個別に対応いただきたい。
3	2.1.2	検索文字入力	2423	その他	異体字や正字も包括した検索ができること。	—	文字の紐付のセットアップはどのようになりますか。正字-異体字の例が一部示されていますが、これは自治体が個別に調べてセットアップすることになりますか。それとも情報が展開されるのでしょうか。	事業者	中核市等		4 標準仕様書では文字情報基盤を活用することとしおり、文字の紐づけのセットアップ時はMJ縮退マップ及び文字一覧表の検索システムを活用いただきたい。また、その作業主体になるかということも規定しておらず、個別に対応いただきたい。
3	2.1.2	検索文字入力	2423	その他	異体字や正字も包括した検索ができること。	—	文字の紐付のセットアップはどのようになりますか。正字-異体字の例が一部示されていますが、これは自治体が個別に調べてセットアップすることになりますか。それとも情報が展開されるのでしょうか。	事業者	中核市等		4 標準仕様書では文字情報基盤を活用することとしおり、文字の紐づけのセットアップ時はMJ縮退マップ及び文字一覧表の検索システムを活用いただきたい。また、その作業主体になるかということも規定しておらず、個別に対応いただきたい。
3	2.1.2	検索文字入力	2450～2453	その他	ただし、異体字検索については中核市レベルのニーズは高いのに対し、小規模市町村でのニーズは高くないとの準構成員からの意見を踏まえ、一般市区町村においては実装してもよしなくてもよい機能とした。	一般市区町村においても、異体字検索について実装する。	住基担当課以外は、異体字や正字についての知識が少ないと思われる。 住基情報を税務課等他課が検索する場合もあることから、一般市区町村においても必要な機能と考えるため。	住基担当課	一般市等		3 実装しなくてもよい機能のため維持
3	2.1.3	基本検索	2458～2481	追加	記載なし	検索結果の一覧表示時に支援措置等の警告が付いている対象者については、当該一覧表示時に閲覧の可否が分かる標準化した表示が必要。	紙媒体ではなくPC機器等画面上による閲覧の実施時に、基本4情報のみの検索結果の一覧表示で事足りる時に、現在個別に画面を開き警告対象者かどうか確認しないと閲覧対象の可否が分からないため。	住基担当課	一般市等		2 3.1に、抑止対象が検索の際に明らかとなること、を追記。
3	2.1.3	基本検索	2460～2464	追加	【実装すべき機能】 (2461-2463までの行は省略) 在留カード番号・特別永住者証明書番号から検索できること。	【実装すべき機能】 (2461-2464までの行は省略) 在留カード番号・特別永住者証明書番号・検索用の旧氏から検索できること。	住民異動では、転入と同時に婚姻届の提出等により、戸籍の届に基づき氏名変更後の情報を住民基本台帳に登録している。そのため、転出証明書の情報と異なる点がでてしまい、従前住所地等からの問い合わせ対応等で、旧氏登録していない人についても検索が必要となるため。	住基担当課	中核市等		3 婚姻前の氏については統合記載欄で管理することとしており、また、生年月日、氏名の部分一致等により対象者を絞り込むことは可能と考える。
3	2.1.3	基本検索	2461～2480	追加	記述なし	【実装すべき機能】に『氏名、氏名のふりがな、性別については、空欄になっているものを検索できること』を追加していただきたい。	第3章の『1.1.6 空欄』にて、氏名、性別は空欄を許容される仕様のため。	事業者	一般市等		2 データ未入力の場合を検索できること、を追記。
3	2.1.3	基本検索	2461-2464	追加	氏名（漢字・アルファベットを含む）・旧氏・通称・（氏名・旧氏・通称の）ふりがな・生年月日（西暦・和暦）・性別・続柄・住所・住所コード・方書・宛番号・世帯番号・当該住民票を削除した事由・個人番号・住民票コード・在留カード番号・特別永住者証明書番号から検索できること。	氏名（漢字・アルファベットを含む）・旧氏・通称・（氏名・旧氏・通称の）ふりがな・生年月日（西暦・和暦）・性別・続柄・住所・住所コード・方書・宛番号・世帯番号・当該住民票を削除した事由・個人番号・住民票コード・在留カード番号・特別永住者証明書番号・婚姻前の氏名から検索できること。	婚姻と同時に転入等で前住所地で記載されている氏名と現在住民票で記載される氏名が異なる場合に、第三者が過去の住民票の写しから追いかけて現在住民票の写しを請求する場合に該当者を見つけれず対応できないと考える。	住基担当課	中核市等		3 生年月日、氏名の部分一致等により対象者を絞り込み、統合記載欄の転入前の旧氏を確認することで特定は可能と考える。
3	2.1.3	基本検索	2464	追加	～在留カード番号・特別永住者証明書番号から検索できること。	～在留カード番号・特別永住者証明書番号、任意フラグ（付箋機能）から検索できること。	滞納管理システムなどによる機能で、自治体ごとに異なる要件を吸収するため、一定の条件にあるものに個人詳細画面等から任意フラグを設定し、設定した者だけを絞り込み検索する機能が必要。多いほうが良い。既存で使える検索条件と組み合わせで使えるほうが良い。	住基担当課	中核市等		3 住民記録システムにおける使用の必要性が不明のため。
3	2.1.3	基本検索	2502	その他	住民コード	宛番号	誤字だと思われます。	事業者	一般市等		3 検討会での意見部分のため対応しない
3	2.1.3	基本検索	2502	その他	住民コード	宛番号	誤字だと思われます。	事業者	中核市等		3 検討会での意見部分のため対応しない
3	2.1.3	基本検索	2502	その他	住民コード	宛番号	誤字だと思われます。	事業者	中核市等		3 検討会での意見部分のため対応しない

章	項目番号	項目名	行番号	修正の種類 (追加・削除・ その他)	修正前	修正後	修正の理由	意見発出者	区分	対応方針	理由	
3	2.2 4.01	異動履歴照会 異動者	2519	追加	0	【2.2照会】2519以下を追加 【実装してもしなくてもよい機能】 照会機能にて個人や世帯を特定した後に、該当者の1.1.1及び1.1.2に記載の情報をCSV形式で入力端末へ出力する機能を有すること。 【4.0.8審査・決裁】2990以下を追加 2970【仮登録状態】の該当者の1.1.1及び1.1.2に記載の情報をCSV形式で入力端末へ出力する機能を有すること。	本市では、住民異動届に関する書類について、市民からの口頭の申し出をもとに職員が作成を行う「申請書作成支援窓口」（いわゆる「書かない窓口」）を導入している。 異動者に住民異動届を記入させることなく、職員にて届出書の作成を代行するものであるが、その際、既存の住民データを活用するためにCSV出力機能が必要となる。 具体的には、住民記録システム側から仕様書内「1.1.1および1.1.2」をCSV形式で入力端末内に出力後、同端末内の申請書作成支援システム側に取り込みを行い情報入力の手間を削減する。（なお、転入の場合は受付前に事前に転出証明書をお預かりしておき仮登録を実施しておき、仮登録情報からCSV出力を行う。）	住基担当課	中核市等		前段については指摘を踏まえ追記する。 2 後段については、転出証明書にQRコードを付すこととしており、当該機能の活用により、実現可能と考える。	
3	2.2.1	異動履歴照会	2513～2520	追加	記述なし	(世帯番号または、宛名番号を軸とした)世帯単位の異動履歴照会の機能について【実装すべき機能】、【実装しない機能】、【実装してもしなくても良い機能】のいずれかに仕分けしていただきたい。	(世帯番号または、宛名番号を軸とした)世帯単位の異動履歴照会の機能について、扱いが不明なため。	事業者	一般市等		3個人単位を基本としており、対応しない。	
3	2.2.1	異動届履歴照会	2519-2520	その他	【実装しない機能】 同一住民（再転入者等）を単位として履歴が照会できること。	【実装すべき機能】 同一住民（再転入者等）を単位として履歴が照会できること。	住基事務においては使用頻度が低いとあるが、同一住民が頻繁に住民異動をしている等の確認を容易に行うために必要なため	0	一般市等		3 検討会において不要と整理済み。	
3	2.2.4	支援対象者照会	2571	追加	支援措置期間中又は仮支援措置期間中である旨が明示的に確認でき、アラートを表示できること。また、このアラートは常に画面の最前面に表示し続けることができること。また、	支援措置期間中又は仮支援措置期間中である旨が明示的に確認でき、アラートを表示できること。また、このアラートは常に画面の最前面に表示し続けることができること。また、	意図せず対象者を検索してしまった場合、注意を促すことが必要。かつ、アラート表示がポップアップ等の場合、ポップアップを閉じた後も対象者であることを表示しておく必要がある。	住基担当課	中核市等		2 3.1に、抑止対象が検索の際に明らかとなること、を追記。	
3	3.1	異動・発行・照会抑止	2636～2728	追加	0	世帯員に支援措置対象者がいる場合、画面表示にて対象者を容易に判断できる仕様にしてほしい（対象者を赤く表示するなど）。	職員が容易に支援措置対象者であると判断できるようにするため。	住基担当課	中核市等		3 画面の見やすさに関する事項のため対応しない	
3	3.1	異動・発行・照会抑止	2649	追加	0	一時解除後、自動で抑止状態に戻る機能を追加する	再抑止を失念する可能性があるため	住基担当課	一般市等		1 一時解除後、一定時間経過後に自動で抑止状態に戻る機能を追加	
3	3.1	異動・発行・照会抑止	2647～2648	その他	0	コンビニ交付及び住基ネットCSに対しても自動連携されること。	現在、中間サーバーへの開示・非開示設定は、個別に行っているが、今後も同様となるのか。 コンビニ交付及び住基ネットCSに対しても3.7.2.3宛名連携と同様、リアルタイム連携と考えてよいか。	住基担当課	中核市等		4 ご指摘の通り。7.1.1.1及び8.1.1を参照。広域インターフェース仕様による。	
3	3.1	異動・発行・照会抑止	2647～2648	追加	0	…、コンビニ交付及び住基ネットCSに対しても自動連携されること。	…、コンビニ交付及び住基ネットCSに対しても自動連携できること。 コンビニ交付等は住民記録システムとは別システムであり、他システムの機能に言及している表現になっているため。	情報政策担当課	中核市等		3 必ず連携される必要があるため。	
3	3.1	異動・発行・照会抑止	2648～	追加	-	抑止の事由については複数設定することができ、設定した抑止事由毎に、抑止する処理・抑止レベル（エラー・アラート）を設定することができること。	1名の者に対して、抑止事由を複数設定する場合があるため。	情報政策担当課	中核市等		1 御意見を踏まえ修正する。	
3	3.1	異動・発行・照会抑止	2648～	追加	-	抑止の事由として「外字作成中」「特別養子縁組」「実態調査中」「その他」等を選択できること。	抑止の事由例を表記する必要があると考えられるため。	情報政策担当課	中核市等		2 考え方理由に、抑止事由について記載	
3	3.1	異動・発行・照会抑止	2683～2689	その他	0	エラーを支援措置対象者（取扱注意者）であることが分かる状態で解除できること。 抑止入力・解除の際には確認帳票の出力を標準とすること。	エラーを解除した際、一時的にでも支援措置対象者であることが分からず発行される可能性を防ぐため。 抑止入力漏れを防ぐため、確認帳票は必要と考える。	住基担当課	中核市等		3 10.3中、排他制御機能において対応可能。またエラー・アラートの表示の仕方については規定しない。	
3	3.2	他システム連携	2663	追加	0	宛名システムで名寄せされている分には、自動で支援措置データが反映する	宛名が外された場合に抑止できていないため	住基担当課	一般市等		3 データベースの持ち方によるため標準仕様書において規定することが困難。	
3	3.4	支援措置	2691	追加	0	支援措置の終了年月日が自動的に設定されるようにできること。	当初受付市で支援を受けている者の住所に本市を転出した者が転入し、支援対象者が追加された場合、追加対象者に係る転送先としての本市支援期間は通知を受けてから1年とはならない。	住基担当課	中核市等		1 御意見を踏まえ修正する。	
3	3.4	支援措置	2680～2729	追加	0	【実装してもしなくてもよい機能】 支援措置決定通知書の印刷	件数が多い場合に、申請者の氏名等が記載された帳票をシステムから印刷できることで事務負担軽減につながるかと考える。	住基担当課	中核市等		2 支援措置期間開始のお知らせは、通知のほか電話による対応など様々であることから、様式・帳票の【実装してもしなくても良い機能】に追加する。	
3	3.4	支援措置	2687-2689	その他	0	審査の結果、住民基本台帳の一部の写しの閲覧又は住民票の写し等の交付を行う場合には、エラーを解除することなく、「強制発行・照会」などの別ボタンによる操作で、同機能を実行できること。該当操作を行える操作者は権限設定により限定できるようにすること。	支援措置対象者の住民票の写し等の交付のたびにエラーを解除する仕様は、タイミングによっては、エラー解除中に誤って加害者へ被害者の住民票（除票）等を交付してしまうリスクがあるため。	住基担当課	指定都市		3 排他制御により対応可能であると考えられる。	
3	3.3.4	支援措置	2690～2691	削除	-	終了年月日が自動的に設定される	自動設定の機能は無いほうが好ましいため	住基担当課	一般市等		3 自動設定の終了日以後も抑止は自動的に解除されない。	
3	3.4	支援措置	2696～2705	追加	0	記述なし	『支援措置の期間が終了している旨のアラート』の表示について、表示する対象者、表示方法について具体的な標準仕様を追加していただきたい。	『支援措置の期間が終了している旨のアラート』の表示の仕方によっては、支援措置対象者の情報が漏洩してしまう機会を助長する懸念があるため。	事業者	一般市等		3 表示の方法については規定しない
3	3.4	支援措置	2699	その他	0	支援措置期間終了通知	支援措置期間終了に先立って送付する通知であることを強調するため。	住基担当課	一般市等		3 内容は同一のため。	
3	3.4	支援措置	2711～2714	その他	0		総務省が示す事務処理要領に、「仮支援」という概念はない。本市でも当該事務処理を行っていない。要領にない事項について本仕様に基づいて、必須とするのか？ 支援対象者が転出した場合には、実務上転出先で支援決定するまで待っているため、大きな問題にはなっていない。転出先で申出をしない、もしくは否認された場合のみ、終了とするかが問題となる。 「仮支援」とは、一度も支援決定されていない者に係る転出・転入時の支援措置可否決定までの期間、申出を担保するための疑似支援措置事務を指すことが多い。 支援申出を担保すべきが転入転出どちら側の自治体が妥当であるか、支援否認を含め、全ての自治体が同一の事務処理をしていない中で、「仮支援」という名称の事務を設定して、取り扱い基準を示さずに運用すべきでないかと考える。	住基担当課	中核市等		4 実態上行われている措置について、どの自治体でも切れ目なく支援が行われるよう標準仕様書においても仮支援の機能を規定。	

章	項目番号	項目名	行番号	修正の種類 (追加・削除・その他)	修正前	修正後	修正の理由	意見発出者	区分	対応方針	理由
3	3.4	支援措置	2713	その他	前住所地区町村として支援措置が継続されるよう切替えができること。	前住所地区町村として支援措置が継続されるよう自動で切替えされること。	転出入入に伴うエラー解除・入力は必然として、切替えを行わないと抑止状態を継続できないようでは、確実な支援措置の実施が損なわれる恐れがあるため。	住基担当課	中核市等		1 御意見を踏まえ修正する。
3	3.4	支援措置	2715	追加	0	本籍地や前住所自治体に対し、支援措置対象者である旨の通知を出力できること。	人口が多い自治体では、ワード等で通知を作成することは負担が大きいため。	住基担当課	中核市等		3 申出書の写しにより対応されたい。
3	3.4	異動・発行・照会抑止	2723～2724	その他	0	連携における自動終了も行わないこと。	住民記録システムで自動終了を行っていないにもかかわらず、連携が自動終了しては支援措置対象者の保護を実施できないため。	住基担当課	中核市等		3 他システムの機能については規定しない
3	3.5	住民異動不受理	2730	その他	0	住民異動不受理申請による抑止設定を行うこと。	委任状偽造を防ぐため。本人が委任することはしないと事前に申し出ている場合、異動届が正当なものではないと当該届を受理しないよう、抑止設定が必要であるため。	住基担当課	中核市等		3 実装しない機能として検討会で整理済み
3	4.0.1	異動者	2760	追加	対象者を住民データから選択できること。	対象者を住民データから選択できること。また、処理書を行ってできること。	入力にあたって、処理内容（変更項目、変更内容）の書類が必要であるため。	住基担当課	中核市等		3 確認用帳票（20.0.1）により対応されたい。
3	4.0.1	異動者	2755～2770	追加	0	該当者に対する二重の異動入力を防ぐ機能を有すること。	0	住基担当課	指定都市		3 排他制御により対応可能であると考ええる。
3	4.0.1	異動者	2768.2769	削除	0	実装すべき機能から削除 実装してもしくなくてもよい機能に移動	住民異動届の受付を住所区に限定していない指定都市にそぐわない機能であるため。	住基担当課	指定都市		3 できる規定であり、受付を必ず住所区に限定する趣旨ではない。
3	4.0.2	異動先世帯、異動による消除	2803	その他	【実装しない機能】 除票者のみの世帯に転入処理ができること。	－	「除票者」の定義に関する確認です。統計処理では、転出予定者の場合、住民とみなしてカウントしますが、異動先の世帯に世帯員がいるかどうかの判定は、除票（転出予定含む）のみで構成される世帯への転入はできないという認識でよいかの確認です。転出予定者の定義が、一部あいまいと思われたためです。	事業者	一般市等		2 転出予定者のみ世帯への転入は可能。 なお制度上あり得ないことが明らかであることから【実装しない機能】を削除することとする。
3	4.0.2	異動先世帯、異動による消除	2803	その他	【実装しない機能】 除票者のみの世帯に転入処理ができること。	－	「除票者」の定義に関する確認です。統計処理では、転出予定者の場合、住民とみなしてカウントしますが、異動先の世帯に世帯員がいるかどうかの判定は、除票（転出予定含む）のみで構成される世帯への転入はできないという認識でよいかの確認です。転出予定者の定義が、一部あいまいと思われたためです。	事業者	中核市等		2 転出予定者のみ世帯への転入は可能。 なお制度上あり得ないことが明らかであることから【実装しない機能】を削除することとする。
3	4.0.2	異動先世帯、異動による消除	2803	その他	【実装しない機能】 除票者のみの世帯に転入処理ができること。	－	「除票者」の定義に関する確認です。統計処理では、転出予定者の場合、住民とみなしてカウントしますが、異動先の世帯に世帯員がいるかどうかの判定は、除票（転出予定含む）のみで構成される世帯への転入はできないという認識でよいかの確認です。転出予定者の定義が、一部あいまいと思われたためです。	事業者	中核市等		2 転出予定者のみ世帯への転入は可能。 なお制度上あり得ないことが明らかであることから【実装しない機能】を削除することとする。
3	4.0.3	異動日・処理日	2834～2835	その他	【実装しない機能】 処理当日以外を処理日として入力できること。	【実装すべき機能】 処理当日以外を処理日として入力できること。	夜間や土日開庁の際に、本籍照会等が行えずに処理を保留した場合、実際には翌営業日に処理を行うが、実際に届け出のあった日を処理日として入力する必要があるため。	住基担当課	中核市等		3 処理日については、処理日当日を入力する。
3	4.0.3	異動日・処理日	2835	その他	処理当日以外を処理日として入力できること	2833行【実装すべき機能】へ移記	処理日＝届出日としているが、届出翌営業日に処理する場合に処理当日以外を入力するため	住基担当課	中核市等		3 処理日については、処理日当日を入力する。
3	4.0.3	異動日・届出日	2843	その他	異動日は転出を除き過去しか認められない。	一時的に未来日の異動日を許可する設定が欲しい。	例えば、住居表示や区画整理が月曜日に施行となる場合、前日の閉庁日にオンラインで職権修正の入力を行うことがあります。この場合、一時的に未来日を許可して職権修正を入力するケースがあるため。	事業者	一般市等		3 バッチ処理等により対応されたい。
3	4.0.3	異動日・届出日	2843	その他	異動日は転出を除き過去しか認められない。	一時的に未来日の異動日を許可する設定が欲しい。	例えば、住居表示や区画整理が月曜日に施行となる場合、前日の閉庁日にオンラインで職権修正の入力を行うことがあります。この場合、一時的に未来日を許可して職権修正を入力するケースがあるため。	事業者	中核市等		3 バッチ処理等により対応されたい。
3	4.0.3	異動日・届出日	2843	その他	異動日は転出を除き過去しか認められない。	一時的に未来日の異動日を許可する設定が欲しい。	例えば、住居表示や区画整理が月曜日に施行となる場合、前日の閉庁日にオンラインで職権修正の入力を行うことがあります。この場合、一時的に未来日を許可して職権修正を入力するケースがあるため。	事業者	中核市等		3 バッチ処理等により対応されたい。
3	4.0.7	方書入力補助	2944	その他	【実装すべき機能】 入力された住所番に対応する方書を候補として選択できること。	【実装すべき機能】 入力された住所番に対応する方書を候補として選択できること。また住民登録ができない、または確認を要する方書についてはアラートを表示できること。	ホテル、まんが喫茶、シェアハウス等の、住民登録ができない、または住民登録をする際に確認行為等が必要な施設等を管理し、誤った転入届を受理することのないよう適切に対処する必要がある。また、ホテル、まんが喫茶、シェアハウス等の施設は区市町村の規模を問わず存在するため、標準仕様を追加すべきではないか。	住基担当課	中核市等		3 御指摘の点について住所は居住実態に応じて判断されるべきものであり、また方書管理については分科会においても議論済みであることから原案のままとする。
3	4.0.7	方書入力補助	2947-2949	削除	【実装しない機能】 方書から住所番を候補として選択できること。	(削除)	この機能は、必要と考える。 異動の届出にきた市民が、建物名は正しいものの、誤った地番を届け出ることがあるからである。 仕様書の機能だと、住所番からしか方書を検索できないので、市民が地番を誤った場合誤った地番のまま登録してしまう。 方書から住所を検索出来れば、例えば市民が地番を誤った場合でも正しい建物名さえ分かれば検索できるので、正しい地番を案内できる。	住基担当課	中核市等		3 検討会において議論済み
3	4.0.8	審査・決裁	2958～3022	追加	他課から仮登録中のデータの参照ができないようにする。	特定の課は仮登録中のデータの参照ができるようにする。	保険証等の発行を即日行いたいため。	住基担当課	一般市等		3 検討会において議論済み
3	4.01【再掲】	異動履歴照会 異動者	2958	追加	0	【2. 2照会】2519以下を追加 【実装してもしくなくてもよい機能】 照会機能にて個人や世帯を特定した後に、該当者の1.1.1及び1.1.2に記載の情報をCSV形式で入力端末へ出力する機能を有すること。 【4.0.8審査・決裁】2990以下を追加 2970【仮登録状態】の該当者の1.1.1及び1.1.2に記載の情報をCSV形式で入力端末へ出力する機能を有すること。	本市では、住民異動届に関する書類について、市民からの口頭の申し出をもとに職員が作成を行う「申請書作成支援窓口」（いわゆる「書かない窓口」）を導入している。 異動者に住民異動届を記入させることなく、職員にて届出書の作成を代行するものであるが、その際、既存の住民データを活用するためにCSV出力機能が必要となる。 具体的には、住民記録システム側から仕様書内「1.1.1および1.1.2」をCSV形式で入力端末内に出力後、同端末内の申請書作成支援システム側に取り込みを行い情報入力の手間を削減する。（なお、転入の場合は受付前に事前に転出証明書をお預かりしておき仮登録を実施しておき、仮登録情報からCSV出力を行う。）	住基担当課	中核市等		2 前段については指摘を踏まえ追記する。 後段については、転出証明書にQRコードを付すこととしており、当該機能の活用により、実現可能と考える。
3	4.0.8	審査・決裁	2958～3022	追加	0	仮登録中である一覧情報を参照のみできる操作権限を設けてほしい。	住民登録担当課以外の課（国民健康保険等）が、対象者の届出状態（仮登録中であるかどうか）を把握できれば、各課間でのやりとりにおける事務負担が軽減するため。	住基担当課	中核市等		3 他業務システム側の機能であり、また、参照不可のエラーが表示されることで足りると考える。
3	4.0.8	審査・決裁	2958-3022	その他	仮登録状態（入力時）では住民票などの発行抑止を行う。	仮登録状態（入力済み）での住民票発行の抑止ではなく、届出受付時に抑止できる機能をつけること。	窓口が複数箇所あり、別の場所で同時に届出・請求など（同世帯員など）があった場合にタイムラグにより異動事由の前後が発生する。届出受付時に抑止できたほうが良いと考えるため。	住基担当課	指定都市		3 仮登録機能の設定方法により対応可能と考える。
3	4.0.8	審査・決裁	2968～	追加	-	審査・決裁による本登録を行えるユーザーを権限により設定できること。	本登録を行うことのできるユーザーを制限するため。	情報政策担当課	中核市等		3 権限設定により対応可能
3	4.0.8	審査・決裁	2968～	追加	-	審査・決裁による本登録を行える端末を設定できること。	本登録を行える端末を限定するため。	情報政策担当課	中核市等		3 権限設定により対応可能
3	4.0.8	審査・決裁	3004	その他	た。。	た。	句点が連続している	住基担当課	指定都市		1 御意見を踏まえ修正する。

章	項目番号	項目名	行番号	修正の種類 (追加・削除・その他)	修正前	修正後	修正の理由	意見発出者	区分	対応方針	理由
3	4.0.8	審査・決裁	3006～3007	その他	仮登録状態においては、仮登録前のデータに基づく証明書を発行するようにする。	0	証明書を発行不可にするにはシステム負荷が大きいとのことだが、エラーやアラート表示も不可ということか。異動処理と同時の証明発行申請は多くあり、仮登録状態での証明書の誤発行は少なくないと想定するため、何らかの方法を検討されたい。	住基担当課	中核市等	3	議論の結果、決裁前の住民票の写し等の発行は行わないこととした。
3	4.0.8	審査・決裁	3006-3007	その他	仮登録状態においては、仮登録前のデータに基づく証明書を発行するようにする。	仮登録状態においては、仮登録後のデータに基づく証明書を作成し、承認後に発行履歴を確定する。	転入届と同時に住民票の写し等の請求が多く、異動承認後に証明書の作成とした場合、処理に時間を要し、事務運用に大きく影響を与えるため。	住基担当課	指定都市	3	議論の結果、決裁前の住民票の写し等の発行は行わないこととした。
3	4.0.10	一括入力	3068-3072	その他	なお、技能実習生として多数の外国人を受け入れ、委任された企業の社員が一括して届出をする場合や、多数の外国人留學生を受け入れる国際大学等からは、現住所を直前に入力した別世帯の現住所から適用し、部屋番号のみを変更して入力できる機能のニーズがあるとの意見があったが、誤記への懸念等から不要とする意見が多かったため、標準としては不要	懸案事項	この機能は、八王子市では是非使用したいので、【実装しない機能】ではなくて【実装してもなくても良い機能】として欲しい。 八王子市には大学・短大・高专等が多くあり、学生寮への大量の転入が毎年ある。 「直前に入力した別世帯の現住所から適用し、部屋番号のみを変更して入力できる機能」があると効率が大きく違う。	住基担当課	中核市等	3	検討会の議論による
3	4.1.0.1	届出に基づく住民票の記載等	3086	その他	から、	から、	跳点が連続している	住基担当課	指定都市	1	御意見を踏まえ修正する。
3	4.1.0.3	住民異動届受理通知	3122-3126	追加	転入届、転居届、転出届（特例転出を除く）及び世帯変更届、並びに転出証明書に準ずる証明を交付する場合の手続きにおいて、届出人と異動者が異なる場合など、住民異動届受理通知を任意で出力することができる。出力内容は届出日、異動事由、届出人氏名、異動者氏名及び受理した旨で、宛先は異動前住所・届出人本人とすること。	転入届、特例転入、転居届、転出届、特例転出及び世帯変更届、並びに転出証明書に準ずる証明を交付する場合の手続きにおいて、届出人と異動者が異なる場合など、住民異動届受理通知を任意で出力することができる。出力内容は届出日、異動事由、届出人氏名、異動者氏名及び受理した旨で、宛先は異動前住所・届出人本人とすること。	届出義務者以外の者や使用者からの特例転入や特例転出による手続きが想定されるため、住民基本台帳事務処理要領の実質的審査を遂行するためには、特例転入・特例転出においても受理通知の発行を必要とするとする。	住基担当課	中核市等	1	御意見を踏まえ「（特例転出を除く。）」を削除。
3	4.1.0.3	住民異動届受理通知	3126	その他	宛先は異動前住所・届出人本人とすること。	宛先は異動前住所・異動者本人とすること。	送付宛先は異動者本人であるため （事務処理要領では、「届出者本人」という記載になっていますが、文章の前後から異動者本人のことであると読み取れます。今回の標準仕様書の文面では、国外転入時の送付先として「異動者本人」と記載しているため、それに対して「届出人本人」という記載は、届出人≠異動者の場合に窓口で届出した者ととらえられる。）	住基担当課	中核市等	3	事務処理要領によることとする。
3	4.1.1.2	再転入者	3169	その他			職員の操作誤りなどにより、再転入すべき住民を新規転入として処理してしまった場合でも、以前の除票データとの紐付けが行えるようにしてほしいです。（本市で現在利用している住基システムにはこの機能がなく、宛名番号等の紐付けを行うためには誤って転入させた住民の登録を一度抹消し、再度転入処理を行う必要がありますが、この処理方法だと対象の住民が個人番号カード等を所持していた場合に、当該カードが失効してしまうことから対処方法に苦慮している状態です。）	住基担当課	一般市等	4	御意見の場合については、4.6異動の取り消し（削除）により対応されたい旨、考え方理由に追記する。 なお、個人番号カードの継続処理に関しては運用に関するものであることから、J-LIS・契約ベンダと調整の上対応されたい。
3	4.1.1.2	再転入者	3169～3220	追加	記述なし	『新規転入扱いをして新たな宛名番号にて登録してしまった後、再転入が発覚した場合の扱いについて』の記述がないので追加していただきたい。	新規転入扱いをして新たな宛名番号にて登録してしまった後、いくつか異動を経たのちに再転入だった事が発覚するケースが幾度か発生しており、そのような場合、宛名番号による紐づけが困難なため。	事業者	一般市等	2	御意見の場合については、4.6異動の取り消し（削除）により対応されたい旨、考え方理由に追記する。 なお、個人番号カードの継続処理に関しては運用に関するものであることから、J-LIS・契約ベンダと調整の上対応されたい。
3	4.1.1.2	再転入者	3172～3182	追加	0	個人番号等が合致した候補者については、宛名システムの関連宛名（同一人設定）を参照し、住民記録システムより最新の宛名がある場合には、その宛名を候補者として表示すること。	0	情報政策担当課	一般市等	3	宛名システムの仕様によるため対応しない。
3	4.1.1.2	再転入者	3172～3182	追加	0	再転入者の個人番号突合に際しては、宛名システムの個人番号を参照すること。	0	情報政策担当課	一般市等	3	宛名システムの仕様によるため対応しない。
3	4.1.1.2	再転入者	3174～3176	その他	また、3情報（氏名・性別・生年月日）が一致する者がいた場合は、アラートを表示し、再転入者として選択できること。	また、3情報（名（ふりがな）・性別・生年月日）が一致する者がいた場合は、アラートを表示し、再転入者として選択できること。	氏名・性別・生年月日のいずれも再転入時に変更になっている可能性があるが、氏に関しては最も変更の可能性が高く、氏名に限定すると再転入者として宛名を継続できなくなる恐れがある。また、文字の統一が図られていない現状を鑑みれば、名（ふりがな）で再転入者候補を挙げ、入力者が選択できる形式をとった方が良いと考える。	住基担当課	中核市等	3	対象者が多くなりすぎる恐れがある。
3	4.1.1.2	再転入者	3174-3175	その他	3情報（氏名・性別・生年月日）が一致するもの	名・生年月日が一致するもの	婚姻して氏変更となった人が既登録から漏れるため	情報政策担当課	一般市等	3	対象者が多くなりすぎる恐れがある。
3	4.1.1.2	再転入者	3174-3177	削除	また、3情報（氏名・性別・生年月日）が一致する者がいた場合は、アラートを表示し、再転入者として選択できること。	削除	同姓同名の該当者取り違えが何度か発生しており、住民票コード・個人番号等での紐づけができるため、3情報でのアラート表示は不要と考える。	住基担当課	一般市等	3	検討会において必要と判断。
3	4.1.1.2	再転入	3178-3179	その他	また、従前使用していた宛名番号をそのまま引き継ぐこと。	なお、従前使用していた宛名番号を引継が新規に付番するかは自治体の判断とする。	宛名番号付番変更により、庁内全システム対応費用が大幅に膨らむため。	住基担当課	中核市等	3	現時点では負担の程度が不明のため原案のままとする。
3	4.1.1.2	再転入者	3202～3206	追加		再転入者は、～宛名番号をそのまま引き継ぐ機能は標準仕様書としては必須とする。	宛名番号を新規付番する仕様も可能とする。	住基担当課	中核市等	3	現時点では負担の程度が不明のため原案のままとする。
3	4.1.2.1	同一住所への転居	3258～3270	削除			「同一住所への転居は省略して差し支えない」との回答が昭和36年12月22日民事二発第575号によりある。また、同一地番に複数の家屋が存在する場合には、その区別をするための方書きを付する扱いなので「同一住所への転居」はあり得ないと考える。	0	一般市等	3	検討会において議論済み。なお、ご指摘の通知については旧法の取扱いによるものである。

章	項目番号	項目名	行番号	修正の種類 (追加・削除・その他)	修正前	修正後	修正の理由	意見発出者	区分	対応方針	理由
3	4.1.3.0.1	届出日以降の異動	3277～3278	その他			本文に「14日を経過している場合には、当該転出は届出ではなく、職権で記載すること」とありますが、これは通常の転出処理とは異なる処理を行うということでしょうか。また、その場合は異動事由を職権削除などの他の事由に変更して処理するということでしょうか。（本市で現在利用している住基システムでは転出をした日から14日経過していても異動事由は全て転出して処理しています。）	住基担当課	一般市等		4 14日を経過していれば職権対応となる。
3	4.1.3.0.2	転出先入力	3309～3310	その他	転出先住所（予定）については国外住所を登録できること	転出先住所（予定）についても住所辞書に基づく入力ができること	国名も住所辞書に基づく入力を行い、入力ミスを防止したい	住基担当課	一般市等		3 国名は住所辞書では管理できない
3	4.1.3.0.2	転出先入力	3309-3310	その他	また、国外転出の際には、国内転出に準じた情報を登録でき、転出先住所（予定）については国外住所を登録できること。	また、国外転出の際には、国内転出に準じた情報を登録でき、転出先住所（予定）については国名を登録できること。	現行、国外転出は国名までの表記でよいことから、運用変更により、事務変更の大幅な変更が予想されるため。	住基担当課	中核市等		4 国名までの標記も差し支えない旨考え方理由に記載
3	4.1.3.0.2	転出先入力	3356-3358	その他	「同時に除印も行い確認票を出力すること。」については、印鑑登録システムについての機能であり、住民記録システム標準仕様書に記載する機能としては不要	「同時に除印も行い確認票を出力すること。」について、希望する。	印鑑登録システムについての機能であっても、実務上は同時に処理されることで事務軽減が図られており、住基システム上で同時に行われなければならない、事務の煩雑化となるため。	住基担当課	一般市等		3 印鑑登録については対応しない
3	4.1.3.0.4	特例転入を利用した転出	3376～3377	追加	ただし、必要に応じて転出証明書を任意出力できること。	ただし、必要に応じて転出証明書を任意出力できること。任意出力する転出証明書には、「特例による転出処理済」と印字できること。	転出証明書の任意出力機能はシステム障害等に備えた予備的な機能とは承知するが、住民のニーズとして転出証明書を同時に要求されることも少なくない。別々の自治体において、カードによる特例転入と転出証明書による転入が同時に行われる危険性も否定できないため、特例転出した異動者の転出証明書発行の際にはチェックボックスを利用し、左記のとおり印字できる機能も併せて要望する。	住基担当課	中核市等		1 御意見を踏まえ修正する。
3	4.1.3.1.2	CSから受信した転入通知の受理	3456～3457	その他	CSから～省略～、職員の手を介することなく自動で4.1.3.1.1（転入通知の受理）の処理が行えること	—	質問 ・確定転出なのに、転入先で異動日を誤っていたりする場合があり、自動で処理とどういった処理を行うのか？また、誤った異動日で処理した場合の修正も誤記修正として履歴に残すのか？	住基担当課	中核市等		3 必要に応じて修正できることとしている。
3	4.1.3.1.2	C Sから受信した転入通知の受理	3466	その他	C Sから受信した転入通知情報を基に住所辞書を用いて転出先住所の郵便番号を登録できること。	C Sから受信する転入通知情報に転出先住所の郵便番号を追加して欲しい。	住所辞書の字形違いにより、郵便番号が索引できないケースが多々あるため。	事業者	一般市等		3 CSの仕様に関する御意見のため対応不可
3	4.1.3.1.2	C Sから受信した転入通知の受理	3466	その他	C Sから受信した転入通知情報を基に住所辞書を用いて転出先住所の郵便番号を登録できること。	C Sから受信する転入通知情報に転出先住所の郵便番号を追加して欲しい。	住所辞書の字形違いにより、郵便番号が索引できないケースが多々あるため。	事業者	中核市等		3 CSの仕様に関する御意見のため対応不可
3	4.1.3.1.2	C Sから受信した転入通知の受理	3466	その他	C Sから受信した転入通知情報を基に住所辞書を用いて転出先住所の郵便番号を登録できること。	C Sから受信する転入通知情報に転出先住所の郵便番号を追加して欲しい。	住所辞書の字形違いにより、郵便番号が索引できないケースが多々あるため。	事業者	中核市等		3 CSの仕様に関する御意見のため対応不可
3	4.1.3.1.2	CSから受信した転入通知の受理	3467	その他	転出先住所の郵便番号を登録できること	疑義、要望	手入力なのか、自動なのか不明 転入通知情報から自動で郵便番号が登録されるようにしてほしい	住基担当課	中核市等		3 CSの仕様に関する御意見のため対応不可
3	4.1.3.1.4	転入通知未着照会書及び転入通知未着者一覧の作成	3504～3507	その他	本籍地市区町村に通知し	—	転入通知未着照会書は、転出予定先市区町村に照会し、不明な場合に本籍地市区町村に照会するものではありませんか。	事業者	一般市等		4 戸籍の附票記載事項通知をすべき市区町村は、転出地の市区町村ではなく、転入地である新住所地の市区町村である。ただし、職権で削除したが、転入先からの転入通知がないときは、住所地の市区町村は住民票を削除した旨を本籍地の市区町村に通知することになる。この通知に当たって、転入通知未着照会書及び転入通知未着者一覧の作成が必要となる。
3	4.1.3.1.4	転入通知未着照会書及び転入通知未着者一覧の作成	3504～3507	その他	本籍地市区町村に通知し	—	転入通知未着照会書は、転出予定先市区町村に照会し、不明な場合に本籍地市区町村に照会するものではありませんか。	事業者	中核市等		4 同上
3	4.1.3.1.4	転入通知未着照会書及び転入通知未着者一覧の作成	3504～3507	その他	本籍地市区町村に通知し	—	転入通知未着照会書は、転出予定先市区町村に照会し、不明な場合に本籍地市区町村に照会するものではありませんか。	事業者	中核市等		4 同上
3	4.1.4.3	事実上の世帯主	3558-3560	削除	0	0	現行、事実上の世帯主は登録していない。これを行うことにより、関係システムへの連携等に影響が出てくる可能性がある。	住基担当課	中核市等		3 考え方・理由を参照
3	4.2.1.2	出生	3750	その他	【実装すべき機能】 出生の処理においては、異動事由として、1.2.2（異動事由）のうち、出生を入力できること。なお、外国人住民の出生にあっては、「出生した日から60日を経過する年月日」を備考欄に記載できること。	【実装すべき機能】 出生の処理においては、異動事由として、1.2.2（異動事由）のうち、出生を入力できること。なお、外国人住民の出生にあっては、「出生した日から60日を経過する年月日」を備考欄に記載できること。	事務処理要領により、出生による経過滞滞者においては「出生した日から60日を経過する年月日」を備考として記載することとされている。	住基担当課	中核市等		3 統合記載欄に記載することで整理済み
3	4.2.1	職権記載	3691～3758	追加	0	【実装してもしなくてもよい機能】 国籍取得	短期滞在の外国人が国籍取得をした場合に職権記載をする必要があるため、機能として追加が必要と思われる。	住基担当課	中核市等		3 一般的な職権記載で対応可能ではないかと考える。
3	4.2.1.1 11.1	住所設定・未届転入エラー・アラート項目	3694～3702 5862～5863	追加	【実装すべき機能】 アラート項目9	住所設定・未届転入等（国外転入・30条46・30条47等も含む）において、住民票コード又は個人番号が新規付番となる場合は、チェックボックスにより新規付番者であることの確認を行うこと。	11.1エラー・アラート項目のアラート番号9の考え方・理由にあるとおり、個人番号の入力漏れ（住民票コードも同様）はその後の処理に多大なる影響を及ぼすため、チェックボックスを活用し、新規付番者が否かを確認して入力を進めるべきと考える。チェックボックスの活用ができれば、障害発生時や休日開庁時に個人番号が生成できていないため、個人番号が未記載であるとの判断も容易になる。	住基担当課	中核市等		1 個人番号未入力についてはアラートを表示し、入力漏れを防ぐとともに、未入力一覧の出力機能により、番号取得後の入力漏れを防ぐことができると考えられ、指摘の趣旨は違えるものと考えられる。
3	4.2.2	職権削除	3759～3800	追加	0	【実装してもしなくてもよい機能】 不現住職権削除	不現住実態調査の対象者に対して、不現住が確定した場合に職権削除をする必要があるため、機能として追加が必要と思われる。	住基担当課	中核市等		3 一般的な職権削除で対応可能
3	4.2.2.2	失踪	3793	その他	異動事由として、職権削除等を入力できること。	異動事由として、死亡等を入力できること。	失踪は、法律上死亡と見做す行為であることから、他システムへの連携上は死亡に関連する入力でない、資格得喪に影響がある。	住基担当課	中核市等		3 失踪は死亡ではなく職権削除として処理されたい
3	4.2.3.1	修正	3803	その他	(No.123、113-2、146（職権修正/修正））【実装すべき機能】	3803行目 (No.123、113-2、146（職権修正/修正）） 3804行目 【実装すべき機能】	仕様書中の表記方法の統一のため	住基担当課	一般市等		1 御意見を踏まえ修正する。

章	項目番号	項目名	行番号	修正の種類 (追加・削除・ その他)	修正前	修正後	修正の理由	意見発出者	区分	対応方針	理由
3	4.2.3.1	修正	3809～3811	その他	実装しない機能	実装すべき機能	現状、職権修正で事由の記載がない場合は、相手側市町村へ電話確認をしているので、記載される方が効率が良い。	住基担当課	中核市等		3 検討会において議論済みである。
3	4.2.3.1	修正	3819～3820	その他	こと。」は、印鑑登録システムについての機能であり、住民記録シス	—	3820行目に、こと。」は、とあるが、3819行目以前には「がないため、「の追加又は」の削除が必要となるため	住基担当課	一般市等		1 前に「を追加
3	4.2.3.3	誤記修正	3863～3864	その他	【実装しない機能】 異動履歴を残さない上書き修正ができること。	【実装すべき機能】 異動履歴を残さない上書き修正ができること。	自治体からの不都合・懸念等で挙がっている職員への心理的負担があること。また、軽易な入力ミスまで履歴が残ることで、履歴の量が多くなり、必要として確認する履歴の情報処理に時間を要してしまうため。	住基担当課	中核市等		3 上書き修正は実装しないことで検討会で議論済み
3	4.2.3.3	誤記修正	3864	その他			実装しない機能として異動履歴を残さない上書き修正ができることとされているが、入力先の宛名を誤った場合など、履歴を含めた検索を行った際に本来抽出される必要のない対象者が検索結果として抽出され、確認作業が煩雑となることが予想される。そのため、上書き修正について、全面排除という形ではなく、検索結果に影響を与える場合のみなどの用途を制限し、権限設定にてシステム担当者のみ修正が可能とする等、機能を追加することは出来ないか検討いただきたい。		指定都市		3 上書き修正は実装しないことで検討会で議論済み
3	4.2.3.3	誤記修正	3863～3865	削除	【実装しない機能】異動履歴を残さない上書き修正ができること	【実装すべき機能】異動履歴を残さない上書き修正ができること	住民記録の更新直後等、外部に証明等が出ていない限りにおいて、履歴を残さない修正は頻回に使用している機能であり、住民の利便性に寄与するものです。 現状、重大な案件となり得るような「履歴を残さない修正」については記録を取っており、照会に適切に対応できないという事例はありません。	住基担当課	中核市等		3 上書き修正は実装しないことで検討会で議論済み
3	4.2.3.3	誤記修正	3863-3884	その他	【実装しない機能】 異動履歴を残さない上書き修正	【実装すべき機能】	入力職員の心理的負担	住基担当課	一般市等		3 上書き修正は実装しないことで検討会で議論済み
3	4.3.3	住民票コード通知票等	4035～4043	その他	実装しない機能 住民票コード確認票を発行できること。	実装すべき機能 住民票コード確認票を発行できること。	過去の経緯（大阪府からの依頼）により、住民票コードの記載が必要な住民票の写しの請求があったときには、使用目的等を確認の上、住民票の写しではなく住民票コード通知書票の発行で対応している。住基システム以外（庁内のパソコン等）で出力すると住民票に記載どおりの文字で印字できない場合があり、住基システムから出力できることが求められる。	住基担当課	指定都市		3 住民票の写しにより対応されたい
3	4.5	外国人住民のみに関係する異動	4073	追加	0	【実装すべき機能】 異動対象者が「一時庇護許可者」「仮滞在許可者」「出生による経過滞在者」「国籍喪失による経過滞在者」であった場合は、住民票の備考に、各々「上陸期間を経過する年月日（許可期限）」「仮滞在期間を経過する年月日」「出生した日から60日を経過する年月日」「国籍を失った日から60日を経過する年月日」を記載できること。	事務処理要領により、各々の年月日を備考として記載することとされている。	住基担当課	中核市等		3 統合記載欄に記載できることとなっている。「1.1.14 統合記載欄」のB類型参照。
3	4.5.3	帰化	4103	その他	【実装すべき機能】 … また、その場合には、住民基本台帳に記録されている外国人住民票を削除できること。 また、削除する住民票のメモに帰化後氏名を記録できるようにすることも可とする。 さらに、転入時以前に遡及する帰化にも対応できること。	【実装すべき機能】 … また、その場合には、住民基本台帳に記録されている外国人住民票を削除できること。 また、削除する住民票のメモに帰化後氏名を記録できるようにすることも可とする。 さらに、転入時以前に遡及する帰化にも対応できること。	帰化により外国人住民の住民票が削除され、日本人の住民票が作成される。帰化後の氏名を除票のメモに記録することにより、住民票の写しの請求時等において、帰化前後の住民票を関連付けることができる。 また、外国人住民となった年月日以前に帰化するケースもあるため、これに対応できることを明記する。	住基担当課	中核市等		3 統合記載欄に記載できることとなっている。「1.1.14 統合記載欄」のB類型参照。
3	4.5.4	国籍取得	4131	その他	【実装すべき機能】 … その場合、住民基本台帳に記録されている外国人住民票を削除できること。	【実装すべき機能】 … その場合、住民基本台帳に記録されている外国人住民票を削除できること。また、削除する住民票のメモに国籍取得後氏名を記録できるようにすることも可とする。さらに、転入時以前に遡及する国籍取得にも対応できること。	国籍取得により外国人住民の住民票が削除され、日本人の住民票が作成される。国籍取得後の氏名を除票のメモに記録することにより、住民票の写しの請求時等において、帰化前後の住民票を関連付けることができる。 また、外国人住民となった年月日以前に国籍取得するケースもあるため、これに対応できること。	住基担当課	中核市等		3 メモの入力は可能である。「1.1.15 メモ」参照
3	4.5.5	国籍喪失	4159	追加	0	ただし、外個人として住民票が作成されるのは、国籍喪失日から60日を経過していないものに限る。	日本国籍を喪失した日から60日を経過していなければ、国籍喪失による経過滞在者に該当するため外国人としての住民票をあわせて作成することになるが、60日を超えた場合は、外国人としての住民票を作成することができないため。 (地方入国管理官署において在留特別許可を受ける等して中長期に留者になった場合に、外国人としての住民票を作成することが可能となるため。)	住基担当課	一般市等		3 法律上自明である
3	4.5.6	出入国在留管理庁長官通知に基づく修正及び削除	4197～4198	削除	0	実装すべき機能から削除 実装しても少なくとも良い機能に移動	全ての通知について自動連携を行うと不都合が生じる可能性がある為。通知により住民状態を確認し手動にて連携することが望ましい場合がある為。	住基担当課	指定都市		3 取込みができること、と記載しており、更新については確認後に行うこととしていることから、ご指摘の点については解消可能と考える。
3	4.5.7	入管法の住居地届出	4238	削除	・送信した市町村通知及び市町村伝達の照会。	・送信した市町村通知及び市町村伝達の照会	4236～4241行目の表記方法の統一から、「。」は削除してもよい	住基担当課	一般市等		1 御意見を踏まえ修正する。
3	4.6.0.1	異動の取消し	4258～4322	追加	なお、虚偽転居の場合、自動改裝や統合記載欄、住所欄の修正を一括で行える機能をカスタマイズ実装している自治体もあるが、虚偽転居自体が指定都市規模で年に数件程度と頻度が低く、当該機能のニーズは低いと考えられること、通常の取消機能で対応可能なことから、当該機能は実装しない。なお、取消を行った場合～	虚偽ではない住民の錯誤による転居の取消し事例は年に数件発生しており、現在のシステム上では転居の取消しは想定しておらず、元に戻す入力後の強制改裝、表示変更等といった修正作業が複雑なため標準化した修正方法が必要。	職権による誤記修正にはあたらぬ転居の取消しは、数が少ないとはいえ現行のシステム上で想定されておらず複雑な修正作業を要するため。	住基担当課	一般市等		3 転居の取消しについては記載済み
3	4.6.0.1	異動の取消し	4287～4288	その他	【実装しない機能】 転入通知の受理または転出予定年月日の到来後の転出については、取り消そうとする場合にアラートを表示すること。	【実装すべき機能】 転入通知の受理後の転出については、取り消そうとする場合にアラートを表示すること。	二重登録となる恐れもあるため慎重に行う必要があると考えるが、アラートが実装されないのはなぜか。	住基担当課	中核市等		3 考え方・理由のとおり、転出予定年月日以降も転出を取り消すことはありうることから、転入通知の受理又は転出予定年月日の到来後の転出の取り消しのみアラートを設けることはしないとしたものである。
3	5	証明	4340			コンビニ交付を実装する場合は、窓口での発行履歴と合わせて、コンビニ交付での発行履歴についても一元管理できること。	発行履歴がそれぞれのシステムで管理されては煩雑である。	情報政策担当課	一般市等		3 一元管理することは妨げられていない
3	5.1	証明書記載事項	4351	その他	省略することとなっていること。	省略又は記載の選択ができること。	証明の多くが「本籍・続柄」必要であることから、デフォルト値は自治体で設定可能としてもらいたい。	住基担当課	中核市等		1 御意見を踏まえ修正する。
3	5.1	証明書記載事項	4357	その他	第4章に定める用紙	0	様式類は確定ですか。	住基担当課	一般市等		4 確定
3	5.1	証明書記載事項	4360	その他	を出力すること。。	を出力すること。	句点が連続している	住基担当課	指定都市		1 御意見を踏まえ修正する。

章	項目番号	項目名	行番号	修正の種類 (追加・削除・その他)	修正前	修正後	修正の理由	意見発出者	区分	対応方針	理由
3	5.1	証明書記載事項	4364～4366	その他	【実装しない機能】 除票者と住民である世帯員を世帯連記式の住民票の写しに記載できること。	【実装してもしなくてもよい機能】 除票者と住民である世帯員を世帯連記式の住民票の写しに記載できること。	除票者と住民である世帯員を併記した住民票の写しについては、死亡者について生前同一世帯であったことを証明したい等の事由で一定の需要があるため、自治体判断で発行できる仕組みとしていただきたい。 ※実際の発行の際は、本人（同一世帯の者を含む）からの請求と第三者請求（もしくは代理請求）が同時に発生したと考える。	住基担当課	中核市等	3	検討会において整理済み
3	5.1	証明書記載事項	4375～4379	その他	一人世帯の方が単身であることを他人に知られたくない申出があった場合にも、こういったケースへの配慮は記載事項証明書で対応可能であり、住民票の写しは戸籍のように謄本と抄本の区別がなく、世帯全員である旨を認証文により示すニーズがあると考えられるため、「……世帯全員の住民票の原票と相違ない……」という認証文は維持する。	—	会社（学校）等から「住民票の写し」を取得するように指定があった場合、自治体の判断で「記載事項証明書」で事足りると言いきれる根拠はありますか。	事業者	一般市等	4	申請者の判断による
3	5.1	証明書記載事項	4375～4379	その他	一人世帯の方が単身であることを他人に知られたくない申出があった場合にも、こういったケースへの配慮は記載事項証明書で対応可能であり、住民票の写しは戸籍のように謄本と抄本の区別がなく、世帯全員である旨を認証文により示すニーズがあると考えられるため、「……世帯全員の住民票の原票と相違ない……」という認証文は維持する。	—	会社（学校）等から「住民票の写し」を取得するように指定があった場合、自治体の判断で「記載事項証明書」で事足りると言いきれる根拠はありますか。	事業者	中核市等	4	申請者の判断による
3	5.1	証明書記載事項	4375～4379	その他	一人世帯の方が単身であることを他人に知られたくない申出があった場合にも、こういったケースへの配慮は記載事項証明書で対応可能であり、住民票の写しは戸籍のように謄本と抄本の区別がなく、世帯全員である旨を認証文により示すニーズがあると考えられるため、「……世帯全員の住民票の原票と相違ない……」という認証文は維持する。	—	会社（学校）等から「住民票の写し」を取得するように指定があった場合、自治体の判断で「記載事項証明書」で事足りると言いきれる根拠はありますか。	事業者	中核市等	4	申請者の判断による
3	5.1	証明書記載事項	4397～4401	追加	0	転出予定者の証明書を出力する際は、「転出予定者の証明書が含まれます。転出証明書等の確認を行ってください。」等のアラートを表示する。	表示がない場合、すでに転出先市区町村で転入手続きを済ませているにもかかわらず、転入通知未着の場合は、同時に別の市区町村で同一人物の住民票が存在することを認めることにつながるため、アラートは必要と考える。	住基担当課	中核市等	3	検討会において議論済み
3	5.2	世帯員の並び順	4453	追加	び順が先になる。	び順が先になる。ただし、子が複数人おり、子の配偶者が準婚や外国人世帯員の場合は判断できないため、子の家族が複数と見なさなくても差し支えない。	住民票では"家族"の関係はわかりません。近似するのは"筆頭者が同一の世帯員"であることです。しかし、準婚・外国人世帯員の場合は"筆頭者が同一の世帯員"に当てはまりません。 そのため、4449行目にある「第2順位に属する家族が複数ある場合」を検出することはできません。この例のように判断がつかない場合、第2順位は家族のグルーピングを設定しない前提として頂きたい所存です。	事業者	一般市等	3	任意で設定できることとしており、ご指摘の場合についても自動で並び順を設定できるようにする必要はない。
3	5.2	世帯員の並び順	4453	追加	び順が先になる。	び順が先になる。ただし、子が複数人おり、子の配偶者が準婚や外国人世帯員の場合は判断できないため、子の家族が複数と見なさなくても差し支えない。	住民票には"家族"の関係はわかりません。近似するのは"筆頭者が同一の世帯員"であることです。しかし、準婚・外国人世帯員の場合は"筆頭者が同一の世帯員"に当てはまりません。 そのため、4449行目にある「第2順位に属する家族が複数ある場合」を検出することはできません。この例のように判断がつかない場合、第2順位は家族のグルーピングを設定しない前提として頂きたい所存です。	事業者	指定都市	3	任意で設定できることとしており、ご指摘の場合についても自動で並び順を設定できるようにする必要はない。
3	5.2	世帯員の並び順	4453	追加	び順が先になる。	び順が先になる。ただし、子が複数人おり、子の配偶者が準婚や外国人世帯員の場合は判断できないため、子の家族が複数と見なさなくても差し支えない。	住民票には"家族"の関係は不明である。近似するのは"筆頭者が同一の世帯員"であることだが、準婚・外国人世帯員の場合は"筆頭者が同一の世帯員"に当てはまらない。 そのため、4449行目にある「第2順位に属する家族が複数ある場合」を検出することはできません。この例のように判断がつかない場合、第2順位は家族のグルーピングを設定しない前提として頂きたいと考える。	事業者	中核市等	3	任意で設定できることとしており、ご指摘の場合についても自動で並び順を設定できるようにする必要はない。
3	5.2	世帯員の並び順	4453	追加	び順が先になる。	び順が先になる。ただし、子が複数人おり、子の配偶者が準婚や外国人世帯員の場合は判断できないため、子の家族が複数と見なさなくても差し支えない。	住民票には"家族"の関係はわかりません。近似するのは"筆頭者が同一の世帯員"であることです。しかし、準婚・外国人世帯員の場合は"筆頭者が同一の世帯員"に当てはまりません。 そのため、4449行目にある「第2順位に属する家族が複数ある場合」を検出することはできません。この例のように判断がつかない場合、第2順位は家族のグルーピングを設定しない前提として頂きたい所存です。	事業者	中核市等	3	任意で設定できることとしており、ご指摘の場合についても自動で並び順を設定できるようにする必要はない。
3	5.2	世帯員の並び順	4453	追加	例えば、長男の家族と次男の家族が同一世帯である場合には、長男の家族の方が次男の家族よりも並び順が先になる。ただし、子が複数人おり、子の配偶者が準婚や外国人世帯員の場合は判断できないため、子の家族が複数と見なさなくても差し支えない。	例えば、長男の家族と次男の家族が同一世帯である場合には、長男の家族の方が次男の家族よりも並び順が先になる。ただし、子が複数人おり、子の配偶者が準婚や外国人世帯員の場合は判断できないため、子の家族が複数と見なさなくても差し支えない。	住民票には"家族"の関係はわかりません。近似するのは"筆頭者が同一の世帯員"であることです。しかし、準婚・外国人世帯員の場合は"筆頭者が同一の世帯員"に当てはまりません。 そのため、4449行目にある「第2順位に属する家族が複数ある場合」を検出することはできません。この例のように判断がつかない場合、第2順位は家族のグルーピングを設定しない前提として頂きたいと考える。	事業者	中核市等	3	任意で設定できることとしており、ご指摘の場合についても自動で並び順を設定できるようにする必要はない。
3	5.2	世帯員の並び順	4427～4434	削除			標準化して証明等のレイアウトもいっしょになるなら、並び順についても標準で統一したほうがよいと考える。	住基担当課	指定都市	3	以下のような理由により、並び順を任意に設定することを許容したものの。 「転入等により既設の世帯に入る者については、末尾に順次記載することとするが、市区町村長が並び替えることが適当と認めるときは、並び替えることも差し支えない。」(4430～4432行目参照)
3	5.2	世帯員の並び順	4428～4429	その他	ただし、世帯員の並び順を任意に設定することもできることとする。	削除	世帯員の記載順序に個人の意向を反映させる必要はなく、この機能により、請求者に世帯員の並び順を確認する必要が生じ、受付業務時の対応が煩雑となるため。	住基担当課	指定都市	3	同上
3	5.2	世帯員の並び順	4449～4453	その他	また、当該世帯主の子を含めて第2順位に属する家族が複数ある場合には、世帯主の子の生年月日の順（生年月日が同じである場合には、宛番号の順）に家族を並べることとする。例えば、長男の家族と次男の家族が同一世帯である場合には、長男の家族の方が次男の家族よりも並び順が先になる。	実現をするためにソートためのキーを明文化するべき	仕様書案に掲載されている内容を実現するには、データの持ち方により難易度がかなり高くなると思われる。あらかじめソートキーを仕様として明文化し、プログラミングの難易度を下げるとともに、全国的に取扱いが統一されれば、窓口でのエクスキューズも少なくなる。	住基担当課	中核市等	3	記載された機能の実現方法までは規定しない

章	項目番号	項目名	行番号	修正の種類 (追加・削除・その他)	修正前	修正後	修正の理由	意見発出者	区分	対応方針	理由
3	5.2	世帯員の並び順	4430～4432	その他	既設の世帯に入る者については、末尾に順次記載することとするが、市区町村長が…差し支えない。	既設の世帯に増又は減が生じる場合や続柄・筆頭者に変更が生じる場合は、改めて並び順を設定すること。	現在は、システムにより世帯順の並び順が異なるものの、世帯内に人数や続柄や筆頭者の変更があった場合に自動的に世帯順を並び替えている。標準システムでも取り入れるべきである。	住基担当課	中核市等		3 変更があった場合の並び替えも含め、自動で設定することも妨げない。
3	5.2	世帯員の並び順	4490～4491	追加	例2) 妻の兄(宛番号:123・・・45)と妻の姉(宛番号:124・・・67)が双子で生年月日が同じ場合、前者を先に記載	『例2) 妻の兄(宛番号:123・・・45)と妻の姉(宛番号:124・・・67)が双子で生年月日が同じ場合、宛番号の順に記載』	「兄→姉の順」「宛番号の順」のどちらが優先される条件なのかがいまいちなため。	事業者	一般市等		1 御意見を踏まえ修正する。
3	5.3	ふりがな	4511～4547	削除	【実装してもしなくても良い機能】	削除	氏名の漢字と違い、「ふりがな」には根拠となる資料がない。また、外国人の氏名は、外国人本人がカタカナが書けない場合や、その本人が口頭で発した「ふりがな」の音聞き取った際に、齟齬生じる(チャンなのか、チュアンなのか)。この様な状況で「住民票に関する証明書」に「ふりがな」を表記する場合、「ふりがな」の根拠資料がない状況で、個人の意向のみで正しい・間違っているが決定されてしまうため。	住基担当課	指定都市		3 実装してもしなくても良い機能なので対応しない
3	5.3	ふりがな	4528	削除	【実装しない機能】 …… カタカナによるフリガナを記載できること。	削除	印鑑登録について、条例でカタカナで作成された印影を認めているため。	住基担当課	中核市等		3 備考において対応することとなっている
3	5.3	ふりがな	4545～4547	その他	「ヴ」は「う」のように二文字で表記する。	—	住基ネット改造仕様書 6.3.2 ふりがなに設定可能な文字 では 「ヴ」は「う」または「ぶ」に変換するとなっています。住基ネットと一致させる必要はありませんか。	事業者	中核市等		1 「う」または「ぶ」に変換する
3	5.3	ふりがな	4545～4547	その他	「ヴ」は「う」のように二文字で表記する。	—	住基ネット改造仕様書 6.3.2 ふりがなに設定可能な文字 では 「ヴ」は「う」または「ぶ」に変換するとなっています。住基ネットと一致させる必要はありませんか。	事業者	一般市等		1 「う」または「ぶ」に変換する
3	5.3	ふりがな	4545～4547	その他	「ヴ」は「う」のように二文字で表記する。	—	住基ネット改造仕様書 6.3.2 ふりがなに設定可能な文字 では 「ヴ」は「う」または「ぶ」に変換するとなっています。住基ネットと一致させる必要はありませんか。	事業者	中核市等		1 「う」または「ぶ」に変換する
3	5.4	方書の記載	4550～4551	追加	【実装すべき機能】方書については、省略せず、全ての証明書に必ず記載すること。	【実装すべき機能】方書に記載しなければ住所が明らかでない場合については、省略せず、全ての証明書に必ず記載すること。	本市では、アパート等の部屋番号をカッコ書きで住所の一部としており、方書きを記載せずとも住所を特定できるため、住民票の写し等にアパート名等の方書きを表示していない。左記のとおり修正することで本市のような表示の仕方であっても標準仕様で対応が可能になる。	住基担当課	中核市等		3 事務処理要領に基づき記載
3	5.6	公印・職名の印字	4597	追加	0	各所属ごとの公印管理	公印規程により、各所属の印を使用するため。現行システム内で所属毎の印を使用。	住基担当課	中核市等		3 公印規定の見直しをされたい
3	5.6	公印・職名の印字	4599	追加	赤色の選択ができること。	赤色又は黒色の選択ができること。	電子公印を赤とする場合、カードプリンタについて機種等を変更する必要がある。	住基担当課	中核市等		1 赤か黒か選択できるよう修文
3	5.6	公印・職名の印字	4598～4599	その他	ただし、個人番号…公印についてのみ、赤色の選択ができること。	…赤色も可とする。	赤の電子公印が装備が必須に読める。	住基担当課	中核市等		1 赤か黒か選択できるよう修文
3	5.7	公用表示	4652	その他	法第19条1項	法第19条4項	通知の根拠は1項だが、それを電子的に行うことができる根拠は4項であるため	住基担当課	一般市等		1 御意見を踏まえ修正する。
3	5.8	文字溢れ対応	4666	その他	証明書の該当項目は空白で出力すること。	パラメタ設定によって、該当項目を限界まで出力させるか空白で出力するか選択できること	外国人が多く、すべて手書きの追記では運用できないため	情報政策担当課	一般市等		1 選択可能とする
3	6	統計	4680	その他	0	証明書の発行、コンビニ交付サービスの利用状況をグラフィカルに表示でき、オンラインから参照できること。	0	情報政策担当課	一般市等		3 統計機能については全国的調査に対象を絞ることとしている。
3	6.1	統計	4712	その他	①調査時点に係る抽出条件…日時設定、期間設定	調査時点について、任意日付(遡って)設定できること	それ以外の都道府県独自の調査等への随時調査物への正確性確保のため	住基担当課	一般市等		3 都道府県調査はEUCにより対応
3	6.1	統計	4722	追加	EUC機能	EUC機能(遡った時点指定可能であること)	市・県独自の調査等への随時調査物について処理が実装されないのであれば特定の時点でのデータが抽出する為の情報政策・住基担当課での作業が増えてしまうので標準システム導入を行うメリットが薄れる為	情報政策担当課	一般市等		3 都道府県調査はEUCにより対応
3	6.1	統計	4711～4718	その他	0	0	記載されているEUC機能で抽出できるのは、指定した条件に該当する者の住民情報(氏名、住所等)、該当者数どちらを想定しているか。必要な場面が変わってくるため両者必要であると考えられる。	住基担当課	指定都市		1 どちらもできるように入念に規定する
3	6.1	統計	4719～4721	追加	「住民基本台帳関係年報」の実装	「住民基本台帳関係年報」について日付指定(月次単位)で指定して出力できること	月計処理の正確性確保のため	住基担当課	一般市等		3 EUCにて対応
3	6.1	統計	4722～4723	追加	対応についてはEUC機能により、各市区町村職員がデータの抽出を行うことを可能とし、統計機能としては記載しないこととしている。	対応についてはEUC機能により、各市区町村職員がデータの抽出を行うことを可能とし、統計機能としては記載しないこととしている。 <指定期間内の、いずれも男女別、日本人・外国人別>①転入者数②転出者数③その他の社会増数(異動事由別)④その他の社会減数(異動事由別)⑤出生数⑥死亡数⑦人口総数⑧世帯総数⑨行政別人口・世帯数⑩通称町(自治区)別人口・世帯数⑪年齢別人口⑫行政別町・年齢別人口	毎月末の人口データを集計するために、左記の項目が必要。	住基担当課	一般市等		3 EUCにて対応
3	7	連携	4744	追加	(記載なし)	(出入国在留管理庁との連携を追記する。)	住民票の異動処理に伴う、出入国在留管理庁と情報連携について、標準仕様書に明記すべきではないか。	住基担当課	中核市等		3 「4.5.6出入国在留管理庁長官通知に基づく修正及び削除」及び「4.5.7入管法の住居地届出」において規定している。
3	7.1.1.1	CSへの自動送信	4750	追加	転入・転出等の異動時等に既存住居システム改造仕様書の電文仕様に基づき、各電文がCSに自動送信されること	転入の異動届内容の自動送信について、個人番号並びに住民票コードが転入前の市町村と違う番号が自動送信された際は、エラーとして情報を取り込まず、返信されること	個人番号及び住民票コードを間違えて入力した場合、CSに自動送信され上書きされてしまいその修正に相当の時間を要するため、エラーとして返信されることを希望します。	住基担当課	一般市等		3 住基ネットの仕様に従うもの。
3	7.1.1.1	CSへの自動送信	4779	追加	住民基本台帳ネットワークシステム統一文字との同定及び変換	『住民基本台帳ネットワークシステム統一文字との変換』	住民基本台帳ネットワークシステム統一文字との『同定』について、自動的に機械判定をおこなうかのように誤解されるため。	事業者	一般市等		2 御意見を踏まえて、「住民基本台帳ネットワークシステム統一文字への変換が管理できること」に修文する。

章	項目番号	項目名	行番号	修正の種類 (追加・削除・ その他)	修正前	修正後	修正の理由	意見発出者	区分	対応方針	理由
3	7.1.1.1	CSへの自動送信	4779	追加	記述なし	『住民基本台帳ネットワークシステム側での統一文字との変換は行わない。』	住民記録システム側で、住民基本台帳ネットワークシステム統一文字との変換をおこなうとしているため。	事業者	一般市等		住基ネット統一文字との変換について、本仕様書では住民記録システムの機能要件を規定しており、ここで敢えて住基ネット側について言及する必要はないと考える。
3	7.1.1.1	CSへの自動送信	4750~4779	追加	記述なし	CSへの連携方式として、自動連携方式としている場合でも、転入処理をやり直す目的で「転入取消し後、転入処理」を行った際のCSへの連携は任意に抑止できること。	転入処理をやり直す目的で「転入取消し後、転入処理」を行った際のCSへの連携が自動的に行われると、マイナンバーカードが失効されるため。	事業者	一般市等		一時的に手動連携に切り替えることができる機能を追加する。
3	7.1.1.1	CSへの自動送信	4782-4783	その他	標準仕様書では自動連携方式を想定する。	0	自動連携方式とは、リアルタイム連携ととらえてよいか。	住基担当課	中核市等		4 送信のタイミングは定めないこととしている。(7.1.1.1CSへの自動送信の【実装すべき機能】参照)
3	7.1.1.2	整合性確認	4791	追加	記述なし	CS側の本人確認情報との整合性をどのようにして検証し、不整合を確認した場合の対応をどのように行う仕様か説明を追加してほしい。	CS側の本人確認情報との整合性をどのようにして検証し、不整合を確認した場合の対応をどのように行う仕様なのか不明なため。	事業者	一般市等		住基ネット業務担当者コーナーに掲載している「システム構築手引書 データ整合性確認手引書（電算化市町村編）」に詳細を記載しており、参照いただきたい。
3	7.1.1.3	カード管理状況	4808	削除	券面記載の対象とするカード類は、個人番号カード、住基カード、在留カード、特別永住者証明書とする。	券面記載の対象とするカード類は、個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書とする。	住基カードは、次の理由から対象としない。 ・住基カードのサインパネルの形状は市町村の任意で決定しており、数種類存在する。 ・全ての形状にシステムで対応したとしても、システムの操作者のオベミスを誘発するつくりになってしまう。 ・標準仕様書が世に出てから数年もしないうちに有効な住基カードが存在しなくなることを考えると、システム対応は無理があると思う。	住基担当課	中核市等		3 有効な住基カードは現存していることから、必要な機能であると考ええる。
3	7.1.1.3	カード管理状況	4808	削除	個人番号カード、住基カード、在留カード	個人番号カード、在留カード	住基カードは券面記載欄の位置等がカード発行自治体により異なるため	住基担当課	中核市等		3 有効な住基カードは現存していることから、必要な機能であると考ええる。
3	7.1.1.3	カード管理状況	4808	削除	券面記載の対象とするカード類は、個人番号カード、住基カード、在留カード	券面記載の対象とするカード類は、個人番号カード、在留カード	住基カードはほぼ個人番号カードに置き換わっています。また、住基カードのサインパネル領域は自治体が決められたため、全国一律の様式とはなっておらず、カスタマイズの温床となってしまいます。今後は不要であることから、カードプリンタの対象外として頂きたいです。	事業者	指定都市		3 有効な住基カードは現存していることから、必要な機能であると考ええる。
3	7.1.1.3	カード管理状況	4808	削除	券面記載の対象とするカード類は、個人番号カード、住基カード、在留カード	券面記載の対象とするカード類は、個人番号カード、在留カード	住基カードはほぼ個人番号カードに置き換わっています。また、住基カードのサインパネル領域は自治体が決められたため、全国一律の様式とはなっておらず、カスタマイズの温床となってしまいます。今後は不要であることから、カードプリンタの対象外として頂きたいです。	事業者	一般市等		3 有効な住基カードは現存していることから、必要な機能であると考ええる。
3	7.1.1.3	カード管理状況	4808	削除	券面記載の対象とするカード類は、個人番号カード、住基カード、在留カード	券面記載の対象とするカード類は、個人番号カード、在留カード	住基カードはほぼ個人番号カードに置き換わっている。また、住基カードのサインパネル領域は自治体が決められたため、全国一律の様式とはなっておらず、カスタマイズの温床となってしまいます。今後は不要であることから、カードプリンタの対象外として頂きたい。	事業者	中核市等		3 有効な住基カードは現存していることから、必要な機能であると考ええる。
3	7.1.1.3	カード管理状況	4808	削除	券面記載の対象とするカード類は、個人番号カード、住基カード、在留カード	券面記載の対象とするカード類は、個人番号カード、在留カード	住基カードはほぼ個人番号カードに置き換わっています。また、住基カードのサインパネル領域は自治体が決められたため、全国一律の様式とはなっておらず、カスタマイズの温床となってしまいます。今後は不要であることから、カードプリンタの対象外として頂きたいです。	事業者	中核市等		3 有効な住基カードは現存していることから、必要な機能であると考ええる。
3	7.1.1.3	カード管理状況	4808	削除	券面記載の対象とするカード類は、個人番号カード、住基カード、在留カード、特別永住者証明書とする。	券面記載の対象とするカード類は、個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書とする。	住基カードはほぼ個人番号カードに置き換わっています。また、住基カードのサインパネル領域は自治体が決められたため、全国一律の様式とはなっておらず、カスタマイズの温床となってしまいます。今後は不要であることから、カードプリンタの対象外として頂きたいです。	事業者	中核市等		3 有効な住基カードは現存していることから、必要な機能であると考ええる。
3	7.1.1.3	CS連携・番号連携	4818	追加	—	マイナンバーカード有効期限が切れる日を指定して住民のデータをCSV形式で出力できるようにする。CSVに、送付先情報送信のデータを持たせる。CSから毎月ダウンロードする有効期限切対象者のリストとマッチングし『送信する』、『送信しない』(居所登録等)のステータスを入力する。CSVファイルを取り込むことで、自動的に送付先情報が送信され、J-lisより送付される有効期限切通知に申請書IDが付番される。	昨年度から始まった有効期限切れ通知の対応については、どの市区町村でも対応に苦慮していると思われる。本市では、カード更新対象者が100名以内程度なので、送付先情報を1件ずつ手処理で送信している。しかし、これは、マイナンバーカードの申請が始まった当初20歳未満の申請者であり、2025年以降にマイナンバーカードの有効期限が切れる更新対象者の数は、毎月1,000件を超えてしまう。また、今の運用を続け、全国民がカードを保有することを想定するのであれば、送付先情報の自動送信機能は必須であると考ええる。	住基担当課	中核市等		2 御意見を踏まえて修正する。
3	7.1.1.4	カード管理システム連携	4855	その他			住基システム側で作成する送付先情報は、住基システム側での手動による作成や連携、また、作成や送信の履歴の確認ができる必要があると考える。また、住基ネットの仕様変更に応じて変更できるようなシステム設計や、逆に変更に振り回されないような十分な基本設計が必要と考える。	住基担当課	指定都市		4 前段（送付先情報）については、印刷区分と特別な事情がある者の変更指定後に送信ができること（「7.1.1.1 CSへの自動送信」参照）や、送付先情報のCS送信履歴を検索・確認できること（「7.1.1.4カード管理システム連携」参照）としている。後段（住基ネットとの関係）については、ご意見として頂戴する。
3	7.1.2.2	符号の取得	4892	追加	0	住民記録システムからCSの連携について、「符号の要求」と「本人確認情報更新」を別処理とする。	現行は、大量の符号要求を行うと本人確認情報更新処理が遅れ、個人番号カード継続利用等の本人確認情報更新後に行う処理に影響が出る（住民の待ち時間増につながる）。	住基担当課	指定都市		3 多くの自治体から同様の意見があれば、本仕様書に機能を追加することについて今後検討されるものと考えているが、まずは符号要求を営業時間外に行うなど運用により対応していただき、それでも改善されない場合は、住基ネットのヘルプデスクに問合せをいただきたい。
3	7.1.2.3	団体内統合宛名システムとの連携	4915	追加	0	続柄変更を伴う通りの届出の際、中間サーバ上の続柄情報に不要な続柄が残るケースについて対象者の一覧表作成・出力ができること（EUC対応）	対象者について一覧で取得できる仕組みがないと中間サーバ上の副本の情報保守業務が効率的に行えない。 ex) - 届出 婚姻 届出日:2018.1.1, 異動日:2018.1.1 離婚 届出日:2020.6.30, 異動日:2020.6.30 転居 届出日:2020.6.30, 異動日:2020.6.01 - 中間サーバ上 2018.1.1妻 2020.6.30同居人 ←不要な続柄となるため削除 2020.6.01世帯主	住基担当課	中核市等		3 EUCにより対応することは可能と考える。なお、副本の情報保守業務のための中間サーバとの連携は、中間サーバ接続端末からデータ送信することにより対応可能であると考ええる。

章	項目番号	項目名	行番号	修正の種類 (追加・削除・ その他)	修正前	修正後	修正の理由	意見発出者	区分	対応方針	理由
3	7.2.2	他業務照会	4956	追加	国民健康保険の被保険者該当の有無、資格取得・喪失年月日	国民健康保険の被保険者該当の有無、資格取得・喪失年月日、記号・番号	住民異動届に国保番号を記載する必要があるため（異動に伴う番号変更の場合に国保の届出を兼ねる）	住基担当課	中核市等		3 検討会分科会において議論した結果、住民基本台帳事務処理上必要な情報ではなく、自治体のニーズも低いため、不要と判断した。転入時等において住民の便宜のために必要な項目であれば、住民記録システムではなく、別途、いわゆる「総合窓口」機能として実装することが考えられる。
3	7.2.2	他業務照会	4969	削除	・国民健康保険の被保険者証の記号及び番号	0	住民異動届に国保番号を記載する必要があるため（異動に伴う番号変更の場合に国保の届出を兼ねる）	住基担当課	中核市等		3 検討会分科会において議論した結果、住民基本台帳事務処理上必要な情報ではなく、自治体のニーズも低いため、不要と判断した。転入時等において住民の便宜のために必要な項目であれば、住民記録システムではなく、別途、いわゆる「総合窓口」機能として実装することが考えられる。
3	7.2.2	他業務照会	4952～4962	追加	【実装すべき機能】 … ・国民健康保険の被保険者該当の有無、資格取得・喪失年月日 ・後期高齢者医療の被保険者該当の有無、資格取得・喪失年月日 ・介護保険の被保険者該当の有無、資格取得・喪失年月日	【実装すべき機能】 … ・国民健康保険の被保険者該当の有無、資格取得・喪失年月日、被保険者証の記号及び番号 ・後期高齢者医療の被保険者該当の有無、資格取得・喪失年月日 ・介護保険の被保険者該当の有無、資格取得・喪失年月日、の被保険者証の番号	本市においては、国民健康保険の被保険者証の記号及び番号等の照会ニーズが高いため。	住基担当課	一般市等		3 検討会分科会において議論した結果、住民基本台帳事務処理上必要な情報ではなく、自治体のニーズも低いため、不要と判断した。転入時等において住民の便宜のために必要な項目であれば、住民記録システムではなく、別途、いわゆる「総合窓口」機能として実装することが考えられる。
3	7.2.2	他業務照会	4964～4972	削除	【実装しない機能】 … ・国民健康保険の被保険者証の記号及び番号 ・後期高齢者医療の被保険者証の番号 ・介護保険の被保険者証の番号 ・米穀の配給の受給に関する情報	【実装しない機能】 … ・後期高齢者医療の被保険者証の番号 ・米穀の配給の受給に関する情報	本市においては、国民健康保険の被保険者証の記号及び番号等の照会ニーズが高いため。	住基担当課	一般市等		3 検討会分科会において議論した結果、住民基本台帳事務処理上必要な情報ではなく、自治体のニーズも低いため、不要と判断した。転入時等において住民の便宜のために必要な項目であれば、住民記録システムではなく、別途、いわゆる「総合窓口」機能として実装することが考えられる。
3	7.2.2	他業務照会	4974～4988	削除	【考え方・理由】 … 選挙人名簿への登録の有無は、住民票原票の記載事項であり、住民記録システムにおいて、最新情報を持つ必要がある。ただし、記載事項となっているのは登録の有無のみであり、投票権の有無や登録年月日・抹消年月日、投票区、事由等のその他の事項を反映できることは不要。 国民健康保険の被保険者証の記号および番号、後期高齢者医療の被保険者証の番号、介護保険の被保険者証の番号等は、要領第2-2-(1)一クにおいて、任意事項の例として挙げられているが、自治体のニーズが低いため不要。 …	【考え方・理由】 … 選挙人名簿への登録の有無は、住民票原票の記載事項であり、住民記録システムにおいて、最新情報を持つ必要がある。ただし、記載事項となっているのは登録の有無のみであり、投票権の有無や登録年月日・抹消年月日、投票区、事由等のその他の事項を反映できることは不要。 後期高齢者医療の被保険者証の番号等は、要領第2-2-(1)一クにおいて、任意事項の例として挙げられているが、自治体のニーズが低いため不要。 …	本市においては、国民健康保険の被保険者証の記号及び番号等の照会ニーズが高いため。	住基担当課	一般市等		3 検討会分科会において議論した結果、住民基本台帳事務処理上必要な情報ではなく、自治体のニーズも低いため、不要と判断した。転入時等において住民の便宜のために必要な項目であれば、住民記録システムではなく、別途、いわゆる「総合窓口」機能として実装することが考えられる。
3	7.2.2	他業務照会	4956	追加	国民健康保険の被保険者該当の有無、資格取得・喪失年月日	国民健康保険の被保険者該当の有無、資格取得・喪失年月日、被保険者証の記号及び番号	住基システムを入力する際、国民健康保険の被保険者証の該当の有無は一連の流れで入力等しており、国民健康保険の被保険者証の記号および番号は必要と考えられるため。	住基担当課	一般市等		3 検討会分科会において議論した結果、住民基本台帳事務処理上必要な情報ではなく、自治体のニーズも低いため、不要と判断した。転入時等において住民の便宜のために必要な項目であれば、住民記録システムではなく、別途、いわゆる「総合窓口」機能として実装することが考えられる。
3	7.2.2	他業務照会	4958	追加	介護保険の被保険者該当の有無、資格取得・喪失年月日	介護保険の被保険者の該当の有無、資格取得・喪失年月日、被保険者証の記号及び番号	住基システムを入力する際、介護保険の被保険者証の該当の有無は一連の流れで入力等しており、介護保険の被保険者証の記号および番号は必要と考えられるため。	住基担当課	一般市等		3 検討会分科会において議論した結果、住民基本台帳事務処理上必要な情報ではなく、自治体のニーズも低いため、不要と判断した。転入時等において住民の便宜のために必要な項目であれば、住民記録システムではなく、別途、いわゆる「総合窓口」機能として実装することが考えられる。
3	7.2.2	他業務照会	4962	追加	・住基カード又は個人番号カードの保有の有無	・住基カード又は個人番号カードの保有の有無及び有効期限	カードに有効期限があり、転入手続等の期間に更新案内・有効期限の確認等を行いたいため	住基担当課	一般市等		3 1.3.7交付履歴の管理において、カードの交付状況（有効期限を含む）を管理することとしている。
3	7.2.2	他業務照会	4952～4962	その他			「最新情報が照会できること。」とされている各項目は住民記録システムのDBに記録されるという理解で良いか。他システムの最新情報の連携方式について、具体的にお示しいただきたい。	住基担当課	中核市等		2 御意見を踏まえ、他業務照会により住民記録システムにおいて管理すべき項目を「1.1.1日本人住民データの管理」及び「1.1.2外国人住民データの管理」に規定することとし、「7.2.2他業務照会」において「最新の登録情報が照会でき、管理できること」に修正する。
3	7.2.2	他業務照会	4953～4954	追加	0	小学校区・中学校区が表示されること。転入学通知書の発行ができること。	住民異動に伴って、義務教育である小中学校区の変更に関する手続きも持っている。学齢簿システムの照会を住記システムで行う必要はないが、小・中学校区の表示を住民票（原票）において管理できるよう要望する。また、転入学通知書の発行機能も併せて備えるよう要望する。	住基担当課	中核市等		3 本仕様書が規定する対象分野は、地域情報プラットフォーム標準仕様における住民基本台帳ユニットとしており、別ユニットのシステムにおいて本来処理されるべき業務を転入・転出等の住民記録システムにおける処理を行う際に併せて行う、いわゆる「総合窓口」機能と考えられるものについては対象外としている。（「第1章3（2）対象分野」参照）

章	項目番号	項目名	行番号	修正の種類 (追加・削除・ その他)	修正前	修正後	修正の理由	意見発出者	区分	対応方針	理由
3	7.2.2	他業務照会	4967~4971	その他	0	0	当市では総合窓口制度を採用しており、国保証、後期証、介護証の記号番号を受付時に照会している。記号番号等を紹介するにはそれぞれの個別システムを照会するほかないという認識でよいか。もしそうであれば、総合窓口制度の維持は困難となる可能性がある。	住基担当課	指定都市		本仕様書が規定する対象分野は、地域情報プラットフォーム標準仕様における住民基本台帳ユニットとしており、別ユニットのシステムにおいて本来処理されるべき業務を転入・転出等の住民記録システムにおける処理を行う際に併せて行う、いわゆる「総合窓口」機能と考えられるものについては対象外としている（「第1章3（2）対象分野」参照）。転入時等において住民の便宜のために必要な項目であれば、住民記録システムではなく、別途、いわゆる「総合窓口」機能として実装することが考えられる。
3	7.2.3	宛名連携	5013	追加	0	また、連携するデータには処理時間のほか、連番を付与すること。	どこまで連携したかを処理時間で管理すると、同じミリ秒に複数件のデータを受信し、かつ一部だけ連携された場合、残りのデータが連携漏れとなる。 連番を付与していれば、次の連番からデータ受信すればレコードの漏れなく受信できる。	住基担当課	中核市等		御意見の内容については、機能要件ではなく、データ連携仕様に従うものとする。
3	7.2.4	戸籍附票システム連携	5039~5052	その他	0	【実装しない機能】 管内本籍人の住所異動（転居等）時には、住所情報を戸籍附票システムに連携できること。	「戸籍附票システムが住民記録システムと直接連携している場合、管内本籍人の住所異動（転居等）時において住所情報を戸籍附票システムに連携する機能は、戸籍附票システム側が実装すればよいため、本標準仕様書においては実装しない」という解釈でよいか。	住基担当課	中核市等		4 お見込みのとおり。
3	7.2.4	戸籍附票システム連携	5042~5044	削除	【実装しない機能】 管内本籍人の住所異動（転居等）時には、住所情報を戸籍附票システムに連携できること。	【実装しない機能から削除】	現在この機能を使って業務を行っており、附票記載の約半数は自動連携しているため	住基担当課	一般市等		住民記録システムとしてはデータを送信することができる機能があれば十分であり、そのデータをどのように取り込むかについては、戸籍附票システム側で規定するものであると考えている。
3	7.2	庁内他業務連携	4933	追加	0	他システムに対し、支援対象者管理データが連携（提供）できること。文字については、30.2（文字）で定義する文字情報基盤文字で提供できること。 また、当該データは、全件と異動差分のどちらにも対応できること。異動差分の提供タイミングは、リアルタイム（同期連携又は即時に反映する非同期連携をいう。）又は準リアルタイム（即時ではないが10分以内おきに行う非同期連携をいう。）の2つの機能を備え、自治体がタイミングを選択できること。	支援対象者情報を遺漏なく即時に市区町村内の情報システムに反映させるためにはデータ連携が不可欠である。しかし、現状ではデータ連携の標準仕様が言及されておらず、個別カスタマイズとしかならない。また、住民記録で削除されていても、税務事務など他業務で削除とは限らない。	住基担当課	中核市等		御意見を踏まえて、「他システムに対し、住民記録データ（支援対象者管理データを含む）が連携（提供）できること。」に修正する。
3	8.1.2	シリアル番号連携	5086	追加		住基ネット状態監視	現行システムにおいて、機能が実装されており、使用しているため。	住基担当課	一般市等		住基ネットの稼働状況が確認できる機能を実装してもしなくても良い機能としており、この機能により住基ネットの稼働状況を監視できるものとする。
3	8.2.1	登録管理	5112	追加	対象の証明書は、窓口で交付した「住民票の写し」と「住民票記載事項証	対象の証明書は、窓口で交付した「住民票の写し」（除票を含む）と「住民票記載事項証	住民票の写し（除票）も本人通知制度の対象となるため	住基担当課	一般市等		御意見を踏まえ、「対象の証明書は、窓口で交付した「住民票の写し」「住民票の除票の写し」「住民票記載事項証明書」「住民票除票記載事項証明書」とし、・・」に修正する。
3	8.2.3	通知書出力	5141	追加	選択可能であること。	選択可能であり、選択しなければ、証明書の発行ができないこと	選択せずとも発行できると解釈できるため	住基担当課	中核市等		3 列記した条件に出力を限定する趣旨ではない。
3	8.3.1	切替異動者リスト及び案内作成	5155~5156	その他	指定した切替対象年月日及び年齢に該当する特別永住者について、切替異動者リスト（有効期限を含む。）と案内を作成する事。	切替異動者リストを作成できること	特別永住者に対し、町からも更新案内を作成しているため、切替異動者リストを出力したいため	住基担当課	一般市等		3 切替異動者リストの出力は可能。
3	8.3.2	申請受理処理	5179	追加	出入国在留管理庁から特別永住者証明書を接受した者について、交付待ち状態にすること。交付待ち状態の対象者について、照会画面でアラートを表示すること。	出入国在留管理庁から特別永住者証明書を接受した者について、交付待ち状態にすること。交付待ち状態の対象者について、照会画面でアラートを表示すること。	特別永住者証明書未発行者に対して、「特別永住者証明書未発行」のアラートを設定できるようにしてほしい。	住基担当課	中核市等		3 エラー・アラート項目については、各団体の判断により必要に応じて追加可能。
3	8.3.3	切替予定数調査	5206	その他	る。。	る。	句点が連続している	住基担当課	指定都市		1 修正する。
3	9.1	バッチ処理	5222	追加	空白	大量処理を行う場合でもオンライン処理に影響が出ないこと。	バッチ処理を日中帯に行う可能性もあると思われるため、P245の【データ抽出・分析・加工】に記載のある内容と同様に大量処理の場合でもオンライン処理に影響が出ないよう記載した。	情報政策担当課	指定都市		1 御意見を踏まえ修正する。
3	9.1	バッチ処理	5239	その他	XSLX形式等	XLSX形式等	誤字のため	情報政策担当課	中核市等		1 御意見を踏まえ修正する。
3	9.4	・成年被後見人 ・成年被後見人異動通知 (4章20.5.11)	5299~5300	その他	成年被後見人の転出があった場合、転入地市区町村へ発送する通知書を作成できること。	成年被後見人の転出があった場合、転入地市区町村から転入通知を受けた後に該当の市区町村へ発送する通知書を作成できること。	転出届を受け、転出予定市区町村宛に通知文を作成しても、結果的には確定した転入市区町村に通知しなければ意味がない。そのため、まだ転入地が未確定である転出処理時ではなく、転入通知を受けた時点で確定した転入市区町村の情報を記載した通知を作成できる形にしたい。	住基担当課	中核市等		3 転入届や転入先での印鑑登録の審査のため、事前に当該通知を転入予定の市区町村に送付する必要がある。
3	9.4	成年被後見人	5316~5317	追加	なお、異動処理と対応した対象者の一覧表作成・出力については、EUC機能により少なくとも以下の項目を抽出できることとする。 ①成年被後見人氏名・生年月日・ふりがな・住所②成年被後見人住基システム登録日③異動事由④異動日⑤印鑑登録あり・なし（印鑑登録システムとの連携）	なお、異動処理と対応した対象者の一覧表作成・出力については、EUC機能により少なくとも以下の項目を抽出できることとする。 ①成年被後見人氏名・生年月日・ふりがな・住所②成年被後見人住基システム登録日③異動事由④異動日⑤印鑑登録あり・なし（印鑑登録システムとの連携）	成年被後見人事務を円滑に進めるために、左記の項目を出力したものが、特に⑤については、住基システムの中で語るべきものではないが、成年被後見人事務の中で大きな位置を占めているため、敢えて記載している。	住基担当課	一般市等		3 ②、⑤については管理項目でないため対応できない。その他の項目についてはEUCにて対応可能
3	9.5	住民基本台帳の一部の写し (閲覧用)	5321	その他	【実装すべき機能】 … 抽出条件を指定（例：支援措置対象者を除く、ランダム順位）した住民基本台帳の一部の写し（閲覧用）の作成・出力ができること。 全件リストについては、PDF又はCSV形式のテキストファイルで出力ができること。 また、住民閲覧台帳の全住民分印刷を行うため、高速に印刷が行える連携プリンタで印刷できること。	【実装すべき機能】 … 抽出条件を指定（例：支援措置対象者を除く、ランダム順位）した住民基本台帳の一部の写し（閲覧用）の作成・出力ができること。 全件リストについては、PDF又はCSV形式のテキストファイルで出力ができること。 また、住民閲覧台帳の全住民分印刷を行うため、高速に印刷が行える連携プリンタで印刷できること。	閲覧請求の都度、対象地域を印刷するとした場合、専用の端末を用意する必要があり端末等が措置できない区市区町村が生じると想定される。また、印刷に係る事務量及び紙の消費量が增大するおそれがある。 このため、現状と同様に、あらかじめ全住民分の閲覧台帳を印刷して備える方法についても選択可能とする必要がある。 特に大規模自治体では閲覧件数が多く対象地域の住民基本台帳人口も多いこともあり、その都度対象地域を印刷するのは現実的ではない。	住基担当課	中核市等		3 10.7において整理済み

章	項目番号	項目名	行番号	修正の種類 (追加・削除・その他)	修正前	修正後	修正の理由	意見発出者	区分	対応方針	理由
3	9.6	無作為抽出・条件指定抽出	5334	その他			他課からのニーズが多く、また、細かな条件設定が可能かどうかの相談が多い。住基事務としては必要のない範囲ではあるが、自治体運営という意味では対象住民の調査の必要性は高く、実装する条件設定は細やかであると利便性が高い。また、ペンダーによってできないとなると、業者が変わると以前と同じ調査ができなくなるという事態になり、他課への影響が大きい。標準仕様として利便性が高いものがあると、そういったことが回避できる。	住基担当課	指定都市	3	御意見として頂戴する
3	9.6	無作為抽出・条件指定抽出	5337-5338	追加	【実装すべき機能】 性別、生年月日、地区、抽出人数を指定して住民を無作為抽出することができること。	【実装すべき機能】 性別、生年月日、地区、抽出人数等を指定して、日本人・外国人別で住民を無作為抽出することができること。	本市においては、外国籍住民が多く、日本人・外国人別や、外国人における国籍・在留資格等による抽出が必要であるため。	住基担当課	指定都市	1	御意見を踏まえ修正する。
3	9.7	住所一括変更	5363	その他	【実装すべき機能】 … ・一括更新した者について、住基ネットへ、本人確認情報、戸籍附票記載事項通知情報、送付先情報の自動送信ができる。電子証明書の所有有無の考慮は不要。CSの更新事由は「軽微な修正」とすること。	【実装すべき機能】 … ・一括更新した者について、住基ネットへ、本人確認情報、戸籍附票記載事項通知情報、送付先情報の自動送信ができる。また、出入国在留管理庁へ市町村通知が自動送信ができること。 電子証明書の所有有無の考慮は不要。CSの更新事由は「軽微な修正」とすること。	出入国在留管理庁へ市町村通知を送信する必要があるため、自動で送信できるよう標準仕様書に明記すべきではないか。	住基担当課	中核市等	3	4.5.7参照。インターフェースの仕様による。
3	9.7	住所一括変更	5400-5402	削除	住所変更の証明書を出力する機能については、住民票の写し又は住民票記載事項証明書で異動履歴を記載すればよいため、不要である。	0	住所変更の証明書は無料且つ第三者請求も可能だが、住民票の写し等は有料且つ第三者は正当な理由が無ければ交付を受けることができない。また、住所の変更証明は個人のみならず法人に対しても行うものであり、これらについては住民票の写し等が存在しない。そのため、この機能の一切を実装しないこととすると、事務に重大な影響が生じる。	住基担当課	指定都市	3	検討会において議論済み
3	10.1	EUC機能他	5426~5428	その他	データソースは、住民の異動履歴や除票データを含む住民記録システムの全てのデータを対象とすること。 支援措置対象者一覧や、選択した個人の証明書発行履歴一覧を出力できること。	データソースは、住民の異動履歴や除票データを含む住民記録システムの全てのデータを対象とすること。 支援措置対象者一覧や、選択した個人の証明書発行履歴一覧を出力できること。	支援措置対象者一覧は、定期的なデータベースの確認が確実に支援措置実施に有効と考える。	住基担当課	中核市等	1	御意見を踏まえ修正する。
3	10.1	EUC機能他	5426~5529	追加	記述なし	このEUC機能に、より多くの種類の統計や帳票作成のための補助機能を提供することでベンダロックインしてしまう懸念を否定する説明を追加していただきたい。	このEUC機能に、より多くの種類の統計や帳票作成のための補助機能を提供することでベンダロックインしてしまう懸念が想定されるため。	事業者	一般市等	3	都道府県統計等にかかわらずに競争環境を確保する必要があると考えている。
3	10.1	EUC機能他	5475~5499	追加	【考え方・理由】 … ・ある地区の65歳以上の一人世帯の一覧 ・小学校区別又は行政区別・年齢階層別人口の統計 ・小学校区別・年齢階層別人口の統計 ・ある期間の地区ごとの転出者数の統計 ・ある地区別及び行政区別の世帯・人口の統計 ・外国人住民の国籍別の人口の統計	【考え方・理由】 … ・ある地区の65歳以上の一人世帯の一覧 ・小学校区別又は行政区別・年齢階層別人口の統計 ・ある期間の地区ごとの転出者数の統計 ・ある地区別及び行政区別の世帯・人口の統計 ・外国人住民の国籍別の人口の統計	起業する方や関係機関より資料を求められるため。	住基担当課	一般市等	3	あくまで例示であり限定されていない。
3	10.1	EUC機能他	5497-5499	追加	0	集落選択時に旧町村・旧村・自治会・投票区・保育所・小学校・中学校がデフォルト表示され変更できるようにする。	集計表や投票区の管理等を行うため	情報政策担当課	一般市等	2	地区管理機能を追加
3	10.1	EUC機能他	5498	その他	小学校区別・	町名、町内会、合併前旧市町村区分など指定した範囲の	庁内で使用する資料、市民等からデータ提供依頼される資料として必要なため	住基担当課	中核市等	2	地区管理機能を追加
3	10.1	EUC機能他	5500	追加	0	ある期間の被害区分別の支援措置決定人数の統計	年度毎に月別・被害区分別の支援措置決定人数の集計を行っており、抑止設定（支援措置）データを対象としたEUC機能が必要と考えるため。	住基担当課	指定都市	3	あくまで例示であり限定されていない。
3	10.3	操作権限管理	5607~5637	追加	0	特に支援措置に関する操作権限については、その他の操作権限とは別に、個別の項目として管理できること。	支援措置対象者については、特定の利用者による慎重な審査及び管理が求められるため。	住基担当課	一般市等	3	10.3において独立して権限管理できる旨記載済み
3	10.3	操作権限管理	5608~5637	追加	記載なし	RPA実施における操作権限管理について記載の追記	「2.3 操作」においてRPAの利用が認められていることから、本項においてもRPAについて触れておくべきと考えるため。	情報政策担当課	中核市等	3	今後の検討課題とさせていただく。
3	10.7	印刷	5752	追加	帳票発行時にPDFか紙出力が指定でき、プリンタが指定できること。	帳票発行時にPDFか紙出力が指定でき、プリンタが指定できること（デフォルトの設定も可能とする）。	「帳票発行時にPDFか紙出力が指定でき」と記載があるが、デフォルトの設定ができること。（証明書発行処理の度に選択処理をするのは手間となる。）	住基担当課	指定都市	1	御指摘を踏まえ修正する。
3	10.7	印刷	5753~5754	その他	住民記録システム内部でアクセスログの取得が可能形で、表示画面のハードコピー機能及びハードコピーの印刷機能を有すること。	—	システムのアクセスログが取れないパソコンの画面ハードコピーを不可とする意味でしょうか。端末の画面ハードコピーを使用するということであれば、何らかの形でログは取得する必要があるということでしょうか。	事業者	一般市等	3	システムとしてのハードコピーを実装するという意味です。
3	10.7	印刷	5753~5754	その他	住民記録システム内部でアクセスログの取得が可能形で、表示画面のハードコピー機能及びハードコピーの印刷機能を有すること。	—	システムのアクセスログが取れないパソコンの画面ハードコピーを不可とする意味でしょうか。端末の画面ハードコピーを使用するということであれば、何らかの形でログは取得する必要があるということでしょうか。	事業者	中核市等	3	システムとしてのハードコピーを実装するという意味です。
3	10.7	印刷	5753~5754	その他	住民記録システム内部でアクセスログの取得が可能形で、表示画面のハードコピー機能及びハードコピーの印刷機能を有すること。	—	システムのアクセスログが取れないパソコンの画面ハードコピーを不可とする意味でしょうか。端末の画面ハードコピーを使用するということであれば、何らかの形でログは取得する必要があるということでしょうか。	事業者	中核市等	3	システムとしてのハードコピーを実装するという意味です。
3	10.7	印刷	5759	その他	【実装しない機能】 … 住民閲覧台帳の全住民分印刷を行うため、高速に印刷が行えるよう連帳プリンタで印刷できること。	【実装すべき機能】 … 住民閲覧台帳の全住民分印刷を行うため、高速に印刷が行えるよう連帳プリンタで印刷できること。	閲覧請求の都度、対象地域を印刷とした場合、専用の端末を用意する必要があり端末等が措置できない区市町村が生じると想定される。また、印刷に係る事務量及び紙の消費量が增大するおそれがある。 このため、現状と同様に、あらかじめ全住民分の閲覧台帳を印刷して備える方法についても選択可能とする必要がある。 特に大規模自治体では閲覧件数が多く対象地域の住民基本台帳人口も多いこともあり、その都度対象地域を印刷するのは現実的ではない。	住基担当課	中核市等	3	考え方・理由のとおりであり対応しない。
3	11.1	エラー・アラート項目	5827	追加	～アラート（※）として注意喚起すること。	～アラート（※）として注意喚起すること。任意フラグ（付箋機能）と対応する任意エラー、任意アラートを設定可能とすること。任意エラーは任意フラグを外すまで更新処理はできないものとする。	上記と対応して、任意フラグに対応する更新不可（任意エラー）とエラーメッセージ、注意喚起メッセージ（任意アラート）が表示される機能を追加してほしい。	住基担当課	中核市等	3	エラー、アラートの実装方法については任意である旨規定済み。
3	11.1	エラー・アラート項目	5830-5874	その他	エラー項目 26 特例転入を利用した転出処理の届出日において、異動日から既に14日以上経過している場合	アラートに変更	コロナの影響等でカード継続利用可能となっているため。	住基担当課	指定都市	1	御意見を踏まえ、アラートに変更する。

章	項目番号	項目名	行番号	修正の種類 (追加・削除・ その他)	修正前	修正後	修正の理由	意見発出者	区分	対応方針	理由
3	4.2.1.1 11.1【再掲】	住所設定・未届転入 エラー・アラート項目	5862	追加	【実装すべき機能】 アラート項目9	住所設定・未届転入等（国外転入・30条46・30条47等も含む）において、住民票コード又は個人番号が新規付番となる場合は、チェックボックスにより新規付番者であることの確認を行うこと。	11.1エラー・アラート項目のアラート番号9の考え方・理由にあるとおり、個人番号の入力漏れ（住民票コードも同様）はその後の処理に多大なる影響を及ぼすため、チェックボックスを活用し、新規付番者が否かを確認して入力を進めるべきと考える。チェックボックスの活用ができれば、障害発生時や休日開庁時に個人番号が生成できていないため、個人番号が未記載であるとの判断も容易にできるようになる。	住基担当課	中核市等	1	個人番号未入力についてはアラートを表示し、入力漏れを防ぐとともに、未入力一覧の出力機能により、番号取得後の入力漏れを防ぐことができると考えられ、指摘の趣旨は達するものと考えられる。
3	11.1	エラー項目一覧（表示メッセージ）	5862	その他			システムが導入される2022年（令和4年）は、改正民法の施行により、男女ともに婚姻年齢が18歳となる。同年4月1日以降の事象かどうかにより、エラーコードを変更する必要がある（妻についても、エラーコード13と同様の内容）と考える。	住基担当課	一般市等	1	御意見のとおり修正する。（2022年4月からは、との注意書きを付す。）
3	11.1	エラー・アラート項目	5862～5863	追加	0	個人番号要求中の世帯について、「個人番号要求中の世帯員がいるため、この世帯に対する異動はできません。」のエラーメッセージがでること。併せて、個人番号要求中には、異動制限等の抑止設定もできない処置をすること。	個人番号要求中に他の異動が可能となれば、個人番号付番と住民異動の異動履歴が人によって異なる場合がでてきて処理の流れが分りにくくなる。また、個人番号要求中に異動制限等の抑止設定を行うと、個人番号付番の異動も抑止され、番号が付番されない恐れがある。	住基担当課	中核市等	3	想定する事例が必ずしも明らかではないが、本人確認情報更新は、個人番号が設定条件（必須項目）とされ、空欄での更新は不可とするなどの仕様が改定仕様書において定められていることから対応不要と考える。
3	11.1	エラー・アラート項目	5869	追加		氏名が空欄の場合のアラート	「1.1.6空欄」において、氏名の空欄入力が許容されているが、この場合も誤入力防止のためアラートは表示すべきと考える。	住基担当課	中核市等	1	御意見を踏まえ修正する。
3	11.1	エラー・アラート項目	5869	追加	(追加)	アラート項目 届出日や異動日が過年の場合 表示メッセージ例 届出日（異動日）に前年以前が入力されています。	年切り替えの際に前年を入力し、入力誤りをするケースが多く見受けられる。また、1年以上前年の異動を手続きする場合は住所設定や見届転入の可能性を調査したり、居住実態を確認して住民登録する自治体もあり、実装すべきアラートだと考える。	住基担当課	中核市等	3	年末の転入者についてアラートが大量に発生することが懸念
3	11.1	エラー・アラート項目	5869	その他	アラート番号15（関係する機能要件番号2.1.3）	アラート番号15（関係する機能要件番号〇〇一分りません）	関係する機能要件番号が不明。	住基担当課	一般市等	1	アラートを削除
3	11.1	エラー項目一覧	5861	その他	エラー項目一覧 エラー番号2 住所を定めた年月日が住民となった年月日、又は外国人住民となった年月日より前の場合	—	日本人が国籍離脱した場合、住定日は外国人住民となった年月日より前になるのではないのでしょうか。	事業者	一般市等	2	「修正の理由」のとおりであるため、エラー項目ではなく、アラート項目として掲載する
3	11.1	エラー項目一覧	5861	その他	エラー項目一覧 エラー番号2 住所を定めた年月日が住民となった年月日、又は外国人住民となった年月日より前の場合	—	日本人が国籍離脱した場合、住定日は外国人住民となった年月日より前になるのではないのでしょうか。	事業者	中核市等	2	「修正の理由」のとおりであるため、エラー項目ではなく、アラート項目として掲載する
3	11.1	エラー項目一覧	5861	その他	エラー項目一覧 エラー番号2 住所を定めた年月日が住民となった年月日、又は外国人住民となった年月日より前の場合	—	日本人が国籍離脱した場合、住定日は外国人住民となった年月日より前になるのではないのでしょうか。	事業者	中核市等	2	「修正の理由」のとおりであるため、エラー項目ではなく、アラート項目として掲載する
3	11.1	エラー項目一覧	5861	その他	エラー項目一覧 エラー番号11 世帯主が複数人存在する場合	—	転出予定者が「世帯主」で別世帯員が新世帯主になる場合、どのようなチェックを行いますか。	事業者	中核市等	3	「転出予定年月日で削除されるまでは住民であるため、転出予定年月日の前日まで除票ではなく通常の住民票として扱う必要があり、住民票の写し等の証明書を出力する際も、現存者として残存世帯員とともに出力できる仕組み又は操作手段を有する必要がある。」（1523～1527行目参照）
3	11.1	エラー項目一覧	5861	その他	エラー項目一覧 エラー番号11 世帯主が複数人存在する場合	—	転出予定者が「世帯主」で他の世帯員が新世帯主になる場合、どのようなチェックを行いますか。	事業者	中核市等	3	「転出予定年月日で削除されるまでは住民であるため、転出予定年月日の前日まで除票ではなく通常の住民票として扱う必要があり、住民票の写し等の証明書を出力する際も、現存者として残存世帯員とともに出力できる仕組み又は操作手段を有する必要がある。」（1523～1527行目参照）
3	11.1	エラー項目一覧	5861	その他	エラー項目一覧 エラー番号11 世帯主が複数人存在する場合	—	転出予定者が「世帯主」で別世帯員が新世帯主になる場合、どのようなチェックを行いますか。	事業者	一般市等	3	「転出予定年月日で削除されるまでは住民であるため、転出予定年月日の前日まで除票ではなく通常の住民票として扱う必要があり、住民票の写し等の証明書を出力する際も、現存者として残存世帯員とともに出力できる仕組み又は操作手段を有する必要がある。」（1523～1527行目参照）
3	11.1	エラー・アラート項目	5861	その他	エラー項目17～20、アラート項目16～22	エラー項目17～20、アラート項目16～22 警告メッセージだけではなく、文字や背景色を通常と異なる表示とする。	警告メッセージだけでは、抑止対象者と気づきにくいので、メッセージ以外で抑止対象者と分かる工夫が必要。	住基担当課	中核市等	3	画面表示に関する機能なので対応しない
3	11	エラー・アラート項目	5862	削除	エラー番号2 住所を定めた年月日が住民となった年月日又は外国人住民となった年月日より前の場合	エラー番号2 住所を定めた年月日が住民となった年月日又は外国人住民となった年月日より前の場合	国籍喪失した外国人住民票には、削除された日本人の住民票に記載されている住所を定めた年月日及び前住所が外国人住民の住民票に移記される。 このため、住所を定めた年月日が外国人住民となった日より前になるケースがあるため見直す必要がある。	住基担当課	中核市等	2	「修正の理由」のとおりであるため、エラー項目ではなく、アラート項目として掲載する
3	11.1	エラー項目17・18	5862	削除	抑止対象者です。選択できません。取扱注意者、またはその家族（同一世帯員）の情報ですので表示できません。抑止対象者であり、証明書等発行する場合は市民課証明担当まで連絡してください。また発行後は再度連絡をお願いします。	—	抑止対象者を選択または抑止対象者を特定する検索をした場合、たとえ照会であっても抑止解除しない限りは世帯確認画面に遷移できず、対象者を閲覧できないということでしょうか。 その場合、業務で著しく不便が生じることに加え、抑止解除後に抑止漏れが生じるリスクが高くなるかと考えられます。	住基担当課	中核市等	3	抑止設定のレベルにより対応可能と考える。
3	11.1	エラー・アラート項目	5869	その他	アラート番号5：入力した在留カード番号の入力形式が異なる場合	エラー：入力した在留カード番号の入力形式が異なる場合	形式が異なっているが、そのまま入力を行うケースが想定できないため、エラーにすべきと考える。	住基担当課	中核市等	1	「修正の理由」のとおりであるため、アラート項目ではなく、エラー項目として掲載する。
3	11.1	エラー・アラート項目	5869	削除	アラート番号22		想定されているケースが起こる場合、支援措置対象者の正確な住所を加害者が把握していることになる。その場合支援措置は意味をなさないことになり、このような事例のみ個別のアラートを出す必要がないと考える。	住基担当課	中核市等	2	転居届については、ご指摘の通りであり削除。 転出届については、転出元の住所を届け出ることとされていないため、削除しない。
3	11.1	エラー・アラート項目	5862	削除	加害者である法定代理人が、支援対象者と併せて支援を求める者（未成年）の転出届又は転居届を行う場合で、転出又は転居の処理を確認しようとした場合	行ごと削除	窓口に来ている届出人が加害者であることをシステムが判断することはできないため（アラート№21に含まれる）	住基担当課	中核市等	3	加害者DBとの突合により確認可能。

章	項目番号	項目名	行番号	修正の種類 (追加・削除・ その他)	修正前	修正後	修正の理由	意見発出者	区分	対応方針	理由
3	11.1	エラー・アラート項目	5869	削除	アラート番号31		業務上のメリットが不明である。大規模自治体では対象者の数が多くなり、将来的にRPAの導入を検討するにあっても当該アラートが自動化の障害になると考えられる。 当区の昨年度実績では、アラート対象となる異動件数は1万件以上あり、これは転入等の届出期間経過通知書の対象となる異動件数（約8万件）の約13パーセントを占める。	住基担当課	中核市等	3	RPAの仕様、及びアラートの出し方によるため対応しない。
3	11.1	エラー・アラート項目	5869 (77-1No.32)	その他	住基の届出から15日以上経過しています。	住基の届出から15日以上経過しています。	句点が連続している	住基担当課	指定都市	1	御意見を踏まえ修正する。
3	11.1	エラー・アラート項目	5869～5870	その他	アラート項目34	同上	同上	住基担当課	中核市等	3	画面表示に関する機能なので対応しない
3	11.1	エラー・アラート項目	5869～5870	削除	アラート項目43の一部削除	「又は入管法のみ届出」の箇所を削除	住基法のみ届出を住記システムで処理することはあるが、入管法のみ届出を住記システムで処理することはないと思われる。入管法のみ届出の場合は、「住居地届出書」を記入させ、住記システムから「入管法のみ市町村通知作成」処理を行っている。 住記システムで入管法のみ届出を処理するのであれば、どのようなケースがご教示ください。	住基担当課	中核市等	3	仕様書4.5.7において「入管法の住居地届出」に係る機能を規定している以上は掲載が必要。
3	11.1	エラー・アラート項目	5869	その他	アラート番号44：外国人住民の住民票の写しの発行時に、在留期間の満了の日を超えている場合	アラート番号44：外国人住民の住民票の写し および異動届出の際に 、在留期間の満了の日を超えている場合	当該事例では、在留期間延長の手続きを行っていない者に対しては異動届も受け付けるべきではないと考える。	住基担当課	中核市等	1	御意見を踏まえ修正する。
3	11.1	エラー・アラート項目	5870	追加		ふりがなが登録されていません。	氏名、旧氏、通称名に関するふりがなが入力されていない場合のアラートが必要。	住基担当課	一般市等	3	最低限の項目のため追加しない（必要な場合の追加は可能）
3	11.1	エラー・アラート項目	5870	追加		宛名番号が新規付番の対象者がいますが、よろしいですか？	再転入者検索をしているかどうかのアラートが必要。	住基担当課	一般市等	3	最低限の項目のため追加しない（必要な場合の追加は可能）
3	11.1	エラー・アラート項目	5870	追加		既に登録されています。	住民票コード、個人番号、宛名番号により基本情報を参照し住民として存在するときのアラートが必要。	住基担当課	一般市等	3	最低限の項目のため追加しない（必要な場合の追加は可能）
3	11.1	エラー・アラート項目	5870	追加		個人番号を新規付番してよろしいか。	個人番号を新規付番するときの注意のためのアラートが必要。	住基担当課	一般市等	3	最低限の項目のため追加しない（必要な場合の追加は可能）
3	11.1	エラー・アラート項目	5870	追加		住民票コードを新規に付番してよろしいですか？	住民票コードを新規付番するときの注意のためのアラートが必要。	住基担当課	一般市等	3	最低限の項目のため追加しない（必要な場合の追加は可能）
3	11.1	エラー・アラート項目	5870	追加		姓名が空白2文字以上入っています。	ふりがなまたは氏名が姓と名の間に空白が2文字以上入っている場合のアラートが必要	住基担当課	一般市等	3	最低限の項目のため追加しない（必要な場合の追加は可能）
3	11.1	エラー・アラート項目	5870	追加		性別に「その他」が選択されていますが、よろしいですか？	「その他」が選択されることはケースとして少ないため、誤入力を防ぐための確認アラートが必要。	住基担当課	一般市等	3	最低限の項目のため追加しない（必要な場合の追加は可能）
3	11.1	エラー・アラート項目	5870	追加		続柄と性別が不一致ですが、よろしいですか？	夫で女性、妻で男性を選択しているときに注意を促すアラートが必要。	住基担当課	一般市等	3	最低限の項目のため追加しない（必要な場合の追加は可能）
3	11.1	エラー・アラート項目	5870	追加		同一住所への転居ですがよろしいですか？	転居の異動時に旧住所と新住所が等しいときのアラートが必要。	住基担当課	一般市等	3	最低限の項目のため追加しない（必要な場合の追加は可能）
4	20.0.1	様式・帳票全判	5881	追加	0	抑止入力・解除の際には確認帳票の出力を標準とすること。	抑止入力漏れを防ぐため、確認帳票は必要と考える。	住基担当課	中核市等	3	分科会における議論等を通じて、基本的には紙に印刷することなくペーパーレスで対応することを方針としている（20.0.1）。ただし、確認帳票等の内部帳票については、必要に応じて画面を直接印刷できる機能を実装することにしていることから、こちらで対応いただきたい。
4	20.0.1	様式・帳票全般	5923	その他	(2) 仮登録内容の確認用帳票について、「(参考) 内部帳票についてペーパーレスで行う方法の例」で示す画面イメージを出力できること。	(2) 仮登録内容の確認用帳票について、「(参考) 内部帳票についてペーパーレスで行う方法の例」で示す画面イメージを出力できること。また、任意の仮登録内容の確認用帳票の出力機能も可とする。	仮登録内容の確認作業をペーパーレスで行うとした場合、そのための端末増設及び設置場所の確保が困難であることに加え、端末での確認作業が煩雑であることから、事務効率が著しく低下する。また、正字、旧字、誤字、俗字等の文字デザインを確認する作業においても画面確認は不向きであり、確認作業の正確性が低下する。 確認画面をそのままのレイアウトで出力する形式については、1人1枚の帳票となるため、紙の消費量が增大するとともに確認作業の効率が低下する。 これまで区市町村は、効率的な確認作業が行えるよう創意工夫して確認帳票を設計し活用してきた。これを否定し全国統一で廃止することに反対する。 現場の区市町村が効率良く事務処理が行えるよう、区市町村が創意工夫できる余地を残し、仮登録内容確認用の専用帳票の存続を要望する。	住基担当課	中核市等	4	本仕様書において、画面表示については規定しないこととしており、自治体及び事業者による創意工夫の余地を確保している。地方行政のデジタル化の観点から、内部帳票のペーパーレス化を方針としているが、それを可能とする画面表示を目指しつつ、必要に応じて画面を直接印刷することでご対応いただきたい。
4	20.0.1	様式・帳票全般	5959	削除	届出期間経過通知書	(削除)	住民基本台帳法に規定される過料等を遂行するために必要な通知であり、実装すべき機能であると考ええる。	住基担当課	中核市等	2	当該通知について、システムから出力する機能を実装しているベンダも少なく、システム以外で作成している自治体もあるが、事務処理要領において転入届等の届出期間内に届出がなされなかった際に当該通知を発出することとされていることから、【実装しても少なくとも良い機能】に追加する。
4	20.0.1	様式・帳票全般	5992	その他	また、仮登録内容の確認用帳票、住民異動受付審査票、未審査一括削除一覧、送付先情報送信エラーリスト等の内部帳票については、分科会における議論や構成員・準構成員に対する意見照会の結果、基本的には紙に印刷することなく、ペーパーレスで対応すべきとの意見が多かったことから、標準様式は定めないこととするが、大規模自治体においては繁忙期に端末を独占して確認作業を行うことは難しい場合もあると考えられるため、必要に応じて画面を直接印刷できる機能のみを実装することとした。	また、仮登録内容の確認用帳票、住民異動受付審査票、未審査一括削除一覧、送付先情報送信エラーリスト等の内部帳票については、分科会における議論や構成員・準構成員に対する意見照会の結果、基本的には紙に印刷することなく、ペーパーレスで対応すべきとの意見が多かったことから、標準様式は定めないこととするが、大規模自治体においては繁忙期に端末を独占して確認作業を行うことは難しい場合もあると考えられるため、必要に応じて画面を直接印刷できる機能のみを実装することとした。なお、自治体規模に応じて専用帳票の実装を許容することとした。	大規模自治体においては閑散期であっても端末を独占して確認作業を行うことは困難である。また、画面レイアウトの確認帳票では、帳票に印刷できる項目数が限定され、確認に必要な項目が印刷できない。また、1帳票で複数人を印刷することが困難となる。 区市町村の事務において、確認作業は非常に重要であり、かつ事務量が多いため、確実かつ効率的に事務を行うためにも、現状の確認専用帳票の存続を要望する。	住基担当課	中核市等	4	本仕様書において、画面表示については規定しないこととしており、自治体及び事業者による創意工夫の余地を確保している。20.0.1で示している画面イメージは、ペーパーレスで対応する際の一例として示したものであり、システムの画面を拘束するものではない。（20.0.1に規定するとおり、一面で複数該当者を表示した方が効率性が上がる帳票は、他をもって調整して構わない。）
4	20.0.1	様式・帳票全般	6084	その他	—	—	赤字では印刷した際に判別しにくいいため、変更がある項目のみ背景色を変えても良いですか。	事業者	一般市等	4	20.0.1における画面イメージは、ペーパーレスで対応する際の一例として示したものであり、背景色の変更をしてかまわない。
4	20.0.1	様式・帳票全般	6084	その他	—	—	赤字では印刷した際に判別しにくいいため、変更がある項目のみ背景色を変えても良いですか。	事業者	中核市等	4	同上

章	項目番号	項目名	行番号	修正の種類 (追加・削除・ その他)	修正前	修正後	修正の理由	意見発出者	区分	対応方針	理由
4	20.0.1	様式・帳票全般	6084	その他	—	—	赤字では印刷した際に判別しにくいいため、変更がある項目のみ背景色を変えても良いですか。	事業者	中核市等	4	同上
4	20.0.1	様式・帳票全般	5882～5910	追加	【実装すべき機能】 … ○その他 ・支援措置期間終了通知（20.5.1）	【実装すべき機能】 … ○その他 ・支援措置期間開始通知 ・支援措置期間終了通知（20.5.1）	開始通知を追加することにより事務の効率化を図るため。	住基担当課	一般市等	2	事務処理要領において、支援の必要性を確認した市町村長はその結果を申出者に連絡することとなっているが、当該連絡は、通知のほか電話による対応など様々であることから、【実装してもしなくても良い機能】に追加する。
4	20.0.1	様式・帳票全般	5923～5924	その他	「（参考）内部帳票についてペーパーレスで行う方法の例」で示す画面イメージを出力できること。	所定の様式で帳票出力ができること。また帳票イメージを画面で確認できること。	繁忙期以外にも日常的に紙帳票で確認作業を行っているため、画面印刷のみでは不十分で、確認帳票の出力が必要なため。なお、出力の必要のない自治体は仕様書案のとおり画面で確認帳票と同じ内容が確認できるようにする。	住基担当課	中核市等	4	本仕様書において、画面表示については規定しないこととしており、自治体及び事業者による創意工夫の余地を確保している。地方行政のデジタル化の観点から、内部帳票のペーパーレス化を方針としているが、それを可能とする画面表示を目指しつつ、必要に応じて画面を直接印刷することをご対応いただきたい。
4	20.0.1	様式・帳票全般	5935～5945	追加		【実装してもしなくてもよい機能】 住居地届出書	当区での届出者の多数は住民登録があるため、申請者の氏名等が記載された住居地届出書をシステムから印刷できることは効率的であり、かつ事務室内での帳票の在庫管理の負担も減るため、機能追加が必要と考える。	住基担当課	中核市等	3	業務の効率化に資するとのこと意見だが、分科会等における議論及び今回の意見照会において当該機能がないことで業務が非効率となるといったご意見がなく、標準として仕様書において示す機能とは言い難いことから、原案を維持する。
4	20.0.1	様式・帳票全般	5935～5945	追加		【実装してもしなくてもよい機能】 特別永住者証明書交付申請書	当区での申請者の多数は住民登録があるため申請者の氏名等が記載された申請書をシステムから印刷できることは効率的、かつ事務室内での帳票の在庫管理の負担軽減にもなるため、機能追加が必要と考える。	住基担当課	中核市等	3	業務の効率化に資するとのこと意見だが、分科会等における議論及び今回の意見照会において当該機能がないことで業務が非効率となるといったご意見がなく、標準として仕様書において示す機能とは言い難いことから、原案を維持する。
4	20.0.1	様式・帳票全般	5947-5980	削除	【実装しない機能】 ・住民票（原票） ・住民票の除票（原票）	削除	入力後の記載内容の再確認の際に使用確認できるシステム台数が限られているためペーパーレス推奨であるが、印刷できる環境がある事を希望します	住基担当課	一般市等	3	分科会における議論等を通じて、基本的には紙に印刷することなくペーパーレスで対応することを方針としている（20.0.1）。ただし、確認帳票等の内部帳票については、必要に応じて画面を直接印刷できる機能を実装することとしていることから、こちらで対応いただきたい。
4	20.0.1	様式・帳票全般	5967 ～ 5968	その他	・個人番号カード交付再申請依頼通知書 ・個人番号カード交付再申請依頼通知書	・個人番号カード交付再申請依頼通知書	同じ帳票名が重複している。	住基担当課	中核市等	1	御意見のとおり修正する
4	20.0.1	様式・帳票全般	5967～5968	その他	・個人番号カード交付再申請依頼通知書 ・個人番号カード交付再申請依頼通知書	5946行目へ移設	同じ帳票名が2行あります。 個人番号カード交付再申請依頼通知書は、J-LISより送付先情報突合結果通知の運用として指示されている帳票です。住記システムに組み込まなければ、ワープロで作成するしかありません。【実装してもしなくても良い機能】に移設するべきではないでしょうか。	事業者	一般市等	1	1点目は、記載誤りのため修正する。 2点目は、J-LISの既存住基改造仕様書に規定されていることから【実装してもしなくても良い機能】とした「送付先情報突合結果通知」と同様、【実装してもしなくても良い機能】とする。
4	20.0.1	様式・帳票全般	5967～5968	その他	・個人番号カード交付再申請依頼通知書 ・個人番号カード交付再申請依頼通知書	5946行目へ移設	同じ帳票名が2行あります。 個人番号カード交付再申請依頼通知書は、J-LISより送付先情報突合結果通知の運用として指示されている帳票です。住記システムに組み込まなければ、ワープロで作成するしかありません。【実装してもしなくても良い機能】に移設するべきではないでしょうか。	事業者	指定都市	1	同上
4	20.0.1	様式・帳票全般	5967～5968	その他	・個人番号カード交付再申請依頼通知書 ・個人番号カード交付再申請依頼通知書	5946行目へ移設	同じ帳票名が2行ある。 個人番号カード交付再申請依頼通知書は、J-LISより送付先情報突合結果通知の運用として指示されている帳票であり、住記システムに組み込まなければ、ワープロで作成するよりほかはない。【実装してもしなくても良い機能】に移設するべきと考える。	事業者	中核市等	1	同上
4	20.0.1	様式・帳票全般	5967～5968	その他	・個人番号カード交付再申請依頼通知書 ・個人番号カード交付再申請依頼通知書	5946行目へ移設	同じ帳票名が2行あります。 個人番号カード交付再申請依頼通知書は、J-LISより送付先情報突合結果通知の運用として指示されている帳票です。住記システムに組み込まなければ、ワープロで作成するしかありません。【実装してもしなくても良い機能】に移設するべきではないでしょうか。	事業者	中核市等	1	同上
4	20.0.1	様式・帳票全般	5967	その他	・個人番号カード交付再申請依頼通知書 ・個人番号カード交付再申請依頼通知書	5946行目へ移設	同じ帳票名が2行あります。 個人番号カード交付再申請依頼通知書は、J-LISより送付先情報突合結果通知の運用として指示されている帳票です。住記システムに組み込まなければ、ワープロで作成するしかありません。【実装してもしなくても良い機能】に移設するべきではないでしょうか。	事業者	中核市等	1	同上
4	20.0.1	様式・帳票全般	6021～6035	追加	また、住民異動受付審査票等の内部帳票については、基本的にペーパーレス化し、必要に応じて印刷できる機能のみを実装することとした。	受付審査票等の内部帳票に使用されている副本は、印刷ページの指定ができることにより修正項目がないページを印刷しなくても済むことができる。	出入国管理庁通知処理において、当該外国人の帳票（副本）を使用して審査等を行うが通称履歴を記載しているページの印刷は不要で制御されることが望ましいため。	住基担当課	一般市等	3	仕様書において規定すべき事項としては粒度が細かすぎるため、原案を維持する。
4	20.0.1	様式・帳票全般	6138 ～ 6144	その他	～各団体におけるこれらの様式・帳票の有無について調査し、①住民向けのもの、②他機関に送付等をするもの、③内部での確認等を行うためのもの、④統計関係のものに分類してとりまとめた。 このうち、～なお、③については基本的にはペーパーレスにより対応することとし、また、④については統計のとおりEUC機能により対応することとする。	0	③については、内部事務の効率化の観点から、区市町村やベンダの創意工夫が反映できる余地を残していただきたい。 特に、確認帳票をはじめとする内部帳票は、区市町村の業務効率に直接影響を及ぼす性格を有しており、区市町村に与える影響が大きいいため、一律に様式を規定することによる区市町村の業務効率が大幅に低下することが危惧される。	住基担当課	中核市等	4	本仕様書において、画面表示については規定しないこととしており、自治体及び事業者による創意工夫の余地を確保している。地方行政のデジタル化の観点から、内部帳票のペーパーレス化を方針としているが、それを可能とする画面表示を目指しつつ、必要に応じて画面を直接印刷することをご対応いただきたい。

章	項目番号	項目名	行番号	修正の種類 (追加・削除・ その他)	修正前	修正後	修正の理由	意見発出者	区分	対応方針	理由
4	20.0.2	各項目の記載	6155～6158	削除	記載する項目のうち、当該項目について、記載すべきものがない項目（例：転入後、転居していない場合の「住所を定めた年月日」、・・・	例のうち、『転入後、転居していない場合の「住所を定めた年月日」』を削除し、全ての住民票の写しに「住所を定めた年月日」を記載する。	住民票の写しは住民の住所等を公証する重要な証明書であり、直近の異動の内容に関わらず、現住所に「住所を定めた年月日」が記載されていた方が住民サービスの観点からも有用である。	住基担当課	中核市等		3 1.1.1（日本人住民データの管理）の【考え方・理由】にあるとおり、転入時において、「住所を定めた年月日」は入力する必要がないため、入力項目には含めず、また、住民票の写し等の証明書上も表示しないということについて、検討会で整理している。
4	20.0.1	帳票・様式全般	6161～6170	その他	—	—	日本人・外国人を同一のレイアウトにして、記載しない項目に「***」を表示するのではなく、日本人・外国人を別のレイアウトにしたほうが参照し易いという考え方がありますが、別の観点で、帳票に出力されている内容をOCRで読み込む機能においては、日本人・外国人を同一のレイアウトにしたほうが開発が容易であるという考え方もあります。 今回の標準仕様書の帳票・様式全般について、どのようなコンセプトで仕様の調整を行っているのでしょうか。	事業者	一般市等		4 御意見のとおりOCRでの読込を念頭に置いたことと、日本人住民と外国人住民で全く違うレイアウトにしてしまうことによるシステム構築における工数増大等が懸念されたことから、日本人住民と外国人住民の住民票の写しのレイアウトをできるだけそろえるよう調整を行ったもの。
4	20.0.1	帳票・様式全般	6161～6170	その他	—	—	日本人・外国人を同一のレイアウトにして、記載しない項目に「***」を表示するのではなく、日本人・外国人を別のレイアウトにしたほうが参照し易いという考え方がありますが、別の観点で、帳票に出力されている内容をOCRで読み込む機能においては、日本人・外国人を同一のレイアウトにしたほうが開発が容易であるという考え方もあります。 今回の標準仕様書の帳票・様式全般について、どのようなコンセプトで仕様の調整を行っているのでしょうか。	事業者	中核市等		4 同上
4	20.0.1	帳票・様式全般	6161～6170	その他	—	—	日本人・外国人を同一のレイアウトにして、記載しない項目に「***」を表示するのではなく、日本人・外国人を別のレイアウトにしたほうが参照し易いという考え方がありますが、別の観点で、帳票に出力されている内容をOCRで読み込む機能においては、日本人・外国人を同一のレイアウトにしたほうが開発が容易であるという考え方もあります。 今回の標準仕様書の帳票・様式全般について、どのようなコンセプトで仕様の調整を行っているのでしょうか。	事業者	中核市等		4 同上
4	20.0.2	各項目の記載	6179～6180	その他	同一の氏であって、文字も同一の者同士が結婚した場合、氏を変更したものととして、履歴を記載すること。		現行の運用では、左記のような取扱いをしていない。履歴を記載するとなれば、統合記載欄に記載することになるのか。B類型またはC類型としての記載となるのか。	住基担当課	中核市等		3 原案の取扱いについては法務省に確認済み。A類型として統合記載欄に記載することになり、移動前後の氏名は同一となる。
4	20.0.3	異動履歴の記載	6241-6269	その他	(記載例) 婚姻に伴う転居を行った場合（転居と職権修正を同時に行っている）	職権修正で婚姻の届出の異動履歴を作成し、転居の異動履歴を作成する。	住基ネットワークへの連携では、転居で氏名が変更になると論理エラーとなるため、1回では処理できません。粉らわしいため、時系列で入力を行う必要があり、職権修正の履歴を作成後、転居履歴を作成するか、その逆で入力を行います。	事業者	一般市等		1 御意見を踏まえ、婚姻と転居の履歴を分けて記載することとする。

章	項目番号	項目名	行番号	修正の種類 (追加・削除・ その他)	修正前	修正後	修正の理由	意見発出者	区分	対応方針	理由
4	20.0.3	異動履歴の記載	6241-6269	その他	(記載例) 婚姻に伴う転居を行った場合(転居と職権修正を同時に行っている)	職権修正で婚姻の届出の異動履歴を作成し、転居の異動履歴を作成する。	住基ネットワークへの連携では、転居で氏名が変更になると論理エラーとなるため、1回では処理できません。紛らわしいため、時系列で入力を行う必要があり、職権修正の履歴を作成後、転居履歴を作成するか、その逆で入力を行います。	事業者	中核市等		1 同上
4	20.0.3	異動履歴の記載	6241-6269	その他	(記載例) 婚姻に伴う転居を行った場合(転居と職権修正を同時に行っている)	職権修正で婚姻の届出の異動履歴を作成し、転居の異動履歴を作成する。	住基ネットワークへの連携では、転居で氏名が変更になると論理エラーとなるため、1回では処理できません。紛らわしいため、時系列で入力を行う必要があり、職権修正の履歴を作成後、転居履歴を作成するか、その逆で入力を行います。	事業者	中核市等		1 同上
4	20.0.3	異動履歴の記載	6241-6269	その他	「婚姻届に伴う転居を行った場合」の記載が述べられている	記載例を変更する	戸籍変更と住所変更を1回で処理するシステムは、全部のシステムを確認していないが、聞いたことがない。「住民記録の実務」にもないので例としてよくない。	住基担当課	中核市等		1 同上
4	20.0.3	異動履歴の記載	6347-6352	その他	0	0	異動履歴の任意選択について、当機能は証明発行の際に任意で履歴を選択するという認識でよいか。もしそうであれば、証明書発行の際に必要な履歴を精査しなければならず実用的ではないのではないかと。証明発行してはならない異動履歴を事前に設定できる機能を併せて有するほうが現実的であると考える。	住基担当課	指定都市		4 異動履歴の記載については、20.0.3において、まず異動履歴の記載をするかどうかの選択があり、記載することを選択する場合はどの異動履歴を記載するかを任意に選択できることとしている。この場合において、検討会の構成員・準構成員への意見照会を経て、特別養子縁組、性別変更等の「特別な事由」の異動履歴等はデフォルトで記載しないこととしている。
4	20.0.4	異動履歴の記載の修正	6410・6445・6472	その他	—	—	システム上、管理される異動履歴(抄)中、異動日・処理日・届出日に該当する日付の前後の配置のずれの修正(6427行目を基準とする場合における)	住基担当課	一般市等		1 御意見のとおり修正する。
4	20.0.4	異動履歴の記載の修正	6468-6486	その他			例4で例示されている異動履歴の修正について、「異動前:A 異動後:B」となる理由をご教示いただきたい。例3を踏まえた場合に、誤記修正の内容が反映されず「異動前:A 異動後:B」となると考える。	住基担当課	中核市等		2 証明書に記載される異動履歴には履歴番号と枝番号を付して管理することとし、例1から例4における「システム上、管理される異動履歴(抄)」の記載を修正したので、改めてご確認いただきたい。
4	20.1	住民票の写し等	6517-6675	その他	旧氏もしくは通称の欄	未登録(空白)の場合、表示しない。	旧氏もしくは通称の登録がない場合、空白とすると、差し込み印刷等で改ざんの恐れがあることや、住民に誤解を与える恐れがあるため、未登録の場合***とするか欄の項目を****とする。	住基担当課	中核市等		2 「【空欄】」と記載することとする。
4	20.1.1 20.1.2	住民票の写し 住民票の写し(世帯連記式)	6518	その他	0	0	「届出日」項目に印字する届出日は何の届出日であるか補足が必要ではないか。	事業者	指定都市		1 「『届出日』には直近の転入もしくは転居の届出を行った年月日を記入すること」
4	20.1.1 20.1.2	住民票の写し 住民票の写し(世帯連記式)	6518	その他	0	0	「届出日」項目に印字する届出日は何の届出日であるか補足が必要ではないか。	0	指定都市		1 同上
4	20.1.1	住民票の写し	6538	追加	…	転入前氏	転入届出と戸籍届出を同時に受理する場合、転入後の住所地の住民票には戸籍届出後の氏のみしか記載されないため、転入後の住民票と前住所地の住民票の除票の氏を繋がりを持たせるため(「住民記録の実務」の記載例にも記載あり)	住基担当課	中核市等		3 統合記載欄における異動履歴に関係する留意事項(B類型)として記載することが可能であることから、原案を維持する。
4	20.1.1	住民票の写し	6541	その他	氏名のフリガナ	0	外国人住民(氏名がアルファベット表記のみ)のフリガナについても記載可能か説明願います。	住基担当課	一般市等		4 事務処理要領において、住民票(原票)の記載事項について、氏名等にできるだけふりがなを付すことが適当とされており、アルファベット表記の氏名にもふりがなを付すことは可能であるが、5.3(ふりがな)の規定の趣旨を踏まえ、印字についてはひらがなとする。
4	20.1.1	住民票の写し	6555	その他	【実装しない機能】 …転出予定年月日到来前に転出先住所を含めて発行すること。	0	主に、海外転出予定者にニーズがあるが、実装する予定はないです。	住基担当課	一般市等		4 国外転出予定者について、転出先住所が国外であることを証明する方法がないため、国外転出者による転出先住所を含めた住民票の写しを発行している自治体もあるが、そもそも転出予定年月日前は、転出「予定」であり、変わりうるものであることから、その時点で転出先住所を証明するというのは適切ではないことから、【実装しない機能】としている。
4	20.1.1	住民票の写し	6555-6557	その他	【実装しない機能】 転出予定者の住民票の写しについて、転出予定年月日到来前に転出先住所を含めて発行すること。	【実装してもしなくてもよい機能】 転出予定者の住民票の写しについて、転出予定年月日到来前に転出先住所を含めて発行すること。	予定転出に係る事項を記載した住民票の写しについては一定の必要があるため、自治体判断で発行できる仕組みとしていただきたい。	住基担当課	中核市等		3 国外転出予定者について、転出先住所が国外であることを証明する方法がないため、国外転出者による転出先住所を含めた住民票の写しを発行している自治体もあるが、そもそも転出予定年月日前は、転出「予定」であり、変わりうるものであることから、その時点で転出先住所を証明するというのは適切ではないことから、【実装しない機能】としている。
4	20.1.1	住民票の写し	6571	その他	0	0	異動履歴が次頁までまたがる場合には、異動履歴のみの頁と考えて良いか。	事業者	指定都市		1 2ページ目以降は氏名欄と統合記載欄のみとする。また、20.1.1において2ページに渡る際のレイアウト案を示す。
4	20.1.1	住民票の写し	6575	その他	0	0	異動履歴が次頁までまたがる場合には、異動履歴のみの頁と考えて良いか。	0	指定都市		1 同上

章	項目番号	項目名	行番号	修正の種類 (追加・削除・ その他)	修正前	修正後	修正の理由	意見発出者	区分	対応方針	理由
4	20.1.1	住民票の写し	6581～6582	その他		レイアウト上での【異動履歴】の印字位置は左端揃えとなっているが、右側は余白となるのか。	仕様書におけるレイアウトでは、縦方向に印字される仕様である。請求者の異動履歴の数にもよるが、履歴が多ければ多い程、住民票の写しとして出力する枚数が増える。一般的に住民票の写しは改ざん防止用紙等を使って出力しており、枚数が増えると用紙の使用枚数も自ずと増える。消耗品費の観点からも可能な限り印字スペースの工夫をお願いしたい。	住基担当課	中核市等		1 統合記載欄を2列で記載できるようレイアウトを修正する。
4	20.1.1	住民票写し	6581-6582	その他	住民票写しのレイアウト（日本人）で筆頭者欄がせまい	住民票写しのレイアウト（日本人）で筆頭者欄が広くする。	住民票写しのレイアウト（日本人）で筆頭者欄が氏名欄に比べて文字数が少なすぎるため。	事業者	一般市等		1 「届出日」の下に「筆頭者」欄を設けることとする。

章	項目番号	項目名	行番号	修正の種類 (追加・削除・ その他)	修正前	修正後	修正の理由	意見発出者	区分	対応方針	理由	
4	20.1.1	住民票の写し	6581-6582	その他	住民票写しのレイアウト（日本人）で筆頭者欄がせまい	住民票写しのレイアウト（日本人）で筆頭者欄が広がる。	住民票写しのレイアウト（日本人）で筆頭者欄が氏名欄に比べて文字数が少なすぎるため。	事業者	中核市等		同上	
4	20.1.1	住民票写し	6581-6582	その他	住民票写しのレイアウト（日本人）で筆頭者欄がせまい	住民票写しのレイアウト（日本人）で筆頭者欄が広がる。	住民票写しのレイアウト（日本人）で筆頭者欄が氏名欄に比べて文字数が少なすぎるため。	事業者	中核市等		同上	
4	20.1.1	住民票の写し	6582	その他	統合記載欄の異動履歴	同一市区町村内の異動履歴について、統合記載欄に列記する方法ではなく、表形式等にし、分かりやすく	転居履歴を確認するために住民票を必要とする方もいるため、異動履歴については表形式等分かりやすくする必要があるため	住基担当課	一般市等		異動履歴の性質上、桁数の上限を設けることはできないが、ペンダによっては罫線を可変的に表示することが困難という意見もあり、また、表にしてしまうと異動履歴以外の事項を統合記載欄に記載できなくなってしまうことから、表にはしない形で、異動履歴を構造化して記載することとした。	
4	20.1	住民票の写し等	6582	その他	旧氏 []	旧氏 [*****]	住民票に旧氏の記載が無い場合は、何も印字しない仕様となっているが、簡単に追記できてしまうため、住民に発行する証明書等については、改ざん防止の観点から「*****」等、記載がないことを表す文字列を印字すべきではないか。	住基担当課	中核市等	2	「空欄」と記載することとする。	
4	20.1.1	住民票の写し	6582-6583	その他	異動履歴	0	履歴は、いくつまで記載可能か。転居回数が多い場合、複数枚にわたって証明は可能とするのか。もしくは、1枚に記載しきれなくなった場合は、除票となるのか。	住基担当課	一般市等	1	2ページ目以降は氏名欄と統合記載欄のみとする。また、20.1.1において2ページに渡る際のレイアウト案を示す。	
4	20.1.1	住民票の写し	6584	その他	統合記載欄の通称の記載及び削除に関する事項	通称の記載及び削除に関する事項に関しては別業にしてほしい	統合記載欄に様々な情報を列記する形では、分かりにくい	住基担当課	一般市等	2	検討会での議論の結果、統合記載欄に記載することとしたもの。 1.1.2において、「通称の記載及び削除に関する事項」に関する以下の項目を追加する。 ・通称を記載した年月日 ・通称を記載した市区町村 ・通称を記載した市町村コード ・通称を削除した年月日 ・通称を削除した市区町村 ・通称を削除した市町村コード	
4	20.1	住民票の写し等	6584	その他	0	0	通称履歴、異動履歴が複数に渡り、1ページに集約できない場合のレイアウトはどのようなイメージになるか。	住基担当課	指定都市	1	2ページ目以降は氏名欄と統合記載欄のみとする。また、20.1.1において2ページに渡る際のレイアウト案を示す。	
4	20.1	住民票の写し等	6584	その他	[氏名] ～英数字は全角で桁あふれが生じる場合は、必要に応じて96文字以上とする。 【理由】 ～データ上は住基ネットに合わせ、全角100文字まで持てることとする。	[氏名] ～英数字は全角で桁あふれが生じる場合は、必要に応じて96文字以上とする。 【理由】 ～データ上は出入国在留管理庁通知の項データレイアウト及び在留カード等の最大氏名文字数に合わせ、全角104文字まで持てることとする。	外国人住民の氏名は在留カード等に基づいて記載されるものであり、出入国在留管理庁通知のデータレイアウト及び在留カードの氏名文字数が最大104文字と定義されているため、住民票の原本としてのデータについては104文字を保持するべきである。	住基担当課	中核市等	3	住基ネット上、連携できるのは100文字までとなっているため、原案を維持する。	
4	20.1	住民票の写し等	6584	その他	0	0	(記載しない項目や記載する項目のうち、当該項目の内容がない項目印字方法を明記する。)	通称、在留カード番号等、在留資格、在留期間の満了の日等については、法30条の45に規定する区分等により記載しない項目や内容がない項目が発生する。住民に発行する証明書等については、記載しないまたは内容がない項目については、改ざん防止の観点から「*****」等、記載がないことを表す文字列を印字すべきではないか。	住基担当課	中核市等	2	「空欄」と記載することとする。
4	20.1	住民票の写し等	6593～6598	その他	0	0	当市は、国外転出者に対し転出先を記載した住民票の写しを発行しているが、国としては本取扱は不適当であり、異動日以降に郵送請求等により請求するほかないという見解でよろしいか。	住基担当課	指定都市	4	国外転出予定者について、転出先住所が国外であることを証明する方法がないため、国外転出者にも転出先住所を含めた住民票の写しを発行している自治体もあるが、そもそも転出予定年月日前は、転出「予定」であり、変わりうるものであることから、その時点で転出先住所を証明するというのは適切ではないと考えている。	
4	20.1.1 20.1.2【再掲】	住民票の写し 住民票の写し（世帯連記式）	6614	その他	0	0	「届出日」項目に印字する届出日は何の届出日であるか補足が必要ではないか。	0	指定都市	1	御意見を踏まえ、レイアウトに以下のコメントを追加 1「『届出日』には直近の転入もしくは転居の届出を行った年月日を記入すること」	
4	20.1.1 20.1.2【再掲】	住民票の写し 住民票の写し（世帯連記式）	6614	その他	0	0	「届出日」項目に印字する届出日は何の届出日であるか補足が必要ではないか。	事業者	指定都市	1	同上	
4	20.1.2	住民票の写し（世帯連記式）	6649	その他	0	0	例示において、「住所を定めた年月日」がすべて空欄になっている。少なくとも世帯員の3番目の対象者は印字されるのではないか。	事業者	指定都市	1	御意見を踏まえて記載例を修正する	
4	20.1.2	住民票の写し（世帯連記式）	6650	その他	0	0	例示において、「住所を定めた年月日」がすべて空欄になっている。少なくとも世帯員の3番目の対象者は印字されるのではないか。	事業者	指定都市	1	同上	

章	項目番号	項目名	行番号	修正の種類 (追加・削除・その他)	修正前	修正後	修正の理由	意見発出者	区分	対応方針	理由
4	20.1.2	住民票の写し（世帯連記式）	6651	その他	住民票の写し様式について	0	総合記載欄がある場合のレイアウトを提示してください。	住基担当課	一般市等		20.0.3にあるとおり、住民票の写し（世帯連記式）については、スペースが少ないものの、転居前住所の記載についてニーズが高いことから、転居（直近のものに限る）による住所の異動に限って異動履歴を記載できることとしており、レイアウト上もそのために必要な枠を総合記載欄として確保している。
4	20.1.3	住民票の除票の写し	6672	その他	—	—	改製による除票の場合、帳票タイトルは「住民票（除票）」で良いか。 改製による除票の場合、改製年月日が必要ではないか。	事業者	一般市等		4 改製により消除する場合は、消除理由が改製であり、事由の生じた年月日と改製年月日が同日となる。
4	20.1.3	住民票の除票の写し	6672	その他	—	—	改製による除票の場合、帳票タイトルは「住民票（除票）」で良いか。 改製による除票の場合、改製年月日が必要ではないか。	事業者	中核市等		4 同上
4	20.1.3	住民票の除票の写し	6672	その他	—	—	改製による除票の場合、帳票タイトルは「住民票（除票）」で良いか。 改製による除票の場合、改製年月日が必要ではないか。	事業者	中核市等		4 同上
4	20.2	転出証明書等	6724	追加	0	転出証明書には氏名カナを記載すること	氏名カナが記載されているだけで事務負担が異なるため	情報政策担当課	一般市等		2 フリガナは、法令上、住民票の写し等において公証する事項とされていないが、実際に、市区町村によっては、住民サービスの観点等により、住民の求めに応じてふりがなを付記することとしている例があることを踏まえ、引き続きサービスを提供することを妨げることはしない趣旨から、様式等レイアウトの記載例にはフリガナは付記しないが、5.3（フリガナ）の【実装してもしくなくてもよい機能】に「転出証明書」及び「転出証明書に準ずる証明書」を追加する。
4	20.2.1	転出証明書	6733	追加	0	氏名のフリガナの記載。	フリガナを記載することで（特に在留外国人の方について）情報の整合性を向上するため。	住基担当課	一般市等		2 フリガナは、法令上、住民票の写し等において公証する事項とされていないが、実際に、市区町村によっては、住民サービスの観点等により、住民の求めに応じてふりがなを付記することとしている例があることを踏まえ、引き続きサービスを提供することを妨げることはしない趣旨から、様式等レイアウトの記載例にはフリガナは付記しないが、5.3（フリガナ）の【実装してもしくなくてもよい機能】に「転出証明書」及び「転出証明書に準ずる証明書」を追加する。
4	20.2.1	転出証明書	6737	その他			住民基本台帳法施行令に定められている転出証明書の記載事項にふりがなはありませんが、転入時にふりがなを正しく記載するための資料になることから転出証明書へのふりがなの記載を希望します。 ※転出証明書のレイアウトの考え方（行番号6737）のふりがなについての欄内にある「【理由】要領第2-2-(2)～」は「【理由】要領第2-1-(2)～」の誤りだと思います。	住基担当課	一般市等		2 フリガナは、法令上、住民票の写し等において公証する事項とされていないが、実際に、市区町村によっては、住民サービスの観点等により、住民の求めに応じてふりがなを付記することとしている例があることを踏まえ、引き続きサービスを提供することを妨げることはしない趣旨から、様式等レイアウトの記載例にはフリガナは付記しないが、5.3（フリガナ）の【実装してもしくなくてもよい機能】に「転出証明書」及び「転出証明書に準ずる証明書」を追加する。
4	20.2.1	転出証明書等	6737	削除	転出前の世帯主	削除	転入する際に必要としない情報のため	住基担当課	一般市等		3 住民基本台帳法施行令第23条第2項で住民基本台帳法第7条第1項第4号で規定する世帯主の氏名が、転出証明書の記載事項とされている。
4	20.2.1	転出証明書	6737	その他	転出証明書のレイアウト中、転出証明書について吹き出し箇所	—	転出証明書のレイアウト中、転出証明書についての吹き出し内容が不明のため	住基担当課	一般市等		2 文章が見切れていたため、修正する。
4	20.2.1	転出証明書	6737～6752	追加	転出証明書の発行窓口名称 発行窓口の電話番号		転入届受付時に旧住所地市区町村での転出届出時の状況を照会することがしばしばあるため、転出証明書に発行場所の名称や連絡先の電話番号を記載することは現場の利便性向上に資すると考える。さらに真贋判定の一助となると考える。	住基担当課	中核市等		3 真贋判定としては、5.5（発行番号）で対応可能と考えている。また、発行窓口の電話番号を追記したとしても、転入手続きは本人が窓口で行う必要があることから、転入先の窓口で本人に直接確認すれば良く、利便性が向上するとは考えにくいことから、原案を維持する。
4	20.2.1	転出証明書	6742～6744	追加	10.8（CSV形式のデータの取込み）に記載のとおり、転入処理をCSV形式で提供された転出証明書に記載のデータを取り込むこと、この機能は、転出証明書に印字されたQRコードを読み取ったのデータを取り込むことも想定している。	10.8（CSV形式のデータの取込み）に記載のとおり、転入処理を行う際、CSV形式で提供された転出証明書に記載のデータを取り込むこととしており、この機能は、転出証明書に印字されたQRコードを読み	文章が正しく表示されていないため	住基担当課	中核市等		1 御意見を踏まえ修正する。
4	20.2.1	転出証明書	6742～6746	その他	—	—	6742～6746行目について、右側の一部が表示されていないため	住基担当課	一般市等		1 御意見を踏まえ修正する。
4	20.3.1	住民基本台帳の一部の写し（閲覧用）	6777	追加	レイアウトにフリガナなし	レイアウトにフリガナの記載	閲覧者からの要望もあり、現在の閲覧台帳にフリガナを記載をしているため。	住基担当課	一般市等		2 フリガナは、法令上、住民票の写し等において公証する事項とされていないが、実際に、市区町村によっては、住民サービスの観点等により、住民の求めに応じてふりがなを付記することとしている例があることを踏まえ、引き続きサービスを提供することを妨げることはしない趣旨から、様式等レイアウトの記載例にはフリガナは付記しないが、5.3（フリガナ）の【実装してもしくなくてもよい機能】に「住民基本台帳の一部の写し（閲覧用）」を追加する。

章	項目番号	項目名	行番号	修正の種類 (追加・削除・その他)	修正前	修正後	修正の理由	意見発出者	区分	対応方針	理由
4	20.3.1	住民基本台帳の一部の写し (閲覧用)	6777-6778	その他	町ごとに改ページになつたりしないようにする。	町ごとに改ページする。	閲覧用の台帳については、町ごとにファイリングして、運用しているケースが多いことが想定され、閲覧時の単位も簿冊単位としているケースがあるため。	事業者	一般市等		3 分科会等での議論の結果、「町ごとに改ページになつたりしないようにする」とこととしたものであり、原案を維持する。
4	20.3.1	住民基本台帳の一部の写し (閲覧用)	6777-6778	その他	町ごとに改ページになつたりしないようにする。	町ごとに改ページする。	閲覧用の台帳については、町ごとにファイリングして、運用しているケースが多いことが想定され、閲覧時の単位も簿冊単位としているケースがあるため。	事業者	中核市等		3 同上
4	20.3.1	住民基本台帳の一部の写し (閲覧用)	6777-6778	その他	町ごとに改ページになつたりしないようにする。	町ごとに改ページする。	閲覧用の台帳については、町ごとにファイリングして、運用しているケースが多いことが想定され、閲覧時の単位も簿冊単位としているケースがあるため。	事業者	中核市等		3 同上
4	20.5.1	支援措置期間終了通知	6824	その他	支援措置期間終了通知	支援措置期間終了予告通知	支援措置期間終了に先立って送付する通知であることを強調するため。	住基担当課	一般市等		3 内容は同一のため
4	20.5	その他	6824	追加	0	支援措置期間開始通知	開始通知を追加することにより事務の効率化を図るため。	住基担当課	一般市等		2 事務処理要領において、支援の必要性を確認した市町村長はその結果を申出者に連絡することとなっているが、当該連絡は、通知のほか電話による対応など様々であることから、【装着してもしなくても良い機能】に追加する。
4	20.5.1	支援措置期間終了通知	6826	その他	支援措置期間終了通知	支援措置期間終了予告通知	支援措置期間終了に先立って送付する通知であることを強調するため。	住基担当課	一般市等		3 内容は同一のため
4	20.5.1	支援措置期間終了通知	6835	その他	支援措置期間終了通知	支援措置期間終了予告通知	支援措置期間終了に先立って送付する通知であることを強調するため。	住基担当課	一般市等		3 内容は同一のため
4	20.5.1	支援措置期間終了通知	6836	その他	支援措置期間終了通知	支援措置期間終了予告通知	支援措置期間終了に先立って送付する通知であることを強調するため。	住基担当課	一般市等		3 内容は同一のため
4	20.5.1	支援措置期間終了通知	6836	追加		3. 支援措置の範囲 住民基本台帳の一部の写しの閲覧（現住所地）	記載漏れと考えられる。	住基担当課	中核市等		1 御意見を踏まえ修正する。
4	20.5.1	支援措置期間終了通知 レイアウト	6836	削除	3 支援措置の範囲	不要	現在も範囲までの終了通知は出していない。 前々本籍等入れる場合もあるため	住基担当課	中核市等		2 その他の欄を追加し、前々本籍等における支援措置についても自由記載できることとする。
4	20.5.1	支援機関終了通知レイアウト	6836	追加	支援期間終了通知	他都市への通知	他都市へ支援措置の依頼をする文書を出力できるようにする（支援対象者から選択できる等）	住基担当課	中核市等		3 支援措置の申出者が、他の市区町村でも支援を求めている場合は、申出書の写しを転送することとしている。
4	20.5.1	支援措置期間終了通知 レイアウト	6824～6836	その他			申出者への支援措置期間終了通知は任意と示されており、本市では通知していない。 支援決定通知上支援期間が明示されているにもかかわらず、満了に係る申出者への通知のみ示される根拠が不明。 現行、関係市区町村側が当初受付市町村の終了を確認したいために通知を求める事が多い。 申出者側への終了通知としても、期間満了以外（転出・加害者と同居・死亡等（それぞれ支援対象の一部の場合を含む））の場合に対応し申出者・終了対象者への通知は想定していないのか。	住基担当課	中核市等		3 支援措置期間終了通知は、事務処理要領等で規定された様式ではないが、支援措置期間の延長の申出に係る手続き漏れを防止するためニーズが高く、本仕様書に盛り込むこととしたもの。
4	20.5.3	世帯主変更依頼通知書	6858	その他	・本通知を受け取った者が、世帯主変更が必要となる理由がわかるように、当該理由を簡潔に記載する。	〇〇 〇〇様（旧世帯主）〇〇（異動事由）を自動的に表示させる。	手入力する手間を省くため。	住基担当課	一般市等		3 業務の効率化に資する機能という意見だが、分科会等における議論及び今回の意見照会において手入力では非効率というご意見がなく、標準として仕様書において示す機能とは言い難いことから、原案を維持する。
4	20.5.6	転入通知未着照会書	6904	その他	—	—	(1) 宛先の送付先自治体の住所がありませんが、不要という考えでしょうか。 (2) 照会文言が転出予定先自治体向けですが、本籍地に対してもこの文言となるでしょうか。 (3) 本籍地向けでは戸籍の表示が必要ではないでしょうか。	事業者	一般市等		4 (1) についてお見込みのとおり、不要と考えている。 (2) 及び (3) について転入通知未着照会書は、転入地区区町村からの転入通知がない場合、転入地区区町村に対して送付するものであり、本籍地に対して送付するものではない。
4	20.5.6	転入通知未着照会書	6904	その他	—	—	(1) 宛先の送付先自治体の住所がありませんが、不要という考えでしょうか。 (2) 照会文言が転出予定先自治体向けですが、本籍地に対してもこの文言となるでしょうか。 (3) 本籍地向けでは戸籍の表示が必要ではないでしょうか。	事業者	中核市等		4 同上
4	20.5.6	転入通知未着照会書	6904	その他	0	0	宛先〇〇長 〇〇 〇〇様となっているが、相手先の首長の氏名までは管理できない。	事業者	指定都市		1 御意見を踏まえ、「●●●長 様」等に修正する。
4	20.5.6	転入通知未着照会書	6904	その他	0	0	宛先〇〇長 〇〇 〇〇様となっているが、相手先の首長の氏名までは管理できない。	事業者	指定都市		1 同上
4	20.5.6	転入通知未着照会書	6904	その他	—	—	(1) 宛先の送付先自治体の住所がありませんが、不要という考えでしょうか。 (2) 照会文言が転出予定先自治体向けですが、本籍地に対してもこの文言となるでしょうか。 (3) 本籍地向けでは戸籍の表示が必要ではないでしょうか。	事業者	中核市等		4 上記と同じ
4	20.5.6	転入通知未着照会書	6903～6906	追加	【考え方・理由】 ○ 転入通知未着照会書のレイアウトの考え方	【考え方・理由】 ○ 転入通知未着照会書のレイアウトの考え方 照会先の回答書	「*転入しているときは、転入通知を御送りください。」となっているが、照会先の回答書枠を追加することによって、照会先から回答書が提出され、速やかに次の調査へうつることが可能になるため。	住基担当課	一般市等		3 照会先自治体としては、転入届があれば転入通知を照会元自治体に発出し、転入届がなければ照会元自治体に問い合わせ等の対応をすることとなるので、レイアウト中に照会先の回答欄がなくとも転入通知未着照会の目的は果たせると考えられることから、原案を維持する。
4	20.5.7	転入通知未着者一覧	6914～6917	追加	【考え方・理由】 ○ 転入通知未着者一覧のレイアウトの考え方	項目	事務の効率化を図るため、「生年月日、性別、続柄、世帯主名、転入届出日、旧住所、本籍」の項目を追加する必要がある。	住基担当課	一般市等		2 転入通知未着照会書と同様の項目に修正する。
4	20.5.7	転入通知未着者一覧	6915	その他	0	0	内部帳票において、個人番号・住民票コードのあて機密性の高い項目の印字が必要か。むしろ、宛名番号・世帯番号の方がシステムにおける照会などを考慮した場合利便性がよいのではないか。	事業者	指定都市		2 同上
4	20.5.7	転入通知未着者一覧	6915	その他	0	0	内部帳票において、個人番号・住民票コードのあて機密性の高い項目の印字が必要か。むしろ、宛名番号・世帯番号の方がシステムにおける照会などを考慮した場合利便性がよいのではないか。	事業者	指定都市		2 同上
3	20.5.8	職権記載等通知書	6926	削除	個人番号、住民票コード、世帯主、続柄、住民となった年月日、届出日、本籍、筆頭者、転入前住所	(職権削除の場合、省略できること)	職権削除の場合、対象者の本人確認4情報の通知で事足りるため。	住基担当課	一般市等		2 個人番号及び住民票コードを除き、住民票の写しと同様の項目に修正する。

章	項目番号	項目名	行番号	修正の種類 (追加・削除・その他)	修正前	修正後	修正の理由	意見発出者	区分	対応方針	理由	
4	20.5.8	職権記載等通知書	6926	その他	0	0	続柄が「長男」となっているが戸籍上の続柄を印字する想定か、誤記載か。 記載例2の場合、通知先には住民はいないと思われるが通知はどのようなケースを想定しているか。	事業者	指定都市	1点目 →1 2点目 →2 3点目 →3	1点目は、「子」に修正する。 2点目は、通知先に他の世帯員がいる場合があるほか、通知先に住民がいなかった場合には通知に代えて公示することになるので、原案のとおり支障ないと考える。	
4	20.5.8	職権記載等通知書	6926	その他	0	0	続柄が「長男」となっているが戸籍上の続柄を印字する想定か、誤記載か。 記載例2の場合、通知先には住民はいないと思われるが通知はどのようなケースを想定しているか。	事業者	指定都市		同上	
4	20.5.8	職権記載等通知書	6926	その他		通知書に記載する職権記載等の事由については定型文（1種）とする。 (例) 住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定に基づき住民票の記載等を行いましたので、同条第4項の規定に基づき通知します。	通知書へ職権記載等の事由や日付を直接記載する場合、住民記録システム用の端末を占有する時間が長くなるため、事由等の説明については必要に応じて別紙を添付する等した方が合理的と考える。	住基担当課	中核市等	3	業務の合理化に資するのご意見だが、分科会等における議論及び今回の意見照会において、原案のとおり記載例を複数提示して場合によって書き分けることによって業務が非効率となるといった意見がないことから、原案を維持する。	
4	20.5.9	出入国在留管理庁長官通知更新リスト	6931～6933	追加		更新リストのみでなく、エラーリスト・更新警告リスト・特別永住者保留リストの出力もできること。	20.5.5転入通知情報取込エラー一覧表のように、更新リストのみでなく左記リストの出力もできるよう要望する。	住基担当課	中核市等	3	分科会等における議論及び今回の意見照会において、ご要望のあった帳票等がないことで業務が非効率といったご意見がなく、標準として仕様書において示す機能とは言い難いことから、原案を維持する。	
4	20.5.11	成年被後見人異動通知	6971	削除		・転出先住所（予定） ・転出予定日	レイアウトから転出先住所（予定）、転出予定日を削除する	成年被後見人が転出した場合に、転入通知を受理し転出先が確定した状態で成年被後見人異動通知を送付すべきと考えられる為。	住基担当課	指定都市	3	各種届出等において、成年被後見人の意思能力は慎重に判断する必要があり、事前に転出先住所（予定）の市区町村にお知らせするための様式であるため。
4	20.5.12	住居表示決定通知書	6982-6983	追加	0	実施前後の住所、実施年月日と合わせて「氏名・法人名又は施設の名称」を記載する。	本通知は当該住所地の居住者のみではなく所有者にも送付するものであるため、物件を特定する必要がある。また、旧自治省振興課より示されている証明書の様式例に沿わないものとなっている。	住基担当課	指定都市	1	御意見を踏まえ、「新住居表示の実施に伴う事務処理について」（昭和37年11月20日付け自治内振発第52号）の別紙様式第2の様式にそえることにする。	
4	20.5	審査照会表	6823	追加		帳票追加	A4一枚に住民票記載事項に加え、印鑑、在留、国保、介護、後期医療、年金、児童手当等の各種資格に関する情報を集約した帳票であり、住民課系全体の業務での汎用性と利用頻度が高く、多くの自治体において有用だと考えられるため。	住基担当課	中核市等	3	業務の効率化に資するのご意見だが、分科会等における議論及び今回の意見照会において、ご要望のあった帳票がないことで業務が非効率となるといったご意見がなく、標準として仕様書において示す機能とは言い難いことから、原案を維持する。	
4	20.5	窓空き封筒用宛名帳票	6823	追加		帳票追加	住民記録システムで検索・抽出した個人の郵便番号、住所、氏名を、窓空き封筒の窓部分に表示される位置に印字する帳票。住民課系全体の業務での汎用性と利用頻度が高く、多くの自治体において有用だと考えられるため。	住基担当課	中核市等	3	業務の効率化に資するのご意見だが、分科会等における議論及び今回の意見照会において、ご要望のあった帳票がないことで業務が非効率となるといったご意見がなく、標準として仕様書において示す機能とは言い難いことから、原案を維持する。	
5	30.2	文字	7081	その他	0		住所・本籍地等においても外字があり作成頻度が高いため ※提供される全国住所辞書も外字あり・外字なしが選択できる	情報政策担当課	一般市等	3	文字情報基盤文字への移行により外字の抑制を図る旨記載済み	
5	30.2	文字	7081	その他			住民記録システム標準仕様書で、文字のデザインを統一してほしい。 現在、同一文字でも市町村によって入力するデザインが異なります。 そのため、一部転入において、転出証明書に記載されている異動者の文字について、既存世帯員の同一文字とデザインが異なる場合がある。	住基担当課	一般市等	3	文字情報基盤文字との紐付けについて記載済み	
7	0	用語	7928	その他	OCR【おーしーあーあーる】	OCR【おーしーあーる】	誤字のため	情報政策担当課	中核市等	1	修正する。	
7	0	用語	8269	その他	明らかにするもの。。	明らかにするもの。	句点が連続している	住基担当課	指定都市	1	修正する。	
7	0	用語集 (磁気ディスク)	8066～8067	その他	ディスクの表面に磁気対応均等に塗布した	ディスクの表面に磁性体を均等に塗布した	誤記。	住基担当課	中核市等	1	修正する。	
7	0	用語集 (磁気ディスク)	8066～8067	その他	・・・記憶媒体。ハードディスクなどの外部記憶装置がこれに当たる。	・・・記録媒体(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む)。ハードディスクやSSDなどの外部記憶装置がこれにあたる。	法には左記の括弧書きが明記されており、SSD等のHDDと同様に扱える記録媒体の利用が認められると解釈できるが、本仕様書においては、それらが排除されることになるため。	住基担当課	中核市等	2	磁気ディスクの定義は原案を維持するが、ご指摘を踏まえ、「・・・記録媒体。本仕様書においては、これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。HDDやSSDなどの外部記憶装置がこれにあたる。」と修文する。	
不明	不明	同時にアクセスできるユーザー制限について	0	追加	(追加)	懸案事項	異動の入力など、住民票を修正するようなメニューで該当者にアクセスしている場合、他のユーザーが証明を発行しようとアクセスすると制限によりエラーとなる、異動前の証明が発行されないようにする仕組みについての記述が見受けられず、検討いただきたい。	住基担当課	中核市等	3	10.3 操作権限管理において、実装すべき機能として、「他の職員が住民情報の入力・異動作業をしている間は、同一住民の情報について、閲覧以外の作業ができないよう、排他制御ができること」を規定している。	
不明	不明	懈怠期間を計算する機能		その他			届出期間経過通知書を記入する際に懈怠期間をシステムで自動計算できると効率的であるため、仕組みを検討いただきたい。	住基担当課	中核市等	3	多くの自治体から同様の意見があれば、本仕様書に機能を追加することについて今後検討されるものとする。なお、届出期間経過通知書については、全国照会を踏まえ、実装してもしなくても良い機能とする予定である。	
		外部データ連携		追加		「転入通知取り込み」や「出入国管理庁通知取り込み」など、最小限のオペレーションで取り込みできること。	「転入通知取り込み」や「出入国管理庁通知取り込み」など、最小限のオペレーションで取り込みできること。	情報政策担当課	一般市等	3	CSから転入通知を受信した場合、転入通知情報を取り込んだ後、職員の手を介することなく自動で転入通知の受理の処理が行えること（「4.1.3.1.2 CSから受信した転入通知の受理」参照）としている。 また、出入国在留管理庁長官通知の情報については、特別永住者を除き自動で取り込みできること（「4.5.6 出入国在留管理庁長官通知に基づく修正及び削除」参照）としている。	

その他ご意見（市区町村）

- 1:意見を反映
- 2:修正して反映
- 3:反映しない
- 4:「理由」において説明

ご意見等の項目	関連項目	頁	ご意見	意見発出者	区分	対応方針	理由
1-3〔標準仕様書〕広域クラウド化に関すること	第1章2 (2)本仕様書の目的	17	システム標準化と同様に国が推進している「自治体クラウド」との関係性を記載していただきたい。具体的には、将来、標準仕様書準拠の住民記録システムを調達した場合、その時点で自治体クラウド導入済とみなされるのか、別途自治体クラウドによる共同調達という形式が必要となるのか知りたい。	情報政策担当課	一般市等	4	標準仕様書が指向する広域クラウドも自治体クラウドも、それぞれ推進することとしており、広域クラウドを目指す場合は、自治体クラウドによる共同調達は不要である。なお、国はクラウドを推進しており、オンプレで標準仕様書に準拠したシステムを導入することは目指す方向ではないが、否定するものではない。
3-2〔その他〕標準化の取組全般について	第1章2 (2)本仕様書の目的	17	・当区は、繁忙期には1日あたり最大1,000件を超える件数を処理しており、事務処理の効率化及び迅速化を図るため、自区開発のシステムをカスタマイズして創意工夫をしながら対応している。システムの標準化・共同化に向けて、区市町村の規模により求められる要件や機能が異なるため、全区市町村一律の共通システムではなく、各区市町村が機能の採否を選択できるように考慮していただきたい。また、各社ベンダーのパッケージシステムには、これまでのノウハウを活かして様々な機能が盛り込まれている。これらの区市町村にとって必要とされるオプションやカスタマイズ機能を、標準化という名のもとで一律に排除するのではなく活かしていただくようご検討願いたい。	住基担当課	中核市等	2	標準化の目的はカスタマイズの抑制であり、ベンダロックインの防止である。ベンダ各社の創意工夫によって、ベンダロックインとなり、標準化の目的が達成できなくなることは避ける必要がある。このことを前提とし、ご意見を踏まえ、分類されていない機能のうち、自治体やベンダの創意工夫により新たな機能をシステムに試行的に実装させて機能改善の提案を行う場合は、当該試行について予め公表し、当該試行を本仕様書に盛り込む提案となることを条件にして実装することを可能とする。この旨、本仕様書に明記する。
3-2〔その他〕標準化の取組全般について	第1章3 (1)対象自治体	20	標準準拠パッケージについて、指定都市向けの対応は必須ということによいか（指定都市対応版のパッケージがない、又は一部パッケージのみとなり費用が割高となるといったことはないか）。	住基担当課	指定都市	4	本仕様書の対象自治体は全ての市区町村としているが、指定都市等の区分に応じて異なる要件としているものもある。パッケージの対応範囲、費用設定等については、ベンダによって異なると想定される。
1-1〔標準仕様書〕標準仕様書の使い方に関すること	第1章3 (2)対象分野	20	標準仕様書において「印鑑登録システムについての機能であり、住民記録システム標準仕様書に記載する機能としては不要」との記載が見られる。標準仕様書は住民記録システムに係る標準仕様書であることから記載については理解するところであるが、住民記録システムを利用する課所においては、印鑑登録業務、各種手続きを行う総合窓口業務と一体であることが一般的であり、一体のシステムとして調達することとなると考えられることから、実際の調達に使用するための仕様書として使うためにも「住民記録システム標準仕様書に記載する機能としては不要」として単純に取り扱うのではなく、それらの業務までを意識した仕様書としていただきたい。	情報政策担当課	中核市等	2	印鑑登録に必要な機能については、本仕様書の対象外としているが、統合記載欄に記載するものとして、非漢字圏の外国人住民について、印鑑登録証明に係る事務処理上氏名のカタカナ表記を必要とする場合に、氏名のカタカナ表記を記載することを例示しており（1.1.14統合記載欄参照）、また印鑑登録事務に係る成年被後見人の取扱に基づき成年被後見人異動通知のレイアウトを示す（20.5.11参照）など、印鑑登録事務も一部考慮した仕様書としている。ご意見を踏まえ、「印鑑登録については、・・・本仕様書の対象外とする（ただし、印鑑登録についても考慮することとする。例えば、1.1.14統合記載欄において、印鑑登録証明に係る事務処理上氏名のカタカナ表記を必要とする場合に氏名のカタカナ表記を記載することについて、例示する。）」と修文（ただし書きを加筆）する。

その他ご意見（市区町村）

ご意見等の項目	関連項目	頁	ご意見	意見発出者	区分	対応方針	理由
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関すること	第1章3 (2)対象分野	20	・印鑑登録については別ユニットとして標準仕様書の対象外とされたが、住民票の備考に記載された「氏名のカタカナ表記」等を印鑑登録証明書に印字する必要がある等、印鑑登録と住民票は密接に関連している。このため、印鑑登録を標準仕様書に含まないとしても、印鑑登録システムを円滑に運用できるよう住民記録システム標準仕様を設計願いたい。	住基担当課	中核市等	2	印鑑登録に必要な機能については、本仕様書の対象外としているが、統合記載欄に記載するものとして、非漢字圏の外国人住民について、印鑑登録証明に係る事務処理上氏名のカタカナ表記を必要とする場合に、氏名のカタカナ表記を記載することを例示しており（1.1.14統合記載欄参照）、また印鑑登録事務に係る成年被後見人の取扱に基づき成年被後見人異動通知のレイアウトを示す（20.5.11参照）など、印鑑登録事務も一部考慮した仕様書としている。ご意見を踏まえ、「印鑑登録については、・・・本仕様書の対象外とする（ただし、印鑑登録についても考慮することとする。例えば、1.1.14統合記載欄において、印鑑登録証明に係る事務処理上氏名のカタカナ表記を必要とする場合に氏名のカタカナ表記を記載することについて、例示する。）」と修文（ただし書きを加筆）する。
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関すること	第1章3 (2)対象分野	20	印鑑登録機能を標準仕様に加えてほしい。	住基担当課	一般市等	2	印鑑登録に必要な機能については、本仕様書の対象外としているが、統合記載欄に記載するものとして、非漢字圏の外国人住民について、印鑑登録証明に係る事務処理上氏名のカタカナ表記を必要とする場合に、氏名のカタカナ表記を記載することを例示しており（1.1.14統合記載欄参照）、また印鑑登録事務に係る成年被後見人の取扱に基づき成年被後見人異動通知のレイアウトを示す（20.5.11参照）など、印鑑登録事務も一部考慮した仕様書としている。ご意見を踏まえ、「印鑑登録については、・・・本仕様書の対象外とする（ただし、印鑑登録についても考慮することとする。例えば、1.1.14統合記載欄において、印鑑登録証明に係る事務処理上氏名のカタカナ表記を必要とする場合に氏名のカタカナ表記を記載することについて、例示する。）」と修文（ただし書きを加筆）する。
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関すること	第1章3 (2)対象分野	20	「印鑑登録については、実態として、住民記録システムと密接に関連しているが、別ユニットであるため、本仕様書の対象外とする。」とされているが、当該業務用システムがベンダーが提供するパッケージシステムの機能に入らないこととなると、各導入自治体毎にカスタマイズを行わなければならない。	住基担当課	指定都市	4	印鑑登録等の別ユニットと併せて調達することを否定するものでなく、自治体がカスタマイズすることは想定していない。
3-2〔その他〕標準化の取組全般について	第1章3 (2)対象分野	20	全国の自治体では、住民基本台帳事務と併せて印鑑登録事務を取り扱っている。また住民票と連動して市民の印鑑登録情報を管理する仕組みは、各自治体において共通の部分が多く、標準化の効果が高いと思われることから「印鑑登録」のシステムについてもあわせて標準化していただきたい。	情報政策担当課	指定都市	4	今後、検討すべき分野であると認識している。

その他ご意見（市区町村）

ご意見等の項目	関連項目	頁	ご意見	意見発出者	区分	対応方針	理由
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関すること	第1章3 (2)対象分野	20	住登外の登録・管理も行えること	情報政策担当課	一般市等	4	今後、検討すべき分野であると認識している。
3-2〔その他〕標準化の取組全般について	第1章3 (2)対象分野	20	住民記録システム以外のシステムの関係となるが、住民登録のない者について処理の対象となるシステムが複数あると思うが、それについて共通の標準仕様を作成する予定はあるか。	住基担当課	指定都市	4	今後、検討すべき分野であると認識している。
1-4〔標準仕様書〕上記以外のこと	第1章3 (2)対象分野	20	住民記録システム標準仕様書案に対する意見にも記載した通り、住民登録外管理を含んだ住民管理を行うことを標準とすることを要望します。 支援対象者の管理など、管理すべき範囲が拡大しており、効率的な事務執行には一元管理が不可欠であると考えます。 また、支援対象者管理において、住民記録業務で必要な部分にとどまらず、市区町村全体で必要な情報を網羅的に管理できる仕様とすることを要望します。	住基担当課	中核市等	4	今後、検討すべき分野であると認識している。 支援対象者管理について、本仕様書では、住民基本台帳事務において必要な情報を管理することとしているのであって、別システムにおいて一元的に管理することを妨げるものではない。
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関すること	第1章3 (2)対象分野	20	住基の異動に際し、印鑑登録・国保・児童手当等一連の手続きがある。総合窓口に対応していないと、一連の手続きが同時に確認できず自治体職員の負担の軽減につながらない。	住基担当課	一般市等	4	総合窓口の業務については、全国において地域の実情等に応じて様々な取組が行われているものであり、住民記録システムとして標準化を行うことは適当ではなく、総合窓口用の機能を別途用意するなどにより対応すべきものだと考えている。
3-2〔その他〕標準化の取組全般について	第1章3 (2)対象分野	20	自治体によって国民健康保険事務や区民税事務など共通のシステムパッケージを使うことにより、業務が直接的に反映され、業務の簡素化につながっている。住民記録システムのみを標準化するのではなく、ほかのシステムについても検討いただきたい。	住基担当課	中核市等	4	地方税や社会保障に関する事務を含む17業務について標準化を進めることとしている。
1-1〔標準仕様書〕標準仕様書の使い方に関すること	第1章3 (3)対象項目	21	標準仕様書の中で画面の操作性に関する要件と解釈可能な部分について、準拠は必須となるか。（例、「2.1検索」等）	住基担当課	指定都市	4	ヘルプやガイドの具体的内容等、業務遂行に必須ではなく専ら操作性に関する機能については、標準仕様書に規定しないこととしているが、標準仕様書において実装すべき機能として規定している機能については必須となる。
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関すること	第1章3 デジタル社会を見据えた対応	22	本仕様書は、「デジタル・ガバメント実行計画（令和元年12月20日）」に基づくアクションとして策定されるものと理解している。同計画では冒頭に、次のような記述がある。「これまでの行政のデジタル化においては、紙で行っていた行政手続きをオンラインでできるようにするだけなど、従来のやり方をデジタルに置き換えるだけの、いわゆる「Digitization（デジタルイゼーション）」に過ぎないものが多くあった。単に過去の延長線上で今の行政をデジタル化するのではなく、デジタル技術の活用に対する考え方を改め、デジタルを前提とした次の時代の新たな社会基盤を構築するという「Digitalization（デジタルイゼーション）」の観点から取り組むことが必要である。」このことと、本仕様書をどのように整合性を確保していくのかが、地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進にとって、大変に重要なことだと考える。仮に、本仕様書が22ページに記載されているように、標準仕様書としての実効性を担保するために、Digitizationの域に止めたものであったとして、今後Digitalizationを進めていくのだとすれば、本仕様書に基づいて調達されることになる住民記録システムサービスをDigitalizationに向けて改訂される仕様書に追随させることを要件とする必要がある。このことは、本仕様書を積極的に活用し且つDigitalizationに取り組もうとする地方公共団体及びシステムサービスベンダにとっての未確定の不安要素と成り得るので、システムサービスの成長性を担保するための要件仕様を、本仕様書で定義していただくことを要望する。	住基担当課	中核市等	2	標準化の目的はカスタマイズの抑制であり、ベンダロックインの防止である。ベンダ各社の創意工夫によって、ベンダロックインとなり、標準化の目的が達成できなくなることは避ける必要がある。このことを前提とし、ご意見を踏まえ、分類されていない機能のうち、自治体やベンダの創意工夫により新たな機能をシステムに試行的に実装させて機能改善の提案を行う場合は、当該試行について予め公表し、当該試行を本仕様書に盛り込む提案となることを条件にして実装することを可能とする。この旨、本仕様書に明記する。
1-1〔標準仕様書〕標準仕様書の使い方に関すること	第1章4 (2)標準準拠の基準	24	【住民記録システム標準仕様書】の「4 - (2) 標準準拠の基準」に、『本仕様書に準拠しているかどうか』の記載がございます。 各事業者のシステムが標準仕様に準拠しているかどうかを検査・認定する機関等を設ける予定はございますでしょうか。また、この予定がある場合にどのような検査を行う予定であるか情報提供をお願いいたします。	事業者	一般市等	4	今後検討する予定。

その他ご意見（市区町村）

ご意見等の項目	関連項目	頁	ご意見	意見発出者	区分	対応方針	理由
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関すること	第1章4 (2)標準準拠の基準	24	<p>「住民記録システムの標準化について」のP5に「定義すべき機能の範囲内で分類されていない機能は、カスタマイズ抑制、ベンダ間移行の円滑化の観点から、実装しない機能と同様のものとして位置付け、パッケージシステムが本仕様書に準拠するためには実装しないことが必要。」とある。</p> <p>しかし、これまで、外国人住民や社会保障・税番号等の制度改正等において、事務処理要領の発布や既存住基システム改造仕様書の提示の遅れが見受けられ、この中で各区市町村は緊急対応を含めて独自に研究・検討してシステム改修を進めてきた。（通知カードの返戻管理システム等、区市町村が創意工夫したシステムも存在する。）</p> <p>この度の標準仕様書において、実装する機能の範囲内に分類されていない機能を全て【実装しない機能】と定義してしまうと、制度改正や緊急時の対応等、今後発生する事象において、住民記録システムの改修が間に合わないことが危惧され、さらに各区市町村の自主的な発展・工夫が行えなくなることから区市町村の事務が非効率化するおそれがある。</p> <p>標準仕様に準拠するべきではあるが、標準仕様書の改定が間に合わない等が容易の想定されるため、最終的には標準仕様に含まれることを前提に、一定期間は分類されていない機能を許容する仕組みが必要と考える。</p> <p>また、ある程度は自治事務としての創意工夫を認めることも必要と考える。</p>	住基担当課	中核市等	2	標準化の目的はカスタマイズの抑制であり、ベンダロックインの防止である。ベンダ各社の創意工夫によって、ベンダロックインとなり、標準化の目的が達成できなくなることは避ける必要がある。このことを前提とし、ご意見を踏まえ、分類されていない機能のうち、自治体やベンダの創意工夫により新たな機能をシステムに試行的に実装させて機能改善の提案を行う場合は、当該試行的について予め公表し、当該試行的を本仕様書に盛り込む提案となることを条件にして実装することを可能とする。この旨、本仕様書に明記する。
1-1〔標準仕様書〕標準仕様書の使い方に関すること	第1章4 (2)標準準拠の基準	24	<p>上記で要望させていただいた事項も含め標準仕様書の全般に渡って、事務処理要領や質疑応答等の通知で定められている事務取扱を絶対として、それに沿わない扱いを排除している例が多く見受けられます。</p> <p>住民基本台帳事務は自治事務であり、個別具体的な事例対応においては（法令に反しない範囲で）事務処理要領等の規定に沿わない処理を自治体判断で行うことがあります。</p> <p>こうしたことを踏まえ、標準的なプロセスは統一化しつつもイレギュラー的な処理も許容するようなシステム仕様の構築を強く要望いたします。</p>	住基担当課	中核市等	2	標準化の目的はカスタマイズの抑制であり、ベンダロックインの防止である。ベンダ各社の創意工夫によって、ベンダロックインとなり、標準化の目的が達成できなくなることは避ける必要がある。このことを前提とし、ご意見を踏まえ、分類されていない機能のうち、自治体やベンダの創意工夫により新たな機能をシステムに試行的に実装させて機能改善の提案を行う場合は、当該試行的について予め公表し、当該試行的を本仕様書に盛り込む提案となることを条件にして実装することを可能とする。この旨、本仕様書に明記する。
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関すること	第1章4 (2)標準準拠の基準	24	<p>第1章4.(2)標準準拠の基準</p> <p>「実装しない機能」は「実装しないことが必要」とあるが、事業者もしくは住基担当の希望により付加機能として追加することは可能か</p>	0	一般市等	4	本仕様書で定義する機能の範囲の中において、実装しない機能を自治体やベンダの個別判断により実装することは、本仕様書に準拠しないこととなる。
1-2〔標準仕様書〕標準仕様書の使い方に関すること	第1章4 (2)標準準拠の基準	24	「実装しない機能」で、自治体として必要と考える機能をカスタマイズとして追加することは可能ですか。	住基担当課	中核市等	4	本仕様書で定義する機能の範囲の中において、実装しない機能を自治体やベンダの個別判断により実装することは、本仕様書に準拠しないこととなる。
1-1〔標準仕様書〕標準仕様書の使い方に関すること	第1章4 (3)想定する利用方法	25	実装してもしなくても良い機能について、当初実装をしていたが不要だと判断し実装しないこととしたが、その後やはり実装したいという対応はできるのか。	住基担当課	一般市等	4	標準仕様書において、実装してもしなくても良い機能として規定された機能を実装するかどうかはベンダによって異なると思われる。どのようなベンダのシステムを導入するかは自治体判断である。

その他ご意見（市区町村）

ご意見等の項目	関連項目	頁	ご意見	意見発出者	区分	対応方針	理由
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関すること	第1章4 (3) 想定する利用方法	25	パッケージを選定する際の基準やチェックシートの雛形を御提供いただきたいです。	情報政策担当課	指定都市	4	検討課題であると認識している。
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関すること	第1章4 (3) 想定する利用方法	25	全ての利用端末に個別にインストールしなくて済むように、また、仮想Webブラウザからの利用も想定して、アプリケーションはWebブラウザから利用できる形態であること	情報政策担当課	一般市等	3	本仕様書は、「複数のベンダが広域クラウド上でシステムのアプリケーションサービスを提供し、各自治体は、原則としてカスタマイズせずに利用し、ほとんど発注・維持管理や制度改正対応の負担なく、業務を行える姿」を目指しているが、アプリケーションの利用形態について、webブラウザからの利用に限定するものではない。
1-1〔標準仕様書〕標準仕様書の使い方に関すること	第1章4 (4) 本仕様書の改定	26	本仕様書の策定後、改定が適時に迅速になされ、その有用性が今後継続的に発揮されることを期待する。現在、制度改正に伴う関係情報システムの改修仕様の提示が非常に遅いことから、自治体もベンダもともに大変な困難を味わっている。制度改正時には仕様が早急に提示され、本仕様書に反映され、「改定後の本仕様書に基づいて、ベンダがクラウド上で一括してシステムを改修すること」に十分な余裕を持って対応することができ、その結果、限られた期間で詳細不明な部分の対応に苦慮しながら「制度改正等のたびごとに個々の自治体が個別にベンダと協議して改修を行う必要がなくなる」ことを切に願う。	住基担当課	中核市等	4	適切に取り組んでまいる。
1-1〔標準仕様書〕標準仕様書の使い方に関すること	第1章4 (4) 本仕様書の改定	26	…標準仕様書の今後のメンテナンスに関すること せっかく適切な粒度の標準仕様書が出来たので、今後のメンテナンスの際も自治体の意見と取り入れるとともに、法改正等に迅速に対応できるような体制を構築すべき。また、デジタル手続き法により、行政手続きの原則オンライン化が推進されていくので、それに対応した仕様に進化していくべきと考える。	情報政策担当課	一般市等	4	適切に取り組んでまいる。
1-4〔標準仕様書〕上記以外のこと	第1章4 (4) 本仕様書の改定	26	法改正や制度改正時の対応について、標準仕様書が整備されていることで自治体の住基システム担当者が効率的にシステム改修の実施ができるように考慮されることを強く要望する。	住基担当課	中核市等	4	適切に取り組んでまいる。
3-2〔その他〕標準化の取組全般について	第1章4 (4) 本仕様書の改定	26	未来につながる仕組みについては、積極的な導入を期待しています。例えば、オープンデータ公開へのインターフェイス（EUC機能だけでなくアウトプットのレイアウト、共通語彙を含め）や住民票のデジタル発行非識別加工情報の作成など。	情報政策担当課	一般市等	4	標準化の取組は、ご意見のような対応にも資すると考えている。
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関すること	第2章業務フロー	28	日本人住民の国外転出及び外国人住民の国外転入に関しては業務フローがあるが、日本人住民の国外転入のみ業務フローがない。フロー要作成。	住基担当課	指定都市	1	御意見を踏まえ、フローを作成することとする。
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関すること	第2章業務フロー	32	32ページ：支援措置フローについて、支援の必要性が『NO』の際は解除入力及び本籍地市町村等への連絡が必要。その際は関連市町村あての通知書を発行すべきと考えられる。フロー要修正。	住基担当課	指定都市	3	業務フロー「3.4 支援措置・通知」で、支援の必要性の確認結果を連絡するフローがある。 なお、文書で連絡することを妨げているものではない。
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関すること	第2章業務フロー	39	39ページ：特例転入のフローについて、カード確認は届出人に暗証番号を入力させる必要があることから、バックヤードでの処理は不可。フロー要修正。	住基担当課	指定都市	1	御意見を踏まえ修正する。
1-4〔標準仕様書〕上記以外のこと	第2章業務フロー	76	「第2章3.4 支援措置・通知（756・757）掲載の業務フロー図について、該当市区町村へ仮措置連絡後に支援の必要性を判断し、本人への確認結果連絡となっているが、本人への連絡に加え、該当市区町村への確認結果連絡も行う必要があると考えられるが、この業務フロー図のままが良いか確認したい。	住基担当課	指定都市	3	事務処理要領上、支援措置の申出書の転送を受けた市区町村が他の市区町村に確認結果の連絡を行う規定はないが、連絡を行うこととしても差支えない。

その他ご意見（市区町村）

ご意見等の項目	関連項目	頁	ご意見	意見発出者	区分	対応方針	理由
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関すること	1.1.2外国人住民データの管理	92	第3章1.1.2外国人住民データの管理の記載項目に関すること 1056行目の「・旧外登法による登録年月日」について、データを保持していない場合は、法改正のH24.7.9を住民日へ設定するというのでよいでしょうか。	住基担当課	中核市等	2	「旧外登法による登録年月日」は、第3回検討会に当たり、APPLIC TFの以下の意見を検討の結果反映したもの（第3回検討会の参考資料1参照）。法改正日のH24.7.9は、「外国人住民となった日」として保持されるので、「旧外登法による登録年月日」が保持されていない場合は不詳日入力できることとし、1.1.8に追加する。
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関すること	1.1.2外国人住民データの管理	92	92ページ：外国人住民データの管理事項に通称履歴（登録地，登録年月日）を加えるべき。 ※142ページの異動履歴照会には通称履歴の記述がある	住基担当課	指定都市	1	通称履歴を追加
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関すること	1.1.2外国人住民データの管理	92	外国人住民の氏名は英名と漢字併記名を一体とする設計思想のようだが、現状，入管庁への市町村通知データの送信にあたり英名と漢字併記名を分けて登録する必要があることから，市町村通知データ作成処理時に自動分割が必要となる。分割処理が困難な場合は英名と漢字併記名を別管理とすべき。	住基担当課	指定都市	1	仕様書に対する意見において対応
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関すること	1.1.4改製	95	1-1〔標準仕様書〕1.1.4改製 「1169～1172：履歴が満欄になった場合、改製を行う自治体があるが、磁気ディスクにおいて住民票（原票）を管理する場合で、システム上の費用等の課題がない場合は、欄の大きさの上限（履歴を保持できる上限回数のこと）を設けず、満欄による自動改製は行わないようにする」とあるが、システム上の費用等の課題がある場合は、欄の大きさの上限の目安等はあるのか。	住基担当課	一般市等	3	費用等の課題がないものとして上限を設けないこととしている。
1-4〔標準仕様書〕上記以外のこと	1.1.3個人票／世帯票	95	5人世帯の住民票の内、2人が記載された「住民票の写し」の交付は、個人票2枚を交付するものとする。現在の住記システムで、世帯連記式の「住民の写し」に2人を記載し、認証文に「この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。」と記載している場合には、「世帯を単位として調整している自治体においても、住民票の写し等の交付の際に個人を単位として出力できる」に該当しているものと考えて良いか。（住民記録システム標準仕様書（案）95頁－1管理項目－1.1住民データ－1.1.3個人票／世帯票－【実装すべき機能】）	住基担当課	指定都市	3	世帯連記式であれば世帯を単位として調整している場合に当たらない
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関すること	1.1.5除票	99	1-1〔標準仕様書〕1.1.5除票 「1540～1542：万が一、誤記が判明した場合は、除票の記載事項を直接修正せず、除票の留意事項（B類型）に誤記である旨記載しておくこととする。」とあるが除票保存150年間にわたり、誤記が判明した場合は、この作業を行わなければならないのか。	住基担当課	一般市等	4	御意見の通り。
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関すること	1.1.5除票	99	3章 1.1.5除票 B案 除票を一定期間後に住民記録システムデータベースから除票用データベースに移行し管理とあり、この案の採用には賛同するが、除票データベースを検索した場合、同一人物の全ての除票が履歴として引き継がれ時系列に並んで表示されるような仕様であって欲しい。転出し5年以上経過後に再転入した除票となった場合は宛名番号が別番号となるが、住民票コード等の紐づけで除票データベースに時系列で出てくる機能がないと、今後除票が150年保存になったことから混乱をまねき、他団体を含め効率的に事務処理ができない。除票をいつの時点まで遡って発行するかは市町村によるが、希望が多く現在も日々多数発行している。	住基担当課	一般市等	3	今後の検討課題とさせていただきます
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関すること	1.1.6空欄	107	1.1.6〔標準仕様書〕空欄 住基ネットや税などの別システムは氏名など必須のため、その対応などはどのように考慮すべきか。氏名入力までは連携せずに入力後に対象データのみ連携するなどの方法は処理が複雑になり、コスト等もかかる。	事業者	一般市等	3	氏名未確定で空欄扱いとする場合も、CSへの連携は必要。氏名が必須かは他業務の制度によるため本仕様書では規定しない。

その他ご意見（市区町村）

ご意見等の項目	関連項目	頁	ご意見	意見発出者	区分	対応方針	理由
1-4〔標準仕様書〕上記以外のこと	1.1.8年月日の管理	109	p109(標準仕様書)年月日の管理 死亡日があいまいな日付で入力する場合場合(初旬・中旬・下旬)に他部署との連携上住民で無くなった日は「○日」と明確な日付を入れる必要がある。あいまいな日を入力した場合は、住民で無くなった日も自動で入力されるようにしてほしい(例 初旬→○日)ただ、この住民で無くなった日についての指針が住基事務処理要領にはない。	住基担当課	一般市等	3	住民で無くなった日は、法令上、規定されておらず、本仕様書案でも管理項目として設けていない。例えば、転出予定日で削除した場合は、当該転出予定日が住民で無くなった日に該当することになると考えられる。各事案に応じて、現在の仕様書案から住民で無くなった日がいつになるか判断することは可能である。
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関すること	1.1.13宛名番号・世帯番号	114	「1.1.13宛名番号・世帯番号」において、現在も区間異動の場合に同一の世帯番号を使用しているが、管理上の不都合は生じていない。区毎に別の世帯番号を振り直すとなると移行対応が必要となるが、世帯番号の振り直しは必須となるか。	住基担当課	指定都市	3	検討会での議論の結果
1-4〔標準仕様書〕上記以外のこと	1.1.14統合記載欄	115	住民から履歴入り住民票の請求があり、スペースの問題から総合記載欄に記載しきれないものがあつた場合はどうなるのか。	住基担当課	一般市等	3	2枚に渡ることもありうる
1-4〔標準仕様書〕上記以外のこと	1.1.15メモ	119	個人メモは可能とあるが、世帯に対してのメモを記載できる機能はあるのか。そのメモ機能にファイルを添付することは可能か。	住基担当課	中核市等	4	住民票は個人を単位として調製することを基本としていることから、メモについても個人単位で記載することとしている。なお、ファイルの添付については実装すべき機能として規定しないため、添付することはない。
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関すること	1.1.16支援対象者管理	120	標準仕様書3.1.1.16：DVの項目について、連絡先の情報が任意入力項目であればいい	住基担当課	一般市等	3	緊急に支援対象者と連絡を取ることもあり得るため、連絡先については入力しておくべきである。
1-4〔標準仕様書〕上記以外のこと	1.1.16支援対象者管理	120	支援対象者を管理する際、他市より支援期間を引き継ぐ場合において期間の変更ができるように実装してほしい。	住基担当課	中核市等	1	仕様書に対する意見において対応
1-4〔標準仕様書〕上記以外のこと	1.1.16支援対象者管理	122	支援措置の対象範囲について、3ヶ所以上過去の住所も含める必要があるが、住民記録システム標準化後は、支援措置対象外となってしまうのか。	住基担当課	指定都市	1	仕様書に対する意見において対応
1-1〔標準仕様書〕標準仕様書の使い方に関すること	1.2.2異動事由	129	仕様書案P 1 2 9の職権記録書の作成については、すべての職権記載について記録書の作成が必要なのか。職権消除については別途課内での起案等を作成しているため、職権記録書の作成が必須となると業務が煩雑になる恐れがある。	住基担当課	一般市等	3	検討会での議論を踏まえ、職権記録書はシステムに職権記録データとしてシステムで保持されているという理解であり、新たに記録書を作成する機能は設けないこととする。
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関すること	1.3.2 住居表示・地番管理?	131	現行では政令指定都市や県名と市名が同じとき県名を省略できるとしているが、省略できないと規定できないでしょうか。都道府県始まりと市始まりの住所データが混在すると、プログラムが煩雑になります。	事業者	中核市等	1	御意見を踏まえ修正する。
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関すること	1.3.2 住居表示・地番管理?	131	現行では政令指定都市や県名と市名が同じとき県名を省略できるとしているが、省略できないと規定できないでしょうか。都道府県始まりと市始まりの住所データが混在すると、プログラムが煩雑になります。	事業者	中核市等	1	御意見を踏まえ修正する。
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関すること	1.3.2 住居表示・地番管理?	131	現行では政令指定都市や県名と市名が同じとき県名を省略できるとしているが、省略できないと規定できないでしょうか。都道府県始まりと市始まりの住所データが混在すると、プログラムが煩雑になります。	事業者	一般市等	1	御意見を踏まえ修正する。

その他ご意見（市区町村）

ご意見等の項目	関連項目	頁	ご意見	意見発出者	区分	対応方針	理由
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関すること	1.3.3住所辞書管理	132	…郵便番号やふりがな等、住基にまつわる業務とは直接関係しない項目の管理については、自動で追加修正されるようにしてほしい。標準仕様書システムは行える業務が多岐にわたる代わり管理する項目も多くなるため、手動による追加修正を求められると住民記録システム担当課の負担になる。	住基担当課	一般市等	3	住所辞書の更新については規定済み。郵便番号、ふりがなについても一般的な住所辞書には含まれる。
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関すること	2.1検索	137	検索時のあいまい検索に関して、部分一致だけでなく前方一致や後方一致で絞込みできるようワイルドカードが欲しい。また、生年月日の部分一致検索を可能とするほか、氏名の部分一致等との組み合わせ検索を可とすると尚良い。	住基担当課	指定都市	3	指摘の機能については操作性に関するものであり、本仕様書では規定しない。
1-4〔標準仕様書〕上記以外のこと	3抑止設定	147	現状のシステムでは、異動等があって住民票の発行や照会を止めたい世帯に対して、受付ロックを立てることができ、抑止ができています。繁忙期などは受付してから入力までに時間がかかるため、その間の住民票発行等の抑止をしたい。また、その他の注意対象者について、照会や異動の抑止が可能かどうか知りたい。	住基担当課	中核市等	1	仕様書に対する意見において対応
1-4〔標準仕様書〕上記以外のこと	3.1異動・発行・照会抑止	148	情報の連携や諸証明書等の発行抑止等を施しているケースは、DV支援措置措置対象者に限ったものではないため、住民記録システムとは別システムで管理することが望ましい。	情報政策担当課	中核市等	4	別システムで管理することも可能。
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関すること	3.4支援措置	149	1-1〔標準仕様書〕3.4支援措置 「2723～2724：3.1（異動・発行・照会抑止）にあるように、抑止の終了日を経過しても、抑止は自動的に終了しないこととしている。」とあるが、終了日を経過した対象者一覧を出す機能はあるのか。	住基担当課	一般市等	4	EUCで対応
1-4〔標準仕様書〕上記以外のこと	4.0.3異動日・処理日	155	異動日の入力必須であり、空白のまま処理を実行することはできないとの考えで良いか。（住民記録システム標準仕様書（案）155頁－4異動－4.0.3異動日・処理日－【実装すべき機能】）	住基担当課	指定都市	4	1.1.6空欄参照
1-4〔標準仕様書〕上記以外のこと	4.0.6本籍入力補助	158	住民記録システム標準仕様書（案）158頁・行番号2928－第3章 機能要件－4 異動－4.0.6 本籍入力補助に記載されている「戸籍謄本等の交付についての帳票」とはどのような内容の帳票なのか。	住基担当課	指定都市	1	他の自治体へ戸籍の附票等の交付請求する際の定型的な依頼文書を作成する機能。20.0.1において整理されていることから、4.0.6の記載は削除。
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関すること	4.1.0.1届出に基づく住民票の記載等	163	政令指定都市である本市の区間異動における転出・転入処理については、転入区職員に補助執行をかけ、転出区の転出処理及び転入区の転入処理を1オペレーションで行っている為、この区間異動の運用を考慮し、仕様書への記載をお願いします。	住基担当課	指定都市	3	ご指摘のような運用については操作権限管理において対応することが可能である。
1-4〔標準仕様書〕上記以外のこと	4.1.0.1届出に基づく住民票の記載等	163	住民記録システム標準化後は、区間異動の際、転出証明書が出力されるのか。（現在出力なし）	住基担当課	指定都市	3	指定都市の区間異動は、住基法上、転居ではなく、転出入に該当するため、転出証明書が出力される
1-4〔標準仕様書〕上記以外のこと	4.1.0.1届出に基づく住民票の記載等	163	住民記録システム標準化後は、区間異動の際、「転出」及び「転入」の2回入力が必要となるのか。（現在1回入力）	住基担当課	指定都市	3	上記と同様、転出入として対応されたい
1-5〔標準仕様書〕上記以外のこと	4.1.1.2再転入者	166	再転入者について、3情報（氏名・性別・生年月日）が一致する場合にアラートが表示されるとあるが、氏名については名のふりがなのみ一致する場合でもアラート表示することは可能か。	住基担当課	中核市等	3	絞込みができないため不可
1-4〔標準仕様書〕上記以外のこと	4.1.1.4未届転入	168	未届転入・住所設定の転入通知について 最終住民登録地に転入通知が送付されるが、通知内容の異動日は現在の居住地に住所を定めた日であり、最終住民登録地の住民でなくなった日と一致しない。現在利用しているシステムでこの転入通知を反映させると、本市の住民でなくなった日が現在の居住地に住所を定めた日に変更されてしまう。しかしこの通知を反映させないと、転入未着者リストに対象者がいつまでも出てきてしまう。標準化システムになった場合に未届転入や住所設定の転入通知はどのように処理するのか。	住基担当課	一般市等	3	本仕様書案では住民でなくなった日は管理項目としていないが、転出予定日で削除された後、又は職権で削除された後は、当該削除を行った市区町村の住民ではなくなる。削除後に、未届の住所を挟んでいずれかの市区町村に転入した場合、当該転入先の市区町村から送付された転入通知年月日と転出予定日又は職権で削除した年月日が乖離することになるが、そのこと自体は問題ない。また、未届転入があった場合には、転出地の市区町村において、転入通知を受けて、未届転入である旨を統合記載欄のB類型に記載することとしている。さらに、転出予定日で削除し、又は職権で削除を行った後、転入通知がなく、転入通知未着者一覧に載るが、その場合は、転入通知未着照会書を送るなどした上で、それでも転入通知がないときは、本籍地市区町村に対して戸籍の附票記載事項通知を送付することになる。
1-4〔標準仕様書〕上記以外のこと	4.1.3.1転入通知の受理	173	職権消除者の転入通知 職権消除者が住所を登録した場合、最終住民登録地に転入通知が送信されるが、この通知の異動日が最終住民登録地の消除日と一致しない場合はどのように通知を反映させるのか。現在の本市のシステムでは、この通知を反映させると、最終住民登録地の住民でなくなった日に変更されてしまう	住基担当課	一般市等	3	同上
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関すること	4.1.3.1.2CSから受信した転入通知の受理	174	住基ネットの転入通知情報に、転入地住所の郵便番号を追加していただきたい。	事業者	中核市等	3	住基ネットの仕様のため対応しない

その他ご意見（市区町村）

ご意見等の項目	関連項目	頁	ご意見	意見発出者	区分	対応方針	理由
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関すること	4.1.3.1.2CSから受信した転入通知の受理	174	住基ネットの転入通知情報に、転入地住所の郵便番号を追加していただきたい。	事業者	中核市等	3	住基ネットの仕様のため対応しない
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関すること	4.1.3.1.2CSから受信した転入通知の受理	174	住基ネットの転入通知情報に、転入地住所の郵便番号を追加していただきたい。	事業者	一般市等	3	住基ネットの仕様のため対応しない
1-4〔標準仕様書〕上記以外のこと	4.2.1.1 住所設定・未届転入	183	3711行ー前住所が不明な場合に転入前住所欄に「住所設定」と記載している自治体もあるが、制度として不適切であり、転入前住所が不明の場合は「不明」とすべきとありますが、そのことはマニュアル等に記載されるのか。（現在はベンダーのマニュアルにより「住所設定」の表示を使用しているため）	住基担当課	一般市等	3	仕様に沿って対応されたい
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関すること	4.2.3.1 修正	186	仕様書案P186の4.2.3.1修正の【実装しない機能】として戸籍附票記載事項通知の詳細事項欄の設定が不要と検討されているが、戸籍附票記載事項通知の中には見た目上、変更箇所が不明な場合があり詳細事項欄の内容によって判断できる場合がある。よって、【実装しなくても良い機能】として検討されたい。	住基担当課	一般市等	3	検討会での議論の結果実装しない機能として整理した。
1-4〔標準仕様書〕上記以外のこと	5.4方書の記載	212	転出証明書に記載する項目の内、転出先住所には「方書」を含まないとの認識で良いか。理由：転出先住所は、届出人からの申請に基づく情報であり、都道府県・群・市・区・町村の名称、市町村の町名は住記システム内の住所辞書により確認が可能となる。「街区符号と住居番号」又は「地番」については住所そのものを構成する情報のため記載が必要である。しかし、アパート名や部屋番号は転入届出時に必要な情報（転入市区町村の住民票）であり、転出時には不要と考えるため。	住基担当課	指定都市	3	1.1.1等参照
1-1〔標準仕様書〕標準仕様書の使い方に関すること	6.1統計	217	標準仕様書1.1.1.1管理項目に行政区がないが、当市では行政区（自治会的なもの）単位で検診や選挙区を分けており、行政区を使用した集計や抽出がある。そういった項目が独自で導入可能なのかが読み取れない。個別具体的な対応がどこまでできるのかわかりにくい。	住基担当課	一般市等	1	仕様書に対する意見において対応
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関すること	6.1 統計	217	1-1〔標準仕様書〕6.1 統計 「4719～4721：全市区町村に共通して必要となる「住民基本台帳関係年報」及び「中長期在留者住居地届出等事務に関する定期報告」については、統計機能として実装することとした」とあるが、システムで完結する年報・報告としてほしい。	住基担当課	一般市等	3	御意見として頂戴する。
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関すること	7.1.1.1 CSへの自動送信	220	CSより配布されるマイナンバーカード更新対象者の、送付先情報の作成を統合端末もしくは住民記録システムから1人ずつ手入力を行っているが、今後成人の方の更新時期が到来した際には現在の倍以上の事務負担が想定される。CSより配布される更新対象者のデータを住民票コードなどをキーにし住民記録システムと突合し、バッチ処理等で送付先情報を作成しCSに送信する機能を標準搭載してほしい。	住基担当課	中核市等	1	御意見を踏まえ修正する。
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関すること	7.1.1.1.CSへの自動送信	220	3章 7.1.1.1.CSへの自動送信 既存住基からCSへ電文送信しているが、連携できずエラーになった場合の表示ができる仕様にして欲しい。CS連携後のエラーについてはCSで判明するが、連携そのものできない場合は既存住基でしかわからず、業務に支障がでることとなり、CSに反映されないままでは他団体にも影響する。エラーになった場合はポップアップで表示する仕様であれば効率的な事務処理ができる。	住基担当課	一般市等	1	御意見を踏まえ、CSへ連携できなかった場合にエラー表示できる機能を加える。
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関すること	7.1.1.3 カード管理状況	221	3章 7.1.1.3 カード管理状況 4819行目【実装しない機能】「署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の個人番号カードへの格納の有無が確認できること」について、署名用電子証明書は「4情報の変更」あった場合、失効します。 そのため、住所異動届が提出された際に署名用電子証明書の有無を確認し、再度付与するか確認することが最適な運用と考えますが、「カード管理システムにおいて確認できるから不要」と位置付けられています。確認する手法はありますが、運用を考慮すると理由に賛同できない部分があるため、以下3点の観点から「住民記録システムで管理することが望ましい」と考えております。 ① 窓口民間委託の場合、住基ネットを操作できないこと ② マイナンバーカードの普及促進が進む中、確認機会の大幅増加が見込まれること ③ 住基ネットでの電子証明書検索操作に時間を要すること（2分/件程度）	住基担当課	一般市等	3	電子証明書の個人番号カードへの格納の有無を住民記録システムで確認する機能について、カード管理システム等の改修が必要となり、直ちに実現することが難しいため、今後の検討課題とする。

その他ご意見（市区町村）

ご意見等の項目	関連項目	頁	ご意見	意見発出者	区分	対応方針	理由
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関すること	7.1.2.3 団体内統合宛名システムとの連携	223	中間サーバへ特定個人情報などを照会し、データを表示出来ること	情報政策担当課	一般市等	3	中間サーバ情報の照会は団体内統合宛名システム側で行っている団体が多い。一部業務においては、必要な照会事務のみ照会結果を業務システムで表示するようになっているが、当該業務の業務要件により定められるものであり、住民記録システムの標準仕様書においては不要な機能と考える。
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関すること	7.1.2.3 団体内統合宛名システムとの連携	223	中間サーバへの副本登録機能を持つこと	情報政策担当課	一般市等	3	7.1.2.3「団体内統合宛名システムとの連携」において、「特定個人情報を送信できること」旨規定しており、団体内統合宛名システム経由で中間サーバへの副本登録機能を持つことの要件は規定されている。
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関すること	7.2.3 宛名連携	228	基幹業務システムについては、一つの宛名システムを各システムが参照するようにすること。また、住民記録システムからの連携についても、その宛名システムに対してのみ連携すること。住民記録システムで入力誤りが発生した場合に、複数の宛名システムに連携していると、メンテナンスしきれないため。住民記録システムについても宛名システムの情報して処理を行うこと。	情報政策担当課	一般市等	3	システム全体の構成について、本仕様書で定義することはできない。
1-4〔標準仕様書〕上記以外のこと	7.2.3 宛名連携	228	支援対象を管理する際、宛名システム側から入力し住基システムに反映しているため、宛名システム側からの連携も希望する。 住基システムでの入力を標準にするのであれば、庁内他業務システムへも入力内容が確認できる機能を実装してほしい。	住基担当課	中核市等	3	宛名システム側の課題であり、他システムの構成まで、本仕様書で定義することはできない。
1-1〔標準仕様書〕標準仕様書の使い方に関すること	8.1 コンビニ交付	231	コンビニ交付は、現時点でも人口カバー率82%以上の市町村で対応されている機能であり、経費削減の為にも必須機能として実装すべき	情報政策担当課	一般市等	1	コンビニ交付は義務化されていないことから、実装してもしなくても良い機能とする。→御意見等を踏まえて、実装すべき機能とする。
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関すること	8.1 コンビニ交付	231	コンビニ交付については、実装してもしなくても良い機能となっているが、基本機能ではなくオプション機能とし、自治体の任意で導入できるかたちにして欲しい。	住基担当課	指定都市	4	原案ではオプション機能としていた。なお、コンビニ交付を含めたマイナンバーカードによる証明書等の交付については、実装すべき機能とする。
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関すること	8.1.2 シリアル番号連携	231	3章 8.1.2 シリアル番号連携について 5086行目【実装してもしなくても良い機能】とされておりますが、コンビニ交付を実施している団体と実施していない団体で機能をON、OFFできる仕様としていただきますようお願いいたします。今後普及するであろう、マイナンバーカードを利用したオンライン申請の際に、シリアル番号を住記システムで保持していることにより、申請者の本人確認作業の負担軽減の効果が見込まれます。（特別定額給付金事業のオンライン申請の際に、当市住記システムでシリアル番号を保持していないため、本人確認作業に苦慮した経緯があります。）	情報政策担当課	一般市等	2	電子証明書のシリアル番号を管理項目として位置付け、あらかじめシリアル番号を保存・管理している場合には、オンライン申請を受け付ける際に申請者である住民を簡易に特定できることとする。
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関すること	9.7 住所一括変更	241	1-1〔標準仕様書〕9.7 住所一括変更 「5364～5365：電子証明書の所有有無の考慮は不要。CSの更新事由は「軽微な修正」とすること。」とあるが、電子証明書は失効しないということか。	住基担当課	一般市等	4	軽微な修正とすることで失効されない
1-4〔標準仕様書〕上記以外のこと	10.1EUC機能他	245	該当者抽出の際、様々な抽出条件に対応可能にするため、EUC機能で使用できる演算子を充実させることは可能か。また、複数のデータベースを連結させる機能追加は可能か。 例：SQLの場合、「like、between、in、and、or、not」等	住基担当課	指定都市	4	演算子について一般的なものであれば実装可能。 後段、標準仕様書規定のDBについて連結させることは可能
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関すること	10.1EUC機能	245	データ抽出の機能では、検索条件の履歴を残し、呼び出すことが出来、一部の条件（例えば期間等）を変更して再利用することが出来るようにし、定期的に抽出して処理するような業務に活用できるようにすべき	情報政策担当課	一般市等	4	検索条件の設定については任意
3-2〔その他〕標準化の取組全般について	10.1EUC機能他	245	・都道府県で独自に行っている調査のうち、標準システムの仕様で抽出できない項目がある場合は、調査内容を仕様に合わせて変更するよう都道府県で検討してもらいたい。	住基担当課	中核市等	3	都道府県にも標準化への理解を求める
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関すること	10.2アクセスログ管理	248	3章 10.2 アクセスログについて 5541行目以降の取得対象のログの中に、異動処理時の仮登録の操作ログは含まれているのでしょうか。 (2961行目に「異動処理の仮登録及び本登録の機能が提供できること。」とあり、仮登録、本登録それぞれで登録者が異なることも想定されますので、ログの取得は必須とします。)	情報政策担当課	一般市等	1	含まれるものとして明記する
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関すること	10.3操作権限管理	250	操作権限には、通常の操作が可能/不可の権限とは別に、「マイナンバーの取扱い」の可能/不可の権限が設定できること。 なお、この権限と連動して、マイナンバーの項目が表示される操作の表示がON/OFFされること。	情報政策担当課	一般市等	3	操作権限設定において対応可能

その他ご意見（市区町村）

ご意見等の項目	関連項目	頁	ご意見	意見発出者	区分	対応方針	理由
1-1〔標準仕様書〕標準仕様書の使い方に関する事	10.5ヘルプ機能	252	現在、システム業者へ操作方法に関する問い合わせの際、手厚いサポートをしていただき迅速な事務処理ができています。仕様書案の中に「職員負担の軽減・ミスの防止に資する機能」について記載があるが、実際に令和4年度以降にシステム移行された場合の操作方法について、マニュアルの配布及び同様の手厚いサポートが受けられるよう配慮していただきたい。	住基担当課	一般市等	3	事業者のサービスの問題なので規定しない
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関する事	10.5ヘルプ機能	252	ヘルプ機能について、システムの操作方法だけでなく、例えば総務省が発出した各市町村への通知、事務処理要領の改訂状況などをデータベースとして搭載できないか。	住基担当課	中核市等	4	御意見として頂戴する
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関する事	10.8 CSV形式のデータの取込み	255	QRコードについて、転出証明書だけでなく、住民票の写し等、市民が提出に用いる帳票すべてに設定できないか。その仕様により、例えば文字情報基盤など、システムの標準化が加速するのではないか。（金融機関なり、他省庁について）	住基担当課	中核市等	4	御意見として頂戴する
3-2〔その他〕標準化の取組全般について	10.8 CSV形式のデータの取込み	255	CSV形式のデータの取り込みや転出証明書へのQRコードの記載、取り込みは、業務効率化につながる良い取り組みであり、ぜひとも実現していただきたい。	住基担当課	中核市等	4	御意見として頂戴する
1-4〔標準仕様書〕上記以外のこと	11.1エラー・アラート項目	268	アラート項目の一覧の番号15や25に「住民実態調査該当者です」というアラートが表示されるとあるが、システム上でどのような作業をしたら、その該当者が住民実態調査該当者であるというアラートが出せるようになるのか知りたい。	住基担当課	中核市等	1	アラートを削除
1-4〔標準仕様書〕上記以外のこと	20.0.1様式・帳票全般	279	予算の都合上、限られた端末で業務を行っているため、住所履歴・氏名・生年月日・性別・世帯構成等が記載された確認用住民票を紙出力し、各窓口にてマイナンバーカード所持の有無、本人以外が来庁した際の同一世帯の確認、口頭質問等に活用しているが、住民記録システム標準化後は、同様の出力が可能か。	住基担当課	指定都市	4	本仕様書においては、確認用帳票について原則としてペーパーレスで対応することとしており、その方法として画面イメージを提示しているので、それを参考にしていただきたい。なお、必要に応じて画面を直接印刷する機能を実装することとしている。
1-4〔標準仕様書〕上記以外のこと	20.0.1様式・帳票全般	279	転入通知のリストについて、自動連携されなかった者に対するエラーリストは出るとあるが、岡崎市ではそれ以外に転確の情報が正しく反映されている者についてもリストを出力してチェックを行っている。その作業をするために、転入先の郵便番号・住所、岡崎市の住所、氏名、生年月日、性別、新旧の住定日がわかるリストを出すことはできないか。	住基担当課	中核市等	3	システム内で管理しているデータの抽出、出力等については、EUCで対応可能。
1-4〔標準仕様書〕上記以外のこと	20.0.1様式・帳票全般	279	戸籍届、住民異動の受け付け時の審査リストが出力されるように実装してほしい。	住基担当課	中核市等	3	届出の記載内容確認は、原則として画面上の確認用帳票で行っていたと考えているが、画面を直接印刷する機能を実装することとしているので、必要に応じてこの機能でご対応いただきたい。
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関する事	20.0.1様式・帳票全般	281	行番号5378～5379で住所変更の証明書の作成・出力は実装しないとされ、行番号5400～5402では履歴入りの住民票の写し等を取得すればよいとされているが、住居表示や土地の名称変更は住民の意思に関係なく条例等に基づいて実施するものであり、その変更に伴って必要な証明は行政サービスとして無償で行う必要があると考える。 現在本市で独自に発行している住居表示証明書は、その変更前後の内容のみを無償で証明している。記載内容が限定されているため、用途も限られることになる。 これを住民票の写し等で証明しようとする、住民は手数料を負担しなければならないことになる。逆に無償で発行できるようにすると、住居表示の変更とは関係ない手続き（契約等における本人確認書類等）で使用されるものでも無償で交付してしまう可能性がある。 該当の住民への配慮や手数料負担の公平性を考慮すると、住民票の写しなどとは別の証明書を発行できるほうが良いと思われるため、「実装すべき」とは言わないにしても、「実装してもしなくてもよい機能」として加えてほしい。	住基担当課	一般市等	3	検討会での議論の結果、このような取扱いとしたもの。住民票の写しの発行にあたり、住居表示等の変更後、一定の期間は発行手数料を免除することとしている自治体もあることから、そのような方法により対応いただきたい。

その他ご意見（市区町村）

ご意見等の項目	関連項目	頁	ご意見	意見発出者	区分	対応方針	理由
1-4〔標準仕様書〕上記以外のこと	20.0.1様式・帳票全般	281	区画整理等の際、住民票の写しの証明書手数料の一定免除期間を設け対応しているところだが、免除期間終了後に区画整理に伴う住所変更の証明書を請求されるケースがある。 その際に発行する住所変更の証明書については無料であり、市民の負担を減らすものとなるので継続して使用できる仕様となることを希望する。	住基担当課	一般市等		住所変更の証明書を作成・出力する機能については、検討会での議論の結果、住民票の写し又は住民票記載事項証明書で異動履歴を記載すれば足りるとの結論となったことから、【実装しない機能】に整理している。住所変更等あった際に、「住居表示決定通知書」（20.5.12）又は「区画整理に伴う住所変更通知」（20.5.13）により住所変更等のお知らせをしていただき、ご意見中にあった、住民票の写しの発行手数料について一定の免除期間を設けることでご対応いただきたい。
1-4〔標準仕様書〕上記以外のこと	20.0.1様式・帳票全般	281	死体（死胎）火葬許可書及び死体（死胎）火葬許可書については、仕様書の内容から住民基本台帳ユニット対象外と考えられるが、どちらの分野に該当され検討されているか教えていただきたい。	住基担当課	一般市等		死体埋火葬許可証は、厚生労働省が所管する墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に基づく証明書だが、戸籍システム標準仕様書において、戸籍関連事務として位置づけられ、帳票様式が規定されている。
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関すること	20.0.1 様式・帳票全般	283	異動届出書の未入力がないかの確認を行うため、日本人・外国人、異動区分毎（増、変、減、職権等）に入力異動処理リスト（該当日に異動があったものの一覧）が出力できる仕様にしてほしい。	住基担当課	中核市等		システム内で管理しているデータの抽出、出力等については、EUCで対応可能。
1-1〔標準仕様書〕標準仕様書の使い方に関すること	第4章様式・帳票要件	284	第4章20.0.1の確認帳票画面イメージは異動後→異動前の順に表示されているが、20.0.3の住民票の写しへの異動履歴の記載時は異動前→異動後となっているので、画面イメージと履歴記載を同じ順に変更することは可能か	0	一般市等	1	画像イメージを「異動前→異動後」に修正
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関すること	20.1住民票の写し等	297	4章 20.1〔標準仕様書〕住民票の写し等 統合記載欄に異動履歴を記載するが、団体様では数十年前からの異動があるが、正確な異動事由などが不明（例：住所変更が発生しているが、どのような理由で変更になっているか、変更日はいつかなど不明。）。その場合はどのように記載するのか。	事業者	一般市等	4	記載可能な範囲で記載していただく（不明な点は空欄）で対応いただきたい
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関すること	20.1住民票の写し等	297	4章 20.1〔標準仕様書〕住民票の写し等 統合記載欄に異動履歴を記載するが、異動履歴が多い住民の場合、1人で複数枚になる可能性があるかと読み取ったが合っているか。直近の変更前の住所が欲しいといった場合でも複数枚出力するのか。今までは該当変更のあった住民票や改製前住民票を発行したので問題なかった。	事業者	一般市等	4	20.0.3に規定するとおり、統合記載欄に異動履歴を記載することとした場合、記載する異動履歴と記載しない異動履歴を任意に選択できることとしている。
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関すること	20.1住民票の写し等	297	4章 20.1〔標準仕様書〕住民票の写し等 過去の異動履歴が必要で、かつ世帯主を省略した住民票が必要な場合などはどのようにするのか。統合記載欄の異動履歴から世帯主変更したものだけは印刷しないなどは技術的に難しい。	事業者	一般市等	4	20.0.3において、統合記載欄に異動履歴を記載することとした場合、記載する異動履歴と記載しない異動履歴を任意に選択できることと規定しており、これにより対応いただきたい。

その他ご意見（市区町村）

ご意見等の項目	関連項目	頁	ご意見	意見発出者	区分	対応方針	理由
1-1〔標準仕様書〕標準仕様書の使い方に関する事	第4章20.1.1住民票の写し	301	例で示されている住民票のイメージは各項目の記載内容が整合していない。いくつかの異動情報を想定した住民票のイメージを確認したい。	住基担当課	一般市等		1 ご指摘を踏まえ、記載例を見直すこととするが、20.1.1の「○住民票の写し（日本人住民）のレイアウトの考え方」にあるとおり、各レイアウトにおける記載内容は、あくまで各項目における記載方法を示す趣旨で記載していることから、各項目の記載内容が整合しない場合があることはご容赦いただきたい。
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関する事	20.2.1転出証明書	310	転出証明については、全国統一の様式によること。	住基担当課	一般市等		4 カスタマイズを原則不要にするという本仕様書の目的に則り、各自治体が、本仕様書で規定するそれぞれの様式について、カスタマイズなく実装していただくものと考えている。
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関する事	20.2.1転出証明書	310	1-1〔標準仕様書〕転出証明書 ペーパーレス化の観点もあるので、QRコードを記載した転出証明書を発行するのではなく、特例転入と同様にサーバ上にデータを保持しておいて、必要に応じて取り出すような仕様にした方が良いのでは。	住基担当課	一般市等		4 ご意見いただいた仕様は制度改正を伴うものであるが、本仕様書では、現行制度の中で実施可能なものについて規定している。
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関する事	20.2転出証明書等	310	4章 20.2転出証明書等 仕様書案P312の転出証明書について、転出証明書の裏面又は2枚目に住民毎のQRコードの印字がされるとあるが、QRコードリーダーの実装は各市町村の判断によるものとされている。QRコードリーダーを実装することのメリットを詳しく知りたい。	住基担当課	一般市等		4 QRコードの読み取りにより、申請者である住民とその世帯員の情報をシステムに自動入力することができることから、窓口職員の事務作業の軽減、入力誤り等の削減につながり、業務効率化に資すると考えている。また、このことは手続き時間の短縮にもつながり、住民等の利便性向上にも資すると考えている。
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関する事	20.2.1転出証明書	310	標準仕様書の〔20.2.1（転出証明書）〕で、巨大なQRコードが人数分印字されています。これを読み取ることは効率的でしょうか？おそらく「最大想定される記載内容テキストをそのままQRコードにした。」ということだと思いますが、そのような考え方だから使いやすいシステムにならないのだと思います。全国町・字ファイルのコードを使う、世帯主や苗字、本籍が同じなら省略する等、データサイズの圧縮は相当できます。ほとんどのケースでは世帯でQRコード1つになる筈です。1つに収まらないレアケースは、あきらめて手打ちでやるとしても、ほとんどが1つになるならその方が効率的ですよ。また、1つに収まらない場合だけ、2つ3つにするという方法もあります。是非、世帯としてのデータを効率的に圧縮できるフォーマットを決めていただき、QRコードは1つにさせていただきたいです。 また、標準化においては、この例のように、なんでも入るように拡大化する、必要な手順をそのままシステム化し肥大化するといった傾向があるように感じています。結果、操作手順が増え、従来よりも使いづらいシステムになると誰も使いたくありません。業務効率や使いやすさを重視し、ときには割り切りも必要だと思います。そういったことまで考えて、標準仕様書を作ってほしいです。	情報政策担当課	中核市等		2 ご意見を踏まえてデータサイズを圧縮する。 なお、「世帯としてのデータを効率的に圧縮」して「QRコードは1つに」というご意見については、準構成員から、今後、QRコードで読取り可能な情報の拡張性を考慮すると世帯員ごとに定義をした方が良いとの意見があったことを踏まえ、QRコードについては世帯員ごとに作成する原案を維持する。
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関する事	30.1データ構造	349	本市においては、住基システム内に印鑑サブシステムを構築しており、住基異動に基づき、即時連携・即時処理を行っています。 印鑑登録は標準仕様書の対象外とされているため、他システムとして連携する必要がありますので、即時連携・即時処理の方法及び連携インターフェースについて、お示しいただきますようお願いいたします。	住基担当課	指定都市		4 他のシステムとの連携については、地域情報プラットフォーム標準仕様様の取組と連携して検討する。
3-2〔その他〕標準化の取組全般について	30.1データ構造	349	印鑑は、対象外とされていますが、その他のシステムと同様の扱いで、住民記録システムと連携になると思いますが、住民記録システムのデータ移行と印鑑システムの住民情報との整合性の担保はどのようにするのか？つまりセットアップの考え方や移行時の考え方を知りたい。	住基担当課	中核市等		4 他のシステムとの連携については、地域情報プラットフォーム標準仕様様の取組と連携して検討する。
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関する事	30.1データ構造	349	本市においては、住基システム内に就学サブシステムを構築しており、住基異動に基づき、即時連携・即時処理を行っています。 就学業務は標準仕様書の対象外とされているため、他システムとして連携する必要がありますので、即時連携・即時処理の方法及び連携インターフェースについて、お示しいただきますようお願いいたします。	住基担当課	指定都市		4 他のシステムとの連携については、地域情報プラットフォーム標準仕様様の取組と連携して検討する。

その他ご意見（市区町村）

ご意見等の項目	関連項目	頁	ご意見	意見発出者	区分	対応方針	理由
1-2〔標準仕様書〕システム の調達・運用に関すること	30.1データ構 造	349	J-LISの被災者支援システムの導入を促されているが、住民基本台帳から抽出したデータを当該システム所定のフォーマットに変換する必要がある。当町においては変換ツールを作成しているが、ここの部分がハードルとなっている自治体もある。標準化を進めるのであれば、既に被災者支援システムを運用できる自治体の導入障壁を下げるためにもJ-LISの被災者支援システム用データ抽出は標準的な機能として実装すべきである。	情報政策担当 課	一般市等	4	J-LISが取り組んでいる小規模自治体向けクラウド基盤サービスにおけるバックアップセンターの住民情報データベースについては、最終的には住民記録システム標準仕様書に準拠することを想定されており、当該住民情報データベースから被災者支援連携データを抽出することを前提に開発することとされている。
1-3〔標準仕様書〕広域クラ ウド化に関すること	30.1データ構 造	349	LGWAN-ASP等のクラウドサービスを利用する場合、他システム（CSサーバ、戸籍システム、コンビニ交付システム、マイナンバー連携システム、税・福祉系システムなど）との連携方法、システム構成例を標準仕様書に記載していただきたいです。	情報政策担当 課	指定都市	3	システム構成例を本仕様書で定義することはできないが、他システムとの連携については、地域情報プラットフォーム標準仕様の取組と連携して検討する。
1-4〔標準仕様書〕上記以外 のこと	30.1データ構 造	349	現状、法務省連携システム（出入国在留管理庁から提供されている情報連携端末と既存住基システムとの連携システム）において、市町村通知や出入国在留管理庁通知等を管理・連携している。住基法・入管法業務をスムーズに行うためにも、連携機能については必ず実装したいので、標準仕様書においても前提としてほしい。	住基担当課	中核市等	4	他システムとの連携については、地域情報プラットフォーム標準仕様の取組と連携して検討する。
3-1〔その他〕配慮すべきこ とや工夫すべきこと	30.1データ構 造	349	住基システムの都合だけでなく、他業務への連携を考えるべきと考える。 例えば、今回の仕様書案の中で、除票システムはレスポンスの都合でデータベースを別にすべきとか、日本人の生年月日は和暦で表示しているから内部的にも和暦で管理すべきとか、本来存在しない値の不詳日も管理すべきとか、書いてあったが、他の業務との連携を標準的なデータのやりとりで行うというときに、これで本当にいいのかと思った。 つまり、他の業務では、除票であろうが現存であろうがデータは必要となり、生年月日を始め年月日は一般的に西暦で管理され、不詳日をデータ上で管理する概念はない、と考える。 また、国保を始め他の業務でも全国的なシステムの標準化は模索されているはずで、住基システムだけで閉じられた処理でよいものではない。 これには、住民票でどこまでデータをどのように管理し、他の業務でも使えるようにするのか、概念を整理すべきかと考える。この議論は今までの行政の取り扱いもあるため、慎重に行う必要があると考える。 その結果、例えば、除票データも同一データベースで管理すべきだがそうなるとレスポンスに耐えられないとか、生年月日は同一日で2つの元号が存在するため和暦で管理する必要があり和暦から西暦に換算できても西暦から和暦に一意に換算できない日が存在するとか、不詳日は管理すべきだが複雑すぎて扱えないとかいうのなら、だったら、全国的なクラウドシステムの構築としては時期尚早で、技術や行政の取り扱いの議論がこれに耐えうるだけのものに追いつくの待つべきだと考える。 どこかの時点で全国共通のものを作るということには賛成だが、それが今なのかという点で拙速な結論には反対する。	住基担当課	中核市等	2	データ連携にあたり、データを受けるシステム側の要件をデータを提供するシステム側で一意に決めることはできない。他システムの標準仕様は、住民記録システムの標準仕様を参照して作成されることになると想定されるが、他システムの標準仕様がどのような仕様になるのかによって、連携方法が決まってくると考える。住民記録システム側に影響があるのであれば、本仕様書の改定を検討することになる。なお、日本人住民の生年月日について、住基ネット上は和暦で管理していることから住民記録システム上も和暦で管理することとしているが、データベース上では西暦で保持することも許容している（この旨、本仕様書に明記する）。
3-2〔その他〕標準化の取組 全般について	30.1データ構 造	349	・当区では、従来、住民基本台帳と国民健康保険の事務処理を一括で処理できるシステムを構築して利用してきた。しかし、平成30年度に国民健康保険の標準システムを導入した後は、事務処理時間及び待ち時間が増大し事務処理効率が大幅に低下した。システムの標準化・共同化の検討においては、実際の窓口業務を第一に考慮し、住民基本台帳事務以外の関連業務の事務処理も併せて検討しなければ、区市町村窓口の事務の効率化は実現できず事務効率が低下する一方である。 現状、国民健康保険標準システム等の業務単位での標準化が進んでいるが、個々の業務がばらばらに標準化したことにより、システム間のシームレスな連携が失われ各システムへの二重処理等による負荷が増大している。 標準化の検討にあっては、各業務単位のみではなく、関連するシステムの連携等を考慮して、最大限、区市町村窓口の業務効率が改善するようご検討願いたい。	住基担当課	中核市等	2	標準化の目的はカスタマイズの抑制であり、ベンダロックインの防止である。ベンダ各社の創意工夫によって、ベンダロックインとなり、標準化の目的が達成できなくなることは避ける必要がある。このことを前提とし、ご意見を踏まえ、分類されていない機能のうち、自治体やベンダの創意工夫により新たな機能をシステムに試行的に実装させて機能改善の提案を行う場合は、当該試行について予め公表し、当該試行を本仕様書に盛り込む提案となることを条件にして実装することを可能とする。この旨、本仕様書に明記する。また、関連するシステムの連携について、今後とも考慮していく。
3-2〔その他〕標準化の取組 全般について	30.1データ構 造	349	住民記録と連携している各個別システムにおいても影響が及ぶと考えられます。今後、他業務（税や福祉、介護等）において業務プロセスやシステムの標準化を目指すのであればシステム間のデータ連携についても考慮いただきたい。	情報政策担当 課	一般市等	4	他のシステムとの連携については、地域情報プラットフォーム標準仕様の取組と連携して検討していく。

その他ご意見（市区町村）

ご意見等の項目	関連項目	頁	ご意見	意見発出者	区分	対応方針	理由
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関すること	30.2文字	350	今後、全国の戸籍システムにおいても、文字が「戸籍統一文字」及び「戸籍統一文字コード」に変換される予定となっている。住基システムの平準化において、戸籍システムの文字との整合性についてどのように考えているのか伺いたい。	住基担当課	一般市等	4	現在法務省において検討が行われているものと承知している。
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関すること	30.2文字	350	字形が違う場合、同一文字とするのか違う文字とするのか基準を示していただきたい。 (例)「八王子」の「八」について「とめ」あり、「とめ」なしの違い	事業者	中核市等	3	文字情報基盤文字の分類に即して判断されたい。
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関すること	30.2文字	350	字形が違う場合、同一文字とするのか違う文字とするのか基準を示していただきたい。 (例)「八王子」の「八」について「とめ」あり、「とめ」なしの違い	事業者	中核市等	3	文字情報基盤文字の分類に即して判断されたい。
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関すること	30.2文字	350	字形が違う場合、同一文字とするのか違う文字とするのか基準を示していただきたい。 (例)「八潮市」の「八」について「とめ」あり、「とめ」なしの違い	事業者	一般市等	3	文字情報基盤文字の分類に即して判断されたい。
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関すること	30.2文字	350	仕様書案P 1 4 3文字コードについて・・・デザインの差による文字の際はシステム標準化により完全に解消されるのか。	住基担当課	一般市等	3	文字情報基盤文字との紐付けを求めていく中で解消可能と考えている。
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関すること	30.2文字	350	今回の標準仕様書案において、文字コードがUTF-16と定められていますが、本市においては今後、庁内情報システムの文字コードをUTF-8に統一していく方針です。そのため、標準仕様においては文字コードについてUTF-8も対象とできるような検討をいただけると幸いです。	情報政策担当課	指定都市	3	文字符号化方式は、基本日本語を扱う住民記録システムでは、日本語を主に扱う場合にサイズが小さくなるUTF-16を採用する。
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関すること	30.2文字	350	住民記録システム標準仕様書において「文字情報基盤文字の採用」を前提とされているが、文字情報基盤文字を普及させ、文字を標準化するためにも、住基ネットや戸籍システムで文字情報基盤文字を先行して採用して頂きたい。	情報政策担当課	中核市等	3	他システムの仕様に係るものであるため、意見として頂戴する。
3-2〔その他〕標準化の取組全般について	30.2文字	350	【標準仕様書第5章30.2文字に関すること】文字について、本仕様書により文字が統一化（標準化）されることは自治体職員の負担軽減の観点からも歓迎されるものである。しかしながら、住民の中には、特に氏名の文字に関するこだわりの強い方もおり、電算化での文字の変更やベンダーの違いによる文字のデザイン差等にも理解を示されず対応に苦慮することがある。住民記録システムの標準化やその他の機会を捉え、国の方針として文字の統一化（標準化）を図っていくことの必要性を国民の皆様にも周知していただくようお願いをしたい。	住基担当課	中核市等	3	標準化の意義の説明の際に留意します。
1-1〔標準仕様書〕標準仕様書の使い方に関すること	-	-	現行制度の下で多くの自治体が支障なく対応できることを目標に、比較的よく整理された内容であるとの印象を受けた。この点について評価したい。	住基担当課	中核市等		
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関すること	その他		本番環境の他にテスト環境があり、操作のテスト・確認用に使えること	情報政策担当課	一般市等	3	非機能要件はクラウドでの導入を前提としていることから、一律に、標準仕様でテスト環境を課すことは必要ないと考えている。
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関すること	その他		【住民記録システムの標準化について】の「3ページ目：検討経緯・今後の予定」に、『全国の市区町村が、令和4年度以降を目途に、標準準拠システムに順次移行』、『法令に根拠を持つ標準を設け、各事業者は当該標準に則ったシステムを開発して全国的に利用可能な形で提供することとし、地方公共団体は原則としてこれらの標準準拠システムのいずれかを利用する』の記載がございます。事業者として、標準仕様書に準拠したシステムの開発スケジュール、地方公共団体への導入スケジュール策定のために法令施行予定（内容、施行日）につきまして情報提供をお願いいたします。	事業者	一般市等	4	今後検討する。
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関すること	その他		発券受付番号のデータ取込について 電子受付（番号受付発券機）からの番号データを取込める仕様（データ項目を設ける）にしてほしい。発券受付を導入していない市区町村（人口20万人以上）は少ないことから。	住基担当課	中核市等	3	標準仕様書を作成するという観点から、多くの自治体から要望があれば、検討することになる。

その他ご意見（市区町村）

ご意見等の項目	関連項目	頁	ご意見	意見発出者	区分	対応方針	理由
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関すること	その他		官民データ活用推進基本法により、地方自治体にはオープンデータへの取組が求められている。人口に関するデータを全ての自治体が共通のフォーマットで容易に公開できるようにすることは、担当者の負担軽減のみならず、データの正確性の担保、公開頻度の増という観点からも重要である。人口の共通フォーマットデータを、CSV、XMLなどの形式で簡単に作成できる機能を実装することは、官民データ活用推進基本法の理念を具現化するうえでも重要なものである。	情報政策担当課	一般市等	4	幅広く御意見を伺う中で、今後検討する課題だと認識している。
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関すること	その他		災害対応のためには、住民の位置情報が重要であり、転入及び転居手続きの際に位置情報をDBに持たせる（更新する）ようなことに取組んでいる自治体もある。 住民基本台帳法に規定される住民票の記載事項ではないが、DB上は管理可能な仕組みを備えていて然るべきでないか。	情報政策担当課	一般市等	3	住民基本台帳事務で取り扱う情報ではない。
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関すること	その他		3章10.8 C S V形式のデータの取込みについて。公的個人認証を利用したオンライン申請を推進したいと考えている。特別定額給付金のぴったりサービスで使用した公的個人認証の利用者証明書用、署名用証明書用のシリアル番号を住基システム保持し、C S V形式のデータ取込みの際に突合できる機能を実装すべきだと考える。	情報政策担当課	一般市等	4	電子証明書のシリアル番号を管理項目として位置付け、あらかじめシリアル番号を保存・管理している場合には、オンライン申請を受け付ける際に申請者である住民を簡易に特定できることとする。
1-4〔標準仕様書〕上記以外のこと	その他		3章 7.2〔標準仕様書〕庁内他業務連携 今回の仕様に基づく住基システムの改修の場合、住基システムだけでなく税・福祉システムなどの改修も必要でコストも非常に大きいと想定している（特に4.2.3.3誤記修正や、氏名の空欄など）。業務によっては住基の過去歴も参照しており影響が大きい。	事業者	一般市等	4	他業務のシステムについては、住民記録システム標準仕様書を参考にし、標準化に向けて検討される予定。コストが高くなる可能性があるとのことのご意見については、今後の取組の参考とする。
1-4〔標準仕様書〕上記以外のこと	その他		3章 7.2〔標準仕様書〕庁内他業務連携 総合行政パッケージとして住基・税・福祉などの各システムを導入している場合、他業務システムは住基データを直接参照するため、特に連携を意識する必要がなかった。今回の仕様書に基づくパッケージ内他システムなどもファイル連携が必要のように読み取れる。対応の必要があるのか（パッケージのため住基-他システムの連携に費用が掛からずコスト安となっていた）。	事業者	一般市等	4	本仕様書に準拠するためには、SOAPやFTPによるファイル連携が必要である。例えば、事業者が新しいパッケージを発売した際に、パッケージごと移行せざるを得ない可能性がある。ファイル連携を必須とすることによりコストが高くなる可能性があるとのことのご意見については、今後の取組の参考とする。
1-4〔標準仕様書〕上記以外のこと	その他		本仕様書は、EA手法により業務を構成する機能やデータフローを可視化し、その機能ごとの要件を定義する構成となっている。この構成は今後開始される他業務システムの標準化でも踏襲されることを期待する。ただ、本仕様書案の機能分類には、本来データ項目や手段に該当する内容が含まれているため、人間系を含む業務の流れを可視化したBPMNとの関係が分かりづらくなっている。この点については、地域情報PFのDMMやDFD等の成果物を取込み且つ必要に応じて機能を細分化した上で、地域情報PFでは概要のみとなっている機能説明を、本仕様書案の「実装すべき機能」で要件化することで大きく改善されると考えられる。 また、地域情報PFの成果活用は、今後の他業務システムの標準化作業の効率化や庁内外のシステム連携仕様の定義に対しても有意だと考える。	住基担当課	中核市等	4	内閣官房IT室は、関係省庁において標準化を進めていく上で業務フロー（BPMN）を作成することとしている。ご意見は今後の取組の参考にする。

ご意見等の項目	関連項目	頁	ご意見	意見発出者	区分	対応方針	理由
1-4〔標準仕様書〕上記以外のこと	その他		<p>本市では住民記録システム標準仕様書案に関するアンケートを行いました。</p> <p>準構成員もしくはオブザーバのベンダーで本市に業者登録のあるベンダー15社に依頼し、6社から回答があり9社が無回答でした。住民記録システム標準仕様書に対する姿勢が同われ、今後ベンダーが積極的な対応がなされないことが想定されます。また、準構成員で対応未定のベンダーもあり、対応しない選択もあるようです。</p> <p>結果は以下の通りです。</p> <p>1 パッケージシステムについて</p> <p>今後、貴社の住民記録システムのパッケージシステムを、標準仕様書に準拠する予定がありますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定あり 5 ・予定なし 0 ・未定 1 <p>2 提案について</p> <p>戸田市では標準仕様書に準拠した住民記録システムを導入する予定です。今後、提案しても良いとお考えですか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案しても良い 4 ・提案しない 0 ・未定 2 <p>3 文字情報基盤について</p> <p>住民記録システム標準仕様書では、文字情報基盤への対応が記載されています。対応する予定がありますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対応する予定あり 5 ・対応しない 0 ・対応できない 0 ・未定 1 	情報政策担当課	一般市等	4	今後の取組の参考にする。
3-1〔その他〕配慮すべきことや工夫すべきこと	その他		<p>本市は市民課業務において区間の兼務規則を設けており、市内の他区の住民についての業務も行うことができるようにしている。については、住基システム内の全ての機能において、区をまたぐことでの制約が生じ無いよう、標準仕様書において考慮漏れのないようお願いしたい。</p> <p>※政令指定都市は人口規模は大きいものの、自治体数でいうと少数派になるため、ベンダーのアプリケーション側の問題とも思うが、十分に精査いただきたい。</p>	住基担当課	指定都市	4	操作権限管理において対応されたい。
3-2〔その他〕標準化の取組全般について	その他		宛名番号と世帯番号の体系が現行と違っているため発生する他業務の改修費用は、交付金の対象となるのでしょうか。	事業者	中核市等	4	財政措置については、今後の検討課題である。
3-2〔その他〕標準化の取組全般について	その他		宛名番号と世帯番号の体系が現行と違っているため発生する他業務の改修費用は、交付金の対象となるのでしょうか。	事業者	中核市等	4	財政措置については、今後の検討課題である。
3-2〔その他〕標準化の取組全般について	その他		宛名番号と世帯番号の体系が現行と違っているため発生する他業務の改修費用は、交付金の対象となるのでしょうか。	事業者	一般市等	4	財政措置については、今後の検討課題である。
3-2〔その他〕標準化の取組全般について	その他		文字コードの体系が現行と違っているために発生する他業務の改修費用は、交付金の対象となるのでしょうか。	事業者	中核市等	4	財政措置については、今後の検討課題である。
3-2〔その他〕標準化の取組全般について	その他		文字コードの体系が現行と違っているために発生する他業務の改修費用は、交付金の対象となるのでしょうか。	事業者	中核市等	4	財政措置については、今後の検討課題である。
3-2〔その他〕標準化の取組全般について	その他		文字コードの体系が現行と違っているために発生する他業務の改修費用は、交付金の対象となるのでしょうか。	事業者	一般市等	4	財政措置については、今後の検討課題である。
3-2〔その他〕標準化の取組全般について	その他		・一般的なベンダーのシステムではなく自主開発システムを利用している自治体は標準仕様書に準拠したシステムに移行するのに大変苦慮すると思われるため、そういった自治体をフォローする仕組みが必要なのではないか。	住基担当課	中核市等	4	自主開発システムを利用している団体も考慮する。
3-2〔その他〕標準化の取組全般について	その他		標準準拠パッケージについて、指定都市向けの対応時期は中核市等、及び一般市区町村と同時期となるか。	住基担当課	指定都市	4	本仕様書の対象自治体は全ての市区町村としているが、指定都市等の区分に応じて異なる要件としているものもある。パッケージを作成する時期はベンダの判断となる。

その他ご意見（市区町村）

ご意見等の項目	関連項目	頁	ご意見	意見発出者	区分	対応方針	理由
3-2〔その他〕標準化の取組全般について	その他		住民記録システムの標準化に伴い、印鑑登録、就学等の関連システムについても改修が見込まれるが、費用面の補助等は予定されているか。また、住民記録システム以外の標準仕様書が作成される時期は、いつ頃を見込んでいるか。	住基担当課	指定都市		財政措置については、今後の検討課題である。 他の業務の標準仕様書については、各所管府省において今後検討がなされると承知している。介護、障害者福祉、就学、地方税については、令和3年夏頃を目途に標準仕様書を作成する方向での検討が行われており、また、児童手当、選挙人名簿管理、国民年金等、子ども子育て支援については、来年度以降具体的な検討がスタートし、令和4年夏頃を目途に標準仕様書を作成する方向での検討がなされると聞いている。ただし、前述の標準仕様書の作成時期は、検討状況に影響を受けると考えられるため、確定的なものではない。
3-2〔その他〕標準化の取組全般について	その他		現在、住基ネットコールセンターは設置されていて不明点などの問い合わせができて助かっている。標準化を機に、住民記録事務も含めたヘルプデスクを創設してほしい。	住基担当課	一般市等	4	貴重な御意見として承る。
3-2〔その他〕標準化の取組全般について	その他		住基年報作成業務については、タイムスタンプのずれで全国サーバと誤差が生じると思うので、標準化されることで解決されるのであれば、住基年報作成業務を省略または簡略化してほしい。	住基担当課	一般市等	3	住民記録システムと住基ネットの数値のズレは、住民記録システムで転出入処理を行ったが、市町村CSの本人確認情報の更新処理を翌日以降に行った場合等に生じるものであると理解している。今般の標準化において、本人確認情報の更新処理に係る機能要件に新たな変更等は盛り込まれておらず、標準化されることで解決されるといった性格のものではない。
3-2〔その他〕標準化の取組全般について	その他		大規模自治体と小規模自治体では必要機能が異なる。標準仕様書で小規模自治体には必要ではない機能も盛り込んだ際、費用が上がるうえに使い勝手が悪くなる可能性がある。 どの自治体も住民記録システムと連携するシステムがある。システム連携を円滑化するため、文字情報基盤文字を活用していただきたい。 オールパッケージで調達する際、標準仕様書では費用が上がる。上記事項も含め、財政措置を是非検討していただきたい。	情報政策担当課	一般市等	4	・本仕様書は、団体規模についても一定程度留意している。 ・文字情報基盤文字について、他システムにおいてもそれぞれ検討されることとなるが、住民記録システムの取組が参考にされるものと考えている。 ・財政措置については、今後の検討課題である。
3-2〔その他〕標準化の取組全般について	その他		・現在進んでいる戸籍とマイナンバー連携のシステム改修に影響するようなら、そのシステム改修に係る費用は補助金対象としてもらいたい。	住基担当課	中核市等	4	財政措置については、今後の検討課題である。
3-2〔その他〕標準化の取組全般について	その他		標準仕様に準拠した住基システムパッケージの導入について、住基システムと一体で調達している印鑑、学籍、選挙などのサブシステムや、住基システムと密接に連携している国民健康保険、介護保険などの庁内システムとのインターフェースの変更も対象とした、システム移行に関する補助金がなければ、実際に導入することは困難な状況です。パッケージソフト導入に関する補助金について、検討をお願いいたします。	住基担当課	指定都市	4	財政措置については、今後の検討課題である。
3-2〔その他〕標準化の取組全般について	その他		標準仕様書に準拠した住民記録システムを導入するにあたり、連携する他業務システムの改修が必要になりますが、それらの改修費用についても財政措置をお願いします。	情報政策担当課	指定都市	4	財政措置については、今後の検討課題である。
3-2〔その他〕標準化の取組全般について	その他		システム導入スケジュールや費用についてお示しいただきたい。	住基担当課	一般市等	4	スケジュールについて、各ベンダが標準準拠システムを作ることができれば、令和4年度以降を目途に順次移行できると想定している。費用については未定。
3-2〔その他〕標準化の取組全般について	その他		これまでの広域連携の取組時の経験から、自治体間のコスト感覚は大きな違いがあるものと認識しています。 システムにかかる概算費用を定義（イニシャルでいくら、翌年度以降の保守費用としていくら）していただくことで、システムに対する共通認識を深めるとともに、不要な機能の線引きも変わってくるものと考えます。	情報政策担当課	一般市等	4	費用については未定。
3-2〔その他〕標準化の取組全般について	その他		コスト削減のため、極力機能のコンパクト化を図ることは有益である一方、結局追加の機能にコストが高くなることも本末転倒ですし、この取組への評価を下げる要因にもなります。不要な機能についてもコスト見合いの考え方が必要に感じます。	情報政策担当課	一般市等	4	費用については未定。

その他ご意見（市区町村）

ご意見等の項目	関連項目	頁	ご意見	意見発出者	区分	対応方針	理由
3-2〔その他〕標準化の取組全般について	その他		「1.2.1異動履歴の管理」等について、現行とデータ構造が異なるため移行費用が膨大になることが予想されるが、費用面の補助等は予定されているか。	住基担当課	指定都市	4	財政措置については、今後の検討課題である。
3-2〔その他〕標準化の取組全般について	その他		住民記録システム標準化に係る改修費用については、全額国費負担で予算措置をしていただくよう要望します。	住基担当課	一般市等	4	財政措置については、今後の検討課題である。
3-2〔その他〕標準化の取組全般について	その他		RTOやRPOなど求めているレベルが低い印象であった。今後、クラウド化・サービス化を推進していくこと自体は賛成であるが、現在、住民情報系システムにおいてはセキュリティガイドラインにおいても、閉域の中での利用が求められているものと認識している。そうした状況下、直近の対応においては、やはりある程度の自分たちで対応しなければならず、障害発生時などにおいて標準仕様案の通り設定した場合には心もとなく、住民サービスの低下を招きかねないと考える。確かに、要求水準を上げると、費用に跳ね返るとは思うのだが、どれくらいの規模間で異なるのかは示されていなかったと認識している。標準仕様を定めるのであれば、参考で構わないので保守料においてはどの程度異なるのか、準構成員等にシステムベンダが入っているのであれば参考提示してもらい、金額面も含めた、各自治体このレベル感での設定で問題ない（これ以上費用をかける必要はない）と納得できるような内容でご説明いただきたい。	情報政策担当課	一般市等	4	各自治体は、標準非機能要件の各項目の「選択時の条件」において示す、[+]の条件に合致する場合には、選択レベルを変更することが可能。今回、自治体から頂いたご指摘の事項は其中で対応可能と認識している。保守料等の金額については、自治体規模やベンダにより条件が異なるため、参考となる金額を提示することは困難。
3-2〔その他〕標準化の取組全般について	その他		昨今の新型コロナウイルス対策による特別定額給付金対応等により、本市のような3万人規模の団体では恒常的に人材が不足しており、また、専門性のある職員が少ない状況下では、6月10日から6月30日までの短期間で適切な意見を述べることは到底できません。「住民記録システム標準仕様書（案）（以下、「本仕様書（案）」）」は膨大な量であり、読み解くには専門性も必要であるため、照会期間内に、本市現行システムと本仕様書（案）との業務に重大な支障を与える相違点等を見い出すことは困難であります。そこで、総務省の方から、各市区町村システムの構築運用保守事業者（以下、「事業者」という。）に対し、市区町村現行システムと本標準仕様書（案）との相違点等について調査の依頼を働きかけていただき、事業者から市区町村への相違点等の説明を踏まえ、意見をとりまとめさせていただくといった手法を提案させていただきます。（なお、本市の事業者は、自治体システム等標準化検討会の準構成員です。）本市情報政策担当課として、標準仕様策定の趣旨には賛同し、総務省が標準仕様の策定を進めていただいていることには感謝しておりますが、すべての市区町村が標準仕様のとおり円滑に移行することも大きな目的の一つであるものと考えています。したがって、スピード感を持ちながら、現行システムと本標準仕様書（案）との相違点等について、市区町村と事業者との間で精査する時間が必要であると考えています。	情報政策担当課	一般市等	4	令和元年8月に自治体システム等標準化検討会を設置し、準構成員（ベンダ）及びAPPLIC内のタスクフォースにおいて、各事業者の現行システムとの差異を含めた検討をしてきたところ。市町村な円滑な標準化移行に向けて、引き続き丁寧に取り組んでまいります。
3-2〔その他〕標準化の取組全般について	その他		全国町村会の意見でも記載がありましたが、「合理的な理由がある範囲内で、必要不可欠な場合には説明責任を果たした上で標準によらないことも可能とする」との考え方について、財政誘導や企業の利便性の重視といったことで弱い立場の小規模市町村に不利が生じないような形で標準化を進めていただきたい。また、自治体が導入する際には財政上の措置も検討いただきたい。	情報政策担当課	一般市等	4	財政措置については、今後の検討課題である。
3-2〔その他〕標準化の取組全般について	その他		住民記録を標準仕様書に基づいた内容で調達すると、オールインワンパッケージ（税や福祉、選挙を含むパッケージ）でのシステムを調達する際に影響があると考えられます。自治体が導入する際には財政上の措置も含めて導入しやすい環境を整えていただきたい。	情報政策担当課	一般市等	4	財政措置については、今後の検討課題である。

標準仕様書（案）について（準構成員・オブザーバ）

- 1:意見を反映
 2:修正して反映
 3:反映しない
 4.「理由」において説明

章	項目番号	項目名	行番号	修正の種類 (追加・削除・その他)	修正前	修正後	修正の理由	対応方針	理由
1	4	標準準拠の基準	660-662	削除	定義すべき機能の範囲内で分類されていない機能は、カスタマイズ抑制、ベンダ間移行の円滑化の観点から、実装しない機能と同様のものとして位置付ける。		<p>「定義すべき機能の範囲内で分類されていない機能」（仕様書に記載されていない機能）を「実装しない機能同様のものとして位置付ける」（実装しない）ことは、各社の創意工夫を限定することになると考えますので、再考を希望します。</p> <p>（例えば、標準仕様に記載のない軽微なデータチェック機能を搭載していたら、準拠とならないのか。）</p> <p>また、住記標準の規定範囲から外すとされている「画面等専ら操作性に関わるもの」についても機能要件との違い、差別化としての許容範囲の基準を明確にしていただけますでしょうか。</p> <p>（市区町村、各ベンダ間の認識を統一するため）</p> <p>※令和2年5月29日付けの意見に掲載したものを、再考いただきたくため再掲しました。再掲理由を次の行（追加）に記します。</p> <p>①【実装すべき機能】【実装しない機能】のカテゴリがあれば、カスタマイズは抑制できます。また、標準化によってデータ構造が統一されるので、ベンダー間のシステム移行でも問題はありません。</p> <p>②標準仕様書に記載のない機能が搭載されていないことを第三者が確認することは実質不可能です。標準仕様準拠していることを確認できないことは、標準仕様空洞化する要因となります。</p>	2	<p>標準化の目的はカスタマイズの抑制であり、ベンダロックインの防止である。ベンダ各社の創意工夫によって、ベンダロックインとなり、標準化の目的が達成できなくなることは避ける必要がある。例示されたデータチェック機能が具体的にどのようなものか不明であるが、実装すべき機能を達成するために必要となる機能は実装可能である。また、「画面要件」及び「ヘルプやガイドの具体的内容等、業務遂行に必須ではなく専ら操作性に関する機能」については、本仕様書の対象外としている。</p> <p>このことを前提とし、ご意見を踏まえ、分類されていない機能のうち、自治体やベンダの創意工夫により新たな機能をシステムに試行的に実装させて機能改善の提案を行う場合は、当該試行について予め公表し、当該試行を本仕様書に盛り込む提案となることを条件にして実装することを可能とする。この旨、本仕様書に明記する。</p> <p>なお、再掲理由に関する当方の考え方は次のとおり。</p> <p>①検討会における議論を踏まえ、【実装すべき機能】【実装しない機能】【実装しても申しなくても良い機能】の3類型に分類して規定した。また、データ構造が標準化されても、ベンダ（システム）によって機能が異なれば、ベンダロックインにつながると考えられる。</p> <p>②標準仕様準拠しているかどうかは、一義的には、標準準拠システムの発注を受けた事業者において説明すべきものと考えている。</p>
1	4	標準準拠の基準	664~665	その他	【実装しない機能】及び分類されていない機能	【実装しない機能】	<p>かつて支援措置の機能が社会情勢の変化を踏まえ、自治体の自発的な要請によりトライ&エラーを繰り返しながら強化されていったことを踏まえると、定義すべき機能の範囲内で分類されていない機能を全て【実装しない機能】と見なすことは住民記録システムの自主的な発展・工夫が行えなくなることにつながるものと危惧しております。</p> <p>最終的には標準仕様準拠に取れんされることを前提に、一定期間は分類されていない機能を許容する仕組みが必要だと考えます。</p>	2	<p>標準化の目的はカスタマイズの抑制であり、ベンダロックインの防止である。ベンダ各社の創意工夫によって、ベンダロックインとなり、標準化の目的が達成できなくなることは避ける必要がある。このことを前提とし、ご意見を踏まえ、分類されていない機能のうち、自治体やベンダの創意工夫により新たな機能をシステムに試行的に実装させて機能改善の提案を行う場合は、当該試行について予め公表し、当該試行を本仕様書に盛り込む提案となることを条件にして実装することを可能とする。この旨、本仕様書に明記する。</p>
3	1.1.1	日本人住民データの管理の管理	1030-103	追加	住民記録システムにおいても和暦で管理することとする。	住民記録システムにおいても和暦で管理することとする。ただし、データベースに保持する形式として西暦も許容するが、入出力において和暦に変換する機能を有すること。	他業務含め、日本人・外国人問わず生年月日で処理、並び順の設定、を行うにあたりデータベースの格納形式は統一した方がよい。	1	御意見を踏まえて修正する。
3	1.1.1	日本人住民データの管理の管理	989-996	追加		改製年月日	事務所織要領の6 除票簿-(1) 除票簿の保存（法第15条の2）によると「ウ 改製前の住民票に記載する事項」-「改製前の住民票には、改製した旨及びその年月日を記入する。」	3	事由の生じた日に含まれる。
3	1.1.1	日本人住民データの管理の管理	977	その他	生年月日（和暦で管理すること。）	生年月日（和暦で表示すること。）	外国人同様、日付はデータベース上は西暦で管理していることが一般的であると考えられるため。（中間標準レイアウト上も生年月日は西暦で管理し、元号コードは別管理。）	3	検討会において整理済み

章	項目番号	項目名	行番号	修正の種類 (追加・削除・その他)	修正前	修正後	修正の理由	対応方針	理由
3	1.1.2	外国人住民データの管理		追加		氏名のカタカナ表記	標準仕様書上は、備考としての表記として管理項目としないという考え方があるが、印鑑登録登録の事務に影響が発生する。（印鑑は標準仕様書の対象外ではあるが、多くのベンダーが項目として管理しているのではないか）	3	備考の記載事項である「氏名のカタカナ表記」について他システムと連携可能としておく
3	1.1.2	外国人住民データの管理	1106	追加	氏名優先区分（氏名・通称のいずれを使用するか）	氏名優先区分（氏名・通称のいずれを使用するか） 尚、氏名優先区分は次の帳票には適用しない。住民票の写し、転出証明書・転出証明書に準ずる証明書、住民基本台帳の一部の写し（閲覧用）。	理由：本項目の使用目的等を明確化するため。 理由の説明：本項目は氏名を記載する帳票等で氏名または通称名の何れを使用するかを決定するものと考えます。但し、住民票の写し等で必ず記載をすることが定められている帳票が有り、全ての帳票に適用されるものではないと考えます。 また、1.1.19 郵送物送付コード でも同様の取り扱いをする項目が【実装してもしなくても良い機能】として記載されています。 要望事項等：本仕様書の内容を住民記録の機能に反映する場合に、齟齬が生じると想定されますので、使用目的、使用範囲を明確にして頂ける事を要望します。 尚、「修正後」に記載した内容は例であり、目的に応じて記載を変更して頂ければ差支えありません。	1	実装してもしなくても良い機能に変更
3	1.1.4	改製	1159	その他	任意のタイミングで手動改製ができること	—	改製によって作成される改製原住住民票（除票）は、住民記録データベースで管理するのか、除票用データベースで管理するのか明確な記載がありません。 改製した場合も、除票と同様に5年間は住民記録データベースに格納される認識でよろしいでしょうか。 また、上記の認識の場合、住民記録データベース内に同じ宛番号が重複して存在することになるが、この場合はどちらが最新であるか、どのように判断すべきでしょうか。	3	転出等による除票と同様の取扱いをされたい。
3	1.1.5	除票	1523	追加	転出予定年月日で削除されるまでは住民であるため、 転出予定年月日の前日まで除票ではなく通常の住民票として扱う必要があり、 住民票の写し証明書等の証明書を出力する際も、 現存者として残存世帯員とともに出力できる仕組み又は操作手段を有する		具体例の記載をお願いしたい。 世帯員A 世帯主 世帯員B 妻 世帯員C 父 ↓ 世帯員A 世帯主（転出予定） 世帯員B 子の妻 世帯員C 世帯主 予定中に世帯員Aを含む世帯の住民票はどうなるのか。 世帯員A 世帯主（転出予定） 世帯員B 世帯主 世帯員C 世帯主（転出予定） この場合の世帯員Aを含む世帯の住民票はどのようになるのか。 転出予定世帯の異動や世帯主変更、さらに転出予定世帯員がいる間にさらに異動届出があった場合など。	3	本文の記載より明らかであると考えられるため、原案を維持する。
3	1.1.6	空欄	1582-1583	追加	氏名については、出生届において氏名が未定であり、 空欄である場合があることから、異動事由が出生の場合に限り空欄が許容される。		この場合にCSに連携しないように制御するのか。氏名空欄は住民票の発行は可能か、可能である場合どのように住民票に表記するのか、など追記いただきたい。	3	前段については、出生届において氏名が未定の場合もCSとの連携を行うこととなり、氏名を空欄扱いとする場合は、ドットの外字を入力して連携することとなる。 後段については、法上、住民票の写しの交付請求において、請求対象者の氏名を明らかにすることとされており、氏名が空欄の住民票の写しを交付することはできない。
3	1.1.8	年月日の管理	1628	その他	生年月日については、暦上日以外の年月日を許容するとともに、不詳日を許容すること	—	生年月日に暦上日以外の入力が入力が許容されている一方で、以下のように年齢計算の機能が求められています。生年月日が暦上日以外の場合に、年齢をどのように取り扱うかを記載する必要があると考えます。	3	内部的に保有した日付に基づき判断する

章	項目番号	項目名	行番号	修正の種類 (追加・削除・その他)	修正前	修正後	修正の理由	対応方針	理由
3	1.1.16	支援対象者管理	1983~1986	追加	支援措置においては、申出がなされてから、支援措置の必要性を確認し、実際に支援措置を開始するまでの間も、被害者保護のために、仮支援措置が必要となる場合があり得、仮支援措置の有無についてもデータベース上確認できる必要がある。	支援措置においては、申出がなされてから、支援措置の必要性を確認し、実際に支援措置を開始するまでの間も、被害者保護のために、仮支援措置が必要となる場合があり得、仮支援措置の有無についてもデータベース上確認できる必要がある。この場合の期間は1か月を目安とし、必要に応じて前住所地、本籍地へ電話連絡する。	仮支援措置の有無だけではあまり意味がありません。現行運用での問題は仮支援の運用ルールが各市区町村ごとに異なるという点にあります。 ・仮支援の標準的な期間 ・仮支援時の連絡手段 を定めて頂きたいと記載しました。	1	3.4の実装すべき機能に反映
3	1.1.16	支援対象者管理	1991~1993	その他	現住所については、2つ前の住所地市区町村の住民票の写し等に被害者の現住所が記載されていることはないため、支援措置制度としては、1つ前の住所地市区町村まで支援措置を講ずれば足りることとなる。	現住所については、2つ前の住所地市区町村の住民票の写し等に被害者の現住所が記載されていることはないため、支援措置制度としては、1つ前の住所地市区町村まで支援措置を講ずれば足りることとなる。複数前の住所地に通知している団体が多いと考えられるが、今後は除票の保管期間が150年となり、複数前の住所地に支援措置を講ずると際限なく通知先が増加し、事務量も増加してしまうため、一つ前の住所地に限定するものである。	理由は正しいと考えますが、被害者感情を考えると難しい問題です。単純に制度的に問題ない、というだけではなく、潜在する問題として除票150年の法律に合わせてルールを明確化する方が、受け入れられやすいと考えます。	1	御意見を踏まえて修正する。
3	1.1.19	郵便物送付コード	2023~2033	その他	【実装してもしなくても良い機能】 郵便物送付コード（例：外国人住民について、郵便物の送付先の記載として通称のみを希望するか、本名のみを希望するか。）を管理すること。	【実装してもしなくても良い機能】 郵便物送付コード（例：外国人住民について、納税通知書等の郵便物の送付先の記載として通称のみを希望するか、本名のみを希望するか。）を管理すること。及び、他のシステムへの連携を実施すること。	理由：本項目の使用目的等を明確化するため。 理由の説明：郵送物送付コードは 1.1.2 外国人住民データの管理のうち「氏名優先区分（氏名・通称のいずれを使用するか）」と類似の内容です。しかしながら、郵送物送付コードは「実装してもしなくても良い機能」に分類されています。 1.1.2 外国人住民データの管理 との関係が不明で、矛盾しているようにも読み取れます。 要望事項等：本仕様書の内容を住民記録の機能に反映する場合に、齟齬が生じると想定されますので、使用目的、使用範囲を明確にして頂ける事を要望します。 尚、「修正後」に記載した内容は例であり、目的に応じて記載を変更して頂ければ差支えありません。	3	1.1.2を実装してもしなくても良い機能に変更。なお、他業務連携については対応しない。
3	4.0.8	審査・決裁	2960~29	追加		実装した上で自治体が利用を選択できることとしても差し支えない。	小規模市町村の場合は、一人の職員で異動処理から発行処理をおこなっているなどの事情により、審査・決裁が必要になると、今よりも住民を待たせることになるとの懸念があるため。	3	決定に決裁は必要と考える（管理権限による対応も可能。）
3	4.1.2	転居	3244	その他	—	庁内の任意の住所を指定して、転居として処理できること。	一般的な転居の記載がないため追加します。	3	4.0.1に記載済み
3	4.1.3	転出	3279	その他	住基カード又は個人番号カード保有者の転出においては、継続利用の有無を入力し、転出証明書に記載できること。	—	6274行目の転出証明書サンプルの「個人番号カード又は住基カード」欄に継続利用の有無を掲載するのでしょうか？この欄はカード情報の有無を掲載すると考えていました。運用方法が不明瞭です。	3	「個人番号カード又は住基カード」欄における所持の有無により、継続利用の有無を判断されたい。
3	4.1.4.3	事実上の世帯主	3555	その他	事実上の世帯主を管理し	—	「1.1.1日本人住民データの管理」に事実上の世帯主の項目がありません。	3	統合記載欄において管理してください
3	5.2	世帯員の並び順	4453	追加	び順が先になる。	び順が先になる。ただし、子が複数人おり、子の配偶者が準婚や外国人世帯員の場合は判断できないため、子の家族が複数と見なさなくても差し支えない。	住民票には"家族"の関係はわかりません。近似するのは"筆頭者が同一の世帯員"であることです。しかし、準婚・外国人世帯員の場合は"筆頭者が同一の世帯員"に当てはまりません。 そのため、4449行目にある「第2順位に属する家族が複数ある場合」を検出することはできてもグループを作ることができないケースがあります。準婚もしくは外国人配偶者の場合、かつ、子が複数の場合は、どの子の配偶者が判断がつかないケースです。この例のように判断がつかない場合、第2順位は家族のグルーピングを設定しない前提として頂きたい所存です。	3	任意で設定できることとしており、ご指摘の場合についても自動で並び順を設定できるようにする必要はない。

章	項目番号	項目名	行番号	修正の種類 (追加・削除・その他)	修正前	修正後	修正の理由	対応方針	理由
3	5.5	発行番号	4568	その他	20200502 ●●市 本庁 1 プリンタ 001 011 1/2	—	発行番号は、6650行目のサンプルでは「証 *** 号」という部分のことを指しているのでしょうか？記載方法が一致していません。	1	様式帳票を修正する。
3	7.1.1.3	カード管理状況	4808	削除	券面記載の対象とするカード類は、個人番号カード、住基カード、在留カ	券面記載の対象とするカード類は、個人番号カード、在留カ	住基カードはほぼ個人番号カードに置き換わっています。また、住基カードのサインパネル領域は自治体が決めたため、全国一律の様式とはなっており、カスタマイズの温床となってしまいます。今後は不要であることから、カードプリンタの対象外として頂きたいです。	3	有効な住基カードは現存していることから、必要な機能を実装することとする。
3	7.1.1.4	カード管理システム連携	4858	追加		(該当行の文の冒頭に以下を加える) マイナンバーカードの送付先情報の住基ネットCSへの連携については	言葉足らずで何を指しているのか不明確である。	1	御意見を踏まえて修正する。
3	7.2.1	地域情報プラットフォーム標準仕様に基づく連携	4934-4949	追加		連携先システムが住民基本台帳システムと同一パッケージを利用する等の際には庁内連携でも地域情報プラットフォームに従った連携とせず、同一DB内の情報参照する等の利用するパッケージ標準の方式でも構わない。	庁内他業務連携において、全てを地域情報プラットフォームを利用した連携とすると、システムが煩雑なものとなり、コスト増やシステム故障を招きやすいため。	3	標準化の目的に反する。
4	20.0.1	様式・帳票全般	5967~5968	その他	・個人番号カード交付再申請依頼通知書 ・個人番号カード交付再申請依頼通知書	5946行目へ移設	同じ帳票名が2行あります。 個人番号カード交付再申請依頼通知書は、J-LISより送付先情報突合結果通知の運用として指示されている帳票です。住記システムに組み込まなければ、ワープロで作成するしかありません。【実装してもしなくても良い機能】に移設するべきではないでしょうか。	2	1点目は、記載誤りのため修正する。 2点目は、J-LISの既存住基改造仕様書に規定されていることから【実装してもしなくても良い機能】とした「送付先情報突合結果通知」と同様、【実装してもしなくても良い機能】とする。
4	20.1.1	住民票の写し	6575	その他			異動履歴が次頁までまたがる場合には、異動履歴のみの頁と考えて良いか。	1	2ページ目以降は氏名欄と統合記載欄のみとする。また、20.1.1において2ページに渡る際のレイアウト案を示す。
4	20.1.1 20.1.2	住民票の写し 住民票の写し（世帯連記式）	6518	その他			「届出日」項目に印字する届出日は何の届出日であるか補足が必要。	1	御意見を踏まえ、レイアウトに以下のコメントを追加 1 「『届出日』には直近の転入もしくは転居の届出を行った年月日を記入すること」
4	20.1.2	住民票の写し（世帯連記式）	6649	その他			例示において、「住所を定めた年月日」がすべて空欄になっている。少なくとも世帯員の3番目の対象者は印字されるのではないか。	1	御意見を踏まえて記載例を修正する
4	20.5.6	転入通知未着照会書	6904	その他			宛先〇〇長 〇〇 〇〇様となっているが、相手先の首長の氏名までは管理できない。	1	御意見を踏まえ、「●●市長 様」等に修正する。
4	20.5.7	転入通知未着者一覧	6915	その他			内部帳票において、個人番号・住民票コードのあえて機密性の高い項目の印字が必要か。むしろ、宛名番号・世帯番号の方がシステムにおける照会などを考慮した場合利便性がよいのではないか。	1	個人番号と住民票コードはいずれか一方で足りるため、御指摘を踏まえ、個人番号の欄は削除することとする。
4	20.5.8	職権記載等通知書	6926	その他			続柄が「長男」となっているが戸籍上の続柄を印字する想定か、誤記載か。記載例2の場合、通知先には住民はいないと思われるが通知はどのようなケースを想定しているか。	1点目 →1 2点目 →3	1点目は、「子」に修正する。 2点目は、通知先に他の世帯員がいる場合があり得るほか、通知先に住民がいなかった場合には通知に代えて公示をすることになるので、原案のとおり支障ないとする。

その他ご意見（準構成員・オブザーバ）

- 1:意見を反映
- 2:修正して反映
- 3:反映しない
- 4:「理由」において説明

ご意見等の項目	関連項目	頁	ご意見	対応方針	理由
1-1〔標準仕様書〕標準仕様書の使い方に関すること	第1章4 (2)標準準拠の基準	24	【住民記録システム標準仕様書】の「4-(2)標準準拠の基準」に、『本仕様書に準拠しているかどうか』の記載がございます。 各事業者のシステムが標準仕様に準拠しているかどうかを検査・認定する機関等を設ける予定はございますでしょうか。また、この予定がある場合にどのような検査を行う予定であるか情報提供をお願いいたします。	4	今後検討する予定。
1-4〔標準仕様書〕上記以外のこと	第1章4 (2)標準準拠の基準	24	標準仕様書には、指定都市に関する機能仕様が規定されておりますが、事業者によっては、サポートに時間を要する場合または中核市以下の市町村を対象にパッケージ開発を行うことが想定されます。この場合、指定都市の機能が実装されていなくても標準仕様に準拠していると見なされるのか確認させて下さい。	4	本仕様書の対象自治体は、全ての市区町村としているが、指定都市等の区分に応じて異なる要件のものもある。例えば、指定都市において実装すべき機能としているものについては、指定都市以外の市区町村が導入するシステムに実装されていなくても、標準仕様書に準拠していることになる。
3-1〔その他〕配慮すべきことや工夫すべきこと	第1章4 (2)標準準拠の基準	24	660-662行目「定義すべき機能の範囲内で分類されていない機能は、カスタマイズ抑制、ベンダ間移行の円滑化の観点から、実装しない機能と同様のものとして位置付ける。」という記載の削除について再検討いただけませんか。 例えば、3254行目「4.1.2 転居」には「4.1.2.1 同一住所への転居」しか記載されていません。したがって、一般的な転居（別住所への転居）は「実装しない機能」として分類され、システムに実装できないこととなります。こうした点について今まで指摘がなかったのは、記載のない事項については実装してもよいことが暗黙の前提となっていたと推測されます。 この記載を仕様書に残すのであれば、曖昧な表現をなくし、システムとして実装すべき機能をすべて漏れなく限定列挙して記載すべきであると考えます。	2	標準化の目的はカスタマイズの抑制であり、ベンダロックインの防止である。このことを前提とし、ご意見を踏まえ、分類されていない機能のうち、自治体やベンダの創意工夫により新たな機能をシステムに試行的に実装させて機能改善の提案を行う場合は、当該試行について予め公表し、当該試行を本仕様書に盛り込む提案となることを条件にして実装することを可能とする。この旨、本仕様書に明記する。 なお、ご指摘の転居について、届出に関する機能のうち特に転居の場合に必要な機能として、4.1.2において同一住所への転居について規定しているが、別住所への転居については一般的な機能であり、「4.1.0.1届出に基づき住民票の記載等」において規定している。
1-1〔標準仕様書〕標準仕様書の使い方に関すること	第1章4 (2)標準準拠の基準	24	標準仕様書に準拠したシステムを開発するにあたり、【実装すべき機能】においては、実装は必須であるが、その使用が必須かどうかについては明確な記載がされていない。開発ベンダーによっては、実装した上で自治体が利用を選択できる機能とする可能性もあり、この点でベンダごとに優位性が発生しかねないため、【実装すべき機能】＝「使用必須」であればその旨を明記していただきたい。あるいは、ベンダ毎の判断が可能であるならその旨を明記していただきたい。	2	御意見を踏まえ、第1章4(2)の最後に、「なお、実装すべき機能のうち、法令上必ず使用しなければならぬ機能と必ずしも使用しなくてもよい機能があり、個別に判断する必要がある。」と加筆する。

ご意見等の項目	関連項目	頁	ご意見	対応方針	理由
3-2〔その他〕標準化の取組全般について	第1章4 (4) 本仕様書の改定	26	701行目「(4) 本仕様書の改定」で「関係者が関与する」ための組織体には、法制度改正内容の確認、業務改善に関する自治体やベンダーの要望吸い上げ、仕様の討議、優先順位付け、仕様書作成等の機能が必要です。さらに、改定された仕様を業務に適用するために自治体から、また、システムに実装する際にはベンダーから、それぞれ問合せが発生する可能性があるため、それに対応する機能も必要です。	4	今後の取組の参考とする。
3-1〔その他〕配慮すべきことや工夫すべきこと	30.1データ構造	349	7032行目に「※データ構造の標準化の具体的な内容については、別途検討する。」とあります。具体的な内容の提供時期をご提示ください。データ構造やコード定義はシステムの根底的な部分であり、これを標準仕様に準拠させるにはシステムの再構築に近い開発工数が必要となります。各社とも今後の製品計画を見直す必要があるため、データ構造の標準化の具体的な内容はできるだけ早くご提供いただけますでしょうか。	4	除票データベースについては、住民記録システム標準仕様書の決定・公表時に合わせて決定する予定。また、標準データ構造については、どのように検討するのかも含めて未定。
1-1〔標準仕様書〕標準仕様書の使い方に関すること	30.2文字	350	文字の扱いについて、庁内情報連携では必ずしも文字情報基盤文字で連携するのではなく、連携先システムとの文字変換を担保でき、自治体、連携先システムベンダーの合意があれば、既存システムで利用している文字等利用して良いとするのがコスト増を招かず、スムーズで齟齬のない連携が可能となるのではないのでしょうか？	3	文字情報基盤文字の活用で統一することに意義があると考えます。
3-2〔その他〕標準化の取組全般について	30.2文字	350	文字の規定が頻繁に更新されると、メンテナンスのためにコスト増を招く恐れがある。各業務システムを分割調達する方針で導入時期が異なる場合等、自治体内で仕様統一を図るのは困難であると考えられます。規定は変更になる度に最新化するとすると先に導入したシステムの業務データを変更の度にコンバートする作業が発生します。自治体毎にいつ時点の文字仕様を採用するか取り決めるものとする方法だと、どんどん陳腐化する恐れもありますし、事業者から見ると各団体で異なるバージョンの文字を利用するということになるので複数バージョンの文字に常に対応しなければならないことになりコスト増を招く恐れがあります。 自治体向けには総務省様側で5～10年に一度のみ標準仕様としてその時点のIPA文字基盤を取入れるものとして自治体へ公開する対策とするのはいかがでしょうか？	3	今後他システムにおける検討状況も踏まえつつ、横断的に対応を検討したい。
1-4〔標準仕様書〕上記以外のこと	その他		標準仕様書内に「～等」という表現が多々見受けられます。「定義すべき機能の範囲内で分類されていない機能は、カスタマイズ抑制、ベンダ間移行の円滑化の観点から、実装しない機能と同様のものとして位置付ける。」という標準準拠の基準を前提とするなら、「～等」という表現は廃止し、実装する機能をすべて漏れなく限定列挙して記載すべきと考えます。	4	御意見のとおり、カスタマイズを抑制するため、実装すべき機能については、可能な限り「等」をなくすことが望ましいと考えている。
1-2〔標準仕様書〕システムの調達・運用に関すること	その他		【住民記録システムの標準化について】の「3ページ目：検討経緯・今後の予定」に、『全国の市区町村が、令和4年度以降を目途に、標準準拠システムに順次移行』、『法令に根拠を持つ標準を設け、各事業者は当該標準に則ったシステムを開発して全国的に利用可能な形で提供することとし、地方公共団体は原則としてこれらの標準準拠システムのいずれかを利用する』の記載がございます。事業者として、標準仕様書に準拠したシステムの開発スケジュール、地方公共団体への導入スケジュール策定のために法令施行予定（内容、施行日）につきまして情報提供をお願いいたします。	4	今後検討する。
3-2〔その他〕標準化の取組全般について	？		今後の予定について、「各事業者が標準仕様書に準拠したシステムを開発し、全国の市区町村が、令和4年度以降を目途に、標準準拠システムに順次移行していくことを想定。」とあります。標準準拠システムへの対応のための期間等は特に具体的に定めず、上記想定範囲内で各事業者に判断を委ねるといっていいのでしょうか。もしくは大日程程度のスケジュールが提示されるご予定でしょうか。選ぶ側（自治体）としても、期限的な基準のようなものが有ったほうが判断しやすいかと思ひ、意見でなく申し訳ありませんがご質問させていただきます。	4	各団体のシステム更改時期までに標準準拠システムに移行することを想定しているが、現時点においては、期限を切っているものではない。

非機能要件（案）について

- 1:意見を反映
- 2:修正して反映
- 3:反映しない
- 4.「理由」において説明

項目番号	項目名	行番号	修正の種類	修正前	修正後	修正の理由	意見発出者	区分	対応方針	理由
A.1.1.X	選択レベル	0	追加			IPA非機能要求グレードのA.1.1.Xの各項目は、住民記録システムの運用形態の定義にとって重要であり、本仕様書においても定義すべきため。C.1.1.Xの運用・保守性と重複する部分はあるが、業務運用とシステム管理のそれぞれの視点から整合性を確保しつつ定義すべきと考える。なお、運用時間は7:30-21:00が適当と考える。	住基担当課	中核市等	3:反映しない	A.1.1.Xの各項目は、C.1.1.Xの項目に含まれているため、不要と整理しています。
A.1.2.X	選択レベル	0	追加			A.1.3.2のRTOでの復旧時間等は、本来本項で要件定義する業務の継続要件対策を実施していないケースでの復旧時間等であり、本項がなければ大きく意味合いが異なってくるため。	住基担当課	中核市等	2:修正して反映	A.1.3.2の項目は、主にハードウェア・ソフトウェアが故障した際の復旧までの目標時間ですが、想定外の場合における目標時間でもあるため、A.1.2.Xの内容は不要と整理していたところですが、ご指摘を踏まえ、このことを明確化する観点から、備考欄にその旨を記載しました。
A.1.3.1	選択レベル		その他	RPO（目標復旧地点） レベル2（1営業日前の時点）	RPO（目標復旧地点） レベル3（障害発生時点）	本市では、【標準非機能要件】に示された基準より1レベル上をSLAにて定めて運用しているため。	住基担当課	指定都市	3:反映しない	各自治体は、標準非機能要件の各項目の「選択時の条件」において示す、[+]の条件に合致する場合には、選択レベルを変更することが可能です。ご指摘の事項はその中で対応可能ですので、標準仕様の選択レベルは、現状のままとします。
市 A.1.3.1	選択レベル	0	その他	選択レベル2	選択レベル3	当日分のデータを紙ベースの申請書等から再入力することを想定した場合、翌日も業務が通常通り開始できない可能性があるため。なお、「アーカイブからの復旧」との記述は何のアーカイブなのか不明である。	住基担当課	中核市等	2:修正して反映	各自治体は、標準非機能要件の各項目の「選択時の条件」において示す、[+]の条件に合致する場合には、選択レベルを変更することが可能です。ご指摘の事項はその中で対応可能ですので、標準仕様の選択レベルは、現状のままとしますが、アーカイブについての説明をレベル3の欄に追記しました。
A.1.3.2	選択レベル	0	その他	2 12時間以内	3 6時間以内	迅速な復旧が求められるシステムにおいて12時間の停止は影響が非常に大きいため。	情報政策担当課	中核市等	2:修正して反映	各自治体は、標準非機能要件の各項目の「選択時の条件」において示す、[+]の条件に合致する場合には、選択レベルを変更することが可能です。ご指摘の事項はその中で対応可能ですので、標準仕様の選択レベルは、現状のままとしますが、より要件を明確化するため、客観的な記載に修正しました。
等 A.1.3.2	選択レベル		その他	2 12時間以内	3 6時間以内	住民記録システムは自治体の基幹システムであり、全開庁時間停止した場合、関係部署の事務手続きも含め、多大な市民サービス低下が生じるため。	情報政策担当課	中核市等	2:修正して反映	各自治体は、標準非機能要件の各項目の「選択時の条件」において示す、[+]の条件に合致する場合には、選択レベルを変更することが可能です。ご指摘の事項はその中で対応可能ですので、標準仕様の選択レベルは、現状のままとしますが、より要件を明確化するため、客観的な記載に修正しました。
A.1.3.2	選択レベル		その他	RTO（目標復旧時間） レベル2（12時間以内）	RTO（目標復旧時間） レベル3（6時間以内）	本市では、【標準非機能要件】に示された基準より1レベル上をSLAにて定めて運用しているため。	住基担当課	指定都市	2:修正して反映	各自治体は、標準非機能要件の各項目の「選択時の条件」において示す、[+]の条件に合致する場合には、選択レベルを変更することが可能です。ご指摘の事項はその中で対応可能ですので、標準仕様の選択レベルは、現状のままとしますが、より要件を明確化するため、客観的な記載に修正しました。
A.1.3.2	選択レベル	—	その他	2 12時間以内	3 6時間以内	仮に17時に障害が発生した場合、復旧が翌朝5時では、その後の動作テスト及び障害発生当日分のデータ再入力を8時30分の開庁時刻までに完了できない可能性が高いため	住基担当課	中核市等	2:修正して反映	各自治体は、標準非機能要件の各項目の「選択時の条件」において示す、[+]の条件に合致する場合には、選択レベルを変更することが可能です。ご指摘の事項はその中で対応可能ですので、標準仕様の選択レベルは、現状のままとしますが、より要件を明確化するため、客観的な記載に修正しました。
A.1.3.X	選択時の条件	0	その他			本項は、A.1.2.Xで要件化する仮想化技術やクラスタ技術を利用した冗長構成等によってもデータ復旧等ができないケースでの目標復旧水準であることを明記すべきである。（A.1.2.Xの項参照）	住基担当課	中核市等	3:反映しない	本項については、修正の理由に記載されているような特定のケースを想定した目標復旧水準ではなく、また、目標復旧水準を満たすための方法はさまざまに考えられることから、特定の方法を指定すべきではないと考えています。
A.1.4.1	選択レベル	—	その他	2 一ヶ月以内に再開	4 3日以内に再開	本市の「業務継続計画【地震編】」においては、住民基本台帳システムを含む基幹行政システム運用業務を、発災後3日以内に着手しなければならぬ業務として位置付けているため	住基担当課	中核市等	2:修正して反映	大規模災害の場合、一週間以内の再開は困難ですが、ご指摘を踏まえ、復旧までの間に業務に必要なデータについては、バックアップデータから必要なデータを抽出することを条件に追加しました。また、総務省のICT-BCP初動版に従い、住民記録システム等、住民の安否確認に必要なデータを持つシステムについては、発災後72時間以内に、必要なデータを自治体から利用できる形式で提供することを追記しました。

項目番号	項目名	行番号	修正の種類	修正前	修正後	修正の理由	意見発出者	区分	対応方針	理由
A.1.4.1	選択レベル	0	その他		2	3 大規模災害時でも最低限の機能は一週間以内に再開しないと業務が困難と思われるため。	情報政策担当課	指定都市	2:修正して反映	大規模災害の場合、一週間以内の再開は困難ですが、ご指摘を踏まえ、復旧までの間に業務に必要なデータについては、バックアップデータから必要なデータを抽出することを条件に追加しました。 また、総務省のICT-BCP初動版に従い、住民記録システム等、住民の安否確認に必要なデータを持つシステムについては、発災後72時間以内に、必要なデータを自治体可以利用できる形式で提供することを追記しました。
A.1.4.1	選択レベル	0	その他	選択レベル2	選択レベル4	住民記録システムは罹災状況管理のための基礎データであるから、1日も早い復旧が必要であり、救命フェース直後には稼働していることが望ましい。ただし、災害対策系のシステムが別途稼働していて、発災直前の必要データがそちらにコピーされていれば、レベルを落とすことが可能である。	住基担当課	中核市等	2:修正して反映	大規模災害の場合、一週間以内の再開は困難ですが、ご指摘を踏まえ、復旧までの間に業務に必要なデータについては、バックアップデータから必要なデータを抽出することを条件に追加しました。 また、総務省のICT-BCP初動版に従い、住民記録システム等、住民の安否確認に必要なデータを持つシステムについては、発災後72時間以内に、必要なデータを自治体可以利用できる形式で提供することを追記しました。
A.1.4.1	選択レベル	0	その他	一ヶ月以内に再開	一週間以内に再開	総務省が示すICT-BCP初動版は、被災後72時間以内に開始される業務を対象に作成されており、基幹系業務システムを用いる業務の多くは対象となると思われる。 システム利用が必須ではないが、電源及びネットワークが利用できることが前提に、もう少し短期間での復旧を目標とすべきだと考える。	情報政策担当課	中核市等	2:修正して反映	大規模災害の場合、一週間以内の再開は困難ですが、ご指摘を踏まえ、復旧までの間に業務に必要なデータについては、バックアップデータから必要なデータを抽出することを条件に追加しました。 また、総務省のICT-BCP初動版に従い、住民記録システム等、住民の安否確認に必要なデータを持つシステムについては、発災後72時間以内に、必要なデータを自治体可以利用できる形式で提供することを追記しました。
A.1.4.1	選択時の条件		追加	電源及びネットワークが利用できることを前提に、遠隔地に設置された予備機とバックアップデータを利用して復旧することを想定。機能は、業務が再開できる最低限の機能に限定する。	電源及びネットワークが利用できることを前提に、遠隔地に設置された予備機とバックアップデータを利用して復旧することを想定。機能は、業務が再開できる最低限の機能に限定する。また、復旧までの間、バックアップデータから必要なデータをCSV形式等で提供する。	復旧までの間、住民情報等が無いと被災対応ができない為	情報政策担当課	一般市等	2:修正して反映	大規模災害の場合、一週間以内の再開は困難ですが、ご指摘を踏まえ、復旧までの間に業務に必要なデータについては、バックアップデータから必要なデータを抽出することを条件に追加しました。 また、総務省のICT-BCP初動版に従い、住民記録システム等、住民の安否確認に必要なデータを持つシステムについては、発災後72時間以内に、必要なデータを自治体可以利用できる形式で提供することを追記しました。
A.1.5.1	選択レベル	0	その他		3	4 1回当たり6時間程度停止×2回/年は許容できない	情報政策担当課	指定都市	2:修正して反映	各自治体は、標準非機能要件の各項目の「選択時の条件」において示す、[+]の条件に合致する場合には、選択レベルを変更することが可能です。 ご指摘の事項はその中で対応可能ですので、標準仕様の選択レベルは、現状のままとしますが、より要件を明確化するため、客観的な記載に修正しました。
A.1.5.1	選択レベル	0	その他	選択レベル3	選択レベル5	住民記録システムは、IPA非機能要求グレードの「モデルシステム」のうち「社会的影響が限定されるシステム」以上の重要性があるため。このためのコストを低減するためにも本仕様書により、多くの自治体が同じクラウドサービスを利用するようになることを期待している。	住基担当課	中核市等	2:修正して反映	住民記録システムは、IPA非機能要求グレードの「モデルシステム」のうち「社会的影響が限定されるシステム」と認識しています。 各自治体は、標準非機能要件の各項目の「選択時の条件」において示す、[+]の条件に合致する場合には、選択レベルを
A.1.5.1	選択レベル	0	その他		3	4 現在の運用において、年間12時間程度の停止は許容できないため。	情報政策担当課	中核市等	2:修正して反映	各自治体は、標準非機能要件の各項目の「選択時の条件」において示す、[+]の条件に合致する場合には、選択レベルを変更することが可能です。 ご指摘の事項はその中で対応可能ですので、標準仕様の選択レベルは、現状のままとしますが、より要件を明確化するため、客観的な記載に修正しました。
A.3.1.1	選択レベル	0	その他		2	3 災害が発生してから再構築を行うことにすると、構築完了までかなりの時間が経過することが予想されるため、必要最低限の構成は予め保持するべきと考えるため。	情報政策担当課	中核市等	3:反映しない	クラウドサービスの場合、データセンターは他の場所よりもより再構築が容易な場所にあるとの前提でレベルを設定しています。 ただし、政府システムのクラウド利用に関するセキュリティの要件等においては、現在、関係省庁において検討中と承知しており、こうした検討結果が明らかになった際には、本標準非機能要件への反映についても検討することとします。
A.3.1.1	選択時の条件	0	その他			・「同一の構成で情報システムを再構築」よりも「限定された構成をDRサイトで構築」の方がレベルが高いことの意図が不明であるため。 ・大規模災害時においてシステムを同じ場所に構築するには大きな制約がある可能性が高い。仕様として定義しても実現できないのではないかと考えられる。また、特にクラウドを前提とした場合、国内であればどこに構築するかは重要ではないのではないか。	住基担当課	中核市等	3:反映しない	クラウドサービスの場合、データセンターは他の場所よりもより再構築が容易な場所にあるとの前提でレベルを設定しています。 ただし、政府システムのクラウド利用に関するセキュリティの要件等においては、現在、関係省庁において検討中と承知しており、こうした検討結果が明らかになった際には、本標準非機能要件への反映についても検討することとします。

項目番号	項目名	行番号	修正の種類	修正前	修正後	修正の理由	意見発出者	区分	対応方針	理由
A.3.2.2	選択時の条件	0	削除	・媒体による保管 ・同一システム設置場所内の別ストレージへのバックアップ		・使用媒体についてのレベルを定めているのか、保管場所についてのレベルを定めているのか不明確であるため、項目自体の修正が必要。 ・大規模災害時を想定したデータ、プログラムのバックアップ場所としては、不適切だと考えられるため。	住基担当課	中核市等	3:反映しない	メトリクス説明にて、「地震、水害、テロ、火災などの大規模災害発生により被災した場合に備え、データ・プログラムを運用サイトと別の場所へ保管するための方法。」と記載されており、保管方法（外部保管データ）についての記載であることは明確です。
A.3.2.2	選択レベル	0	その他	1 同一システム設置場所内の別ストレージへのバックアップ	※A.3.2.1と併せてレベルの見直し	『レベル1』の方が『レベル0（媒体による保管）かつ遠隔地保管』より可用性は低くなると想定されるため。	情報政策担当課	中核市等	3:反映しない	媒体による保管の場合、ストレージからのデータ保存・復元等の作業が必要であるため、同一システム設置場所内の別ストレージへのバックアップが、媒体による保管よりも必ずしも可用性が低いというわけではないとの認識しています。
B.2.1.4	選択レベル	—	その他	レベル3：3秒以内	レベル4：1秒以内	住基ネットワークにてアクセス負荷での不具合が多発しており、住基ネットワークの二の舞にならないよう、ある程度高機能のハードウェアを用意しておく必要性は高いと感じるため	住基担当課	一般市等	3:反映しない	不具合とレスポンスタイムについては、別の問題であるとの認識しています。
B.2.1.4	選択レベル	0	その他	3 3秒以内	4 1秒以内	円滑な運用のため	住基担当課	中核市等	2:修正して反映	各自治体は、標準非機能要件の各項目の「選択時の条件」において示す、[+]の条件に合致する場合には、選択レベルを変更することが可能です。 ご指摘の事項はその中で対応可能ですので、標準仕様の選択レベルは、現状のままとしますが、より要件を明確化するため、客観的な記載に修正しました。
B.2.1.5	選択レベル	—	その他	レベル2：5秒以内	レベル3：3秒以内	B2.1.4と同様	住基担当課	一般市等	2:修正して反映	各自治体は、標準非機能要件の各項目の「選択時の条件」において示す、[+]の条件に合致する場合には、選択レベルを変更することが可能です。 ご指摘の事項はその中で対応可能ですので、標準仕様の選択レベルは、現状のままとしますが、より要件を明確化するため、客観的な記載に修正しました。
B.3.X.X	選択時の条件	0	追加			クラウドサービスを前提とした要件であり、従来オンプレミスでシステムを導入していた自治体担当者が定義した経験が少ない要件であり、その標準要件を示すことは、本仕様書の目的に適合したものであるため。	住基担当課	中核市等	3:反映しない	B.3.X.Xは、リソース拡張性についての内容であり、クラウド利用団体が直接指定する必要がない項目であると整理しています。
C.1.1.1	選択レベル		その他	定時内での利用（1日8時間程度利用）	定時外も頻繁に利用（1日12時間程度利用）	夜間開庁窓口等の為、定時後のシステム延長利用が、ほぼ毎日申請されている為	情報政策担当課	一般市等	2:修正して反映	各自治体は、標準非機能要件の各項目の「選択時の条件」において示す、[+]の条件に合致する場合には、選択レベルを変更することが可能です。 ご指摘の事項はその中で対応可能ですので、標準仕様の選択レベルは、現状のままとしますが、より要件を明確化しました。
C.1.1.1	選択レベル	0	その他		1	3 窓口業務が通常17：15までのところ、毎週曜日は延長して19：00まで行ったり、残業もあるため。	情報政策担当課	指定都市	2:修正して反映	窓口業務が19時まで行う場合や、残業をする場合であっても24時間利用までは不要と考えます。 各自治体は、標準非機能要件の各項目の「選択時の条件」において示す、[+]の条件に合致する場合には、選択レベルを変更することが可能です。
C.1.1.1	選択レベル	0	その他	選択レベル1	選択レベル2 (1日13.5時間程度利用)	A.1.1.Xの項参照。	住基担当課	中核市等	2:修正して反映	各自治体は、標準非機能要件の各項目の「選択時の条件」において示す、[+]の条件に合致する場合には、選択レベルを変更することが可能です。 ご指摘の事項はその中で対応可能ですので、標準仕様の選択レベルは、現状のままとしますが、より要件を明確化しました。
C.1.1.1	選択レベル	0	その他		1	2 窓口終了後もシステム入力を行っているため。	情報政策担当課	中核市等	2:修正して反映	各自治体は、標準非機能要件の各項目の「選択時の条件」において示す、[+]の条件に合致する場合には、選択レベルを変更することが可能です。 ご指摘の事項はその中で対応可能ですので、標準仕様の選択レベルは、現状のままとしますが、より要件を明確化しました。
C.1.1.1	選択レベル	0	その他	1 定時内での利用（1日8時間程度利用）	2 定時外も頻繁に利用（1日12時間程度利用）	多くの自治体で時間外窓口、休日窓口が運用されている現状を鑑みてほしい 導入の結果住民サービス低下につながる場合、多くの自治体は本システムを導入することは困難になってしまう。	住基担当課	中核市等	2:修正して反映	各自治体は、標準非機能要件の各項目の「選択時の条件」において示す、[+]の条件に合致する場合には、選択レベルを変更することが可能です。 ご指摘の事項はその中で対応可能ですので、標準仕様の選択レベルは、現状のままとしますが、より要件を明確化しました。
C.1.1.2	選択レベル		その他	規定なし（原則利用しない）	定時外も頻繁に利用（1日12時間程度利用）	休日の窓口開庁等で、休日のシステム利用が頻繁にある為	情報政策担当課	一般市等	1:意見を反映	休日開庁を行っている自治体が定時（開庁時間）外も利用することがあり得ることから、レベルを1段階あげ、[+]の条件に合致する場合には12時間程度利用可能にするよう修正しました。

項目番号	項目名	行番号	修正の種類	修正前	修正後	修正の理由	意見発出者	区分	対応方針	理由
C.1.1.2	選択レベル	0	その他		0	3 休日に窓口業務を行ったり、残業もあるため。	情報政策担当課	指定都市	1:意見を反映	休日開庁を行っている自治体が定時（開庁時間）外も利用することがあり得ることから、レベルを1段階あげ、[+]の条件に合致する場合には12時間程度利用可能にするよう修正しました。
C.1.1.2	選択レベル	0	その他		0	1 平日に窓口に来れない住民のために、休日開庁を行っているため。	情報政策担当課	中核市等	1:意見を反映	休日開庁を行っている自治体が定時（開庁時間）外も利用することがあり得ることから、レベルを1段階あげ、[+]の条件に合致する場合には12時間程度利用可能にするよう修正しました。
C.1.1.2	選択レベル	0	その他	0 規定無し（原則利用しない）	2 定時外も頻繁に利用（1日12時間程度利用）	多くの自治体で時間外窓口、休日窓口が運用されている現状を鑑みてほしい 導入の結果住民サービス低下につながる場合、多くの自治体は本システムを導入することは困難になってしまう。	住基担当課	中核市等	1:意見を反映	休日開庁を行っている自治体が定時（開庁時間）外も利用することがあり得ることから、レベルを1段階あげ、[+]の条件に合致する場合には12時間程度利用可能にするよう修正しました。
C.1.1.2	選択レベル	0	その他	レベル0 規定無し（原則利用しない）	レベル1 定時内での利用（1日8時間程度利用）	毎月第2、4土曜は午前のみ開庁することが通例となっており、他の自治体でも土日開庁している自治体が増えているため。	住基担当課	指定都市	1:意見を反映	休日開庁を行っている自治体が定時（開庁時間）外も利用することがあり得ることから、レベルを1段階あげ、[+]の条件に合致する場合には12時間程度利用可能にするよう修正しました。
C.1.2.3	選択時の条件	0	その他	【注意事項】 職員の入力ミスを想定した変更・削除したファイルの復旧の場合、情報システムとしては正常に完了してしまった処理を元に戻さなければならないため、ファイルサーバ以外の情報システムでは実現できないと考えて良い。		【注意事項】として記載されている内容は、必ずしもファイルサーバでなくとも実現できるので、削除した方が良い。	住基担当課	中核市等	2:修正して反映	いただいた意見を踏まえ、注意事項について、ファイルサーバの記載を削除し、記載内容が明確になるよう修正しました。
C.1.3.1	選択レベル		その他	エラー監視（トレース情報を含む）を行う	パフォーマンス監視を行う	データ送受信の応答時間や、システムの処理速度等、従来よりパフォーマンスが落ちていないか定期的に確認し、異常があれば、修復する為	情報政策担当課	一般市等	1:意見を反映	いただいた意見を踏まえ、選択レベルを「4 リソース監視を行う」に修正しました。
C.1.3.1	選択レベル	0	その他	選択レベル3	選択レベル5	B2.1.4等により性能目標値を定めることとしているため。単独のシステムであればコストが大きくなるが、多くの自治体が同一クラウドを利用することで低減されることが考えられる。	住基担当課	中核市等	1:意見を反映	いただいた意見を踏まえ、選択レベルを「4 リソース監視を行う」に修正しました。
C.1.3.1			追加	C.1.3.1 監視情報 全体	死活監視をサービス起動監視として明確化 またハードウェアとソフトウェアで項目を分離(C.1.3.1はソフトウェア)	死活監視がPing監視を意味するのか、サービス起動監視を意味するのか不明確である。	住基担当課	中核市等	3:反映しない	備考に記載しているとおり、死活監視とは、対象のステータスがオンラインの状態にあるかオフラインの状態にあるかを判断する監視のことを指します。Ping監視がサービス起動監視か手段は問わないため、意図的に監視方法を記載していません。
C.1.3.2			追加	C.1.3.1 監視情報 全体	死活監視をPing監視として明確化 またハードウェアとソフトウェアで項目を分離(C.1.3.2はハードウェア)	死活監視がPing監視を意味するのか、サービス起動監視を意味するのか不明確である。	住基担当課	中核市等	3:反映しない	備考に記載しているとおり、死活監視とは、対象のステータスがオンラインの状態にあるかオフラインの状態にあるかを判断する監視のことを指します。Ping監視がサービス起動監視か手段は問わないため、意図的に監視方法を記載していません。
C.1.3.2			追加	C.1.3.1 監視情報 内の レベル5 パフォーマンス監視を行う	レベル5 障害予兆監視を行う。	ハードウェアについては、パフォーマンスの監視よりも部品の予防交換が重要であると考えられるため。	住基担当課	中核市等	3:反映しない	本項目は、ハードウェアのみに対する監視ではありません。
C.2.3.5	選択レベル	0	その他	選択レベル4	選択レベル3	「即時」の意味が曖昧だが、住記システムが外部ネットワークから切り離されている前提において、事前検証無くパッチを適用することのリスクを考慮すると、「定期保守時にパッチ適用を行う」が選択候補となるが、現状では[-]としても選択できないため。	住基担当課	中核市等	2:修正して反映	本記載における「即時」は、可能な限り速やかにということを示し、事前検証なくパッチを適用するということを示しているわけではありません。事前検証した上で速やかにパッチ適用が可能であれば、選択レベル4に記載している内容を満たしていると考えます。なお、その旨を、備考欄に記載しました。
C.4.5.1	選択レベル	0	その他	選択レベル1	選択レベル2	住基ネットとの接続は外部ネット接続と考えられるため。	住基担当課	中核市等	3:反映しない	住基ネットCS端末は庁内の外部システムであるため、選択レベル1に記載している内容と合致していると考えます。
C.5.9.1	選択レベル	0	その他		3	4 保守実績だけでなく今後の保守予定、法改正動向などについて、月1回報があるほうが良いのでは。	情報政策担当課	中核市等	2:修正して反映	各自治体は、標準非機能要件の各項目の「選択時の条件」において示す、[+]の条件に合致する場合には、選択レベルを変更することが可能です。 ご指摘の事項はそれの中で対応可能ですので、標準仕様の選択レベルは、現状のままとしますが、より要件を明確化するため、客観的な記載に修正しました。

項目番号	項目名	行番号	修正の種類	修正前	修正後	修正の理由	意見発出者	区分	対応方針	理由
C.5.9.1	選択時の条件	0	その他	[-] 報告の必要がない場合		0 報告の必要性の有無はだれが判断するのでしょうか。	情報政策担当課	中核市等	2:修正して反映	判断をするのは自治体になります。なお、より要件を明確化するため、客観的な記載に修正しました。
C.5.2.2	選択時の条件	0	その他			【注意事項】には複数の項目について「あらかじめベンダーと協議しておくこと」とされているが、この協議を不要とするための標準仕様書であるため、単に「アップデート」と定義するのではなく、ここに記載されている事項についての標準仕様を明記しておくべきではないか。	住基担当課	中核市等	2:修正して反映	クラウドのソフトウェアをアップデートするのはベンダーであり、注意事項に記載の内容は誤解を招くことから、注意事項を削除しました。
C.5.9.1	選択レベル	0	その他	選択レベル3	選択レベル4	一般的に月締めでサービス利用料等を支払うことになるが、その検収には月単位の報告が必要であるため。	住基担当課	中核市等	2:修正して反映	各自治体は、標準非機能要件の各項目の「選択時の条件」において示す、[+]の条件に合致する場合には、選択レベルを変更することが可能です。ご指摘の事項はその中で対応可能ですので、標準仕様の選択レベルは、現状のままとしますが、より要件を明確化するため、客観的な記載に修正しました。
C.5.9.2	選択レベル	0	その他	1	2	運用業務委託をしているのが一般的で、運用状況報告も行うのが妥当と考えるため。	情報政策担当課	指定都市	2:修正して反映	頂いた意見を踏まえ、選択レベルを「3 障害及び運用状況報告に加えて、改善提案を行う」にレベルアップしました。ただし、毎回改善提案することは現実的ではないため、選択条件に「障害発生時など改善提案が必要な場合を想定」を追加しました。
C.5.9.2	選択レベル	0	その他	1	3	報告だけでは職員のみで運用改善を検討することとなり、負担が大きい。S Eの観点から障害が発生しない運用を提案いただく方が良いのでは。	情報政策担当課	中核市等	2:修正して反映	頂いた意見を踏まえ、選択レベルを「3 障害及び運用状況報告に加えて、改善提案を行う」にレベルアップしました。ただし、毎回改善提案することは現実的ではないため、選択条件に「障害発生時など改善提案が必要な場合を想定」を追加しました。
C.5.9.2	選択レベル	0	その他	選択レベル1	選択レベル3	B2.1.4等により性能目標値を定めることとしているため。なお、改善提案は仕様に関わらず、運用状況に併せて適宜当然のこととして実施されるべきである。	住基担当課	中核市等	2:修正して反映	頂いた意見を踏まえ、選択レベルを「3 障害及び運用状況報告に加えて、改善提案を行う」にレベルアップしました。ただし、毎回改善提案することは現実的ではないため、選択条件に「障害発生時など改善提案が必要な場合を想定」を追加しました。
C.5.9.2	選択レベル	0	その他	1	2	よりよい市民サービスを提供するため、改善提案を行うことが必要だと判断した場合に、レベル3に上げることを可能とするため。	情報政策担当課	中核市等	2:修正して反映	頂いた意見を踏まえ、選択レベルを「3 障害及び運用状況報告に加えて、改善提案を行う」にレベルアップしました。ただし、毎回改善提案することは現実的ではないため、選択条件に「障害発生時など改善提案が必要な場合を想定」を追加しました。
C.5.9.2	選択レベル	0	その他	1	2	よりよい市民サービスを提供するため、改善提案を行うことが必要だと判断した場合に、レベル3に上げることを可能とするため。	情報政策担当課	中核市等	2:修正して反映	頂いた意見を踏まえ、選択レベルを「3 障害及び運用状況報告に加えて、改善提案を行う」にレベルアップしました。ただし、毎回改善提案することは現実的ではないため、選択条件に「障害発生時など改善提案が必要な場合を想定」を追加しました。
C.6.2.1	選択時の条件	0	その他	既設コールセンターが問い合わせ対応窓口となることを想定	運用保守プロジェクトの担当S Eが対応窓口となることを想定	各自治体の運用に精通したS Eが一時受付となることで、QAの齟齬が防止可能となる。また、職員、S E両者の負荷軽減が期待できる。	情報政策担当課	中核市等	2:修正して反映	クラウドを使用する場合は、ベンダーが常駐することは想定していませんが、コスト等の実現性を確認した上で、どうしても適切な保守・運用ができない場合には常駐できることとしています。そのことを明確化するために、要件を明確化しました。
D.4.1.1	選択時の条件	0	その他	ベンダーによる提案事項		0 本標準仕様書の理念から提案事項を含めるのは不適当と感ぜられるため。データ量については団体により大きく異なると考えられるが、項目を指定することで各自治体が参照可能な仕様となるのではないか。	住基担当課	中核市等	3:反映しない	どのデータを移行するかは、業務単位で決定することであり、現在各業務にて検討を進めていると認識しています。
D.5.1.1	選択レベル	0	その他	選択レベル1	選択レベル2	「【注意事項】最終的な移行結果の確認は、レベルに関係なくユーザが実施する。」と選択時の条件[+]移行データの確認を自治体を実施しない場合は、矛盾するのではないかと。また、カスタマイズの無いパッケージソフトウェアシステムのデータであれば、相互のベンダ間でデータ移行プロセスが定型化され、最終確認以外にユーザが行うべき作業はなくなるのではないかと。	住基担当課	中核市等	2:修正して反映	全自治体に標準準拠システムが普及していない現時点においては、ベンダー間におけるデータ項目が異なるため、ユーザの確認は必要とならざるを得ないケースがあると認識しています。他方、ご指摘のとおり、今後、標準準拠システムが普及してきた段階では、ベンダーによる移行が可能と考えます。その際には、選択レベルの引き上げを検討したいと考えています。なお、このような考え方にに基づき、標準仕様準拠のシステムから標準仕様準拠のシステムの移行の場合についてはレベルを上げられるように、[+]の要件を明確化しました。
E.1.1.1	選択時の条件	0	追加	(例) ・地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（総務省） ・国内/海外の法律 ・資格認証 ・ガイドライン ・その他ルール	(例) ・自団体の情報セキュリティポリシー ・法令（個人情報保護法等） ・資格認証（プライバシーマーク・ISMS等） ・ガイドライン（政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準等） ・その他ルール	原案では、例えば「資格認証」や「ガイドライン」とはどんなものを指しているのかイメージしづらい。また、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（総務省）」は、各地方公共団体が自身のセキュリティポリシーを策定する際に参照するガイドラインであり、これ自体を遵守すべき規定の例とするのは違和感を感じるため。	住基担当課	中核市等	2:修正して反映	非機能要件の標準仕様としては、セキュリティについて標準を示した「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（総務省）」を遵守すべき規定とすることは自然と考えます。メトリックス説明については、いただいた意見を踏まえ、明確化しました。

項目番号	項目名	行番号	修正の種類	修正前	修正後	修正の理由	意見発出者	区分	対応方針	理由
E.2.1.1	選択時の条件	0	その他	レベル1：重要度が高い資産を扱う範囲 レベル2：対象全体 【レベル1】重要度が高い資産は、各団体の情報セキュリティポリシーにおける重要度等により定める（重要度が最高位のものとする等）		「需要度が高い資産を扱う範囲」とは何を示すのか曖昧であるため。備考によると、各団体の情報セキュリティポリシーにおいて重要度が定められていることになっているが、仮に定められているとして、団体ごとに異なっているのであれば仕様のカスタマイズになるのではないかと。なお、住民記録情報は一般的に重要度が高い資産と考えられるが、その結果、「重要度が高い資産を扱う範囲」＝「対象全体」となる。ここで、[+]要件の「情報の移動や状態の変化が大きい場合」は、どう理解すべきかが不明である。	住基担当課	中核市等	3:反映しない	セキュリティポリシーにおける重要度が各団体で異なっていたとしても、本項目のセキュリティ分析についてカスタマイズは発生しないと考えています。 また、本標準仕様書は、住民記録以外の業務も対象としていることや、住民記録情報を重要度の高い資産に指定することが住民記録システム全体が対象になるとは限らないと考えています。
E.5.2.1	選択時の条件	0	その他	レベル1：必要最小限	必要最小限のプログラムの実行、コマンドの操作、ファイルへのアクセスのみ許可する。	「必要最小限」とは何を示すのか不明であるため。	住基担当課	中核市等	1:意見を反映	頂いた意見を踏まえ、修正しました。
E.6.1.1	選択レベル		その他	認証情報のみ暗号化	すべてのデータを暗号化	大阪版自治体クラウド仕様書では、通信回線内の暗号化・復号化処理を行うとなっている為（T-Cypher等）	情報政策担当課	中核市等	3:反映しない	本項目で前提としているのは庁内での通信回線であり、外部へ接続する通信回線ではありません。したがって、庁内の回線であれば、T-Cypher等で実装している処理は不要と認識しています。そのことを明確にするために、[+]外部ネットワークと接続する場合についての記載を削除しました。
E.6.1.2	選択レベル		その他	認証情報のみ暗号化	重要情報を暗号化	大阪版自治体クラウド仕様書では、データベースの暗号化対象について、的を絞り明確化するか、明確化できない場合はデータベース全てを暗号化するとされている為	情報政策担当課	一般市等	3:反映しない	各自治体は、標準非機能要件の各項目の「選択時の条件」において示す、[+]の条件に合致する場合には、選択レベルを変更することが可能です。 ご指摘の事項はそちらで対応可能ですので、標準仕様の選択レベルは、現状のままとします。
E7.1.1	選択時の条件	0	追加	レベル1：必要なログを取得する	レベル1：機能仕様書の「アクセスログ管理」の項に示されたログを取得する。	「必要なログ」とは何が曖昧であるため。これについては、機能仕様書「10.2」に定義されているので、それを明示すると良いのではないかと。	住基担当課	中核市等	3:反映しない	必要なログは、メトリクス説明や備考欄に記載しているとおり、不正な操作等を検出するため「いつ」「誰が」「どこから」「何を実行したか」等を把握できるものと考えています。 ・ログイン/ログアウト履歴（成功/失敗） ・操作ログ 等
E.7.1.3	選択時の条件	0	その他	レベル1：重要度が高い資産を扱う範囲 レベル2：対象全体		E.2.1.1の項参照。	住基担当課	中核市等	3:反映しない	E.2.1.1の項参照。
E.10.1.2	選択時の条件	0	削除	【注意事項】 Webシステムで考慮すべき項目	(削除)	E.10.1.1の項目も「Webシステムで考慮すべき項目」であり、本項のみに備考を記入していることに違和感があるため。また、現実的に本仕様書が対象とするパッケージソフトウェア（クラウドサービスによるものを含む）はWebシステムであるから、特段の記載は不要ではないかと。	住基担当課	中核市等	1:意見を反映	頂いた意見を踏まえ、備考の記載を削除しました。
F.1.1.1 F.1.2.1	選択時の条件	0	その他			E.1.1.1の項と関連するが、標準仕様書としては、何を制約とすべきかを標準化して示すべきである。また現状の定義では重要でない制約とは何かが明確でない。また、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（総務省）」については、E.1.1.1の項参照。	住基担当課	中核市等	3:反映しない	政府システムのクラウド利用に関するセキュリティの要件等においては、現在、関係省庁において検討中と承知しており、こうした検討結果が明らかになった際には、本標準非機能要件への反映についても検討することとします。

非機能要件に関するその他ご意見

ご意見等の項目	ご意見	意見発出者	区分	対応方針	理由
2-2〔非機能要件〕上記以外のこと	クラウドでシステムを運用するにあたり、クラウドを運用する運用事業者に求められる情報セキュリティ基準をお示しいたい。ISMAP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）による評価を基準とするのであれば、その点をお示しいたい。	情報政策担当課	中核市等	3:反映しない	政府システムのクラウド利用に関するセキュリティの要件等においては、現在、関係省庁において検討中と承知しており、こうした検討結果が明らかになった際には、本標準非機能要件への反映についても検討することとします。
2-2〔非機能要件〕上記以外のこと	本標準非機能要件書は、「Ⅰ 全庁的要求事項シート」、「Ⅱ 業務主管部門要求事項シート」、「Ⅲ 実現方法要求事項シート」に分類されている。この分類によると、例えば、同じデータバックアップに関することであっても項目が分割されて記載されることとなるため使いづらい。項番順の記載に修正いただきたい。また、業務継続性要件（IPAのグレード表におけるA.1.2.Xの要件）や、リソース拡張性の要件（IPAのグレード表におけるB.3.X.Xの要件）など、特にクラウドサービスの利用を前提とした要件項目が不足していると感じられるので、それらの項目の拡充を要望する。また、例えば、仮想化技術を活用した冗長化や、データバックアップとスナップショットの併用によるデータ保守、あるいは新しい働き方の推進に繋がるシンクライアントの適用などについて、既存システムにしがらみの無いコンピュータアーキテクトのご意見と取り込んでいただくなどして、幅広に且つ具体的に本仕様を拡充いただくことを要望する。	住基担当課	中核市等	3:反映しない	分類方法については、「非機能要求グレード（地方公共団体版）」（平成26年3月・JLIS作成）を参照してください。また、クラウドサービスを利用する場合、市町村単独利用だけでなく共同利用の場合もあり、その場合リソース拡張性等に関する要件は、自治体個別に指定する性質のものでないため、要件への追加は不要だと認識しています。標準非機能要件につきましては、今後、他の業務における標準仕様策定の状況等を勘案しながら、改善をしていきますので、その際は、自治体の皆さんからも改めて意見照会をさせていただきますので、よろしく申し上げます。
2-2〔非機能要件〕上記以外のこと	IPAの非機能要求グレードは多様なシステムに対応させたガイドラインであり、取り扱うデータや利用内容によって適当なレベルを選択可能としている。しかし、本仕様書は住民記録システムのみ（または、地域情報プラットフォーム標準仕様ユニットに該当するシステム）を対象としているため、各項目を8段階ものレベルに分けて示す必要は無いと考えられる。	住基担当課	中核市等	3:反映しない	標準非機能要件は、新経済・財政再生計画改革工程表2019（令和元年12月19日）及び「デジタルガバメント実行計画」（令和元年12月20日閣議決定）において、地方公共団体の業務プロセス・情報システムの標準化を検討する対象とされた17業務に係る、市町村が使用するシステムを対象としており、住民記録システムのみを対象としているわけではありません。
非機能要件	RTOやRPOなど求めているレベルが低い印象であった。今後、クラウド化・サービス化を推進していくこと自体は賛成であるが、現在、住民情報系システムにおいてはセキュリティガイドラインにおいても、閉域の中での利用が求められているものと認識している。そうした状況下、直近の対応においては、やはりある程度の自分たちで対応しなければならず、障害発生時などにおいて標準仕様案の通り設定した場合には心もとなく、住民サービスの低下を招きかねないとする。確かに、要求水準を上げると、費用に跳ね返るとは思うのだが、どれくらいの規模間で異なるのかは示されていなかったと認識している。標準仕様を定めるのであれば、参考で構わないので保守料においてはどの程度異なるのか、準構成員等にシステムベンダが入っているのであれば参考提示してもらい、金額面も含めた、各自治体このレベル感での設定で問題ない（これ以上費用をかける必要はない）と納得できるような内容でご説明いただきたい。	情報政策担当課	一般市等	3:反映しない	各自治体は、標準非機能要件の各項目の「選択時の条件」において示す、[+]の条件に合致する場合には、選択レベルを変更することが可能です。今回、自治体から頂いたご指摘の事項はその中で対応可能と認識しております。保守料等の金額については、自治体規模やベンダにより条件が異なるため、参考となる金額を提示することは困難です。
2-2〔非機能要件〕上記以外のこと	非機能要件：他システムと連携できるかが不明瞭。現在は、ほぼノンカスタマイズで一括契約しており、標準システムを導入し、住基以外の他システムとの連携にカスタマイズ等で費用負担が発生する場合、全体的にコスト削減になるのかわからない	情報政策担当課	一般市等	4.「理由」において説明	標準非機能要件は、新経済・財政再生計画改革工程表2019（令和元年12月19日）及び「デジタルガバメント実行計画」（令和元年12月20日閣議決定）において、地方公共団体の業務プロセス・情報システムの標準化を検討する対象とされた17業務に係る、市町村が使用するシステムを対象に、標準仕様が作成されていきます。そのため、パッケージシステムが標準仕様に対応していく必要があると考えていますが、全体的なコスト削減をするための方策は今後の課題と認識しています。